

の要員であります。また、自衛隊が日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基く教育訓練等の援助を受ける便宜を考慮して、同協定付属書G第二項による日本国政府の現物提供に関する事務は、労務提供に関するものを除き、防衛庁がこれを行うことを適当であるとして、所要の規定の整備がなされております。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、陸上防衛力の整備のため、東北地方北部に、陸上自衛隊の長官直轄部隊として混成団一を新設するとともに、航空自衛隊については、既存の航空団一を加えて、さらに一航空団を増設することとした点がおもな改正点でありまして、このほか、自衛官の募集等の事務を行なっている地方連絡部の長は、従来、自衛官をもつて充てることとなつておりましたのを、その事務の性質にかんがみ、事務官をもつて充てることもできることとし、なお、自衛隊の飛行場に自衛隊の航空機以外の航空機が着陸した場合におきましては、一定の条件のもとに、便宜所要の燃料を無償で貸し付けることができることとし、また、駐留米軍と自衛隊とが隣接して所在する場合におきましては、自衛隊は、米軍に対し、一定の条件のもとに、必要に応じ給水その他の役務を適正な対価で提供することができ、きるよう所要の改正をいたしております。

内閣委員会は、前後九回にわたり委員会を開きまして、この間、鳩山内閣総理大臣、船田防衛庁長官その他防衛庁政府委員の出席を求めまして、この二法案の審議に当りましたが、鳩山総理大臣及び船田防衛庁長官の答弁によつて明らかになつたおもな点を申し上げます。

九条の戦力には該当せず、この点、従来の政府の説明と何ら変更はない旨の答弁がありました。その第三は、防衛六カ年計画に関する点でありまして、「防衛六カ年計画は、政府案としてまだ確定しておらないが、防衛庁の試案としては、六カ年計画の最終年度の昭和三十五年において、陸上自衛隊では陸上自衛官十八万人、海上自衛隊では艦船十二万四千トン、航空機百八十機、航空自衛隊は航空機千三百機、なお、自衛隊全体で予備自衛官二十万人を目標として、防衛力の増強を期したいが、来年度より昭和三十五年度までの年次計画は今まだきまつていない、そしてこの防衛六カ年計画の最終年度の防衛費は、国民所得の二%強であつて、この程度の防衛力は、他国に脅威を与える程度のものでもなく、また国民に大きな負担をかけるものではないと思ふ」旨の船田長官より答弁がありました。その第四は、「第十九国会において、自衛隊の海外出動をなさざることに関する当院の決議がなされたが、鳩山総理はこの決議を尊重するか」との問いに対し、「海外出動は考えたことではない」旨、鳩山総理より言明がありました。

このほかに、自衛隊の防衛出動に関する諸問題、自衛隊員の応募状況と徴兵制度に関する点、米国顧問団の現状と将来の見通しの点、オネスト・ジョン、ナイキ等の兵器に関する点、艦船、航空機、武器等の米国よりの供与及び国産化の現状と今後の見通しの点、防衛産業の育成に関する政府の方針の点、自衛隊増強に伴う米駐留軍撤退に関する点、防衛庁費と防衛分担金との関係の点、防衛庁費の経理運用の現状と不当支出に関する点等につきまして質疑応

防衛庁設置法の一部を改正する法律

ますと、その第一は、自衛権の限界いかんという問題でありまして、「わが国に対し、他より急迫不正の侵害が加えられ、他に防衛の手段がないとき、その不正の侵害を排除するに必要な限度の実力行使をすることが自衛権である。従つてわが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として、わが国土に対して誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨だとはどうしても考えられない。この場合、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは理論上は自衛の範囲に含まれ、可能であると思ふ。しかし、かような自衛権の発動は、限られた例外的場合を想定しての法理論であつて、実際上は、わが国が他より不正の侵害を受けた場合には、日米行政協定第二十四条に基いて、日米両国間においていかなる措置をとるかを協議し、その結果、米国はわが国を防衛すると同時に、わが国は憲法及び国内法の規定の範囲内において自衛権を行使し、また同時に、時を移さず国連に提訴することになると思ふ」旨、鳩山総理及び船田防衛庁長官より答弁がありました。なお、この問題に関連して、船田長官より「実際上は、政府はこのような場合、一切海外出動をなさぬ決意である」旨の言明がありました。その第二は、自衛隊増強と憲法第九条との関係につきまして、船田長官より、「現在の自衛隊や将来の増強計画による程度の自衛隊は、他国に脅威を与えるような戦力ではなく、自衛のための必要最小限度の実力に過ぎぬものであるから、憲法第

答がなされましたが、その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

去る十三日の委員会におきまして質疑を終わりましたので、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田畑委員より、「第一に、再軍備体制を強化せんとする本二法案は憲法違反であること、第二に、自衛隊はアメリカの傭兵的性格が濃厚であつて、国民生活を破壊するものであること、第三に、内外諸情勢よりみて、現在は再軍備体制を強化する時期でないこと、以上三つの観点より、本二法案に反対である」旨を、次いで緑風会を代表して島村委員より、「わが国の防衛体制を整備することは、独立国家として当然の措置であるが、政府は防衛体制の整備に対する国民の十分なる理解と協力を得るよう、自衛隊の運営等についても、国全体に不安なからしむる措置をとるとともに、政治優先、主権在民の建前を堅持し、戦前の軍隊の持つておつた弊害を台頭せしめぬよう深く慎むべきであること、さらには、自衛隊員は公務員の本旨に徹し、国民奉仕の観念をもつて任務を遂行するよう政府において万全の措置をとること、以上三点の希望を付して本二法案に賛成する」旨、次いで堀委員より、「第一に、本二法案は憲法を侵害するものであること、第二に、自衛隊はアメリカとの関係において隷属的關係にあること、第三に、自衛隊の増強は最近の国際情勢に逆行するものであること、第四に、自衛隊の増強が民生を圧迫すること、以上四点を理由として本二法案に反対である」旨、最後に、自由民主党を代表して野本委員より、「本二法案には賛成である」旨、それぞれ発言が

防衛庁設置法の一部を改正する法律

ありました。

討論を終り、直ちに本二法案について採決をいたしましたところ、本二法案は多数をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。

◎自衛隊法の一部を改正する法律

(昭三二、四、二〇法七八)

一、提案理由(二月十五日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三二一法七七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(三月二日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三二一法七七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月十六日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三二一法七七)の委員長報告と一括して掲載)

◎自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法の一部を改正する法律

◎都市公園法 (昭三一、四、二〇法七九)

一、提案理由(二月十五日)

○国務大臣(馬場元治君) たいま提案になりました都市公園法案につきまして、提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

従来、営造物である公園に関する法制としては、明治六年太政官布告第十六号のほかは、わずかに都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関する規定が散在するにすぎず、これが管理に関する法制は全く存在しなかつたのであります。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、あるいは荒廃し、あるいは壊滅した公園も少くない状況であります。

このような事態に対処するため、公園の規制に関する法律の制定が長年にわたり各方面から要望されておりましたので、ここに都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資するため、本法案を提案することといたしました次第であります。

以上が本法案の提案理由であります。次に本法案の要旨につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一に、本法は市街地の住民のための公園を規制の対象といたしまして、その範囲を都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園もしくは緑地または都市計画の施設である公園もしくは緑地で地方公共団体が設置するものとしたのであります。

であります。

二、参議院建設委員長報告(三月三十日)

○赤木正雄君 たいま議題となりました都市公園法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の都市公園につきましては、明治六年の太政官布告第十六号のほかは、都市計画法及び土地区画整理法に建設に関する規定が散在するばかりで、管理に関する法制はなく、その結果、公園管理の適切を欠くもの、あるいは荒廃し、減少して行くものが少なくない状況にあります。本法案は、かかる事態に対処し、かつは近來都市における住宅の高層集団化の傾向にかんがみ、都市公園の健全な発達をはかり、市民の公共の福祉を増進するため、都市公園の設置及び管理について基準等を定めようとするものであります。

その内容のおもなるものについて申し上げますと、第一に、本法の適用範囲は、都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園もしくは緑地、または都市計画施設としての公園または緑地で、その管理者は地方公共団体としたこととあります。第二に、公園施設として設けられる建築物の敷地面積に対する割合を二〇%以内に限定したこととあります。第三に、公園施設以外の工作物、その他の施設を設けて公園を占有しようとする場合には公園管理者の許可が要ることとし、許可の範囲、基準及び条件等について規定したこととあります。第四に、公園管理者に対し、法令違反者等に対する監督処分の権限を付与するとともに、公園管理者は、公益上特別の必要

第二に、公園は本来屋外における休息、観賞、散歩、遊戯、運動等を行う場所でありますので、公園施設として設けられる建築物の建設率を限定したのであります。

第三に、公園の管理が乱れる最も大きな原因は、公園の効用を阻害する工作物等によって公園が占用されることにありますので、これらの工作物等による都市公園の占用は、一定の要件を満たさない限り、許されないものとしたのであります。

第四に、公園管理者である地方公共団体に対して、法令違反者等に対する監督処分の権限を付与してこの法律の実効を確保することとしたのであります。

第五に、わが国の人口一人当りの都市公園の面積は諸外国に比較してきわめて狭く、かつ、都市公園は一たび廃止されますとこれにかわるべき都市公園を建設することは容易ではありませんので、公園管理者は、公益上特別の必要がある場合または廃止されるべき都市公園にかわるべき都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園の全部または一部を廃止してはならないこととしたのであります。

第六に、都市公園の使用関係を私法上の契約にまかせておきますと、とかくその関係が不明確になりがちでありますので、都市公園を構成する土地物件については、私権の行使を制限することとしたのであります。

以上が都市公園法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第とができませんものとしたこととあります。

本法案は、去る三月十四日に本委員会に付託されましたが、審議に当りましては、詳細な資料の提出を求め、数回にわたって質疑を行なつて参りました。そのおもなる点を申し上げますと、「国立公園の指定のある地域内の都市計画区域内の公園に本法が適用されるか」との質問に対しましては、「適用される」との答弁がございました。その他、既設公園施設または工作物等の本法施行後の処置について、あるいは国または日本専売公社等の行う都市公園の占用の特例について、あるいは公園または公園施設の設置基準の政令の内容等に関連するものであります。この質疑応答を通じて、本法案の内容を明らかにいたしました。

かくて質疑を終了して、討論を省略、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院建設委員長報告(四月六日)

○瀬戸山三男君 たいま議題となりました都市公園法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

従来、営造物である公園に関する法制といたしましては、明治六

年大政官布告第十六号のほかは、わずかに都市計画法及び都市区画整理法にその建設に関する規定が散在する程度でありましたので、ここに都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全なる発達をはかり、もって公共の福祉の増進に寄与せんとするものが、本法案の趣旨であります。

本法案は参議院先議でございまして、去る三月十四日予備審査のため本委員会に予備付託され、同月三十日に本付託となったものであります。審査の過程において主として問題となりましたのは、都市公園と国立公園との関係及び公園管理者以外の者の設置する公園施設についてでありましたが、既設公園内における公園利用者の利便とは無関係の施設、たとえば日比谷公園内の松本楼のごとき施設は、本法施行後においてはできるだけ早い機会に適切な措置を講じたいとの答弁がありました。なお、詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎空港整備法 (昭三一、四、二〇法八〇)

一、提案理由(二月二十二日)

○吉野国務大臣 空港整備法案につきまして提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

航空が政治経済活動を能率化し、機敏迅速をとらふ現代の傾向に即応した最もすぐれた交通手段であることは異論のないところでございまして、世界の主要な国々におきましては、いち早く空港の整備に積極的な措置を講じました結果、すでにその建設を終え、航空路網は縦横に張りめぐらされ、航空交通は政治経済活動の一大動脈となっており、国民は多大の便益を享受しております。わが国の国土は、南北約三千キロに及び、ここに数多くの都市が散在しており、これらの諸都市を緊密に結びつけ、政治経済活動を能率化いたしますためには、航空路網を整備する必要がありますことはきわめて明らかでございまして、しかしながらわが国におきましては、現在ようやく一部の幹線のみが整備されているにすぎない状態であり、早急に各地の空港を整備拡充することが強く要望されて参つております。この要請にこたえ、空港の整備をはかりますためには、空港を国または地方公共団体において管理し、この両者の費用負担においてその建設、整備を進めていく体制を確立いたしますことが最も適当であると考えられますので、この趣旨にのっとり、ここに空港整備法案を提出いたしました次第でございまして、

空港整備法

この法律案の要旨について申し上げますと、第一に航空運送の用に供する公共用飛行場を空港とし、国際航空路線のために使用されますものを第一種空港、主要な国内航空路線のために使用されますものを第二種空港、地方的な運送のために使用されますものを第三種空港と、その性格に従いまして三種類に分け、それぞれ政令で指定することいたしました。

第二に第一種空港と第二種空港につきましては、運輸大臣が設置管理を行うこととし、第三種空港につきましては、地方公共団体に設置管理の責任を持たせることにいたしました。空港の管理主体を明確にいたしました。なお第二種空港につきましては、地方的な利害も相当大きいため、将来地方公共団体が管理することを希望して参りましたときに、国が管理権を地方公共団体に移譲する道を開くことにいたしました。

第三に本法律案の骨子をなす空港の建設、整備のための費用の分担に関する規定を設けました。第一種空港につきましては、その利用範囲が国際的な規模にわたり、国の利害に重大な関係を持つ点を考慮いたしまして、全額国庫で負担することいたしました。第二種空港と第三種空港につきましては、国と地方との双方の利害に關係がありますため、国と地方公共団体とが費用を分担し合うことにいたしました。両者の協力のもとに整備を進めることにいたしました。基本的施設の工事の費用につきましては、第二種空港では七割五分、第三種空港では五割を国庫において負担し、その他の付帯施設につきましては、第二種空港で七割五分以内、第三種空港で五割

以上の補助を行うこととし、さらに北海道と離島につきましては、これらの地域の開発振興のため、特に国の負担率及び補助率を高めることにいたしました。

その他これらに関連いたしました必要な規定を設けた次第でございます。

以上が本法律案を提案いたします理由及びその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

二、衆議院運輸委員長報告(三月一日)

○松山義雄君 たいだいま議題となりました空港整備法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、航空が政治経済活動を能率化し、機敏迅速をとるとふ現代の傾向に即応した最もすぐれた交通手段であることは異論のないところであります。しかるに、わが国の航空交通は、その拠点である空港が現在よりやく一部の幹線のみが整備されているにすぎず、主要各国に比し著しく立ち遅れている状態でありまして、早急に各地の空港を整備拡充するよう強く要望されているのであります。よつて、この要望にこたえまして、空港の整備をはかるために必要な規定を設け、もつて航空の発達を促進しようとするのが、本法案の目的であります。

次にその内容のおもなる点をあげますと、まず第一点は、空港の種類をその性格に従いまして三種類に分け、第一種空港は国際航空

の建設、整備に要する工事費用の分担に関する規定であります。第

一種空港は、その利用が国際的になりますので、全額を国庫が負担し、第二種空港、第三種空港につきましては、国と地方公共団体との双方に利害関係がありますので、国と地方公共団体とが費用を分担し合うことにいたしております。この場合、基本的施設の工事費用につきましては、第二種空港で七割五分、第三種空港では五割を国庫で負担し、その他付帯施設の工事費用につきましては、第二種空港で七割五分以内、第三種空港で五割以内の補助を国が行うこととしております。さらに、災害復旧工事に要する費用については、第二種空港、第三種空港の基本施設について国が八割を負担し、付帯施設については国が八割以内の補助を行うこととしております。第四点といたしまして、北海道と離島につきましては、これらの地域の開発振興のために、特に国の負担率及び補助率を高めることができる旨規定されております。

質疑に入りましたところ、早川、木島、三木、一松、小酒井、左藤、大倉の各委員より熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によりごらんを願うこととし、そのおもなものを申し上げますと、まず、空港整備計画並びに空港指定の予定についてでありまして、政府委員の答弁によりますと、「さしあたり第一種空港としては羽田、第二種空港としては高松、熊本、鹿児島、大村等でありまして、第三種空港は、たとえば離島におけるものなどがその適例である」ということでありました。なお、「現在米軍管理のものについては、返還された後追加指定する」との答弁があり、また、

第二点は、空港の設置及び管理についてであります。すなわち、第一種空港及び第二種空港は運輸大臣が設置し管理することとし、第三種空港は地方公共団体が設置管理することとして、空港の管理主体を明確にいたしておることあります。なお、第二種空港につきましても、地方公共団体が管理することが適切であると認めるときは、その申請により地方公共団体に管理させることができるようにしていることあります。第三点は、本法案の主要目的である空港

路線に必要な飛行場、第二種空港は主要な国内航空路線に必要な飛行場、第三種空港は地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場でありまして、それぞれ政令で指定しようとするのであります。

次に、第二点は、空港の設置、管理であります。第一種空港及び第二種空港は運輸大臣が、第三種空港は地方公共団体がそれぞれ設置、管理を行うこととして、管理主体の明確を期しております。なお、第二種空港につきましては、地方公共団体が管理を希望する場合には、管理権を地方公共団体へ移譲できるようにいたしております。

第三点は、空港の建設、整備に要する費用の分担等でありまして、第一種空港は、その全額を国庫が負担し、第二種空港と第三種空港については、国と地方公共団体とが費用を分担することとしております。

本法案は、去る二月二十一日本委員会に付託され、翌二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、同月二十四日質疑が行われましたが、その内容は会議録に譲ることといたします。

同月二十八日、討論を省略いたしましたして、直ちに採決の結果、全会一致をもつて政府原案通り可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(三月二十三日)

○左藤義詮君 たいだいま議題となりました空港整備法案及び臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案について、運輸委員会におけ

「三十一年度の空港整備計画として、約一億五千万円が予算に計上されておる」旨、具体的な説明がございました。

次に、「地方財政窮乏の折柄、空港工事の費用負担が地方財政を圧迫しないか」という質問に対しましては、「空港整備の費用負担につきましても、事前に地方公共団体と十分協議をなすか、またはその申請によって行われ、かつおおむね既存の空港が対象となるので、地方財政を圧迫する程度の負担となる心配はない」との答弁でありました。また、空港整備について地元と利害関係の一致しない場合の調整について質問がありましたのに対し、政府委員は、「この法案は、空港の設置及び管理主体並びに工事費の負担等について規定したものであり、空港の設置については航空法で規律するところであり、地元の利害の不一致につきましても、公聴会も開き、十分審査の上善処され、また飛行場周辺の土地物件につきましても、損失補償または買取り請求の道もあり、なお、公共用飛行場の設置については土地収用法の適用がありますが、あくまでも地元との協議を基調とし、円滑に処理したい」旨の答弁がありましたが、なお、自衛隊の使用する飛行場の整備について質問がありましたが、これに對しましては、「この法案は、自衛隊の管理するものには関係のない」旨を明らかにせられました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、格別発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって本法律案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案について申し

上げます。

現行法は、第十六回国会において制定されたものでありまして、戦争によって崩壊したわが国商船隊の再建をはかるための海運助成施策の実施に伴い、できるだけ均斉のとれた商船隊を建造し得るよう、国際航海に従事し得る船舶の建造についての許可制度を定めたものでありまして、四カ年間の臨時立法とされているものであります。この改正法案は、経済自立五カ年計画の一環たる計画造船の円滑な遂行を確保するため、現行法の有効期間を昭和三十六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本委員会におきましては、現行法を延長する理由、また現行法の施行実績等につきましても、岡田委員より種々質疑が行われたのであります。政府委員の答弁中、おもなるものを総合して申し上げますと、「わが国の造船能力は、熔接技術の進歩により、ブロック建造方式をとり得ることになったので、建造工程が早くなり、また船舶の大型化に伴い、単位当り工数が少くなり、年間最大百二十万トンないし百三十万トンに及び、国内船の建造を確保するとともに、輸出船を引き受けて外貨獲得を行わたい。また第十二次計画造船は三十万トン計画であるが、一方本年度の輸出船の契約量は、二月末日まで約二百萬トンに達し、なお海運市況の好転により、自己資金による造船も増加している。これらの事情により、船台状況は相当窮屈となっており、また鋼材の需要量も、相当生産限度に接近するに至っている実情なので、輸出船や自己資金造船を制限しない場合においては、計画造船を円滑に遂行し得るかどうかが不安が感

ぜられる。従って計画造船の円滑なる遂行上、輸出船の建造については、これを検討する必要があると考へる。自己資金造船についても、その増加はけつこうなことであるが、資材の取り合い等により全般の計画に支障を与えても困るし、またその船主が利子補給対象会社である場合に於ては、この經理に不都合な影響を与えることのないようこれを規整する必要がある。また現行法の施行後、最近までの間において許可したものは、国内船、輸出船を合わせて三百四十八隻、約三百九十四萬トンであり、不許可にした件数はきわめて少いが、本法による造船許可制のもとに船舶の設計仕様の改善、船価の適正化、国産船舶用機械の使用等について、内面的に行政指導を行なっている」ということでありました。

討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決に入り、本法律案は原案通り可決すべきものと、全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎地方税法の一部を改正する法律

(昭三一、四、二四法八一)

一、提案理由(二月二十二日)

○太田国務大臣 ただいま議題に供されました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

政府は、明年度において地方財政の再建並びにその健全化をはかることを重要施策の一つといたしているのでありますが、この方針のもとに、あとう限り自主財源の充実等を期すべく、地方税制の面におきましても、鋭意検討を加えて参りましたところ、昨年十二月地方制度調査会及び臨時税制調査会から明年度地方財政に関連して地方税制改正についての答申がありましたので、その趣旨をも尊重いたしまして、今回の地方税制の改正を企図いたしました次第であります。

その改正の方針といたしましては、第一に、非課税範囲を縮小し、租税負担の均衡化をはかりながら増収を期待することであり、またその取扱いに公正が期せられるのでありまして、このこととは、納税秩序を確立するための基本的な条件であると考えられます。今回、不動産取得税における住宅の定義、遊興飲食税における徴収猶予の制度、自動車税における課税方式等について改正いたそうとしておりますのは、いずれもこの趣旨に基くものであります。方針の第四は、財源調整の機能を強化するための措置をとることでありまして、このたびの改正によりましてかなり大幅に自主財源の増強をはかっているのでありますが、なお自主財源の不十分な地方団体に対しましては、別に提案いたしました入場譲与税法の一部を改正する法律案によりまして入場譲与税制度の持つ財源調整の機能をさらに強化し、そこから得られる財源を振り向けることとするのもやむを得ないものとしていたしているのであります。

以上の方針による改正のうち地方税法に関するものの内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、総則に関する事項といたしまして、現在個人の道府県民税は原則として市町村が市町村民税とあわせて賦課徴収することとなつておりますが、市町村が徴収した道府県民税が過誤納となつた場合、納税者及び市町村の双方の便宜をはかり他の市町村税の場合と同じくこれをその納税者の未納の市町村税に充当することができるとするものであります。特定の場合に道府県が個人の道府県民税と市町村民税をあわせて徴収した場合における事例についても同様に取り扱うことといたしております。

地方税法の一部を改正する法律

ち、従来固定資産税を課されていなかった国及び地方団体の所有する固定資産のうち国及び地方団体以外の者が使用しているもの、国有林野の土地、地方団体の所有する発電施設、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産等に対して固定資産税相当額の負担を求めることとしたのであります。これら固定資産の所有者が、国、地方団体等であることにかんがみ、特に固定資産税相当額の交付金または納付金を固定資産所在の市町村に交付しまたは納付するようになし、この制度につきましては、別途国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案として御審議をお願いすることにいたしております。なお、このほか、地方税法自体におきましても、同様の趣旨により日本放送協会及び日本中央競馬会の所有する固定資産に対する非課税制度を廃止することとしたのであります。

方針の第二は、受益者負担の制度を拡張し、施設充実に要する財源を確保することでありまして、国民の租税負担が一応限界に達しているときとされている現在におきまして、さらに施設充実に要する財源を確保するには、その充実した施設によって受益する者に負担を求めることはやむを得ないことであり、反面その財源は関係の事業に充てることとすることが適当であると考えられますので、この趣旨のもとに目的税制度を拡充しようとするものであります。その一は、道府県税としての軽油引取税、その二は市町村税としての都市計画税の創設であります。

方針の第三は、税務行政の規律を明確化することでありまして、税務行政の規律を明確化することによって納税者の納得を得ることができ、またその取扱いに公正が期せられるのでありまして、このこととは、納税秩序を確立するための基本的な条件であると考えられます。今回、不動産取得税における住宅の定義、遊興飲食税における徴収猶予の制度、自動車税における課税方式等について改正いたそうとしておりますのは、いずれもこの趣旨に基くものであります。方針の第四は、財源調整の機能を強化するための措置をとることでありまして、このたびの改正によりましてかなり大幅に自主財源の増強をはかっているのでありますが、なお自主財源の不十分な地方団体に対しましては、別に提案いたしました入場譲与税法の一部を改正する法律案によりまして入場譲与税制度の持つ財源調整の機能をさらに強化し、そこから得られる財源を振り向けることとするのもやむを得ないものとしていたしているのであります。

第二は、道府県民税及び市町村民税に関する事項といたしまして、その地方団体内に事務所、事業所を有しないが、寮、クラブ等を有する場合に均等割を課することができることとしたのであります。これによる増収額は三百万円程度であります。また給与所得者のうち年金受給者のごとく特別徴収によることが著しく困難であると認められる事情がある者に対しては、普通徴収の方法によることができることとしたのであります。

第三は、不動産取得税に関する事項といたしまして、住宅の定義を「一人の居住の用に供する家屋または家屋のうち人の居住の用に供する部分」と改めることとあります。これによって併用住宅を建築した場合は常にその住宅部分について百万円の基礎控除の特典が認められることとなるのであります。

第四は、娯楽施設利用税に関するものであります。学生、生徒等のスケート場の利用に対しましてはすべて非課税とすることとしたのであります。これは学校によってはスケートを正科としているところもありまして、学生については、スケートを娯楽の見地から課するよりも、スポーツの見地から課する方が適当であると考えられるからであります。これによる減収額は三千八百万円程度であります。またパチンコ場等に対する本税の徴収方法について従来の申告納付のほかに道府県の選択により普通徴収の方法によることとすることができるものであります。

第五は、遊興飲食税に関するものであります。従来遊興飲食税の徴収については発生主義の立場から行為の行われた月の翌月に、そ

の行為にかかる税額をすべて納入することになつていたのでありますが、昨年十一月公給領収証制度の実施に伴つて特別徴収義務者は遊興飲食等の行為のあつたときに、料金及び税額を受け取るということにかかりなく、すべて領収証又は領収証となるべきものを作成することとなりましたので、料金が売掛になつてゐるかあるいは現実に収入になつてゐるかは領収証制度を忠実に履行している限りは明確になつておりますので、その種のものについては売掛部分について三カ月以内の徴収猶予をすることができるとし、この部分については延滞金を免除するものとしてあります。また、貸し倒れとなつた場合等にはすでに遊興飲食税を立てかえて納入しているときは還付し、いまだ納入されていないときは、納入の義務を免除することとしております。

第六は自動車税に関する改正であります。その一は、従来揮発油には揮発油税及び地方道路税が課せられておりましたのに軽油にはそれがなかつたので、その間の負担の均衡を保つため軽油自動車に対する税率を揮発油自動車のその五割増しに定めていたのであります。が、今回軽油引取税が創設されることとなりましたので、この税率区分を廃止し軽油自動車に対する税率を揮発油自動車に対する税率まで引き下げることとしたのであります。これによる減収額は昭和三十一年度二億九千七百万円の見込みであります。その二は、自動車の所有者が變つた場合、都道府県間に異動があつた場合等における従来の取扱いを改めまして、すべて月割をもつてそれぞれ課税することとしたのであります。さらに、年の中途で自家用車から営業用

に変更になつたこと等によりその適用税率が異なることとなつた場合も、それぞれの月割額の合算額で課税することとしたのであります。その三は、所有権留保付売買があつた場合は、実際の使用者である買主に対して課税することができることとしたのであります。最近自動車の月割販売が相当行われていたのでありますが、一切の租税公課は買主が負担する契約をしているにもかかわらず、現行法では販売会社に課税しなければならぬこととなり、実際の納税上種々の不便があつたのを是正しようとするものであります。

第七は、固定資産税に関するものであります。日本放送協会及び日本中央競馬会の所有する全固定資産を非課税の範囲から除くこととし、特に日本放送協会が所有する固定資産で直接その本来の事業の用に供するものに対しては、その公共性にかんがみ課税標準は価格の二分の一、昭和三十一年度においては、激変を避けるため四分の一といたしてあります。この改正による増収額は昭和三十一年度八千百万円、平年度九千五百万円の見込みであります。

第八は、電気ガス税に関するものであります。日本国有鉄道が直接一般交通のための旅客または貨物の運送の用に供する電気に対しては、電気ガス税を課さないこととし、一般の地方鉄道事業者における同様の取扱いといたすのであります。これによる減収額は、昭和三十一年度四億円程度であります。

第九は、目的税として軽油引取税を創設しようとするものであります。軽油引取税は、すべての都道府県が課税するものとし、特約業者からの小売人または消費者の軽油の引き取りを課税客体とし、納

税義務者はその引き取りを行う者としたのであります。徴収は特別徴収の方法によることとして、特約業者を特別徴収義務者とし、

毎月引き渡した軽油の容量を課税標準とし、営業所所在の道府県にその翌月の十五日までに申告納入することとしております。なお代金決済の実態に照し、揮発油税の徴収と同じく担保を提供した場合、二月を限つて徴収猶予を認めることとしております。税率は、一キロリットルにつき六千円であり、揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の合計額一キロリットルにつき一万三千円の約半額であります。本税は、目的税であることから、道路との関連の有無、免稅手續の難易等を勘案して免稅の範囲を定めております。すなわち、船舶の主たる推進機関の動力源に供するもの、国が設置管理する航路標識の光源に供するもの、鉄道車両または軌道車両の主たる推進機関の動力源に供するものその他これに類するもの、陶磁器の製造工程における焼成用に供するものその他政令で定める事業を営む者が政令で定める用途に供するもの、農業及び林業用の機械のうち政令で定めるものの動力源に供するもの、輸出するもの等については免稅措置を講じております。本税の税収入は、その徴収に要した費用に充てた残額は、すべて地方道路譲与税の場合と同様に道路に関する費用に充てるものとされるのであります。なお、五大市の長がその区域内の国道及び府県道の管理責任者とされておられますので、五大市所在の府県は、その徴収した軽油引取税を道路の面積を基準として五大市に交付することとし、五大市はその交付された額を道路に関する費用に充てなければならぬこととしております。本税

の収入額は、昭和三十一年度二十四億五千四百万円、平年度三十七億九千六百万円の見込みであります。

第十は、同様に目的税として都市計画税を設けようとするのであります。市町村は、都市計画事業に要する財源に充てるため、都市計画税を課することができるものとしてありますので、課するかいなかには市町村の任意であります。この税は、都市計画区域として決定された区域の全部または一部の区域で市町村の条例で定めるもののうちに所在する土地及び家屋に対して課することとし、課税標準は固定資産税の場合と同様その土地及び家屋の価格とし、税率は百分の〇・二をこえることができないことといたしてあります。徴収については、固定資産税とあわせて行うことにより手續の煩雑化を来さないよう配慮いたしております。目的税でありますので、収入は全部都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てなければならぬものとしております。税収入額は昭和三十一年度三十億三千九百万円、平年度三十四億三千七百万円と見込んでおります。

以上のほかなお次のような点についての改正をいたしております。

その一は、自動車損害賠償責任保険にかかわる収入金額を正味収入保険料の百分の十とすることであり、同保険が強制保険であること、その付加保険料の割合が低いことにかんがみて、現在の百分の三十五を引き下げようとするものであります。これによる減収額は七百万円程度であります。

その二は、外航船舶を運航する法人の事業税の課税標準である所得の算定について特例措置を定めることであり、御承知のように海運業に對しましては、収入金額を課税標準として課税しておりましたのを、昭和二十九年四月一日以後所得を課税標準とし、その所得の計算は法人税の計算の例によつて算定することに改めたものでありますが、その際、法人税の所得の計算上損金とすることを認められる減価償却額のうち、いまだ損金經理の行われていないいわゆる減価償却不足額の莫大なるものをかかえており、それは、所得を課税標準とすることになつても、事業税においては当然にただちには損金として繰り越されなからぬため、自來法人税と事業税との間に所得の計算が異なることとなつたのであります。このこと自体はただに稅務行政上その所得計算を二重にしなければならぬばかりでなく、そもそも海運業のわが國經濟に占める特殊な地位にかんがみ、國策として海運業を助長している際でもありますので、法人税における場合と同様の取扱ひをすることによつて、所得課税に切りかえた時期における減価償却不足額の損金としての繰り越しを認めることとし、また欠損金の取扱ひについても減価償却不足額の取扱ひとの均衡をとるため、同様に法人税について認められる損金としての繰り越しは認めることとして、税額算定の簡易化をはかることにいたしましたと考えます。

その三は、國民健康保險税につきまして、被保險者一人当りの保險税額や療養給付費の増大に伴い、課税限度額を現行の三万円から五万円に引き上げることとあります。

よりにすることを目的とするものであります。

まず、地方税法の一部を改正する法律案について申し上げます。今回政府の企てた地方税制の改正は、地方制度調査会及び臨時税制調査会の答申の趣旨に沿ひ、非課税の範圍を縮小し、租稅負擔の均衡化をはかりつつ増収を期待すること、受益者負擔の制度を擴張して施設充實の財源を確保すること、及び、稅務行政の規律を明確にすること、以上三方針のもとに、大要次のような改正を行おうとするものであります。

第一の方針としては、従來非課税とされていた國、地方団体及び三公社の所有する固定資産について、所在市町村交付金または納付金の制度を創設するほか、日本放送協會及び日本中央競馬会の所有する固定資産に対する非課税をやめ、道府県民税及び市町村民税に關しても、その地方団体内に事務所や事業所を有しないが、寮、クラブ等を有する法人等に対しては、均等割を課することとしておるのであります。

第二の方針としては、輕油引取税及び都市計画税の二つの目的税を創設したのであります。輕油引取税は、都道府県及び五大市の道路に關する費用に充てるための目的税でありまして、特約または元売業者からの輕油の引き取りを課税客体とし、これら販売業者の營業所所在の都道府県においてその引き取りを行う者に課税することを建前としておりますが、徴収は特別徴収の方法によることとし、税率は一キロリットル六千円であり、本税は道路財源に充てる目的税である關係をも考慮して、一般の船舶や鐵道車両の動力

その四は、輕油引取税及び都市計画税の創設に伴ひ、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三条に基く行政協定の実施に伴ひ地方税法の臨時特例に關する法律の一部を改正して、輕油引取税に於ては合衆國軍隊及び國際連合の軍隊等が軍隊等の用に供する輕油の引取、都市計画税に於ては軍隊等の所有するものに対しては課税しないこととしております。

以上御説明申し上げました地方税法の改正案による昭和三十一年度の増収見込額は、入場譲与税、國有資産等所在市町村交付金及び納付金を含めて百二十億三千九百万円、平年度百八十三億八千四百万円の見込みであります。

以上をもつて今回提案いたしました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概略の説明を終ることといたします。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月十日)

○大矢省三君 たいだいま議題となりました二法案に關する地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

この二法案は、別途政府提案にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案とともに、地方財政の現状にかんがみ、その改善策の主要なものとして立案せられ、これによつて地方財源を拡充強化し、他の諸施策と相待つて、將來地方財政に赤字の發生する余地のない

源、陶磁器の焼成、農業、林業用機械、漁業用の船舶等の動力源等に供するものについて免税措置を講じております。なお、五大市所在の府県においては、本税収入の一部を道路面積に按分して五大市に交付することになつております。都市計画税は、都市計画事業に要する財源に充てるため、都市計画区域の全部または一部の地区内にある土地及び家屋に對し、市町村が固定資産税の賦課徴収の例により、また、これとあわせて課することができるとして、揮発油自動車との負担均衡上、輕油自動車について五割増しに定められていた税率区分を廃止してあります。

第三の方針による措置としては、不動産取得税における住宅の定義を明らかにして、併用住宅に對する基礎控除を確保し、遊興飲食税においては公給領収証制度と關連して、徴収猶予並びに納入義務の免除等の規定を設け、自動車税について、用途、所有者、地域等の変動のあつた場合、月割り課税を行い、また、月賦販売等の場合には、売り主、買い主を共有者とみなして課税するなどの合理化を行い、また、住民税の過納、誤納の取扱ひを便利にする等の改正を行なつております。その他、娯樂施設利用税におけるところの学生生徒の非課税、電氣ガス税におけるところの國鉄運送用の電氣の非課税、國民健康保險税の課税限度額の引き上げ、事業税における課税標準についての合理化等の改正を行なつております。

本法案は、二月二十一日本委員会に付託、翌二十二日太田自治庁長官の提案理由の説明を聴取、特に地方税法等改正に關する小委員

会を設けて慎重に検討し、三月七日及び八日には運輸、建設の両委員会との連合審査会を開き、さらに三月の一日には参考人の意見を聴取いたしました。三月十六日には建設委員会から軽油引取税に關して、また、二十日には運輸委員会から軽油引取税及び私鉄に對する事業税に關して、本案に對する修正意見の申し入れがあつたのであります。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案について申し上げます。

本法案は、国または地方公共団体が所有する固定資産のうち、国または地方公共団体以外のもに使用させているもの、国有林野にかかる土地及び発電施設について、固定資産税に相当する額の交付金を、また、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が所有する固定資産のうち、従来固定資産税を課せられていなかったものについても、固定資産税に相当する額の納付金を、それぞれその固定資産の所在する市町村に交付し、または納付する制度を創設しようにするものであります。これらの資産がその所在市町村から受益している關係は他の固定資産と同様でありますので、この間の負担の均衡をはかることもに、困窮せる地方財政に自主財源を増強しようにする趣旨であります。ただ、国や他の地方公共団体と市町村との關係及び三公社の持つ特殊な性格等にかんがみ、固定資産税の形式によらず、これに準じて算定した額を交付金及び納付金の形式で付与することになつております。

本法案は、二月十八日本委員会に付託、同月二十日早川自治政務

次官から提案理由の説明を聴取、二十九日には参考人を招致して意見を聞き、また、地方税法の一部を改正する法律案とともに、小委員会において詳細に検討を加えました。

この二法案は、現内閣の重要な政策の一である地方財政の改革のための対策の一環として提案されたものでありますから、本委員会としては、本年度地方財政計画その他關係法案とともに、熱心かつ慎重に審議を重ねました。

個々の問題点は、あとに述べます附帯決議の中に現われているように、はなはだ多岐多様であります。常に議論の中心となりましてのは、今回の税制改革による住民の負担の変動、納税者相互間における負担の均衡、国の産業政策と地方税制との關係及び国と地方との税財源の配分の問題であります。新税の創設等によつて住民の負担が加重され、さらに負担が零細収入者、すなわち大衆に転嫁されることは、国民所得の現状等ともならみ合せて避くべきであると強く論ぜられたのであります。政府は、これらの点につき、今回の改正は今日なし得る当面の措置にすぎず、税制の総合的かつ根本的な改正は昭和三十二年実施を旨として立案する方針であると言明し、特に国有等の貸付資産の所在市町村に對する交付金制度の影響に關し、委員会を代表して私から、公営住宅の使用料、特に低額所得者を対象とするものの家賃の引き上げ等の結果を招来せざるより、政府は適切な措置を講ずべきであるとして、その所信を述べたところ、政府はその趣旨を尊重し、交付金の負担をそのまま使用者に転嫁すべきでないから、特に低額所得者の使用する第二種

公営住宅の家賃はこれのために引き上げをせぬよう地方団体を指導する旨、太田自治庁長官から答弁のあつたことを申し添えておきます。

かくのごとく、右二法案は、本委員会に付託以來、常に一括上程、審議を尽し、四月六日両法案に對する質疑を終了しました。

その際、日本社会党を代表して委員北山愛郎君より、地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案が提出せられ、その提案理由が説明されました。修正案の内容は、税種目の改廃、税率の変更など十五項目にわたつておりますが、後刻社会党からここに説明されますから、これを省略いたします。ただ、この修正案は、地方税収入の減収を地方交付税の増額等によつて補てんすることとなつてい

るために、国の予算の増額を伴うものとなりますので、国会法第五十七條の三の規定により内閣の意見を求めましたところが、太田自治庁長官は、本年は年度の予算もすでに成立した關係もあり、政府としてはこの修正案に賛成しがたき旨の意見の開陳がありました。修正案に對して質疑を行なつた後、政府提案にかかる二法案及びこれに對する修正案を一括討論に付し、委員永田亮一君は、自由民主党を代表して、二法案に對して賛成、修正案に對しては反対の意を表され、また、委員中井徳次郎君は、日本社会党を代表して、修正案に對して賛成、二法案に對して反対の意を表されました。

採決に入り、まず国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案は賛成多数をもつて可決すべきものと決しました。

これに對して、次のごとき附帯決議を付すべき旨の動議が委員川

地方税法の一部を改正する法律

崎末五郎君より提案され、その趣旨の弁明がありました。

一、アメリカ合衆国の軍隊及び国際連合の軍隊が使用する固定資産並に旧軍港施設所在の市町村に對し、政府は国から当該固定資産に對する交付金相当額を交付する等の措置を講ずること。

二、地方公共団体が水道事業のための水源地等の施設を他の市町村の区域内に所有する場合においても、政府はこの法律を適用する等必要な措置を講ずること。

右決議する。

採決の結果、全会一致をもつてこの附帯決議を付すべしと決したのであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案は賛成少数をもつて否決され、政府案は賛成多数をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に對して、自由民主党を代表して委員川崎末五郎君より、次のごとき附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。その趣旨の弁明がありました。決議案は次の通りでございます。

政府は、左記事項の趣旨に従い、次の国会において改正法案を提出せられたい。

記

一、主として自家労働を以て営む大工、左官、鋸金、植木業及び公衆浴場業に對する事業税については、その負担の軽減を図ること。

二、地方鉄道事業及び軌道事業に對する事業税の課税標準の改

正、信用金庫のうち基礎の確立しないものに対する事業税の負担の緩和を図ること。

三、一般人のスケート場の利用に対する娯楽施設利用税を廃止すること。

四、昭和三十年以降新たに建設に着手する水力発電所の償却資産に対する固定資産税の課税限度額につき激変緩和の経過的な措置を講ずること。

五、大規模償却資産に対する所在市町村の固定資産税の課税限度額につき、激変緩和の経過的な措置を講ずること。

六、軽油引取税については、軽油の消費状況の推移をみて、負担の緩和を図ること。

七、遊興飲食税につき再検討を加え、とくに公給領収証の使用義務制については、実施の状況に鑑み、改廃の措置を講ずること。

採決の結果、多数をもってこの附帯決議を付すべしと決しました。以上、御報告を申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(四月二十三日)

○松岡平市君 たいだいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

義務を免除すること、第六は、自動車税について、「揮発油を燃料とする自動車」以外の自動車の標準税率を、「揮発油を燃料とする自動車」の自動車税の標準税率まで引き下げるとともに、自動車の用途等の変更により適用税率に異同があつた場合等においては、月割課税を行うものとし、自動車について所有権留付売買があつた場合においては、売主及び買主を共有者とみなして課税することができるものとする、第七は、固定資産税について、日本放送協会及び日本中央競馬会の所有する全固定資産を非課税の範囲から除くこととし、特に日本放送協会が所有する固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対しては、その公共性にかんがみ、課税標準は価格の二分の一、昭和三十一年度においては激変を避けるため四分の一とすること、第八は、電気ガス税について、日本国有鉄道が直接一般交通のための旅客または貨物の運送の用に供する電気に対しては、私鉄並みに電気ガス税を課さないものとする、第九は、目的税として軽油引取税を創設すること、すなわち軽油引取税はすべての都道府県が課税するものとし、特約業者からの小売または消費者の軽油の引き取りを課税客体とし、納税義務者はその引き取りを行う者とし、徴収は特約業者を特別徴収義務者として特別徴収の方法によること、税率は一キロリットルにつき六千円で、これは揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の合計額一キロリットルにつき一万三千円の約半額に当っております。本税の税収入は、その徴収に要した費用に充てた残額は、すべて道路に関する費用に充てなければならない。なお五大市所在の府県は、その徴収した

地方税法の一部を改正する法律

ながら増収を期待する、二、受益者負担の制度を拡張し、施設充実に要する財源を確保する、三、税務行政の規律を明確化する、四、財源調整機能を強化するための措置をとるといふ方針のもとに行われる地方税制改正の一環として、地方税法中、以下申し述べるような諸点について改正を加えようとするものであります。

すなわち改正点の第一は、総則に関する事項でありまして、市町村が、個人の市町村民税とあわせて徴収した個人の道府県民税が過誤納となつた場合、これをその納税者の未納の市町村税に充当することができるとすること、また、道府県が、個人の道府県民税とあわせて徴収した市町村民税についても同様に取り扱うこと、第二は、道府県民税及び市町村民税について、その地方団体内に寮、宿泊所等のみを有する法人等に対して均等割を課することができるものとする、第三は、不動産取得税について、住宅の定義を「人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分」とすること、第四は、娯楽施設利用税について、学生生徒等のスケート場の利用は、すべて非課税とする、本税の徴収方法については、普通徴収の方法によることができるものとする、第五は、遊興飲食税について、特別徴収義務者が申告納入の期限までに料金及び遊興飲食税を受け取ることができなかったことにより、遊興飲食税を納入することができないと認める場合、すなわち売掛等の場合には徴収猶予をすることができるとともに、貸し倒れとなつた場合等には、すでに業者が遊興飲食税を立てかえて納入しているときは還付し、いまだ納入されていないときは納入の

軽油引取税を、道路の面積を基準として五大市に交付することとし、五大市はその交付された額を道路に関する費用に充てなければならぬものとする、第十は、同じく目的税として都市計画税を創設すること、すなわち都市計画税は、都市計画区域として決定された区域の全部または一部の区域で、市町村の条例で定めるもののうちに所在する土地及び家屋に対して課することとし、課税標準は固定資産の場合と同様、その土地及び家屋の価格とし、税率は百分の〇・二をこえることができないこと、徴収については固定資産税とあわせて行うものとする、なお、この税は目的税であるから、収入は全部都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てなければならないこと、その他自動車損害賠償責任保険にかかわる収入金額を正味収入保険料の百分の十とし、外航船舶を運行する法人の事業税の課税標準である所得の算定について特例措置を定め、国民健康保険税について、課税限度額を現行の三万円から五万円に引き上げること等であります。

地方行政委員会におきましては、本法案の重要性にかんがみ、二月二十八日、太田国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、数回にわたり委員会を開いて当局との間に質疑応答を重ね、ことに四月六日には、京都大学名誉教授沼見三郎君ほか六名の参考人の意見を聴取し、さらに四月十日には運輸委員会と連合審査会を開く等、努めて慎重に審査を行つたのであります。その詳細は会議録によつてごらんを願うこととし、ここではおもな問題点の二、三を簡単に御紹介いたしますと、一、「軽油引取税は不適当な税種であり、か

りに課税するとしても税率が高過ぎると思いがどうか」との質問に
対しては、「実施の経過を見た上で善処する」旨を答えられました。
二、「軽油引取税は目的税として、その税収入を道路に關する費用
に充てなければならぬことになっているが、地方財政の現状から
見て、地方団体は一般財源のかわりに本税収入を充てる結果、道路
費の財源充実という目的を達しないことになるおそれはないか」と
の質問に対しては、「さういふ事態を生じないように十分に注意する」
旨を答えられました。三、「私鉄に対する事業税の課税標準を改め
る考えはないか」との質問に対しては、「将来の研究課題として十
分検討したい」旨を答えられました。

四月二十三日、討論に入り、松澤委員は日本社会党を代表して、
「軽油引取税、都市計画税等、多分に消費者、地方住民の負担に転
嫁されるおそれのある新税の創設を含んでおり、欠陥の多い本法案
には反対である」旨述べられました。小林武治委員は、「軽油引取
税は全面課税とする必要があり、その他事業税等について必ずしも
賛成しがたい点があるが、地方団体において本法案の早期成立を期
待している事情にかんがみ、やむを得ず本法案に賛成する」旨を述
べられました。伊能委員は、「付帯決議を付して本法案に賛成」の
旨を述べられました。伊能君提出の付帯決議案は次の通りでありま
す。

付帯決議案

国、地方を通じ税制は累次の部分的修正によつて不均衡の面を
生じている。政府は、これらの不均衡の是正を含め根本的な租税

ついて、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

本法案は、地方財政の現況にかんがみ、地方制度調査会等の答申
にのっとり、国または地方公共団体が所有する固定資産のうち、賃
付資産、国有林野及び発電施設については固定資産税に相当する額
の交付金を、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の
いわゆる三公社が所有する固定資産のうち、固定資産税を課せられ
ないものについては固定資産税に相当する額の納付金を、それぞれ
当該固定資産所在の市町村に交付し、または納付することとする制
度を創設しようとするものであります。

その要点は、一、国有資産等所在市町村交付金は、国または地方
公共団体が、その所有する固定資産のうち、公用または公共用等に
供していない資産で、当該国または地方公共団体以外の者に使用さ
せている固定資産、国有林野にかかわる土地、発電所、変電所また
は送電施設の用に供する固定資産について、当該固定資産の交付金
算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額を交付金額として当該固
定資産所在の市町村に交付するものとし、交付金算定標準額は固定
資産の価格によることとし、その固定資産の価格は、原則として国
有財産台帳または地方公共団体の財産台帳に記載された価格による
ものとする。ただし右に対しては、経過的にまたは当該固定資産の
性質等により若干の特例措置を定めること。二、公社有資産所在市
町村納付金は、三公社が所有する固定資産のうち、固定資産税を課せ
られないものについて、納付金算定標準額に百分の一・四を乗じて

地方税法の一部を改正する法律

体系を樹立すべきであるが、なかんづく次の各項については最近
の機会においてこれを措置すべきである。
右決議する。

記

- 一、事業税の種類について一その均衡をはかること。たとえ
ば、大工、左官、鍍金工または植木職として行う事業、公衆浴
場業、写真業、注文洋服仕立業等に従事する少額所得者の所得
は勤労所得に近いものがあり、軽減の措置を講ずること。
- 二、私鉄に対する事業税の課税標準を是正すること。
- 三、昭和三十年以降新たに建設に着手した水力発電所の大規模
償却資産の課税限度額については激変緩和の経過的措置を講ず
ること。
- 四、軽油引取税については、税率の軽減その他適切な措置を講ず
ること。
- 五、遊興飲食税については、税率、徴収方法その他につき根本的
な検討を加え適切な措置を講ずること。
かくて採決の結果、本案は多数をもって原案通り可決すべきもの
と決定いたしました。

伊能君提出の付帯決議案は、多数をもってこれを本委員会の決議
とするに決し、これに対して太田国務大臣より、「決議の趣旨を体
して善処する」旨を述べられました。

以上、御報告いたします。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案に

得た額を納付金額として当該固定資産所在の市町村に対して納付す
るものとし、納付金算定標準額は固定資産の価格によることとし、
その固定資産の価格は、自治庁長官が固定資産評価基準に準じて評
価を行なつて決定した価格を総理府令で定めるところによつて關係
市町村に配分したものであること、この場合、納付金算定標準額
は、公社の公共的性格等にかんがみ、特に当該価格の初年度四分の
一、平年度二分の一の額とすること。三、各省各庁の長が管理し、
または一の地方公共団体もしくは一の公社が所有する償却資産で、
地方税法における大規模の償却資産に相当するものについては、固
定資産税における大規模の償却資産の特例に準じ、一定限度をこえ
る額については、当該市町村を包括する都道府県に国有資産等所在
都道府県交付金または納付金を交付または納付するものとするこ
と。四、交付金の交付方法または納付金の納付方法としては、市町
村が交付金額または納付金額を算定し、これを記載した交付金交付
請求書または納付金納額告知書を各省各庁の長もしくは地方公共団
体の長にまたは公社に送付して交付金の交付または納付金の納付を
求めること等であります。

地方行政委員会におきましては、二月二十一日、太田自治庁長官
より提案理由の説明を聞いた後、数回にわたり政府当局との間に質
疑応答を重ね、ことに四月六日には、横須賀市長梅津芳三君ほか二
名の参考人及び三公社当局より意見を聴取し、さらに四月十日に
は、通信委員会及び建設委員会と連合審査を開く等、慎重審査に努
めたのであります。その中で、特に大学の演習林は、今回の交付金

の対象からはずされているが、これを国有林野並みに扱わないわけをただされたのに対しては、文部当局より、「大学の演習林については、従来行政財産の特例として、地元市町村に対する予算補助の性質を持つ交付金を交付しているが、将来これに国有林野並みの基準を設け、またこれを増額する等の問題は、よく検討して善処したい」旨の答弁があり、そのほか、本法との関係において、旧軍港市所在の旧軍の諸施設や駐留軍等の使用する国有資産をどう扱うか、また公営住宅の場合に、本法の交付金が家賃に転嫁される結果にならないか等、幾多の問題について活発な論議が行われたのであります。その詳細については会議録によってごらんを願いたいのであります。

今二十三日討論に入り、松澤委員は日本社会党を代表して、「三公社の納付金は結局鉄道運賃その他に転嫁され、公営住宅について交付金が家賃に転嫁されるおそれが多い。かくのごとく消費者、地方住民の負担を重くするような内容を持つ本法案には反対せざるを得ない」旨を述べられました。小林武治委員は、「本法案に賛成」、伊能委員は、「付帯決議を付して賛成」の旨を述べられました。伊能君提出の付帯決議案は次の通りであります。

付帯決議案

政府は、本法施行に際して左の点に特別の配慮を加うべきである。

一、米国及び国際連合の軍隊が使用する固定資産所在市町村並びに旧軍港市等に対しては、特別交付金交付等適切なる方途を講

ずること。

二、公営住宅については、交付金が家賃に転嫁されないように努力すること。

右決議する。

かくて採決の結果、本法案は多数をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

なお、伊能君提出の付帯決議案は、多数をもってこれを本委員会の決議とすることに決し、これに対して太田国務大臣より、「決議の趣旨を体して善処する」旨を述べられました。以上、御報告いたします。

◎国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律 (昭三一、四、二四法八二)

一、提案理由(二月二十日)

○早川政府委員 たいま議題に供されました国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、国または地方公共団体が、その所有する固定資産のうち貸付け資産、国有林野及び発電施設について国有資産等所在市町村交付金を、また日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社のいわゆる三公社がその所有する固定資産のうち固定資産税を課せられないものについて公社有資産所在市町村納付金を、それぞれ当該固定資産所在の市町村に対して交付し、または納付することとする制度を創設しようとするものであります。

御承知のように、現行の地方税制のもとにおきましては、国及び地方公共団体の所有する固定資産に対しては全面的に固定資産税が課せられず、また三公社の所有する固定資産のうちほとんどその大部分を占める直接その本来の事業の用に供するものについては、固定資産税が課せられておらないのであります。しかしながら、これらの固定資産といえども当該資産所在の市町村の消防、道路、その他の施設から受益していることは、現に固定資産税の課せられている他の固定資産と同様でもありますので、一面には自主財源の増強

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

を必要としている地方財政の現況にかんがみ、他面には、他の同種の固定資産との間に負担の均衡を保持していく必要があることにかんがみ、これらの資産についても当該資産所在の市町村に対し、相当の負担を求めることといたしますことはやむを得ないところと考えるのであります。

しかしながら、国や他の地方公共団体と市町村との関係を考慮いたしますならば、直ちに固定資産課税の形式をとることもいかかと思われまますので、固定資産税に準じて計算した額を国等から資産所在の市町村に対し交付金として交付することにするのが適當であると考えたのであります。三公社につきましても、その沿革及び現在の性格等から国の場合に準ずることとしたのであります。多少公租公課のにおいを強くするため、交付金の用語によらないで、納付金と称することとしたのであります。

これらの問題につきましては、すでに旧臘地方制度調査会及び臨時税制調査会から国または地方公共団体が所有する固定資産について納付金制度を創設しあるいは三公社の所有する固定資産に対し、全面的に固定資産税を課すべき旨答申されておりますので、その答申の趣旨を尊重し、以上申し述べました考え方に立脚して、この制度を創設することとしたのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

次にこの法律案の内容について概略御説明いたします。

この法律案の内容は、前にも申しましたように、国または地方公共団体の所有する固定資産にかかわる国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

及び都道府県交付金と、公社が所有する固定資産にかかわる公社有資産所在市町村納付金及び都道府県納付金に大別されます。

まず第一に、国有資産等所在市町村交付金は、国または、地方公共団体が、その所有する固定資産のうち公用または公共用に供していない資産で、一、当該国または地方公共団体以外のものに使用させている固定資産、二、国有林野に係る土地、三、発電所、変電所または送電施設の用に供する固定資産につきまして、当該固定資産の交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額を交付金額として当該固定資産所在の市町村に交付するものでありまして、その収入見込額は昭和三十一年度におきましては、十一億二千八百万円であります。

交付金算定標準額は固定資産の価格によることとし、その固定資産の価格は、原則として、国有財産台帳または地方公共団体の財産台帳に記載された価格によるものとしております。しかしこの台帳価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものにかかわる固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認められる場合におきましては、当該固定資産を管理する各省各庁の長または地方公共団体の長にあっては、台帳価格と異なる価格を資産所在地の市町村長に交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知することができ、また、資産所在地の市町村長にあっては、各省各庁の長または地方公共団体の長に対し台帳価格と異なる価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることができることとしております。

なお、住宅用の土地及び家屋につきましては住宅建設に対する国の補助政策をも考慮して右の価格の十分の四（政令で定める住宅については十分の二）の額とし、発電所、変電所または送電施設の用に供する固定資産につきましては、固定資産税を課される同種の固定資産との均衡及び公営発電事業における多目的ダムの特殊性等にかんがみまして、固定資産税において設けられている課税標準の特例措置と同様の方法によって算定した額の二分の一の額とするものとしております。乗率の百分の一・四は固定資産税の標準税率として定められている率によっております。

なお、国が所有する固定資産のうち他に使用させているものにかかわる昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分の交付金額の計算につきましては、これらの国有資産についての再評価が、いまだ実施されていない事実等にかんがみ若干の特例措置を定めております。次に、公社有資産所在市町村納付金は、三公社がその所有する固定資産のうち固定資産税を課せられないものにつきまして納付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額を納付金額として当該固定資産所在の市町村に対して納付するものでありまして、この収入見込額は、昭和三十一年度においては、四十六億四千四百万円、平年度においては、九十二億八千八百万円であります。

納付金額の算定の基礎となる価格は、固定資産の価格によることとしておりますが、その固定資産の価格は、自治庁長官が、固定資産評価基準に準じて評価を行なって決定した価格を総理府令で定めるところによって関係市町村に配分したものであることと

二、衆議院地方行政委員長報告（四月十日）

（地方税法の一部を改正する法律（昭三十一法八一）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院地方行政委員長報告（四月二十三日）

（地方税法の一部を改正する法律（昭三十一法八一）の委員長報告と一括して掲載）

いたしております。

納付金算定標準額は、公社がその公共的性格からあえて非採算路線を建設維持している等の事情もありませんし、かつ、負担の急激な増高は緩和する必要がありますので、当該価格の初年度四分の一、平年度二分の一の額をとることとしております。

乗率の百分の一・四は交付金の場合と同様に固定資産税の標準税率として定められている率によつているのであります。

なお各省各庁の長が管理し、または一つの地方公共団体若しくは一つの公社が所有する償却資産で地方税法における大規模の償却資産に相当するものにつきましては、固定資産税における大規模の償却資産の特例に準じ、一定限度を越える額につきましては、当該市町村を包括する都道府県に国有資産等所在都道府県交付金を交付し、または都道府県納付金を納付することといたしているのであります。

さらに、交付金の交付方法または納付金の納付方法につきましては、市町村が交付金額または納付金額を算定し、これを記載した交付金交付請求書または納付金納額告知書を各省各庁の長もしくは地方公共団体の長に、または、公社に送付して交付金の交付または納付金の納付を求めるといたしております。

以上が国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法律案の成立をみますようお願いいたします次第であります。

◎首都圏整備法 (昭三一、四、二六法八三)

一、提案理由(三月二十三日)

○馬場國務大臣 ただいま議題となりました首都圏整備法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

東京都がわが国の政治、経済、文化等に関し重要な機能を果しておられますことは言うまでもないところでありますが、東京都と社会的経済的に密接な関連を持つ区域は、都の行政区域を越える広い周辺地域に及んでいるのであります。従つて、首都の整備のみならず、その周辺地域を含めてこれが重要施設の整備を促進して十分にその機能を發揮し得るようには必要があると考えるのであります。

現在、首都の重要施設の整備の推進をはかりましたために、昭和二十五年に制定されました首都建設法がありますが、同法によると、東京都の区域内において施行される重要施設の基本計画、すなわち、首都建設計画を首都建設委員会が作成しその実施の推進に当ることになっております。しかしながら、首都への過度の産業及び人口の集中とこれに伴う環境の悪化の現状を考へますと、単に東京都の区域内の重要施設を計画的に整備することに意を用いるのみでは不十分でありまして、その周辺の都市を市街地開発区域に指定し、積極的に工業都市または住居都市として発展せしめること、また首都の近郊地帯を緑地地帯として整備すること等の措置を講ずるとともに首都における重要施設の整備を一そう推進する必要があるのでは

あります。

すなわち、東京都及びこれと社会的経済的に密接な関係を有する政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域について、市街地開発区域の整備、近郊地帯並びに首都及びこれと接続した重要な都市の整備を中心とした総合的な整備計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展をはかる必要があるものであります。これが、本法律案を提案する理由であります。

次に本法律案の要旨について申し述べたいと存じます。
第一に、首都圏整備計画の作成並びにその実施に関する事務の調整及び推進等の事務を所掌するため、総理府の外局として首都圏整備委員会を設置し、従来の首都建設委員会を発展的に解消することにいたしましたのであります。この委員会は、権威のある科学的合理的な計画を策定し、これが強力な推進をはかりますため、國務大臣をもつて充てる委員長と委員四人で組織することとし、委員のうち少くとも二人は常勤委員とすることしたのであります。

第二は、首都圏整備計画の作成であります。首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画といたしておりますが、その中心となるものは整備計画であります。整備計画は、既成市街地、すなわち東京都及びこれと接続した重要な都市を含む区域のうち政令で定める市街地の区域、近郊地帯すなわち既成市街地の秩序ある発展をはかるため緑地地帯を設定する必要がある既成市街地の近郊で政令で定めるもの並びに市街地開発区域の整備に関する事項で、宅地の

整備、道路、鉄道、軌道その他の重要施設の整備に関するもののうち根幹となるべきものを中心とした総合的な計画であります。これらの計画は、首都圏整備委員会が、関係行政機関の長、関係都県及び委員会に置かれる首都圏整備審議会の意見を聞いて慎重に策定することになっております。

第三は、首都圏整備計画に基づく事業の実施であります。まず、既成市街地の周辺地域内の区域について適当なものを選びこれを市街地開発区域として指定し、各区域ごとにその性格、規模に応じた整備計画を作成し、重要施設の整備を強力に推進することとしたのであります。次に、整備計画に基づく事業は、委員会が実施せず、それぞれ当該事業に関する法律に従い各実施官庁、地方公共団体、または関係事業者が実施することとなっておりますが、整備計画の円滑な実施をはかるため、これらのものはできる限り整備計画の実施に協力すべきこととし、委員会は、整備計画の実施に関し必要な勧告をなし得ることとしたのであります。なお、以上のほか首都圏への産業及び人口の過度の集中を防止するため必要があると認めるときは別に法律で定めるところにより、工業等制限区域を指定し得ること、市街地開発区域内において事業計画に基づき小学校、または中学校の施設の建設を行う地方公共団体に対し国は補助をなし得ること、国は本計画に基づく事業を執行する地方公共団体その他の事業者に対し必要な資金の融通またはあつせんをすること、地方公営企業等の建設、改良等を行う場合に必要な地方債の許可に関する取扱い等について必要な措置を講じ、首都圏整備計画に基づく事業が適正かつ

円滑に実施されるよう企図した次第であります。

以上申し述べましたように、首都圏整備法案を提案いたしましたのは、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展をはかるために緊急を要するものと考えたからであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(四月十日)

○大島秀一君 ただいま議題となりました首都圏整備法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の政治、経済、文化等に関し重要な機能を果している東京都につきましても、首都としての重要施設の整備を推進するため、すでに昭和二十五年首都建設法が制定され、今日に至つておるのであります。首都への過度の産業及び人口の集中と、これに伴う環境の悪化にかんがみまして、単に首都の整備のみならず、これと社会的、経済的に密接な関係を有する周辺地域をも含めて、これが重要施設の整備を促進し、十分にその機能を發揮し得るよう措置する必要があると認められております。そこで、本法案は、従来の首都建設委員会を発展的に解消し、総理府の外局として國務大臣を委員長とする首都圏整備委員会を設置し、首都圏整備計画の作成並びにその計画に基づく事業の実施を推進する等、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設と、その秩序ある発展を

はからんとするものであります。

本法案は、去る三月十九日日本委員会に付託されて以来、慎重に審議いたしました。質疑の内容は速記録を御参照願いたいと存じます。

本法案に対しましては、瀬戸山三男君より、首都圏整備委員会の事務局に二つの部を置くことについての修正案が提出されました。

かくて、討論を省略して、修正案及び修正部分を除く原案についてそれぞれ採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって修正可決すべきものと決定いたしました。

続いて、三鍋義三君より次のような附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本法案の附帯決議とすべきものと決定した次第であります。

附帯決議の内容は次の通りであります。

政府は、本法制定に伴い首都圏整備に関する事業の強力な推進を図るため、昭和三十二年以降の事業計画に係る予算は、首都圏整備委員会の予算に一括計上し、その実施に当っては、これを関係各省に移し替える措置を講ずること。

次に、ただいま議題となりました海岸法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提出の理由並びに内容について申し上げます。わが国は二万五千キロ余にわたるきわめて長大なる海岸線を有し、国土の保全上、これが防護の必要性はきわめて重大なるものがあるの

であります。今日に至るまで、これら海岸の管理に対する責任態勢が明らかでないために、高潮、波浪、侵蝕あるいは地盤の変動等、連年にわたり災害を続増させて参つたのであります。これが抜本的対策を確立することは多年の懸案であつたのであります。従いまして、この際海岸行政に対する各省大臣の所管及び責任を明確化するとともに、あわせて費用に対する国の負担、保全施設の築造基準及び行為制限の法的規則等をも定め、海岸行政の統一かつ円滑な執行を確保し、その進展に寄与せんとして、本案の提出を見るに至つたのであります。

本法案は、三月二十七日日本委員会に付託されたのであります。その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、討論、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(四月二十日)

○赤木正雄君 ただいま議題となりました首都圏整備法案並びに国土開発縦貫自動車道建設法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、首都圏整備法案について申し上げます。

東京都の首都としての整備については、昭和二十五年、第七国会において首都建設法が制定され、都の区域内に施行される重要施設の基本計画の作成並びにその実施の推進がはかられてきたのであります。

まず、単に東京都の区域内の整備だけでは不十分でありとして、同法の趣旨を拡充強化して、新たに本法案が提出されたものであります。すなわち本案は、東京都の区域及びその周辺の地域を一体とした広域について、総合的な計画を策定し、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設並びに秩序ある発展をはかりとするのが趣旨であります。

その内容のおもなる点は、第一に、首都圏整備計画は、新たに設置される首都圏整備委員会が関係行政機関の長、関係都県及び首都圏整備審議会の意見を聞いて作成することになっております。第二に、整備計画の作成と実施に關する事務の調整等を所掌する首都圏整備委員会は、國務大臣たる委員長と、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する四人の委員をもって構成され、総理府の外局として設置されることになっております。また、委員会の諮問機関として、両院議員、関係行政機関の職員、関係都県の知事及び議會議長及び学識経験者等、四十五人以上をもって構成される首都圏整備審議会が設置されることになっております。第三に、整備計画に基づく事業は、各実施官庁、地方公共団体または関係事業者が実施することになっておりますが、委員会は必要に應じまして、実施に關し勧告することができることになっております。なお、委員会は首都の整備あるいは首都の過度の膨張を防止するため、必要に應じ市街地開発区域または工業等制限区域を指定することができるほか、地方公共団体が事業計画に基づく公営企業の建設改良等を行う場合の地方債の許可について、必要な措置を講ずることができることになっております。

に一括計上し、その実施に当っては、これを関係各省に移しかえる措置を講ずること。」の付帯決議案が提出されました。

かくて討論を終り、採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

続いて、討論中にありました付帯決議について採決の結果、全会一致をもって、本法案の付帯決議とすべきものと決定いたしました。

次に、国土開発縦貫自動車道建設法案について申し上げます。

本法案は、国土の開発をはかり、産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するため、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設することを目的とするものでありますが、その内容とするところは、第一に、本法の自動車道及び一般自動車道を道路運送法によるものと規定したことであります。第二に、国土開発縦貫自動車道の予定路線を明示したことであります。第三は、予定路線のうち、建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画の決定は、内閣総理大臣が行うことにし、これが調査、審議及び建設に要する資金の調達、融通、あつせん等に関する調査、審議をする機関として、総理府に国土開発縦貫自動車道建設審議会を設置することにしたことであり、第四に、政府は、建設線の基本計画の立案に必要な基礎調査を行わねばならぬことにし、また、建設資金については継続費支出を認めるようにしたこと等であります。

本法案は、去る第二十二回国会において本委員会に付託され、今日まで審議を継続して参つたのであります。その間、参考人を招致

し、あるいは運輸委員会との連合審査を行方等、その取扱いに慎重を期したのであります。審議の過程において問題となりましたおもなる点は、第一は、資金に関する問題であり、第二は、幹線自動車道の予定経過地点を法律で明記することの妥当性についてであります。第三は、道路輸送と鉄道輸送との関係についてであります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小澤委員より修正案が提出されました。その要旨は、「本法案の「自動車道」の定義を、ひろく「自動車のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道」と改めること、第二は、予定路線の最終決定は別に法律で定めることにし、政府はその立案に当って、原案の予定路線を基準として作成するよう」に規定したことであります。また、緑風会を代表して村上委員からは、次の付帯決議案が提出されました。すなわち

一、路線の決定に当り、本法の目的達成を阻害するおそれあるときは、第三条別記記載の経過地点については弾力性を持たせ得ること。

二、政府は、国土開発縦貫自動車道を含む高速幹線自動車道に関する立法措置をすみやかに講ずること。

三、政府は、国土開発縦貫自動車道建設審議会の設置に当り、すみやかに各行政機関の意見の調整をはかり、かつ早期達成をはかるよう事務局の構成につき措置すること。

であります。

次いで、自民党の石井委員からは、「本案第九条の損失補償等の

措置について特に公正を期せられたい」との希望が述べられました。さらに、社会党の田中委員からは、「本法の目的達成に対して政府の努力を強く要望する」との意見が述べられました。

討論を終了し、小澤委員提出の修正案及び修正部分を除く原案について採決の結果、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

続いて、村上委員提案の付帯決議案について採決の結果、全会一致、本法案の付帯決議とすべきことを決定いたしました。

◎飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律 (昭三二、四、二六八八四)

一、提案理由(三月十四日)

○大石(武)政府委員 ただいま上程せられました飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

畜産を振興して参ります上におきまして、飼料問題の解決が家畜家禽の生産力の増大、飼養管理方法の合理化、畜産経営の安定等の見地から重要な前提でありますことは、今さら申し上げるまでもないところでございます。しかしてこの飼料問題の解決につきましては、量及び質の両面について従来から種々の対策が講じられては、量及び質の両面につきましては別途飼料需給安定法等の適切な運営により処理することとなっておりますが、質の問題すなわち飼料の品質の改善向上をはかりますことにつきましては、すでに御承知のように、昭和二十八年四月飼料の品質改善に関する法律が制定されて、これに基づきまして飼料の登録、検査等が実施されて参つたわけでございます。同法施行後の状況を顧みまするに、飼料の品質改善上相当の効果を上げていますのでございますが、なおこれに関し若干の改正を加えるとともに、取締りの面におきましても必要最少限の強化をはかることが必要と考えられますので、今回この

法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。改正の第一点は、登録制度に関するものでございます。すなわち現行の制度におきましては、登録は製造業者または輸入業者の任意の申請に基いて行われ、かつ申請にかかる飼料が異物の混入その他著しく品質が劣ることが認められる場合のほか、すべて登録を行うという建前になっているものであります。従いまして登録飼料と申しましたが、必ずしも品質佳良なものとは申しがたい実情でありまして、登録制度の性格がやや明瞭を欠くくらいでございますので、今回登録の基準となるべき公定規格を設け、これに適合する飼料に限り登録を行うこととし、良質飼料推奨制度としての性格を明確化することいたしました。公定規格の制度につきましては、農林大臣が必要と認められる場合、規格の制定に当り製造業者等利害関係人及び学識経験者の意見を聞くことができることとしたしております。

改正の第二点は、飼料の品質の取締りに関するものでございまして、この点につきましては、従来から品質の低下するような異物の混入を禁止する規定があるのですが、現在流通いたしておりますところのいわゆる粗悪飼料の中には、例えば炭カル、貝がら粉末等異物とは言い切れない材料を多量に混入いたしましたものが、

何らの表示もなく流通し、ために家畜の生産能力を低下せしめ、はなはだしきは其の健康を害するに至るといふ事例が少からざる状況にあるのでございます。これに対処いたしますため、これらの材料を混入した飼料につきましては、その混入物の名称及び混入割合等の表示を義務づけることとし、消費者の保護をはかり、あわせて取引の公正化を期することとしたのであります。またこれに伴いまして、この法律の適正な運営をはかるため都道府県知事に権限を委任することとしたはば、若干の所要の改正を加えたのであります。

以上がこの法律改正案を提案する理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月二十七日)

(飼料需給安定法の一部を改正する法律(昭三一―法四三))の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(四月十八日)

○棚橋小虎君 ただいま議題になりました飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

飼料の品質改善に関する法律は、昭和二十八年四月の公布にかかり、飼料の登録及び検査等を行うことによつてその品質の保全を期

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律

してあるのであります。ところが、この法律が施行されてから今日までの経過にかんがみ、この法律の中心をなしている登録制度を整備することにも、取締りの面においても、必要最少限の強化をはかることが必要であるという理由によつて、本法律案が提出されたものであります。これが内容のおもな点は、大要次のようであります。

すなわち第一は、登録制度の整備に関するもので、現行法では、登録は飼料の製造業者または輸入業者の申請によつて、その飼料が異物の混入等によつて著しく悪質でない限り、すべて登録される建前でありまして、登録制度の性格が明確を欠いているきらいがあるので、これを改めて、登録の基準となるべき公定規格を設け、これに適合する飼料に限り登録を行うこととして、この制度の整備をはからうとするものであります。しかして公定規格は、農林大臣が必要と認める場合、飼料の種類を指定して、その種類ごとに定めるのであります。また一方、製造業者、輸入業者、販売業者あるいは消費者等の利害関係人から、農林大臣に公定規格を定めることを申し出ることができることになつており、そしてその際における農林大臣のこれが取扱い方に関する規定をも設けております。

第二は、飼料の品質の取締りの強化に関するもので、その一は、特殊の材料を混入した飼料の措置についてでありまして、現行法では、品質の低下を来たすような異物の混入は禁止されておりますが、しかし現在流通されている飼料のうちには、たとえば炭カル及び貝がら粉末等のように、通念による異物とは言い切れない材料

が多量に混入され、しかもこれについて何ら表示されていないため、家畜の生産能力を低下せしめ、はなはだしいときはその健康を害するに至るといふような事例が少なくない状況でありまして、これに対処するため、これらの材料を混入した飼料については、その混入物の名称及び混入割合等の表示を義務づけることとし、その二は、違反の場合の行政処分を強化したことでありまして、現行法では、登録飼料の製造業者または輸入業者に対してのみ設けられている違法行為の場合における当該飼料の譲渡、もしくは引き渡しの制限、あるいは禁止の行政処分を、登録したものといふことにかかわらず、また製造業者あるいは輸入業者ばかりでなく、販売業者にもこれを及ぼすことにしようとするものであります。

第三は、権限の委任に関する規定を設けたことで、この法律の適正な運営をはかるため、農林大臣は省令の定めるところにより、都道府県知事にその権限を委任することができることになつております。

以上が本法律案の内容の概要であります。委員会におきましては、まず、農林当局から本法律案の提案の理由並びにこれが審査の前提として、現行法の施行状況、その他の参考事項及び法律案の内容等について説明を聞き、続いて質疑に入り、農林当局との間に飼料の品質検査機構の現況、たとえ法律を改正しても、検査機構の現況をもつて果して飼料の品質取締り上、所期する効果を上げることができかねるかなど、その能否、今後におけるこれが拡充計画等の問題について質疑応答が行われたのであります。これが詳細について

は会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。右、報告いたします。

◎森林開発公団法 (昭三一、四、二七法八五)

一、提案理由(三月二十三日)

○石谷政府委員 ただいま上程せられました森林開発公団法案の提案理由を御説明いたします。

わが国の林野面積は、国土のおよそ七割を占め、森林の立木蓄積は六十億石をこえるのであります。すでに開発利用されております森林は、面積で約六割、蓄積におきまして四割、約二十四億石にとどまつておりまして、年間二億石をこえる木材の需要は、ほとんどこの既開発林からその毎年の生長量をこえて供給せられているのであります。従つてこのまま推移しますれば、森林資源が枯渇するに至るおそれがあるにもかかわらず、他方、木材の需要は、国民経済の発展に伴い年々増加の一途をたどつておりまして、この現状を打開して森林資源の保続をはかるためには、造林事業の推進にあわせて林道網を整備することによつて奥地未利用林を積極的かつ集中的に開発して参る必要があると存するのであります。かかる観点から全国の森林を概観いたしますに、残されている未開発林地の中で、熊野川水系の流域及び剣山周辺地域は、森林資源がきわめて豊富であり、針葉樹用材の割合が高く、跡地造林に対しても適当な条件を備えているにもかかわらず、その開発が著しくおこなわれている現状でありますので、特にこれらの地域を対象としてその森林の急速かつ計画的な開発を行うこととしたものであります。この

事業に必要な資金といたしましては、余剰農産物見返り資金を借り入れることとし、事業を合理的かつ効率的に行うために、森林開発公団を設立することとした次第であります。以上が森林開発公団法案を提出いたしましたゆえんであります。以下法案の内容につきましてその概略を御説明申し上げます。

まず公団の行方業務といたしましては、林道の開設、改良及び災害復旧事業、並びにできまじした林道の管理を行うこと、それらの林道の利用地域において委託による造林事業を行うことがおもなるものでございます。なお林道事業の費用については、おおむね現行の公共事業の例に準じ、国は公団に補助金を交付し、また受益者及び県は公団に負担金を納入することにしたのであります。

次に公団の組織につきましては、愛知用水公団その他の公団の例にならぬ、理事長及び監事は農林大臣が任免し、その他の役員については理事長が農林大臣の認可を受けて任免することとし、業務につきましては、その適正な運営を確保するために、林道の基本計画は農林大臣が定め、その実施計画、林道の管理規程その他重要な業務の実施の方法につきましては、公団は、農林大臣の認可を受けて定めなければならぬこととしたのであります。さらに公団の財務及び会計につきましても、予算、業務計画及び資金計画については農林大臣が認可することとしたし、借入金、余裕金の運用につきましても一定の制限を付する等、その経理の公正を期した次第であります。

以上がこの法案の内容のおもな点であります。何とぞ慎重御審

議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(四月十日)

○吉川久衛君 たいま議題となりました、内閣提出、森林開発公団法案につきまして、農林水産委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

わが国の木材需要は国民経済の発展に伴い年々増大して参っておりますが、これら需要のほとんどは里山である既開発林から毎年の生長量を越えて供給されている現状にかんがみ、奥地未開発林の積極的開発が必要とされてきておるのであります。現在、大規模な未開発林地帯の中で、奈良県、三重県及び和歌山県にわたる熊野川水系の流域並びに徳島県の剣山周辺地区は、千古斧鉞を入れざる地であり、針葉樹用材が多く、また、伐採跡地の造林についても好条件を備えておりますので、特にこれら両地区を対象として、その森林の急速かつ計画的なる開発を行ひまして、林業生産の増強と林業経営の改善に資するため、余剰農産物資金融通特別会計等から資金を借り入れ、事業を合理的かつ効率的に行うため、森林開発公団を設立しようとするものであります。

以下、本法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず公団の組織でありますが、理事長及び監事各一名は農林大臣の任免にかかり、その他の役員二名以内は、理事長が農林大臣の認可を受けて任免することとしてあります。

次に公団の業務でありますが、林道の開設、改良及び災害復旧事業並びに維持管理を行うほか、これら林道の利用地域において、土地の所有者の委託による造林事業も行います。その事業費は、現行の公共事業に準じ、国は公団に補助金を交付し、また、関係県及び受益者は公団に負担金を納入することといたしております。また、これら事業を行うに当っては、農林大臣が関係大臣の同意を得て基本計画を定め、林道の開設、改良その他の災害復旧の事業についての実施計画は、公団が、関係県知事と協議をし、農林大臣の認可を受けて決定することと相なっております。

さらに、公団の財務及び会計についても、予算、業務計画及び資金計画については農林大臣が認可することとし、借入金、余裕金の運用についても一定の制限を加える等、經理の公正を期することとしております。

その他、公団に関する監督規定、公団の役員員の普通恩給の特例規定、公団の税法上の特例規定をそれぞれ設けております。

本法律案については、その事業の実態を確かめるため、特に、去る一月二十日より六日間にわたり、現地の熊野川水系の流域に委員を派遣いたして調査をせしめたのであります。

本案は、去る三月二十三日に付託となり、同日政府より提案理由の説明を聴取し、四月三、四日及び本十日の委員会において慎重審議いたしました。その詳細については会議録で御了承願ひたいと思ひます。

次いで、討論を省略し、小会派欠席のまま採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決した次第であります。

ます。

以上、御報告いたします。

三、参議院農林水産委員長報告(四月二十日)

○棚橋小虎君 たいま議題となりました森林開発公団法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

この法律案は、森林資源が豊富であるにもかかわらず、地理的条件からその開発が十分行われていない特定の地域内の森林を、急速かつ計画的に開発して、林業生産の増大と林業経営の改善に資するため、新たに森林開発公団を設け、余剰農産物資金融通特別会計等から資金の融通を受け、林道の開設、改良、復旧及び維持管理並びに受託造林等の事業を行うこととする目的をもって提案されたものであります。これが理由とするところは、わが国の林野面積は国土のおおよそ七割を占め、立木蓄積は六十億石をこえるのであります。そのうち、すでに開発されているものは約四割にとどまり、なお多くのものが未開発のまま残されており、年間二億石をこえる木材の需要は、ほとんど既開発林から、しかもその生長量を上回って供給されておる状況であります。木材の需要は国民経済の発展に伴って年々増加する一方でありますから、かような不均衡を改め、森林資源の保続をはかるためには、造林事業とあわせて林道網を整備して、奥地未開発林を開発することが必要であるためであるとされております。

しかして、本法案に基く事業計画の骨子とするところは、全国的に概観して、森林資源がきわめて豊富で、針葉樹用材の割合が高く、跡地造林にも適当な条件を備えている熊野川流域及び剣山周辺地域を対象とし、昭和三十一年度及び三十二年度の二カ年間に、三十億円の資金を借り入れて、奥地幹線林道三十二路線、二百五十五キロメートル余の開発を予定し、三千六百町の造林を行い、林道開設事業の完了によって、開設後十五年間、年平均、木材約百十三万石、木炭約百十三万俵の増産が期待されております。

本法案は、おおよそ既定の農地開発機械公団法等の前例にならつて、公団の性格、役員、業務、財務及び会計、監督、設立及び解散、役員に対する恩給の特例、罰則、各種税法上の特例その他を規定したものであります。そのおもな点を申し上げますと、第一は、公団の役員についてでありまして、役員は理事長一人、理事二人以内、監事一人とし、理事長及び監事は、農林大臣が任命し、理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命することとし、その任期は三年となっております。なお、公団の主たる事務所は東京都に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができることになっております。第二は、公団の業務についてでありまして、公団の業務の範囲は、農林大臣の定める基本計画に基き、三重県、奈良県及び和歌山県並びに徳島県の区域内で、政令で定める区域、すなわち熊野川流域及び剣山周辺地区における林道の開設または改良、これらの林道の災害復旧、以上の林道の維持、修繕その他の管理並びにそれら林道の利用地域において、受託による造林事業を行うこと等でありま

す。しかして、林道の開設、改良または災害復旧については、国はおおむね現行の公共事業の例に準じ、公団に補助金を交付することとし、補助金については、本年度において、昭和三十二年以降四年度以内に、四億九千四百万円を限度として債務を負担することができることになっており、また公団は、受益者から費用の一部を賦課徴収することができることとし、さらにその強制徴収の道を開いておきます。第三は、公団の財務及び会計については、農林大臣の認可を要するものとし、また借入金及び余裕金の運用等についても一定の制限を設けておる等であります。

委員会におきましては、まず政府当局から、本法律案の提案の理由及びその内容並びに本法に基く森林開発事業計画、事業費予算、資金計画、事業効果、資金源に関連して、今回の米国余剰農産物協定の内容及びこれが見返り円の使用計画等について説明を聞き、続いて質疑に入り、諸般の事項にわたって審議が行われたのであります。その間において問題となつた事項を摘記いたしますと、今回の事業対象たる熊野及び剣山両地域は、いずれも国土総合開発特定地域に指定されているが、これら総合開発計画と今回の森林開発計画との関係、事業費三十億円の算出基礎、使用区分及び事業費の確保並びにその消化の見通し、公団業務について受託方式をとることの当否、ひいては従来の林道開設事業と今回の公団事業との対比、本法による事業の実施が予算等の関係から、他地域のこの種事業に及ぼす影響の有無、本事業による県負担分と県財政との関係、公団業務

の範囲及びその当否、公団事業に対する国の補助及びこれが補助率及びその当否、その他でありまして、これが詳細については会議録に譲ることを御了承願ひたいのでありますが、政府の答弁によつて明らかになつたおもな点を要約いたしますと、「着工は七月以降となるが、初年度の十億円は年度内に消化し得る見込みであり、本法による森林開発計画と総合開発計画、特に電源開発計画並びに県道及び国道等の整備計画との調整に十分意を用いることとし、事業費の受益者負担分については、おおむね関係県その他関係者の了解を得ておる」等が述べられております。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、三浦委員から、「本法による事業を実施するため、他地域の林道事業等、一般公共事業を犠牲としないこと、この種の開発事業を熊野川流域及び剣山周辺地区にのみ限定せず、将来他の地区にも拡大すること、事業の実施に当たっては、関係県当局を初め、各関係方面と緊密な連絡を保つこと、公団にその人を得るよう公団の人事に遺憾なきを期すること」等の希望を付して賛成があり、他に発言もなく、続いて採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

◎万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

(昭三一、四、二八法八六)

一、提案理由(二月二十八日)

○国務大臣(清瀬一郎君) まず先に万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案、この方から提案の理由及び内容について御説明申し上げたいと存じます。

まず、この法律案の提案理由を御説明いたします前に、万国著作権条約について若干御説明いたします。

従来、著作権に関する多数国間条約としては、ベルヌ条約と米州関係の条約とが併存対立しておりました。

前者すなわちベルヌ条約は、著作権の保護に関して無方式主義を原則とする条約であり、後者は、すなわち米州関係の諸条約は方式主義を原則とする条約であり、この両条約の統合は戦前から試みられましたが実現をみなかつたのであります。戦後ユネスコが設けられるにおよびこの両条約の橋渡しを実現することを目的として万国著作権条約が創設されました。

この条約は、ベルヌ条約と米州条約の両系統の条約を統合するものではなく、これらの条約の併存を認めた上で橋渡しの役割を目的とするものであります。

わが国はすでに明治三十二年ベルヌ条約に加入するとともに著作権法の特例に関する法律

権法を制定いたしましたして今日に至つておるのでございます。

万国著作権条約につきましては、第二十三回国会で前の臨時国会で批准の承認を得ましたので、本年一月二十八日批准書を寄託いたしました。この条約によつて新しい関係を生じますのはおもに米州諸国であり、これらの諸国のうち著作権について特に深い関係を生ずるのは主としてアメリカ合衆国でございます。

次に、万国著作権条約の内容といたしましては、第一に、この条約は内国民待遇の原則をとつておるのであります。すなわち、締約国は他の締約国の著作物について自国民の著作物に与えている保護と同一の保護を与えればよいこととしておるのでございます。

第二に、著作物に◎の記号と第一発行の年と著作権者の名前を表示すれば方式国で自動的に保護を受けるといふ日本にとつて有利な規定を有しているのでございます。

第三に、著作物の保護期間について締約国間に長短がある場合には相互主義を援用することができ、旨の規定がございます。

第四に、翻訳権については法定許諾制を採用することができ、旨の規定をしております。

以上が万国著作権条約のおもな内容でございます。この条約は本年四月二十八日からわが国について発効いたしますが、この条約は、国内法の定めるところにより、わが国にとつて有利な保護期間の相互主義と翻訳権に関する法定実施権の制度を採用することができ、こととしております。そこで、これらの事項について著作権法の特例を定めるとともにこの法律の適用を受ける著作物の範囲等に

ついても法律で明らかに定める必要が認められたわけでございます。これがこの法律案を提出する理由でございます。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、万国著作権条約に基いて著作権法の保護を受ける著作物の保護期間について特例を設けたことでございます。すなわち、その一つには、著作権法に規定する保護期間が著作物の本国の法令で定められている保護期間より長い場合には、その超過する部分は保護を与えないこといたしました。その二つには、著作権法によれば保護の対象となつていない著作物でありましても、著作物の本国の法令では著作権の保護を受ける種類に属していないものについては保護を与えない旨を明確にいたしました。

第二は、翻訳権に関する特例を定めたことであります。すなわち、原著物が最初に発行された年の翌年から起算して七年以内に適法な日本語の翻訳物が発行されていない場合に、この期間の経過後、日本国民は、文部大臣の許可を得て補償金を支払い、または、供託してその日本語の翻訳物を発行することがございます。

第三は、ベルヌ条約による保護と万国著作権条約による保護との併存から生ずる紛争を避けるために、ベルヌ同盟の加盟国の一を著作物の本国とする著作物については、ベルヌ条約のみが適用せられますので、かような著作物についてはこの特例法の適用がない旨を明らかにしたことでございます。

第四は、日本国との平和条約第十二条の規定に基いて同条約の最初の効力発生の日から四年間、内国民待遇の保護を受けている著作

物については、この法律の施行の日以後もなお従前どおり著作権法による保護と同一の保護を受ける旨の規定を設けたことでございます。

第五は、この法律はこの法律の施行の日以後に著作され、または発行された著作物についてのみ適用する旨を規定したことでございます。すなわち、遡及効のないことを宣言いたしました。

以上がこの法律案の提案理由および内容の概要でございます。なにとぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

二、参議院文教委員長報告(三月二十三日)

○飯島連次郎君 ただいま議題となりました万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案について、文教委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、本案が政府から提案されました理由とその内容について簡単に御説明申し上げます。本案は、前国会において批准されました万国著作権条約に基くものであり、国内法たる現行著作権法の特例として制定しようとするものであります。従来著作権に関する国際条約といたしましては、ベルヌ条約と米州関係の条約とが併存し、前者は無方式主義、後者は方式主義を原則として対立関係にあり、この両条約の統合は、長い間世界の懸案事項であつたのであります。戦後ユネスコが設けられるに及び、この両条約の橋渡しを実現することを目的として万国著作権条約が創設せられました。わが国は、

明治三十二年ベルヌ条約に加入するとともに、著作権法を制定し、今日に至つておるのでありますが、前国会において万国著作権条約を批准いたしましたので、本年四月二十八日以降、この条約により米州諸国特にアメリカ合衆国と新しい関係に入ることにになり、ここに著作権法の特例を設け、新たな事態に対処する必要があるというのが、大体の提案の趣旨であります。

次に、本案の内容について、そのおもなる点を御説明申し上げます。

第一は、万国著作権条約に規定する締約国間の相互主義の原則に基きまして、わが国の著作権法に規定する保護時間を尺度といたしまして、相手国の法令で定めておる保護期間がわが国よりも長い場合、その超過部分は保護しないこと、また短い場合には、短いままで認めること、さらには相手国の法令で保護を与えていない種類の著作物は、わが国も保護を与えない旨の規定をいたしております。

第二に、翻訳権に関する特例といたしまして、著作物が最初に発行された年の翌年から七年以内日本語に翻訳発行されていない場合、日本国民は文部大臣の許可を得て補償金を支払うか、または供託して翻訳発行ができるという法定許諾制を採用しております。

第三には、この法律はベルヌ条約圏の国々で発行された著作物には適用しないこと、また、この法律は遡及効を持たないことが規定されております。

第四には、日本国との平和条約第十二条の規定に基いて、同条約の最初の効力発生の日から四年間、内国民待遇の保護を受けておる

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

著作物については、この法律の施行の日以後も、なお従前通り著作権法による保護を受ける旨の規定を設けております。

第五には、附則において著作物の第一発行年月日の登録制度を設ける旨の規定をいたしております。この第一発行年月日の登録は任意制であります。このような法律に根拠を置く登録をすることにより、国内的にはもちろん、特に今後は方式国たるアメリカ合衆国等において日本の著作物について紛争が生じた場合、当事者はこの登録の謄本を裁判所に送付することによって有利な立証ができるというのであります。

以上が本案の提案理由及び内容であります。

次に、委員会におきます本案の審議の経過を申し上げます。本案は、その性質上、専門的事項にわたる部分が多いため、委員会としては、特に慎重を期し、たびたび関係者をもまじえた懇談会を持ちまして、研究いたしました次第であります。しかして委員会における質疑の過程で特に問題となつたのは、第一発行年月日の登録に関する部分でございます。すなわち、「信憑性がきわめて重視される登録制度が、その手続において、単に書類申請のみではあまいになり、所期の目的を実現できないのではないか、しかしながらその信憑性を重んずるがゆえに納本を伴うものとするかは、ベルヌ条約の無方式主義に背馳するものとなるのではないか、また、相手国の裁判所において第三者的証拠力をいかに發揮できるか、十分の保証がないのではないか、この登録制度はしばらく先へ延ばして再考慮してみてもどうか」等の質問に対して、政府は、「この法律

に根拠を置く登録制度の立証がいかなる国においても相当強い力を持つものと信じていること、及び手続においては、現在、別の目的から義務制となっている国会図書館の納本の際の受領書を提示してもらるか、現物を提示してもらふことを原則とし、この旨を省令で規定するつもりであるから、この登録制度はぜひ設けてほしい旨の答弁がございました。その他の質疑応答につきましては、これを速記録に譲ることといたします。

かくして討論に入りましたところ、湯山委員より、「登録の実施に当っては慎重を期されたい」旨の希望を付しての賛成発言が行われ、また、高橋委員よりは、「今回の登録制度なるものは、方式主義の米州条約圏諸国に対する親心の措置であると了解する、また、本法律の制定は国際文化交流の上から適当な方策と考へるが、この法律案の母法たる著作権法全般にわたつての改正案が、できるだけ早い機会に提案されることを望む」旨の賛成討論がございました。次いで、本案を採決に付しましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。右、御報告申し上げます。

三、衆議院文教委員長報告(四月二十八日)

○山崎始男君 ただいま議題となりました、内閣提出にかかる万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を簡単に御報告を申し上げます。

護と同一の保護を与えればよいこととしておられるのであります。第二に、著作物に◎の記号と第一発行の年と著作権者の名前を表示すれば、方式国で自動的に保護を受けるといふ、日本にとつて有利な規定を有しておるのであります。第三に、著作物の保護期間について締約国間に長短がある場合には、相互主義を援用することができる旨を規定いたしております。第四に、翻訳権については、法定許諾制を採用することができると規定いたしております。以上が万国著作権条約のおもな内容であります。

この条約は本年四月二十八日からわが国において発効いたしますが、この条約は、国内法の定めるところにより、わが国にとつて有利な保護期間の相互主義、翻訳権に関する法定許諾の制度を採用することができることとしております。そこで、これらの事項について著作権法の特例を定めるとともに、この法律の適用を受ける著作物の範囲等についても、法律で明らかに定める必要を認めたくわけであり、これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明を申し上げます。第一は、万国著作権条約に基いて著作権法の保護を受ける著作物の保護期間について特例を設けたことであります。すなわち、その一つには、著作権法に規定をする保護期間が、著作物の本国の法令で定められている保護期間より長い場合には、その超過する部分は保護を与えないことといたしました。その二つには、著作権法によれば、保護の対象となつていない著作物であっても、著作物の本国の法令では著作権の保護を受ける種類に属していないものについては万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

まず、本法律案につきまして清瀬文部大臣が行いました提案理由の説明に関して、その要旨を申し上げます。まず、この法律案の提案理由を御説明いたします前に、万国著作権条約について若干御説明をいたします。

従来、著作権に関する多数国間条約としては、ベルヌ条約と米州関係の条約とが併存対立をいたしておりました。前者は、著作権の保護に關し無方式主義を原則とする条約でございます。後者は、方式主義を原則とする条約であり、この両条約の統合は戦前から試みられました。が、実現を見なかつたのでございます。戦後ユネスコが設けらるるに及び、この両条約の橋渡しを実現することを目的として、万国著作権条約が創設せられました。この条約は、ベルヌ条約と米州条約の両系統の条約を統合するものではなく、これらの条約の併存を認めた上で橋渡しの役割を目的とするものであります。わが国は、明治三十二年にベルヌ条約に加入するとともに、著作権法を制定し、今日に至つておるのであります。

万国著作権条約につきましては、第二十三国会で批准の承認を得ましたので、本年一月二十八日に批准書を寄託いたしました。この条約によつて新しい関係を生じますのは、おもに米州諸国であります。これらの諸国のうち、著作権について特に深い関係を生ずるのは、主としてアメリカ合衆国であります。

次に、万国著作権条約の内容としましては、第一に、この条約は内国民待遇の原則をとつておるのであります。すなわち、締約国は、他の締約国の著作物について、自国民の著作物に与えておる保護を与えない旨を明らかにいたしました。第二は、翻訳権に関する特例を定めたこととあります。すなわち、原著作物が最初に発行をされた年の翌年から起算をして七年以内に適法なる日本語の翻訳物が発行をされていない場合に、この期間の経過後、日本国民は、文部大臣の許可を得て、補償金を支払ひ、または供託して、その日本語の翻訳物を発行することができることとしたこととあります。

第三は、ベルヌ条約による保護と、万国著作権条約による保護との併存から生ずる紛争を避けるために、ベルヌ同盟の加盟国の一つを著作物の本国とする著作物については、ベルヌ条約のみが適用せられますので、かような著作物についてはこの特例法の適用がない旨を明らかにいたしました。

第四は、日本国との平和条約第十二条の規定に基いて、同条約の最初の効力発生の日から四年間、内国民待遇の保護を受けている著作物については、この法律の施行の日以後もなお従前通り著作権法による保護と同一の保護を受ける旨の規定を設けたのであります。

第五は、この法律は、この法律の施行の日以後に著作されたか又は発行された著作物についてのみ適用をする旨を規定したことであります。すなわち、遡及効のないことを宣言したのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。次に、文部省社会教育局長内藤君が行いました補足説明の要旨について申し上げます。このたび提出いたしました万国著作権条約の実施に伴う著作権法

の特例に関する法律案の提案理由につきましまして、ただいま文部大臣から説明がありました。私からこれを補足して、その要旨について御説明を申し上げます。

まず、第一条は、この特例法の目的について定めております。万国著作権条約は内国民待遇の原則に対して保護期間及び翻訳権について特例を認めておりますので、この条約の規定に基いて保護を受ける著作物の保護期間及び翻訳権について、著作権法の特例を定める旨を明らかにしております。

第三条及び第四条は、保護期間の特例に関する規定であります。

第三条第一項は、著作物の保護期間について相互主義を適用する旨を明らかにしております。第三条第二項は、保護を受ける著作物の種類についても相互主義を適用する旨を定めております。すなわち、相手国で著作権の保護を受けない種類の著作物、たとえば米国の政府刊行物、レコードのごときものは、日本では著作権の保護を与えない旨を明らかにしたのであります。第四条第一項は、非締約国で最初に発行された締約国民の著作物については、相互主義の適用上、その締約国民の属する国を著作物の本国とみなす旨を規定いたしました。これは、万国条約が国籍主義をとっているので、かような規定を必要としたのであります。第四条第二項は、二つ以上の締約国で同時に発行された著作物については、相互主義を適用する場合、その保護期間の最も短い締約国を著作物の本国とみなす旨の規定であります。

第五条から第八条までは法定許諾に関する規定であります。第五

る著作物については、この特例法は適用せられず、著作権法のみが適用せられる旨を明らかにしました。従って、万国条約の締約国、たとえば米国とベルヌ条約国たとえば英国で同時発行された著作物を翻訳する場合には、著作権法第七条の規定が適用せられ、翻訳権は十年で消滅することになります。

第十一条は、日本国との平和条約第十二条の保護を受けている著作物についての規定であります。すなわち、この特例法の施行の際、日本国との平和条約第十二条に基いて日本で内国民待遇を受けている万国条約の締約国民の既存の著作物、たとえば米国人の著作物は、この法律の施行後も、従前通り著作権法の保護と同一の保護を受ける旨を規定したのであります。これは万国条約第十九条の趣旨並びに既得権尊重という一般法律理念に基いているのであります。

次に、附則の2は、この法律の不遡及について規定したものであります。この特例法は、この法律の施行後、すなわち万国条約が日本について効力を生ずる日以後の著作物についてのみ適用する旨を規定し、遡及効のないことを明らかにしたのであります。従って、翻訳権について法定許諾制が実施されるのは七年以後のこととなるのであります。附則の3は、著作物の第一発行年月日の登録制度を創設した規定であります。この第一発行の年月日を公簿に登録しておけば、その年月日が法律で推定されますので、紛争が生じた場合に、当事者にとって立証の数が節約されることとなるのであります。また、万国条約の効力発生後、方式国において◎記号を付した

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

条は、翻訳権に関する法定許諾の規定であります。万国条約では翻訳権は原著権と同一期間存続するのを原則といたしておりますが、締約国は、国内法で、他国語の文書たとえば英語の著作権を自国の国語たとえば日本語に翻訳する権利について、法定許諾制をとることができると規定をしております。そこで日本もこの制度を採用することとしました。この規定は、ベルヌ条約における翻訳権に関する十年留保が万国条約では認められないことになったので、それにかわるものであります。第六条は、法定許諾による翻訳物を発行する権利は、譲渡することができない旨の規定であります。第七条は、法定許諾による翻訳物には、その出所を明示しなければならない旨の規定であります。第八条は、法定許諾による翻訳物の輸出禁止に関する規定であります。しかし、かような翻訳物の輸入を認める国へは輸出することができない余地を残しました。これらの規定は、いずれも万国条約に規定をされている事項であります。

第九条は、無国籍者及び亡命者に関する規定であります。万国条約の第一附属議定書が、この議定書の締約国に常時居住をする無国籍者及び亡命者を、締約国の国民と同一に扱う旨を規定しておりますので、この特例法においても、これらの者を締約国の国民とみなす規定を設けました。従って、この議定書の締約国、たとえば米国内に常時居住をする無国籍者及び亡命者の著作物についても、この特例法が適用せられるのであります。

第十条は、ベルヌ条約の保護を受ける著作物について規定しております。すなわち、ベルヌ条約と万国条約の保護を重複して受け日本の著作物について争いが生じた場合にも、当事者は、この登録の謄本を送付すれば、複雑な立証の手数と費用とを節約することができるのであります。この登録は申請者に義務を課するものではなく、申請をするといなどは申請者の自由であります。この点は、従来の登録制、たとえば著作年月日登録と同性質のものであります。

以上がこの法律案の内容の要点であります。この法律案について、文部大臣の提案理由と内藤社会教育局長の補足説明は申し上げた通りでございますが、これは要するに次のことを言っているのでございます。

すなわち、万国著作権条約は、著作権の保護に関して無方式主義を原則とするベルヌ条約と、方式主義を原則とする米州条約の併存を認め、この両条約の橋渡しを実現することを目的として創設されたものであり、同条約はわが国においては第二十三国会で承認せられ、国内法の定めるところにより、著作権の保護期間の相互主義、翻訳権に関する法定許諾制度を採用することができるとしておりますので、本法律案は、これらの事項について、第一、著作権法に規定をする保護期間が著作物の本国の法令で定められている保護期間より長い場合には、その超過する部分について保護を与えないこと、また、著作権法によれば、保護の対象となつていない著作物であり、また、著作物の本国の法令では、著作権の保護を受ける種類に属していないものについては保護を与えないこと、第二、非締約国で最初に発行された締約国民の著作物については、その締約国民の属する国を著作物の本国とみなすこと、また、二つ以上

の締約国で同時に発行をされた著作物については、その保護期間の最も短かい締約国を著作物の本国とみなすこと、第三、原著物が最初に発行をされた年の翌年から起算をして、七年以内に適法な日本語の翻訳物が発行されていない場合には、この期間の経過後、日本国民は、政令の定めるところにより、文部大臣の許可を得て補償金を支払い、または供託して、その日本語の翻訳物を発行できると、右の法定許諾による翻訳物を発行する権利は譲渡できないこと、その翻訳物には、原著物の題号、原著作者の氏名を記入すること、政令で定める締約国以外の国への輸出を禁止すること、第四、同条約の第一附属議定書に基く無国籍者及び亡命者の著作物の保護期間及び翻訳権に関しては本法を適用すること、第五、ベルヌ条約と万国条約の保護を重複して受ける著作物については、ベルヌ条約が優先し、従って著作権法のみが適用されること、第六、本法施行の際、日本国との平和条約第十二条に基いて日本で内国民待遇を受けている万国条約の締約国民の既存の著作物は、本法施行後も従前通り著作権法の保護を受けること、第七、本法は本法施行日以後に著作されたまたは発行された著作物にのみ適用をすること、第八、著作権法の一部を改正して、著作物の第一発行年月日の登録制度を創設し、その登録は申請者の自由意思にまかせたことなどを規定しております。

本法律案は、去る三月の二十三日当委員会に付託され、自來、慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、日本社会党河野正君初め五君より、きわめて熱心に質疑を行なつたの

立案せられたもので、これ以前の一九二五年のイタリア著作権法はこの種の登録制はなく、このファッショ著作権法で初めて制定された新しい条項である。よつて、現下の日本にとつて、同じベルヌ条約国とはいへ、このイタリア著作権法を模範として立法するには当らない。

第二といたしまして、第一発行年月日の登録制に関する条項は、万国条約実施のために特に必要な条項ではないから、これを削除しても万国条約の実施のためには何ら支障を来たすものではない、よつて削除すべきである。文部省は任意法規のゆえをもつてその存在を主張せられるが、むしろ方式国、特に米国においては逆用される危険がある。万国条約の実施のために特に必要な規定ではない。何となれば、この規定を強行法規とせず任意法規とした文部省の立法態度がみずから証明をしている。もし、これを推定でなく、みなすという擬制的で、しかも強行法規とすれば、ベルヌ条約違反となることは明らかであります。次に、この登録制は、無方式国の日本で登録制を採用したというので、方式国の米国で、米国の登録制と誤認、混同せられ、その結果、登録したものとしなないものとの間に差別待遇が生じ、少くとも日本にとつて不利となる。米国で、これが契約上の要件として、または訴訟上裁判官の心証として要求されたり、特に原告として日本人が米国の連邦法廷に訴えを提起する前の手続として、米国が登録を申請する際に、この登録簿本が必ずしも必要としないのを、わざわざ必要とするようなことになる、はなはだ困る。つまり、方式国の（委員長報告に意見を加えてはだ

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

であります。

なお、この際、本法案について、民間の諸団体を網羅した綜合団体である社団法人日本著作権協議会の代表中島健蔵君から、同団体の要望として次のような反対意見がございましたので、本委員会は、非公式でありましたが、貴重な参考意見として熱心に聴取したのであります。その意見は、われわれは、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案より、同法律案の附則三項と四項、すなわち第一発行年月日の登録に関する条項をぜひ削除せられんことを強く要請をいたします。

その理由を申し上げますと、まず第一に、このような第一発行年月日の登録制を万国条約加盟に際し立法をした国家は、すでに万国条約に加盟している十八カ国のうち一國も発見することができない。他の国がどこも立法をしていないのに、日本だけが立法をする必要はない。何となれば、この登録制は、万国条約第三条によつて登録、納本などの方式を緩和しようという立法趣旨に逆行をするからであります。文部省は、現に、ベルヌ条約国においてもこの種の登録制をとつていゝ国があるとして、イタリアをあげております。このイタリアの著作権法は、いまだイタリアは万国条約に批准をしておらないから、万国条約の実施に伴つて制定されたものではない。一九四一年四月二十二日、ムソリーニの治下に作戦地において制定されたものである。このファッショ著作権法第百三条に、第一発行の日付ではなく、一般的に発行の日付を一般公衆登録簿と特別公衆登録簿に推定登録する規定があり、これは映画統制と関連をして

めだよ「ゆつくりやれ」と呼ぶ者あり）委員長の報告の意見は書いておりません。参考人の意見です。審査のため文教委員会と呼んだ参考人が困ると言つたと報告しておる。つまり方式国の米国で悪用される危険があるから、たとい任意法規でも不要である。そつして、これは行政権が私法自治に対して不当に干渉するものである。

第三として、政府の提案理由、文部省社会教育局長の説明によれば、米国で紛争が起つた場合に、この登録の謄本を送付すれば、複雑な立証の手續と費用とを節約できるということに、その目的効果が限られていゝようであるが、この政府の提案理由は、法域の違つて米国での効力を日本の法律の力で規定をしようという錯覚に陥つていゝから、額面通りこれを受け取ることができない。よつて、実益がないから、たとい任意法規でも、この登録制は不要である。何となれば、日本と米国とは法域が違つて、米国で日本人が原告として訴訟を起す場合には、日本の文部省ではなく、米国の国会図書館に直接に納本登録しなければ、まず訴訟が開始せられない。すなわち米国著作権法第十三条第二項によるのである。次に、納本の結果米国で発行せられる証明書だけが、第一義的に米国の法廷において強制的に主たる証拠力を認められる。すなわち米国著作権法第二百九条、第二百十条による。よつて、日本の法律で第一発行年月日の推定登録をしても、米国で法律上の推定が与えられるということにはならない。英米における証拠法では、法律上の推定は独法を継受した日本のように重んじられない。むしろ、法律上の推定制は、他の第三者証明とは甲乙がないから実益がない。しかも、日本と米国

とでは法域が違ふのである。この錯覚で立法せられては非常に困る。このように、英米法と独法とは、法律上の推定制の効果は根本的に違ふ。さらに、日本の文部省には、この登録を米国の国会図書館にかわつて代行する国際的な権限も何もない。しかも、年号だけが条約上要求されており、月日までは条約上要求されておらない。全く不必要な規定である。日本人としては、方式国で著作権を成立するため、万国条約第三條第一項及び第三項の要件の履行だけで足りる。文部省は、万国条約の◎表示の効力について、訴訟の際には◎だけでは効力がない、納本登録が必要だ、だから◎には効果がないという批准反対論の立場に立つて、これを日本で登録せしめようという、とんだ錯覚に陥つてゐる。米国会への納本登録は、訴訟を起すときに必要となるが、これは著作物の存続期間中なれば、米国会図書館ではいつでも受け付けてくれる。一方、文部省の登録は、紛争が起きるか起らない以前に、すべて発行後一年以内に行ふことを要する不便がある。この際文部省で出す証明書は、せいぜい補充的な証拠力しか米国の法廷で認められないであらうし、また、いつでももらえる日本国会図書館の納本証明書を提出しても、文部省と同じ国家机关の出す証明として、同じ傍証としての証拠力が与えられるし、その他民間でも第三者証明を出す方法は他に幾らでもある。この間に証拠力に形式上優劣はない。われわれはこれをいろいろの方法をもつて立証するには困らないのである。要するに、日本で登録をしておいても、結局米国でまた登録しなければならぬ。全く二重手間、効果はないのである。万国条

約第三條の◎表示は、米国のごとく方式国は別として、日本のように納本登録をやらない無方式国にとつては、納本登録を骨抜きにすることこそ、真の万国条約によつて与えられる日本の利益である。政府がこの点をほき違へてゐることは、はなはだ遺憾である。

第四として、第一、発行年月日の登録は、前述のごとく文部省の所期するような効果と実益がないのに比して、実務的にいって、煩瑣で手数を要し、その上に負担が多い。各民主団体が著作権の権利者並びに使用者を代表してこの削除を要請するおもしろい理由はここにあり。たとえば、新聞など一日に朝刊、夕刊、地方版を含まると、一社で十数版も出ている。これを国会図書館のほかにも、一つ一つ文部省に納本登録するような煩瑣な手続は困る。この条項だけが、現行著作権法自体を一部改正をするという形式をとつてゐる。さらに、われわれは、この際、現行の著作権に関する登録制度全般の存廃を徹底的に検討すべきことを、あわせて要請をする。

第五には、納本を伴わず、申請書だけで受け付けて、第一発行年月日を推定するようでは、この登録制の信憑性を欠く。むしろ、国会図書館の納本証明の方が信憑性があるという強い反対意見に対して、文部省は、新しく著作権法施行規則第五條にその二を加え、国会図書館に対する納本の受付番号及び受付年月日を記載したる書類を添えれば受け付けるように改めるから、これで信憑性が保てると抗弁をしている。これでは、何がゆゑに国会図書館の納本証明の上に、わざわざ一件百二十円の登録料を支払わなければならぬのであらうか。このように、国家机关よりの同一内容の二重の登録証明

は、まさに不要と言ふのほかはない。この貧乏な日本国の予算を有効に使うためにも、また行政機構の簡素化という建前からいっても、この登録制は全く不要である。国会図書館の証明書は、いつでももらえるが、文部省の登録は、発行後一カ年以内でないとももらえない。その上、国会図書館は、定価の半額で買い上げているなど、格段の相違がある。登録料を取られて二重手間になるとは、民間としても全くやり切れない。次に、国立国会図書館法第二十四條にいわゆる「発行」の定義に対して、これ以外に万国条約では、放送の台本、蓄音機レコードの文句、カード、広告文、プリント、絵画の複製物、映画、写真、新聞雑誌に掲載された寄稿なども「発行」の定義に入る。ただし、これらも国会図書館で現に受け付けている。この種の第一発行年月日の登録制のために、文部省への納本は不適當でもあり、かつ、登録の際に一つ一つ現物の提示を求めるとは、おそらく郵送その他全国的にいつて困難であらう。第三には、第一発行の著作物とほとんど同じ著作物について、増補改訂などの場合のいわゆる第二発行、第三発行との区別をいかにして見きわめるか。その著作物の内容を一つ一つ読み、検討するといふのであるらうか。発行という事実を確かめる以上に、最初に発行した、いわば初版か、いなかを、行政府が確かめることは困難である。これらは私法自治にまかすべきことである。

第六として、第一発行年月日の登録制は、米国で訴訟の際の効果

をねらうというが、実はその他に、国内的にも、ベルヌ条約の面でも、いろいろの弊害を生ずることを文部省は看過してゐる。たと

えば、日本著作権法の団体著作物第五條の無名、変名著作物などの発行起算の著作物について、起算点などの期間計算上混乱を生じ、しかも、従来の登録なくして、事実を認定していた無方式的な慣行を破ることになつて、われわれは反対である。

第七には、もし特例法実施のために必要とする予算六十万五千円に對し、この登録料が見返りであるといふのでは、その論拠はとうてい承服しがたい。もしも本格的に実施する気になれば、このように月額五万円の予算ではとうていできることではない。

最後に、三月二十日参議院文教委員会において、政府委員は、「万国条約が制定されて間もないのでございまして、国際的な政府間会議が五月か六月ごろにございまして、その政府間会議には、各国とも自国の法令を持つてきて、いろいろと解釈の点、あるいは調整すべき点等について打ち合せ会があることになつております。その場合に、日本としてはこういう手続をとつてゐる、だからこの方式に従つてやつてほしい」と答弁をいたしております。この政府委員は、この第一発行年月日の推定登録制と特例法をみやげに、はるばるパリで六月十一日より十六日まで開かれる政府間委員会に出席する計画であると聞く。われわれは、今から、このような、世界でどこも立法をせず、しかも万国条約の立法趣旨に逆行するような日本の特例法が紹介をされるということになると、おそらく、日本以上にはフランス、西ドイツ、イギリスなどが迷惑をすることになるらう。なお、この法案がこのまま国会を通過するならば、われわれ民間側では、この登録制の無意味なことを周知徹底せしめ、強硬に反

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

対する態度を決定しております。

以上申し上げたことが、本法律案に対する反対論の要旨でございます。よって、本委員会は、これらの要望をもとにいたしました。日本社会党河野正君、高津正道君、辻原弘市君、山崎始男君及び自民党並木芳雄君等から、次のような質疑が行われたのであります。すなわち、一、この制度創設の主たる理由は何か。二、この制度は万国条約の実施上特に必要があるか。三、万国条約の加盟国で、この制度を採用した国があるか。四、この制度は任意規定であるが、実施されるに従って、漸次強制規定の実質を帯びるよう移行していく心配はないか。五、この制度は外国たる米国でその効力を十分に期待することができるか。六、この制度によって登録するより、むしろ米国へ直接に登録し、納本をした方が有利ではないかなど、細部にわたって検討が加えられたのであります。

かくて、四月二十六日質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお、引き続き、日本社会党辻原弘市君から、一、本法の趣旨を周知徹底せしめること、二、本法の実施に当っては、著作権保護の美名に隠れて著作権者を制約しないこと、三、任意規定である第一発行年月日の登録制は、事実上の強制規定とならぬように配慮することはもちろん、弊害が生じたときは、すみやかに改正を行うことについて強い要望があり、これに対して、清瀬文部大臣から、著作権者を保護することはもちろん、本法の趣意徹底に努める旨の答

◎国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律 (昭三一、五、一法八七)

一、提案理由(三月九日)

○山手政府委員 たいいま課題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに概要を御説明申し上げます。

国家公務員等が国内旅行を行う場合、従来、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に定められた等級より下位の等級によって鉄道旅行または水路旅行を行うことが多い反面、日当及び宿泊料の定額は、旅館の宿泊料金等の実態に比べて低額であると考えられますので、この際運賃、日当及び宿泊料等の旅費額を実費弁償の建前に即して改訂するとともに、外国旅行につきましても、右の趣旨に準じて実態に応じた改正を行うほか、あわせて所要の規定の整備を行い、旅費制度の内容及び運営の合理化をはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、その改正の要点を御説明申し上げます。国内旅費につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃の級別支給区分が、現行法では内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者には一等の、十級以下四級以上の職務にある者には二等の、三級以下の職務にある者には三等の運賃をそれぞれ支給することになっておりますのを、内閣総理大臣等及び七級以上の職務にある者には二等の、六級以下の職務に

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

弁がありました。

右、簡単に御報告を申し上げます。

二八〇

ある者には三等の運賃を支給することとしたのであります。ただし、内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が一等車または一等船室を利用する場合には、一等の運賃を支給することとしたしております。第二に、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者に対しましては、片道三百キロメートル以上の旅行をする場合に、新たに特別二等車料金を支給することとしたしました。第三に、特別急行料金を支給できる旅行を、現行法では片道五百キロメートル以上のものとしておりますのを、片道三百キロメートルのものに改めました。第四に、日当、宿泊料及び食卓料の定額をそれぞれ現行定額の三割増しの額といたしました。

外国旅行につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃につき、さきに御説明申し上げました国内旅費の場合に準じて、それぞれの級別支給区分を改めることいたしました。第二に、航空賃について、現行法では現に支払った運賃によることになっておりますのを、運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、原則として、内閣総理大臣等及び十三級以上の職務にある者に対しては最上級の運賃を、十二級以下の職務にある者に対しては最上級の直近下位の級の運賃を支給することといたしました。第三に、移転料の定額につき別表を補正し、鉄道二千キロメートル以上を四段階に区分して、新たにそれぞれの定額を定めることといたしました。

以上のほか、その他の規定につきましても、若干整備をはかることとした次第であります。

二八一

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十二日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三二―法六一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十五日)

(公共企業体職員等共済組合法(昭三二―法一三四)の委員長報告と一括して掲載)

◎関税法等の一部を改正する法律

(昭三一、五、一法八八)

一、提案理由(三月十三日)

(物品管理法(昭三一―法一一三)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院大蔵委員長報告(四月十一日)

○岡崎眞二君 ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、関税法及び関税定率法の一部を改正する法律について所要の改正を行おうとするもので、まず、関税法の改正内容について申し上げます。第一に、福島県の小名浜港及び熊本県の水俣港については、その貿易実績と将来性にかんがみ、今回開港に指定されるとともに、日本航空株式会社の福岡・那覇線が本年六月から開設されることに伴い、福岡県の板付空港を税関空港に指定することとしております。第二に、税関手続の簡素化及び関税行政の適正化に資するため、外国貿易船等が簡易手続によって入出港することができ、従来は船用品、または機用品のみを積みおろしする場合は、新たに乗組員の携帯品及び郵便物を積みおろしする場合には、簡易手続によって入出港できることとするとも

関税法等の一部を改正する法律

に、収容貨物のうち、著しく腐敗もしくは変質したもので、買受人がないものは廃棄処分ができることとするほか、外国貨物で、刑事訴訟法の規定により売却、没収等の行われたものについては、関税法の適用上、輸入を許可されたものとみなす等、所要の規定整備を行なっております。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。現在、免税措置の適用を受けております給食用乾燥脱脂ミルクについては、実際に給食用に供されるまでには、輸入者以外の者を経る関係上、他に転用されるおそれが少なく、かつまた、これらの行為を取り締まる規定もない実情にかんがみ、今回原則として、その用途外使用を禁止するのみならず、用途外使用に供するため譲渡する場合等をも禁止するとともに、あわせて違反者に対する罰則規定を整備し、これらの措置によって給食用ミルクの横流し等、不正行為を防止することとしております。

本案審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、岡委員より、「本法律案は、内容から見ると関税法と関税定率法の一部を改正する法律の二本立となっているのは適当でないから、今後、提出の仕方を十分考慮してもらいたい」との希望意見を付して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、物品管理法案について申し上げます。

現在、国の物品經理は明治二十二年に制定された勅令、物品會計規則によつて行つておりますが、膨大、複雑な行政事務に対応する物品の經理基準としては、きわめて不備な点が多く、その結果が、會計検査院の毎年度の検査報告にも、過当調達、不当調達、または管理行為の不適当というような諸点が指摘されていることは、すでに御承知の通りであります。本案はこのような状況に對処して、物品經理の適正化をはかるために、現行の規則にかえて、新たに物品管理法を制定しようとするものであります。

以下、主要点について申し上げますと、第一は、物品の定義を明確にし、物品はその供用の目的に従い、かつ予算目的に反しないよう分類を設け、その分類の目的に従つて使用しなければならぬこととしており、従来乱れがちであつた予算で規制した効果が、物品となつた後においても守られるようにしております。第二は、毎會計年度、需給計画と供用計画を立て、物品の調達と供用はその計画に基いてなされることとして、計画化と効率化をはかることとして、その取得、保管及び処分等の、いわゆる管理行為と検査及び報告等の基準と方法を定めております。第三は、物品の管理機構について、新たに物品管理官、物品出納官及び物品供用官の制度を設けるなど、これを整備し、その管理職員及び使用職員弁償責任を明確にしたことでもあります。その他本法の制定に伴い、関係法令について必要な改正を行なつております。

本案の審議におきましては、本案の提出がおくれた理由、不適当な調達や管理を防止しようとする条項、最上級の責任問題、なかな

く、本案における物品の取得、供用、処分の意義等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、青木委員より、「普通の法律常識からいって、供用とは使用させると解すべきであり、供用と処分とは同一のカテゴリーには入らないのであるから、供用を、供用と処分とに分けるより修正すべきである。また、この場合の処分は、行政目的に従い、用途に応じて行う処分であることとを明確にし、供用計画を運用計画とするほか、字句の修正、条の整理をすべきである」との修正意見が述べられ、さらに、「国の利益保護等のためには、會計法令の重要性の認識が根本であり、その運用が大切であることを大蔵大臣に伝えてもらうこととして、修正部分以外の原案に賛成する」との意見が述べられ、岡委員より、「国の物品の不適当な管理等は、會計検査院の検査報告にも、つとに指摘されたところであり、明治二十二年に制定された物品會計規則が現状に即応しないから本案を提出したこのことであつて、おそきに過ぎた感があるが、要は、今後の運用にあるので、万全の努力を要望して、修正部分を含めた原案に賛成する」との意見が述べられました。

かくて、青木委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案について採決の結果、それぞれ全会一致をもつて可決され、本案を修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。

三、衆議院大蔵委員長報告(四月二十四日)

○松原喜之次君 ただいま議題となりました関税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、関税法及び関稅定率法の改正を行おうとするものであります。そのおもな内容は次の諸点であります。

まず第一に、関税法の一部を改正する法律に關する改正点を申し上げますと、改正の第一点として、外国貿易船等が簡易手続により入出港できる場合を拡張し、従来の船用品または機用品のみを積みおろしする場合は、乗組員の携帶品及び郵便物を積みおろしをする場合においても簡易手続によることといたしております。

次に、従来不開港でありました小名浜港、水俣港を開港に、板付空港を税関空港に、それぞれ指定することといたしております。

その他、外国貨物で、刑事訴訟法の規定により売却等の行われたものは、関税法の適用上、輸入を許可された貨物とみなして手続の簡素化をはかるほか、収容貨物を廃棄処分できる場合を拡張し、また、収容貨物の換價代金を所有者に交付する場合、その貨物についての質権者及び留置権者の保護に關する手続を明確にする等、所要の規定の整備を行うことといたしております。

第二に、関稅定率法の一部を改正する法律に關する改正点を申し上げますと、従来、学校等の給食用の乾燥脱脂ミルクにつきましては、関税を免除して行つておりましたが、最近、免税を受けたミルクが實際に給食に供されないので他に転用されるおそれが少くない

関税法等の一部を改正する法律

い実情にかんがみまして、その用途外使用を制限するとともに、違反者に対する罰則を整備することといたしております。

本法律案につきましては、審議の結果、去る十七日質疑を打ち切り、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、金融制度調査會設置法案について申し上げます。

この法律案は、昨年来資金の需給状況が緩和し、貸出金利は低下し、市中銀行の日銀依存が改まるなど、金融正常化が進展する一面、種々新しい問題も現われて参りましたので、金融制度の改善について根本的に検討するために、大蔵省の付屬機關として金融制度調査會を設置しようとするものであります。

次に、この法律案の内容について概要申し上げますと、第一に、調査會の任務といたしましては、調査會は大蔵大臣の諮問に應じて金融制度の改善に關する重要事項を調査審議するとともに、必要と認める事項を大蔵大臣に建議することになっております。

第二に、調査會の組織につきましては、委員には金融または産業に關して深い知識と経験を有する者及び半識経験者二十人以内を予定いたしております。その他、特別の事項を調査審議するために必要あるときには、当該特別事項に關して深い知識と経験を有する者を臨時委員とすることができるといたしております。

本法律案は、去る二月二十四日大蔵委員會に付託せられて以来、慎重に審議を重ね、金融制度調査會が調査審議する事項等について質疑が行われ、日本銀行法の改正に關連して、日銀政策委員會の問

題、支払準備制度創設の問題等について、活発な論議が行われました。

さらに、去る十九日には、参考人として日本銀行総裁新木栄吉君より意見の開陳を求めて審議を終了し、本日質疑を終了し、討論に入りました。小会派を代表して岡田委員より反対の討論が行われました後、直ちに採決にいたしましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決いたしました。

次いで、小山委員より、各派共同提案になる附帯決議案が提出せられました。附帯決議案の内容は、

金融制度調査会の設置に当つては、中小企業金融、農林漁業金融等又は中小企業、農林漁業等に関して深い知識と経験を有するもののなかからも、特に委員若干名を選任して、中小金融制度、農林漁業金融制度等の改善に資せられたい。

右決議する。

以上の通りであります。

本決議案につきましては、異議なく、全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告いたします。

◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三一、五、一法八九)

一、提案理由(三月十九日)

○松原政府委員 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員に対して支給する旅費の定額の改訂に応じ、民事訴訟、刑事訴訟等の証人、鑑定人等の日当及び宿泊料を約三割増額しようとするものであります。

御承知の通り、民事訴訟、刑事訴訟等における証人、鑑定人等の日当及び宿泊料の額は訴訟費用等臨時措置法により定められているのであります。これらの額は、その性質上、国家公務員が出張した場合の旅費の額を基準として定められております。今回、政府におきましては、旅費についての支出の適正化をはかり、旅行等の実情に即するようにするため、国家公務員が出張した場合にこれに對して支給する旅費の定額を改訂して、日当及び宿泊料については、その額を約三割引き上げることとし、別に今国会に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。これに應じて、民事訴訟及び刑事訴訟における証人、鑑定人等の日当及び宿泊料、執行吏の取り扱う執行事件における証人及び鑑定人の日当並びに執行吏の宿泊料につきましても、国家公務員の場合と同程度の増額を行うことによりまして、現在の実情に即

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

応させ、関係者の負担の適正化をはかるようにするため、この法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(三月二十二日)

○池田清志君 ただいま議題となりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、民事訴訟、刑事訴訟等における証人、鑑定人等の日当及び宿泊料の額は、その性質上、国家公務員が出張した場合の旅費の額を基準として定められております。今回、政府におきまして別に今国会に提出中の国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案は、先刻本院において可決せられた通りであります。これに應じて、民事訴訟及び刑事訴訟における証人、鑑定人等の日当及び宿泊料、執行吏の取り扱う執行事件における証人及び鑑定人等の日当並びに執行吏の宿泊料につきましても約三割の増額を行おうとするのが、本案の趣旨であります。

法務委員会におきましては、慎重審議の後、討論を省略し、採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(四月二十七日)

(外国人登録法の一部を改正する法律(昭三一一法九六)の委員長報告と一括して掲載)

外国人登録法の一部を改正する法律(昭三一一法九六)の委員長報告と一括して掲載

三、旅券法の一部を改正する法律

旅券法の一部を改正する法律

◎旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律

(昭三一、五、一法九〇)

一、提案理由(三月十五日)

○国務大臣(吉野信次君) それでは、提案の理由について御説明申し上げます。

旅行あつ、旋業法は、広く内外旅客の旅行あつ旋を業とする者の監督取締りの規定でございます。昭和二十七年七月公布されて、同年十月から施行を見たものでございます。本法の施行に伴い悪質業者は減少し、業界の肅正に大きな役割を果しておりますが、三年半に及ぶ本法の施行経過に徴しますると、その取締り規定が不十分なため、いまだに各種の不正行為を行う業者や無登録業者も相当あり、いろいろな欠陥が表面化いたしております。そこで旅客等の保護の徹底をはかるとともに、旅行あつ旋業の健全な発展を促すため、今回のような改正法案を作成いたしました。本国会に上程することといたしました次第でございます。

改正のおもなる点について御説明申し上げますと、その第一点は、登録要件を強化したことであります。

現行規定におきましては、形式的要件さえ満たせばだれでも登録を受けることができ、そのため業態が不健全で旅客を初め交通業者、宿泊業者などに迷惑を及ぼすおそれが多分にある者でも登録せざるを得ず、いろいろな弊害をかもしております。

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律

そこで、今回の改正に当りましては、登録の要件のうち、当該事業を遂行するに足る資力信用及び旅行あつ旋に關する経験または能力を有する者であること、という条件を加えることといたしました。

改正の第二点は登録に更新制を採用いたしましたことであります。業者が一たん登録を受けても、その後資力が不足するような場合も少くありませんので、一定期間を置いて業者の資力信用その他の資格要件を再び審査する必要上、登録の有効期間を三年とし、三年ごとに登録の更新を行うことにいたしましたのであります。

第三点は、旅行あつせん約款に關する規定を設けたこととあります。現行法におきましては約款に關する規定が全くありませんので、旅行あつせん業者と旅客との間の旅行あつせん約款がきわめて区々となつており、旅行を中止したような場合、旅客が不当に不利をこうむる場合が少くないのであります。

そこで、今回新たに旅行あつせん約款を届出制とし、旅行あつせん契約の態様の明確化をはかるとともに、その約款が旅客の正当な利益を害するおそれがあるものときは、その変更を命じ得ることといたしました次第であります。

改正の第四点は、職員による営業所等への立ち入り検査であります。従来は、単に報告を徴し得るにとどまり、業者の取締り上徹底を欠くうらみがありますため、本法の目的達成上必要な限度において登録行政の当該職員が業者の営業所等に立ち入り帳簿書類その他を検査し、及び関係者に質問し得ることといたしましたのであります。

す。この場合、当該職員には所定の身分を示す証票を携帯せしめることとはもちろん、その検査に当っては、犯罪捜査に類する行為とならぬよう厳に配慮する所存でございます。

改正の第五点は、罰則の強化であります。現行規定におきましては、無登録業者等に対しても最高十万円の前金を課し得るにとどまり、他の類似法令に比しても低きに過ぎ、取締り上遺憾な点が少くありませんので、法務省とも十分協議した結果、罰金の最高額をおおむね二倍に引き上げることとした次第であります。

以上が今回の改正のおもなる点でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひいたす次第であります。

二、参議院運輸委員長報告(三月二十八日)

○左藤義詮君 ただいま上程されました旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

戦後邦人の国内旅客数及びわが国を訪れる外客数は逐年増加しておる実情であります。これら内外の観光客を取り扱う業者の一部には法の不備に乘じ、各種の不正行為をする者があり、国内はもとろん、対外的にも国際信用の上から、わが国の観光事業の発達を阻害する傾向がありましたので、現行法はその障害を排除し、取締りをなす反面、あわせて国際親善の発展に寄与する目的をもつて制定されたのであります。しかるに本法施行の経過に徴しますと、その

取締り規定が不十分のためか、いまだに各種の不正行為をなすもの、業態の不健全なものが介在しておる現状でありますので、これらの欠陥を是正し、旅客の接遇及び保護をはかるとともに、旅行あつせん業者の健全なる発展を促進するために、現行法の不備を改めようとするのがこの改正案の趣旨であります。

次に、この法案のおもなる改正点について申し上げますと、まず第一に、現行法においては、旅行あつせん業者の登録については、形式的条件を具備している限り、登録を受けられましたために、ややもすると不適格な業者が登録されることになり、その弊害がありましたので、これを除去するため、登録の拒否の項に、「当該事業を遂行するに必要な旅行あつ、旋に関する経験又は能力を有しない者」を加えたこと、及び登録の有効期間を三年とし、登録の更新を行うことによつて、その資格の維持をはかったことであります。

第二には、現行法は登録告示後四十日以内に営業保証金の共託をなさなければ、旅行あつせん業者の登録を取り消すことができることになっておりますが、かかる不確実な状態を長期間放置することは、非合法的な、将来に弊害を誘発するおそれがあるので、将来に弊害を伴いますので、改正案ではこれを十四日に改め、その期間に届けないときは、催告をなし、なお届出のないときは、登録取り消しの処分を行うこととしたのであります。

第三に、旅行あつせん約款については、従来旅行あつせん業者の一部には、旅客に不測の損害を与える弊害がありましたので、旅行あつせん約款に関する規定を設け、これを届出制にし、旅客の正当にし、なお契約不履行の場合の損害賠償能力を確保するための措置として、約款中に違約金についての規定を置くこととし、登録の要件を強化し、登録の更新制を設けることも、つねに業者の資力及び信用能力を重視して、賠償能力の保有をはかるためである。また業者の実態把握には、従来は業者からの報告に基いて行われておりましたが、この改正案では、立ち入り検査をなし、業態の实地監査を行えることにした。ただし立ち入り検査は、その場合必要な限度において、職員はその証票を示して行い、その運用にあたっては、いやくも基本権利の侵害になることのないように慎重を期する。また刑罰と行政罰の適用については、罰則の規定はあるが、なるべく行政指導によつて、法の秩序維持に努力する」との答弁でありました。

これにて質疑を終り、討論採決の結果、多数をもつて本法案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

三、衆議院運輸委員長報告(四月二十四日)

○畠山鶴吉君 ただいま議題となりました旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本改正案は、旅行あつ、旋業法施行三カ年半の実績に徴しまして、旅客等の保護の徹底を期するため、取締りの規定を整備しようとするもので、登録要件の強化、登録の更新制の採用、旅行あつ、旋約款

な利益を害するものであれば、これに変更を命ずることができるといたしましたのであります。

第四は、旅行あつせん業の実態把握と取締りについては、報告を徴し、それに基づいてやっておりますが、その指導監督を強化するために必要な限度において、当該職員をして、営業所等に立ち入り検査をすることができるとし、業態の明確化を期したこと、及び公正な旅行あつせん業者の保護育成をはかり、悪質なる不正行為をなす業者には、罰則を強化し、罰金額をおおむね二倍にした点であります。

質疑に入りましたところ、各委員より熱心な御質疑がなされました。その詳細は会議録でごらん願ひたいと思ひますが、この法案の内容に関するおもな質疑といたしますと、岡田、田畑、仁田、大倉、木島、森田の各委員より、改正案による取締り強化の具体的内容、旅行あつせん業の意義、登録の基準料金、旅行あつせん業者の損害賠償支払能力、旅行あつせん業者に対する立ち入り検査及び刑罰と行政罰の適用関係についてでありました。

これらの質疑に対する運輸大臣及び政府委員よりの答弁を総合して申し上げますと、大体次に申し上げる通りであります。すなわち、「旅行あつせん業の内容としては、委任を受けてなす旅行の手配、旅行の請負、旅行の主権の三つに分けられると思ひますが、この内容は契約によるが、従来これらの契約内容と異なる接遇をなし、旅客の正当なる利益を害するおそれもあったので、今回の改正案においては、旅行あつせん約款を定めしめて届出させること

の届出、職員による営業所等への立入り検査並びに罰則の強化がその内容であります。

本法案は、去る三月十四日予備審査のため当委員会に付託され、翌十五日政府より提案理由の説明を聴取し、二十八日日本付託となり、審査いたしました結果、四月三日質疑を終了し、討論を省略、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

◎家事審判法の一部を改正する法律

(昭三二、五、二法九一)

一、提案理由(二月六日)

○松原政府委員 家事審判法の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。

家事審判法施行の方、家庭裁判所が家庭の平和と健全な親族共同生活の維持のために大きな成果をあげつつあることは、周知の通りであります。しかしながら、家庭裁判所において審判がなされ、あるいは調停が成立いたしましたも、これらの審判または調停で定められました義務の履行が十分に保障されないといえます。すなわち、家庭裁判所に救済を求める当事者の紛争が終局的に解決されたとは言えないことはもとよりでありまして、家事審判法制定の趣旨の完全な実現にはまだほど遠いものがあると申さねばなりません。

現行法のもとにおきまして、扶養、離婚に伴う財産分与その他いわゆる家事債務につきまして、家事審判法による審判または調停がなされた場合、これらの審判または調停で定められました義務の履行を保障する手段は強制執行であります。しかるに、これら家事債務の従来における履行状況を見ますに、権利者が強制執行の手段によって権利を執行する例はきわめて少く、大部分は義務者の任意の履行に待つのが実情でありまして、そのためせっかく審判または調停によって義務が確定し、これが不履行に終る場

家事審判法の一部を改正する法律

合が少くないのであります。これは、強制執行が近親者またはかつて近親の関係にあった者相互間における権利の実現の方法としては少しく強力に過ぎるため、当事者は感情上強制執行の手段に訴えることを回避する傾向にあり、また、家事債務においてはその額も僅少である場合が多く、強制執行がこれら少額債権の実行方法としては、必ずしも実際的でないことに基因するところが少なくないと考えられるのであります。

右に述べましたような家事債務履行の現状にかんがみまして、従来、家庭裁判所の実務家の間においてはもとより、日本調停協会その他各方面において、強制執行以外に家事債務の履行を確保する制度の創設を要望する声が強く、現に、家庭裁判所におきましても、事実上義務者に対し義務の履行を勧告するなどの措置を講ずることによって義務履行の促進について相当の成績をあげているのであります。

この法律案は、右に述べましたような各方面の要望にこたえるため、従来における家庭裁判所の実務上の経験を基礎といたしまして、家事審判法による審判または調停で定められました家事債務の任意の履行を促進し確保するための新たな手続を同法中に規定しようとするものでありまして、その骨子は次の三点であります。

第一、家庭裁判所は、家事債務の履行状況を調査し、義務者に対し義務の履行を勧告することができること。第二、家庭裁判所は、財産上の給付を目的とする家事債務を履行しない者に対し、その履行を命ずることができ、この命令に従わない者には過料の制裁を課す

ること。第三、家庭裁判所は、金銭の支払いを目的とする家事債務の履行について、義務者の申し出により、権利者に支払うべき金銭の寄託を受けることができること。

以上がこの法律案の提案理由の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決されるよう希望いたします。

二、衆議院法務委員長報告（二月十七日）

○高橋禎一君 たいだいま議題となりました家事審判法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

家事審判法施行以来、家庭裁判所が家庭の平和と健全な親族共同生活の維持のために大きな成果をあげつつありますことは、周知の通りであります。しかしながら、家庭裁判所において審判がなされ、あるいは調停が成立いたしましたも、これらにより定められた義務の履行が十分完全に保障されなければ、家庭裁判所に救済を求める紛争は、終局的に解決されたとは申されません。現行法のもとにおきましては、審判、調停によって定められた扶養、財産分与その他家事債務の履行を確保する手段は強制執行でございます。ところが、現状を見まするに、家事債務はその大部分は少額であり、また、近親者、あるいは、かつて近親の關係にあつた者相互間におけるものである關係上、強制執行の手段に訴えることは、一面必ずしも実務的でなく、また、他面、感情上これを回避するの傾向を生じ、せっかく審判、調停によって義務が確定いたしましたも、不履行に

終つてしまふ場合が少くないのであります。このような現状に対し、家事事件を担当する家庭裁判所側、日本調停協会側及び民間各方面から、家事債務履行確保制度創設を要望する声が高くなつて参りましたので、これに應ずるため本改正案が提出されたのであります。

その骨子は、第一、家庭裁判所は家事債務の履行状況を調査し、義務者に対し義務の履行を勧告することができること、第二、家庭裁判所は財産上の給付を目的とする家事債務を履行しない者に対し、その履行を命ずることができ、この命令に従わない者には過料の制裁を課すること、第三、家庭裁判所は金銭の支払いを目的とする家事債務の履行について、義務者の申し出により、権利者に支払うべき金銭の寄託を受けることができることの三点であります。以上が提案理由の要旨であります。

さて、法務委員会におきましては、本案がわが国司法制度一般にも関連を持つ画期的にして重要な改正である点に、かんがみまして、政府並びに最高裁判所事務局に対し、終始、真摯活発なる質疑を展開し、慎重審議を重ねて参りました。また、家事審判の実務に造詣深き弁護士代表、調停員代表、社会評論家及び民法、民事訴訟法等に識見高き学者を参考人として招き、二日にわたり、それぞれ意見を聴取いたしましたのであります。

質疑応答のおもなるものを御紹介いたしますと、家庭裁判所が自分のやつた裁判のみならずから執行することは、わが国裁判制度の本則を乱すものではないか、すなわち、現在の強制執行が家事債務の履行ことができるのか、過料の繰り返しは小額債務については弊害を生ずるおそれもあり、国家のふところがかたがたで、債権者の保護にならぬではないかとの趣旨の質問に対し、政府より、履行命令の効果確保するため過料制度は必要であつて、正当の事由なく命令に従わない限り、何回でも課することができる旨の答弁がございました。

次に、参考人の方々の意見を要約してみますと、家庭裁判所は非訟事件的に家事事件を処理すべきであり、身分關係の債務と一般金銭債務とは異なつた取扱いをするのが実情に適するのみでなく、それは世界の傾向であつて、今回の改正はむしろおそきに失するうらみがあるという賛成論が大部分でありました。

かくて、二月十七日質疑を終了し、討論省略の上、採決に入りましたところ、自由民主党及び日本社会党から本改正案に対する修正案が提出されました。すなわち、

家事審判法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十五条の二中「家庭裁判所は、」の下に「権利者の申出があるときは、」を加える。

というのであります。修正理由は、義務履行の調査、勧告を職権のみでやることは、この際行き過ぎのきらいがありますので、権利者の申し出があつたときに初めてこの調査、勧告をするようにすべきだということです。

よつて、修正案並びに修正部分を除く政府原案を一括議題とし、

行確保に適さないものであるならば、家事事件の権利者に対し、事情に応じ訴訟救助の道を講ずるとともに、簡易な強制執行制度を考ふるべきではないか、また、普通の民事裁判、調停等においても、家事事件と同様、小額債権及び救助を要するものと考えられる債権者を含んで、家事事件の債権についてのみかかる履行確保の制度を新設し、普通の裁判、調停等と別個の取扱いをしようとすることは、司法制度を乱すものではないかとの質問がございました。これに対して、政府より、家事事件における権利者は女性が圧倒的に多く、その対象となる金額も五万円以下という小額のものが大部分であり、また、扶養、離婚による慰養料、財産分与等の争いが近親者間の感情問題とからんで、とかく強制執行の手続をきらう傾向が強いのが家事事件の特殊性であり、すでに、全国の家庭裁判所においては、職員の援助という名目で債務履行の状況調査並びに勧告を執行し、また、裁判官の責任において金銭の寄託にも応じており、相当の効果を上げて、今般これらの点を法制化しようとしているものである旨の答弁がございました。

また、調査、勧告の制度は、権利者の申し立てがなくとも職権で行れるようになって、乱用のおそれ等はないかという質問に対し、権利者の申し立てによることを要しないこととしたのは、手続や費用の面で権利者の負担をできる限り軽減するためである旨の政府答弁がありました。

なお、また、履行命令に従わないときは五千円以下の過料に処することにして、命令違反があれば、過料は何回でも繰り返す

採決いたしましたところ、全会一致をもって修正案通り修正議決せられた次第であります。

次いで、自由民主党及び日本社会党共同提案による附帯決議が提出されました。決議の内容は、

一、家事事件の小額債権については、その執行を容易ならしめ、且つ簡易化するため、政府は速かに適切なる方策をたてること。

二、第二十八条の過料制度運用については、慎重を期し適正に行われるよう深く留意すること。

右決議する。

というのであります。本決議案を採決いたしましたところ、多数をもって可決いたしました。

その他詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(四月二十日)

○高田なほ子君 ただいま上程されました家事審判法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果について御報告を申し上げます。

御承知のように、この家事審判法は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持をはかるため、扶養及び離婚に伴う財産分与等の家事事件については、これが債権債務の財産上の争訟であつても、訴訟の方法によることな

く、まず家庭裁判所で取り上げ、審判または調停の手続によつて、当事者間でなるべく穏やかにこの争いを解決せしめようとする法律でございます。

このたびこの改正法律案が提案されましたのは、この法律の制定以来、家庭裁判所によつて審判または調停で定められた義務の履行の状況が好ましくないものが増えはなだ多いためでございます。すなわち現行法のもとでは、かような家事債務の履行を確保する最終の手段として強制執行が認められておりますが、この手段は、家事債務のような小額債権の実行方法としては、手続、費用等の面から必ずしも実質的でない上に、当事者としては、かつての近親関係にあつたものであることなどにより、あくまで強力で訴えて権利を行使しようとする例はきわめて少く、大部分が義務者による任意の履行に待ちますために、せっかく権限が確認されながら、結果としては不履行に終つて実効が上らない場合が少なくない実情なのでございます。そこでこれらの実情にかんがみ、現行法を改正し、債務に対する任意の履行を促進せしめ、さらには履行を確保するための新たな手続を定めようとするのが、この改正法律案の骨子でございます。

以下、その主要点について申し上げますと、その第一点は、家庭裁判所は、審判または調停で定められた義務、すなわち家事債務の履行状況を調査し、義務者に対し履行を勧告できる旨の規定を新たに設けたことでございます。

の給付を目的とする家事債務を履行しない義務者に対して、権利者の申し立てによつて、その義務の履行をなすべきことを命ずることができ、正当な事由がなくこの命令に従わないときは、五千円以下の過料に処すべき旨規定いたしておることでございます。さらに第三点は、家庭裁判所は、金銭の支払いを目的とする家事債務の履行について義務者の申し出があるときは、権利者のために支払うべき金銭の寄託を受けることができる旨を規定いたしましたわけでございます。

以上がこのたびの政府提出案の主要点でございますが、これに對しまして、衆議院におかれましては、先ほど私が第一点として申し上げました第十五条の二の規定に、「権利者の申出があるときは」との字句を挿入し、「家庭裁判所は、権利者の申出があるときは、審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができる。」と修正し、送付されたのでございます。そこで当委員会におきましては、この修正送付案を組上りに、一松、井上、宮城、亀田、赤松、羽仁、市川の各委員から、熱心かつ適切な質疑が行われる一方、参考人の出席をも求める等、慎重に審議を重ねたのでございます。

以下、その論点を申し上げますと、第一は、「政府提出案では、家庭裁判所は義務の履行状況を調査し、義務の履行を「勧告することができる。」とあり、また別条では、相当と認めるときは、義務の履行をなすべきことを「命ずることができる。」とあるが、この勧告ないしは命ずることが「できる。」という字句についての法律的解释い

かん、「勧告できる。」という裁量権の規定だけで権限行使の義務については規定されていないが、履行の確保をはかるのにこれで十分であるか、権限が妥当に行使されなかつた場合のため、たとえば、異議申し立てのごとき救済措置を規定する要はないか」という点でございます。これに對しまして、政府側及び最高裁判所側から、「勧告できる」という字句は、「家庭裁判所にこの勧告する権限を与える」という意味であるが、かくて勧告なり、命令する権限を与えられた審判官には、これらの権限を適正に行使しなければならぬ職責が当然に負荷されてくるのであるから、「勧告してもよい」とか、「命令せずともよい」ということにはならない。かように裁量権を与えてい

ことにはならないか」等の点でございました。これらにつきまして
 は、衆議院法務委員長から、「この「権利者の申し出があるときは、」
 という字句に入ると、政府提出案とは異なり、権利者の申し出があ
 るときに限って調査ないし勧告が行われることになるが、家庭裁判
 所が権利者の意思いかんにかかわらず調査を行なった場合、それ
 に要する時間や費用の問題はさておきとしても、せっかく履行に努
 めようとする当事者の感情を悪化させる等、アフター・ケアーが好
 ましくない結果になる場合もかなり起るのではないか。また、申し
 出が要件になるとは言え、その手続は形式は不要で、口頭でも足り
 ることであり、もともと調停の申し立てをなし得たものにとつて、
 この程度のことなれば、権利確保のため重ねて申し出ることがさほ
 ど困難であるとは考えられない。それゆえ、今日なされているよう
 な調査官の活動に比べ、より効果を見ることは間違いない」との答
 弁がなされたのでございますが、一方、最高裁判所側からは、「審判、
 調停の結果についても見守らなければならないという家事審判の精
 神からしても、また、改正後における新規の寄託制度の運用面から
 しても、家庭裁判所としては、権利者の申し出の有無にかかわら
 ず、履行確保のため、臨機に職権で調査または勧告し得る規定が必
 要である」との見解も披瀝されたのでございます。

かくて討論に移りましたところ、宮城委員から、緑風会を代表さ
 れまして、「ここに衆議院が修正挿入いたしました「権利者の申し出が
 あるときは、」という字句を削り、政府提出案に戻す」旨の修正案が
 発議されました。その理由は、「家事債務の権利者の大多数はもとも

と弱い立場の婦人であるから、履行に対する調査や勧告が権利者の
 申し出を待つてなされることになると、義務者側から申し出を阻止
 される場合も憂慮されるので、履行確保のためには、家庭裁判所と
 して権利者の申し出を待つことなく、強度の関心を持って自発的な
 活動ができるように法的根拠を与える必要がある」との趣旨による
 ものでございます。これに対し、羽仁委員から、「この修正案に対し
 ては賛成するが、当局としては、もともと家事債務の不履行は法自
 体の不備もあるけれども、社会の経済的、政治的な原因に発するこ
 とが多いことを思い、たとえば、生活保護法の適用による生計費の
 扶助を受けることは、文化国家の国民の当然の権利と解すべきであ
 り、その第七十七条による履行義務者の調査は、本来家事債務と性格
 を異にすることであるから、本法の調査の範疇からこれを除くべき
 ものであるとする法文の解釈と、その取り扱いに対する政府の所見
 をただし、その了承を得、さらに進んで、特に職権行使の行き過ぎを
 戒むべき」ことが強く主張されました。また、「特に弱い立場の婦人
 といえども、婦人は権利の上に眠ることなく、不断の努力で、みずか
 ら問題の解決に当らしめるよう留意すべき旨の討論がありました。
 また、亀田委員は日本社会党を代表し、「この修正案について同じく
 賛成」の旨発言され、「いまだ両性の平等が確立されていない日本社
 会の現状においては、一たん債務の履行が停頓した場合、これが確
 保のため、権利者をして申し出ることが経済的にも弱い立場におか
 れた婦人としては、はなはだ困難な実情である。従つて原案のごと
 く、権利者の申し出を職権発動の前提要件としたならば、今日家庭

裁判所が自発的に行なっている活動より、なお実効を期待し得なく
 なる」旨開陳されたのでございます。

かくて討論を終え、まず、宮城委員提出の修正案について採決い
 たしましたところ、可否同数のため、国会法第五十条によりまし
 て、委員長の決裁をもってこれを可決すべきものと決定し、次に、
 この可決いたしました修正部分を除いた原案全部について採決いた
 しました結果、可否同数のため、同じく委員長の決裁をもって可決
 すべきものと決定いたしました。すなわち本案は修正議決と相なり
 ました次第でございます。

以上、御報告を終わります。

◎日本銀行法附設法

家事審判法の一部を改正する法律

◎日本原子力研究所法 (昭三二、五、四法九二)

一、提案理由(三月六日)

○正力国務大臣 たいだいま議題となりました日本原子力研究所法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力の開発が、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興をはかり、人類社会の福祉と国民生活の水準向上にきわめて重要な意義を有するものでありますことにつきましては、今さら論を待たないところであります。政府におきましては、原子力開発の重要性にかんがみまして、一昨年以來原子力に関する行政機構の確立と研究開発の実施機関の早急整備を意図しており、昨年未原子力基本法が制定されました後、本年一月からは原子力委員会及び原子力局の発足を見た次第であります。

研究開発の実施機関につきましては、諸外国における研究開発の進展状況にかんがみましてわが国におきましても早急に研究に着手することが望ましいこと、アメリカ合衆国との間における濃縮ウランの受け入れ協定の成立に伴いまして、これが受け入れ機関を早急に整備する必要があること等の理由から、法律の裏付を待つことなく、とりあえず財団法人として昨年十一月三十日原子力研究所を発足いたしました。しかしながら、これは当面の措置でありまして、原子力基本法にも規定されております通り、法律に基く国家的機関としての研究所を整備いたしますことが必要であり、政府におき

ましても原子力委員会を中心に慎重に検討して参つたのであります。その結果この研究機関といたしましては、原子力開発がきわめて広範囲にわたる技術の総合の上に成り立ち得るものであること、高度の技術水準が要求されていること並びに広く各界にわたる協力体制を確保する必要があること、これがためには単に資金的な面ばかりでなく有能な研究技術者の交流をはかる必要等から、民間各界の原子力開発のセンターとなるべき研究開発実施機関としての実質を整えるために、民間の出資をも認め、しかも政府の強い監督に服する特殊な法人とすることといたしました。

この法案は、以上の経緯及び観点に立ちまして、原子力基本法に基き、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与させることを目的といたしまして、日本原子力研究所を設立しようとするものであります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、日本原子力研究所の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資金の合計額とし、政府は一般会計から研究所の設立の際二億五千万円を出資することになっております。また政府は出資に当っては、土地、建物等をもって現物出資することができるようにいたしております。

第二に、研究所の役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、その任命につきましては、理事長にあっては原子力委員会の同意を得て、副理事長及び理事にあっては、理事長及び

原子力委員会の意見を聞いて、監事にあっては、原子力委員会の意見を聞いて、それぞれ内閣総理大臣が任命することといたしております。

第三に、研究所の行う業務であります。日本原子力研究所設立の目的に従いまして、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、原子炉の設計、建設及び操作、原子力関係研究技術者の養成訓練、放射性同位元素の輸入、生産及び頒布等の業務を行わしめることといたしております。なお、研究所は、その業務を行うに当りましては、原子力委員会の議決を経て、内閣総理大臣が定める原子力の開発利用に関する基本計画に基いて行わなければならないことといたしております。

第四に、研究所の財務及び会計であります。研究所の予算、資金計画、事業計画、財務諸表、利益の処理、借入金、財産の処分等につきましては、内閣総理大臣の認可または承認を要することとしておりますが、これは研究所の業務の公益性によるほか、政府の出資金がその資本金の二分の一以上に当ること並びに研究所の特殊な法人としての性格上、政府以外の出資者の発言権が認められないため、内閣総理大臣がこれらの者にかわり研究所の財務及び会計に關与する必要があること等の理由によるものであります。また政府は、研究所の研究開発実施機関としての特殊性にかんがみまして、その業務に要する経費の一部を補助することができることといたしております。

第五に、研究所は内閣総理大臣の監督に服するのであります。

内閣総理大臣は研究所に対して、監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所属職員をして立ち入り検査ができることにいたしました。

最後に、研究所の設立に関する事務は、内閣総理大臣が設立委員を任命してこれを処理させることにいたしておりますが、研究所の業務をなすべくすみやかに開始する必要がありますので、必要な準備を急速に行いたいと考えております。

一方現在の財団法人原子力研究所は、この研究所の成立のときに おいて解散し、その権利義務は研究所が承継するとともに、職員もそのまま引き継ぐことといたしております。

なお、登録税法及び地方税法の一部をそれぞれ改正し、研究所に 対する登録税、不動産取得税、固定資産税及び電気ガス税をそれぞれ 減免する等の措置を講ずることとなっております。

以上がこの法律案の提案の理由並びにその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(三月十五日)

○前田正男君 たいだいま議題となりました日本原子力研究所法案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、さきに国会において成立いたしました原子力基本法に基

き、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与させることを目的として、日本原子力研究所を設立せんとするものであります。

日本原子力研究所は、原子力の開発がきわめて広範囲にわたる技術の総合の上に成り立ち得るものであること、高度の技術水準が要求されていること、並びに、広く各界にわたる研究技術者の交流をはかる必要等から、民間各界の協力が不可欠の要請であること等の諸要件を満たし、わが国における原子力開発のセンターとなるべき研究開発実施機関としての実質を整えるために、民間の出資をも認め、しかも内閣総理大臣の強い監督に服する特殊法人とすることといたしております。研究所の資本金は政府及び民間からの出資金の合計額とし、政府は一般会計から研究所設立の際において二億五千万円を出資することになっております。研究所の役員は理事長、副理事長、理事及び監事とし、それぞれ原子力委員会の同意または意見を聞いて内閣総理大臣が任命することといたしております。また、研究所の財務及び会計は、内閣総理大臣の認可または承認を要することとなっております。なお、現在の財団法人原子力研究所は、この研究所の成立のときにおいて解散し、その権利義務はこの研究所が承継するとともに、職員もそのまま引き継ぐこととなっております。

本案は、三月五日日本委員会に付託され、翌六日正力国務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、数回にわたり熱心、活発なる質疑を行いました。その詳細は速記録に譲ることといたしました。

も、将来におけるエネルギー資源を確保し、産業の振興をはかるため、去る第二十三臨時国会において原子力基本法を超党派的に成立せしめ、原子力の開発利用を積極的に推進する基本方針を明らかにしたのであります。ただいま上程されました三法案は、いづれもこの原子力基本法に基づいて行われる施策の一連をなす法律案でございます。

以下、三法案の概要につきまして順次御説明いたします。

まず、日本原子力研究所法案でございますが、この法案は、原子力基本法に基づき、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行うため、日本原子力研究所を設立しようとするものであります。次のごとき点を規定しております。

第一に、本研究所は、政府及び民間からの出資の合計額を資本金とし、政府が常に資本金の半額以上を持つ特殊法人となっております。なお政府は、設立に当って二億五千万円を出資することといたしております。第二に、役員については規定しておりますが、役員の任命に当っては、内閣総理大臣が原子力委員会の同意または意見を聞くこと等を要件としております。第三に、研究所の行う業務は、原子力に関する基礎研究、応用研究、原子炉の設計、建設、操作、技術者の養成及び訓練、放射性同位元素の輸入、生産及び頒布等を行うこととし、その業務を行うに当っては、原子力委員会の議決を経て、内閣総理大臣が定める原子力の開発及び利用に関する基本計画に基づいて行わなければならないことになっております。第四に、研究所の財務及び会計であ

す。かくて、三月十四日質疑を終了いたし、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、附帯決議として、自由民主党小笠公昭君より、政府は、日本原子力研究所の運営に当っては、特に左記の点につき、遺憾なきを期すべきである。

一、原子力基本法の本義に徹し、原子力委員会の意向を尊重して、その民主的運営に万全を期すること。
二、研究所に対する政府の出資は、民間出資との均衡にこだわることなく、その運営に支障なからしめ、所期の目的を貫徹せしめること。

との提案がなされ、日本社会党岡良一君より賛成討論がなされた後、これまた全会一致をもって可決いたしました。

三、参議院商工委員長報告(四月三十日)

○白川一雄君 ただいま議題となりました日本原子力研究所法案、原子燃料公社法案及び核原料物質開発促進臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

原子力開発利用の緊急性及びその重要性は、今や全世界をあげての課題でありまして、各国がこれのためにあらゆる努力を傾注していることは御承知の通りでございます。わが国におきましてありますが、研究所の予算、決算、資金計画、財務諸表、利益金の処理、借入金、財産の処分等については、内閣総理大臣の認可または承認を要することとし、また政府は、予算の範囲内で研究所に補助金を出すことができることにしております。第五に、研究所の監督は内閣総理大臣が行い、必要な命令をすることができるようになっております。最後に、本研究所の設立と同時に、現在の財団法人原子力研究所は解散し、その権利義務を承継するとともに、職員もそのまま引き継ぐことになっております。

以上が、日本原子力研究所法案の要旨でございます。

次に、原子燃料公社法案の内容を御説明申し上げます。この法案は、原子力基本法に基づき、核原料物質すなわちウラン、錒等の開発、核燃料物質の生産及びこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行うため、原子燃料公社を設立しようとするものであります。次のごとき点を規定しております。

第一に、公社の資本金は一千万円とし、政府が全額出資することになっております。第二に、役員の数、任命方法等でございますが、これは研究所の場合と同様であります。第三に、公社の行う業務は、核原料物質の採鉱、選鉱、濃縮、売買、核原料物質の生産、加工、輸出入、売買、貸付及び以上の業務にかかわる副産物の売り渡し等といたしてあります。第四に、公社の予算、事業計画等は内閣総理大臣の認可を受けることを要し、公社の会計は、会計検査院が検査して国会に報告することになっております。第五に、公社は国より補助金を受け、各種課税を減免される特典を有する反面、

内閣総理大臣の監督に服することが規定されております。

以上が原子燃料公社法案の概要でございます。

次に、核原料物質開発促進臨時措置法案の内容を御説明いたします。

この法案は、原子力基本法に基き、ウラン鉱等の開発を促進するため、鉱業法の特例として一連の措置を講じようとするものでありまして、次のごとき点を規定しております。

第一に、内閣総理大臣は、地質調査所、または原子燃料公社の行う探鉱の合理的な実施をはかるため、核原料物質探鉱計画を定めることになっております。第二、地質調査所または公社が核原料物質の探鉱を行うに当り、必要やむを得ないときは、他人の土地や事業所への立ち入りや使用を認めることとしております。第三に、ウラン鉱等を目的とする採掘権者が、その鉱区において、ウラン鉱等を経済的に開発できるにもかかわらず開発しないときは、通商産業大臣は開発の指示をすることができるとなっております。さらに、開発の指示に従わなかった採掘権者があるときは、原子燃料公社が租鉱権を設定し、みずからの手でかわって開発することができることとしてあります。第四に、鉱業権者または探鉱に寄与した者に対し、奨励金または賞金を交付することができることになっております。第五に、この法律は、その性格上、臨時法とし、施行の日より十年以内に廃止されることになっております。

以上が三法案の概要でございます。

商工委員会におきましては、これらの法案が密接な関連を持っておりますので、一括して審査を進めて参りました。審議の過程においては、三法案の有する重要性にかんがみまして、参考人の意見をも聞き取る等、慎重に検討を加えて参つたのでございます。

以下問題となつたおもな点をあげますと、研究所の性格を、民間出資を認めて特殊法人としたことの是非、研究員の研究の自由と政治権力との関係、原子力発電の将来の見通しと長期電源開発との関連、外国の先進技術を導入することと国内の自主的研究態勢の整備にかかわる問題等の点について、政府当局及び参考人に対して活発な質疑応答がかわされたのでありますが、その詳細は会議録によつて御了解を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、海野委員より、「政府は日本原子力研究所の運営に当つては、原子力基本法の精神に基き、民主的運営がなされるよう指導監督し、特に研究者の自治性と研究の自由がそなわれないよう留意することともに、その研究が十分原子力委員会に反映するよう方全を期すること」という趣旨の付帯決議を日本原子力研究所法案に付して三案に賛成の意見が述べられ、また白川委員は、「乏しきわが国の資力をもって高度の発展を期待する原子力の研究は、慎重に、から騒ぎすることなく、挙国一致体制確立の必要性を強調し、また政争の渦中に陥らしめざることを力説して、三案に賛成する」旨の意見を開陳せられました。

かくて討論を終り、採決いたしましたところ、以上の三法案は、

いずれも全会一致をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、海野委員より提出されました日本原子力研究所法案に対する付帯決議案も、これまた全会一致をもつて、原案通り本委員会の決議とすることに決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

（以下、議事録の本文が非常に小さく、ほとんど読み取れない状態です。主に「三、法案理由」の項目が確認できます。）

◎核原料物質開発促進臨時措置法

(昭三一、五、四法九三)

一、提案理由(三月十三日)

○川野政府委員 たいま議題となりました核原料物質開発促進臨時措置法案について御説明申し上げます。

最近の欧米各国における原子力の発達は、真に目ざましいものがありまして、その動力面への利用、医学、農業、工業等の各方面にわたるアイソトープの応用等注目すべき多くの成果を生み出しておりますことはすでに御承知の通りであります。

わが国におきましても、これがため、去る第二十三回臨時国会において原子力基本法が制定され、原子力に関する政策の基本方針及び原子力に関する機構が定められたのであります。今後、これによりまして原子力の開発利用を積極的に推進いたし、将来におけるエネルギー資源の確保、産業の振興をはかることとなるのであります。かくて実験用原子炉の輸入も近く実現の運びに至り、さらに国産原子炉に関する研究も各方面の協力により進みつつあるのであります。これに伴って、核燃料物質たるウラン等もできる限り国産をもつて充足するよう、ウラン鉱等の開発を促進することが要請されておるのであります。このため、前国会におきまして鉱業法の一部を改正して、ウラン鉱及びトリウム鉱を鉱業法の適用鉱物に追加いたしましたのであります。

しかしながら、ウラン鉱等の開発は、他の鉱物のそれと異なり、全く新規のものであり、相当の資金と技術とを要し、かつ、企業リスクの多い事業でありますので、ひとり一般鉱業権者の行う開発のみに依存いたしますならば、ウラン鉱等の開発を急速に行うことを期待できないのであります。従いまして、ウラン鉱等の開発については、国ないしこれに準ずる機関が、当分の間、みずから探鉱を行う必要が痛感される次第であります。このため通商産業省の地質調査所においては、昭和二十九年より探査を実施して参り、相当の成果を上げておりますが、近い将来、原子燃料公社が設立いたされれば、地質調査所と原子燃料公社とが、ともに探鉱を実施して参ることとなるわけでありまして、

しかしして、この探鉱については、鉱業権者、土地所有者等関係人の同意と協力を得て、円滑にこれを行うべきことはいうまでもありませんが、これらの協力を得ることが困難な場合においても、原子力の開発利用の趣旨にかんがみ、探鉱を実施することが必要と認められる場合があろうかと存じます。従いまして、この法律案は、かかる場合において、地質調査所及び原子燃料公社がその探鉱を支障なく行うために必要とする土地の立ち入り、使用等の手続を定めるとともに、ウラン鉱等の開発特に探鉱を促進するために必要な措置と助成とを規定したのであります。

以下、本法案の概要について申し述べますならば、第一に、本法案の目的は、原子力基本法第一条に規定する目的の達成に資するため、核原料物質の開発を促進することであると規定し、この法律

と原子力基本法との関係を明らかにいたしております。

第二に、地質調査所または原子燃料公社の行う探鉱の合理的な実施をはかるため、内閣総理大臣が核原料物質探鉱計画を定めることといたしております。

第三に、地質調査所または原子燃料公社が核原料物質の探鉱を行うに当り、必要やむを得ないときは、他人の土地の立ち入りや使用または鉱業権者の事業場への立ち入りや一時使用に関する手続を定めております。これらの措置は、迅速に探鉱の実をあげるため特に認められたものでありますので、一方これら土地の立ち入り、使用等による損失補償の規定をおきまして、土地所有者、鉱業権者等の保護をはかつております。

第四に、ウラン鉱等を目的とする探鉱権者が、その鉱区において、ウラン鉱等を経済的に開発できるにかかわらず、開発しないときは、通商産業大臣は開発を指示することができることとし、指示に従わなかった探鉱権者があるときは、その探鉱権者が現に行なっているウラン鉱等以外の鉱業の実施を著しく阻害しない限度において、原子燃料公社が租鉱権を設定できる旨を規定しております。

第五に、原子力基本法の規定にならしまして、鉱業権者または探鉱に寄与した者に対し、奨励金または賞金を交付することができることを規定しております。

第六に、この法律の性格上、限時法とすることとし、施行の日から十年以内に廃止することとしております。

核原料物質開発促進臨時措置法

以上、本法案の提案理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(三月三十日)

(原子燃料公社法(昭三一—法九四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(四月三十日)

(日本原子力研究所法(昭三一—法九二)の委員長報告と一括して掲載)

◎原子燃料公社法 (昭三一、五、四法九四)

一、提案理由(三月十三日)

○正力国務大臣 ただいま議題となりました原子燃料公社法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。申し上げるまでもなく、原子力の開発が、将来におけるエネルギー資源の確保、学術の進歩、産業の振興、及び人類社会の福祉と国民の生活水準の向上に果す役割はきわめて大きいものと期待されるのであります。これは、とりもなおさず、昨年末原子力基本法が制定されたゆえんであります。政府におきまして、つとに原子力開発の重要性に思いをいたしまして、研究機関、行政機構等の確立整備をはかり、原子力開発の強力な推進に留意して参つた次第であります。さきに提出いたしました日本原子力研究所法案もこの趣旨によつたものであります。翻つて考えますと、原子力の開発利用に技術の研究向上の必要なことはもちろんであります。原子力エネルギーの源泉となりますウラン、トリウム等の核燃料物質の開発もきわめて重要なことでもあります。特に現在の国際情勢のもとでは、これらの物質を海外市場から入手することはきわめて困難な状況にあります。諸外国がこれら資源の開発に専心努力している事情にかんがみまして、わが国におきまして、早急にこの開発に着手することが強く要請されておるのであります。原子力基本法にも、原子燃料公社の設置が定められている次第であります。こ

のため政府におきましては、これらの資源の開発機関としての公社につきまして、原子力委員会を中心に慎重に検討して参りました結果、今回提出いたしましたような原子燃料公社の構想を取りまとめまして、御審議をわすらわすこととしたのであります。すなわち、この法案は、以上の趣旨に従ひまして、原子力基本法に基づき、核燃料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行ひ、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的といたしまして、原子燃料公社を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明いたします。まず第一に、原子燃料公社の資本金は、その全額を政府出資に待つこととしたし、設立に当りましては、とりあえず政府は一千万円を出資することとなっております。

第二に、公社の役員としましては、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、それぞれ内閣総理大臣が任命することといたしました。役員人事の重要性にかんがみ、役員に当りましては、理事長は原子力委員会の同意を得ることとし、その他の役員につきましては、原子力委員会等の意見を聞くこととして、役員人事に遺憾なきを期することにいたしました。

第三に、公社の行方業務であります。原子燃料公社設立の目的に従ひまして、おもな業務としましては、核燃料物質の探鉱、採鉱、選鉱、輸入、買い取り及び売り渡し、核燃料物質の生産、加工、輸入、輸出、買い取り、売り渡し及び貸付等を行はせることにいたし

ぞ慎重御審議の上、御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(三月三十日)

○有田喜一君 ただいま議題となりました原子燃料公社法案及び核燃料物質開発促進臨時措置法案に関する委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

原子燃料公社法案は、さきの第二十三国会において成立いたしました。原子力基本法に基づき、原子力エネルギーの源泉となるウラン、トリウム等の核燃料物質の開発及び核燃料物質の生産、並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行ひ、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として、原子燃料公社を設立しようとするものであります。その資本金は全額を政府出資に待つこととし、その設立に当りましては、とりあえず政府は一千万円を出資することとなっております。公社の役員は理事長、副理事長、理事及び監事とし、原子力委員会などの意見を聞いて、それぞれ内閣総理大臣が任命することといたしてあります。公社は、その業務を行ふに当りては、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める原子力開発利用に関する基本計画に基づいて行われなければならないこととするとともに、公社は毎年事務報告書を内閣総理大臣に提出することとし、公社の会計の適正化をはかつた次第であります。

なお、公社の行方業務の性格にかんがみまして、政府はその業務に要する経費の一部を補助することができるよういたしました。

第五に、公社は内閣総理大臣の監督に服するのであります。内閣総理大臣は、公社に対して監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所属職員をして立ち入り検査ができることといたしました。最後に、公社の設立に関する事務は、内閣総理大臣が任命する設立委員に処理させることといたしますとともに、公社に対する課税を減免するため各種税法の一部改正を行い、また業務に係る諸法規の必要な改正を行ひまして、公社の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何と

ととなっております。

次に、核原料物質開発促進臨時措置法案について申し上げます。ウラン鉱などの開発は、他の鉱物とは異なり、全く新規のものであり、相当の資金と技術とを要し、かつ、企業リスクの多い事業でありますので、当分の間、国ないしこれに準ずる機関がみずから探鉱を行う必要が痛感されるのであります。このため、原子燃料公社と地質調査所が探鉱を実施して参ることになるわけでありますが、この探鉱を支障なく行うために必要とする土地の立ち入り、使用などの手続を定めるとともに、ウラン鉱等の開発、特に採掘を促進するために必要な諸措置と助成とを規定する限時法となつておるのであります。

両案は、三月十二日本委員会に付託され、十三日提案理由の説明を聴取いたしました後、数回にわたつて熱心活発なる質疑を行つたのであります。その詳細は速記録に譲ることといたします。かくて、三月二十七日採決を行つた結果、両案はいずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(四月三十日)

(日本原子力研究所法(昭三一—法九二)の委員長報告と一括して掲載)

◎東北興業株式会社法の一部を改正する

法律 (昭三一、五、四法九五)

一、提案理由(二月十四日)

○馬場国務大臣 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。

東北興業株式会社は、東北地方の振興をはかるため同地方における殖産興業を目的として昭和十一年に設立された会社であります。政府の財政援助のもとに東北地方の振興に関する各種の事業の経営と投資を行なつて、同地方の開発に大きな役割を果して参つたのであります。戦後政府の財政援助がすべて打ち切られたため、事業を整理縮小して近年に至つております。

今回政府におきましては、同会社に東北地方開発の一環としての使命を一層積極的に遂行させるのを適当と認めるに至りましたので、同会社の事業資金の調達に万全を期するため、同会社の発行する東北興業債券の元金の支払いについて政府が保証をいたすことを必要と認めるものであります。

現行の東北興業株式会社法には、東北興業債券の元金の支払いについて政府が保証をなし得る旨の規定がありますが、この規定は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の規定によりまして、その効力を停止されている状態であります。そこで今回同法の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、政府

東北興業株式会社法の一部を改正する法律

が東北興業債券の元金の支払いについて保証契約をすることができ、ように規定を整備いたそうとするものであります。以上がこの法律案の提案の理由と法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(三月六日)

○瀬戸山三男君 ただいま議題となりました東北興業株式会社法の一部を改正する法律案及び特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案の両案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、東北地方の振興をはかるため同地方の殖産興業を目的として設立された東北興業株式会社の使命を一そう積極的に遂行させるため、同会社の発行する東北興業債券の元金の支払いについて政府が保証できるよう、必要な改正を行わんとするものであります。

本法律案は、去る二月十一日本委員会に付託されて以来、商工委員会との連合審査会も数回開き、慎重に審議いたしました。質疑の内容につきましては速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論に入り、自由民主党を代表して私より、また日本社会党を代表して前田榮之助君より、それぞれ賛成の意見が述べら

れ、採決の結果、全会一致をもって本法律案は可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、私より附帯決議案が提案され、これに対して、日本社会党を代表して三鍋義三君より反対の意見が述べられました。採決の結果、多数をもって本法律案の附帯決議とすべきものと決定いたしました。

その内容は次の通りであります。

附帯決議

政府は、東北興業株式会社事業遂行並びに運営に関し、国土総合開発の一環である東北地方の開発に、最も適当と認められる計画及び方法をもつて、これを推進するよう指導監督すべきである。

以上にあります。

次に、特殊土じよう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法案の提案の理由並びに要旨について申し上げます。去る第十三国会において制定されました特殊土じよう、地帯災害防除及び振興臨時措置法は、昭和三十一年度を最終年度とする五カ年の時限立法であります。昭和三十一年度を含め現在までの四カ年の進捗状況は、全体計画の約三分の一にすぎない状態であり、この際、同法の一部を改正し、昭和三十七年度までの五カ年間その有効期限を延長して、残事業を完遂せんとするものであります。

三十一年の保証額は九億円であります。その資金の用途はシャフト・キルンによるセメント製造のための資金の一部とされており、

本法案は、去る三月六日、本委員会に付託されましたが、審議に当りましては、同会社創立以来、今日までの関係会社の事業内容及びおもなる会社の考課関係書類、今回のセメント事業計画等、詳細な資料の提出を求め、商工委員会と連合審査をいたし、参考人を招致し、その意見を聞き、また経済企画庁、通産省の見解をたずね、慎重なる審議を行いました。審議の過程において問題となりましたおもなる点の第一は、「同会社の経営の内容が健全かいか」ということとあります。これにつきましては、「投資面においては、最盛時九十社の投資会社が現在二十九社に減少しているのは、戦後会社経営応急措置法に基づき、特別経理会社に指定されたこと等の結果、投資会社数を減らしたこと、投資先の経営が困難になったことによる、しかし直営事業面の経営は堅実である」との答弁でありました。第二は、「わが国のセメント製造の操業度が七〇％台に落ちている際、新規事業としてセメント製造を取り上げた理由について」であります。これに対しては、「東北地方は、石灰石の品質がよく、埋蔵量も多いので、セメント事業に適しているのと、低廉なセメントの供給によつて同地方の公共事業への寄与するところが大きい」との答弁がありました。第三は、「今回、セメント製造につき、シャフト・キルン方式を採用した理由いかん」ということとあります。これに対しては、「シャフト・キルン方式の方が在来の

東北興業株式会社法の一部を改正する法律

本法案は、二月二十八日本委員会に付託され、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見も聴取いたしました。各省ともいづれも賛成の旨が述べられ、討論を省略して、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもつて御報告いたします。

三、参議院建設委員長報告(四月二十七日)

○赤木正雄君 ただいま議題となりました東北興業株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

東北興業株式会社は、東北地方の振興をはかるため、同地方における殖産興業を目的として昭和十一年に設立され、政府の財政援助のもとに各種の事業を行なつて参りましたが、戦後、その財政援助はすべて打ち切られ、今日に至つております。政府の財政援助につきましては、現行の東北興業株式会社法には、東北興業債券の元利の支払いについて、政府が保証し得る規定がありますが、この規定は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の規定によりその効力を停止されております。今回この制限規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、政府が東北興業債券の元利の支払いについて保証契約をすることができるとし、当該会社の事業資金調達に万全を期するというのが本改正案の目的と内容であります。

ロータリー・キルン方式より建設費、燃料費ともに安く、低廉なセメントを供給できること、品質はやや劣るが、公共事業等への使用には差しつかえないこと等によるものである」との答弁がございました。その他この事業計画の原価計算について詳細な質疑が行われました。なお、商工委員会との連合審査の過程において、苦米地委員より、「東北開発という見地よりして、東北興業株式会社の構想をさらに大きく持ち、資金を拡充すべきである、これに関して監督官庁をいずれにすべきか、これも検討すべきである」との意見が述べられ、また白川委員より、「会社の現状よりして、新規事業に着手するより、現在の事業を整頓するために資金を用うべきであり、また新規事業に着手するとしても、セメント事業より砂鉄製鉄工業等に着手すべきである」との意見もありました。河野委員よりは、「希望せる資料の提出がないため十分の審議ができないのは、はなはだ遺憾である。」また海野委員よりは、「今日まで会社の成績が上らないのは、幹部の責任である、よつて幹部の大刷新をやるべきである」との発言があり、これに対して政府より、「その趣旨に沿つて努力する」との発言がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、近藤委員から日本社会党を代表して、「東北興業株式会社は、過去における事業において芳ばしくない点、あるいは政府の監督上にも不十分の点もあり、今回のセメント事業計画も容易でないと思われるが、政府は従来のごとき状態を改め、国費が冗費されることのないよう監督を厳重にし、また国民の期待に沿うよう万全の措置を要望して本案に賛

成する」、また村上委員よりは緑風会を代表して、「本案はその内容において、十数億円を投じてセメント工業を興すものであるが、東北地方の需給関係、事業計画におけるコスト及び建設計画について納得できないものがあり、不健全なものであり得る」と考へ、かくては同会社の経営がますます不健全となるばかりでなく、東北地方の開発事業としても不適當であると考へるから、これに反対する」、また鮎川委員からは、「この程度の計画では着手すべきでない」と考へ、反対する」、また石井委員からは自由民主党を代表して、「本案に賛成する。なお、セメント製造を契機として、さらに他の事業をも考慮すべきである」とのそれぞれ発言がありました。かくて討論を終り、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎外国人登録法の一部を改正する法律

(昭三一、五、七法九六)

一、提案理由(二月二十日)

○松原政府委員 たいいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現行外国人登録法は、昭和二十七年四月二十八日平和条約の発効と同時に施行され、その後数回にわたって改正を見ておりますが、それはいずれも他の法律の改正に伴う条文の整理または本法の一部規定の施行期日の延期に関するもの等でありまして、制度の実質面に触れたものではなかつたのであります。

このたびの改正も、もちろんこの制度の本質的な部分については何等の変更を加えるものではありませんが、ただ、これまでのいはば形式的な改正と異なりまるところは、従来とかくの紛争を起して参りました外国人登録証明書の大量切りかえをこの秋に控へ、ようやく軌道に乗りにつあるこの制度の将来の運用の基礎をここに一より確立し、今後はきわめて円滑にこれを実施することができるようにしよらうといふねらいをもちまして、これに必要な手当をいたしますとともに、あわせて、この制度の運用に当っております市町村地方公共団体、特にその第一線事務をつかさどっております市町村の負担を軽減するため事務の簡素化をはかり、また、従来の規定の不備を補う等、現行法の実質面にもある程度の改正を加えようとする点で

外国人登録法の一部を改正する法律

あります。以下その大要について御説明申し上げます。

一、現行制度によりますれば、登録証明書の交付を受けた外国人は、登録証明書の有効期間の切れる二年目ごとに登録証明書の切りかえ申請をしなければならぬことになっておりまして、本年十月末ごろから来年一月ごろまでがその大量切りかえの時期に当り、その間に五十数万人に上る大量の外国人が一斉に市町村の窓口に来殺し、しかも、このたびの切りかえにおいては、従来の大量切りかえのときと異なり、そのうち十四才未満の者を除いた三十数万人に上り、市町村の第一線に対して申請のあつたその日のうちにその全部の事務の処理を望むことは、明らかに不可能と言わなければなりません。

そこで、これまででも、申請のあつた日から一週間先とか、その一カ月も先に登録証明書を交付せざるを得ないような運用に事実上追い込まれていたのであります。さらにこの切りかえの実施に当っては、過去においてその例を見たように、一部外国人の政治的な反対機運によつて、ますますその事務が困難になることも予想しなれないわけにはいかず、従つて、新たに指紋制度の加つた今次の大量切りかえをスムーズに行い切ることができぬかどうかは、将来におけるわが外国人登録制度の運命を卜する一つの山と言つても過言ではないと存するのであります。

そこで、たいいま申し述べましたような事情を勘案いたしましたし、市町村においてその地区またはそのときの事情に応じて、そ

の事務をならして計画的に処理することができるようにするため、一般的に、登録証明書即日交付することができるように、別なやむを得ない事情がある場合には、市区町村長において、別に何日から何日までという交付予定の期間を指定して、その期間内にこれを交付することができるようにする。第五條第二項、第六條第四項、第七條第四項、第十一條第四項がこれに当ります。指紋の押捺も登録証明書の交付の際に限らず、場合によってはただいま申し上げた別に指定する日に登録証明書を交付する際に押さずともよいように改正するのであります。

しこうして、このようにしてこのたびの切りかえが無事行われた暁におきましては、すでに指紋もとつてありますことゆえ、その次からの切りかえは、従来のように二年目ごとといったしませんが、よろしいと存せられますので、従来登録証明書有効期間を二年と限つておりましたのをやめまして、三年目ごとに登録の確認を求める意味において登録証明書の切りかえをいたさせることに改めたのであります。

さて、以上のように、登録証明書の有効期間を限定しないこととするとも、登録証明書の交付申請の日とその実際の交付の日との間に間隔を置くことができるようにした結果、その場で新しい登録証明書の交付を受けることができなかつた者は、新たな登録証明書の交付を受けるまでの間は、古い登録証明書をそのまま所持しておればそれでよいことになつたわけでありまして、

二、次に、事務の簡素化につきましましては、外国人が居住地を変更

しようとする場合の事前届出の制度を廃止いたしますとともに、市区町村長が新規登録及び変更登録の申請猶予期間を延長する場合並びに登録証明書を再交付する場合に都道府県知事の承認を要しないことに改め、また、市区町村または都道府県の廃置分合等によって居住地の名称が異なつた場合には、本人の申請を待たず、市区町村長が職権によって変更登録を行うことができることとし、その他登録証明書の再交付申請書類を簡略化する等、都道府県及び市区町村の事務的負担の軽減をはかることいたしました。

三、次に、現行法の規定の整備につきましましては、まず、出入国管理令第二十六條の規定による再入国の許可を受けて出国した外国人が再入国した場合の取り扱いについて新たな規定を設け、その者が出国する際に出国港において入国審査官に預けた登録証明書を再入国後市区町村長から返還を受けなければよいこととするともに、登録証明書の受領義務を新たに規定し、また、本法による諸手続をする場合に本人出頭の義務を明定し、かつ、代理人がこれらの手続をする場合にこれを妨げた者に対する罰則を設ける等、現行規定の整備合理化をはかつたのであります。

以上、簡単にこの法律案の提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞ、よろしく御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

二、衆議院法務委員長報告(三月一日)

○高橋順一君 ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改

右、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(四月二十七日)

○小林亦治君 ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過からその結果を御報告申し上げます。

正する法律案につきましまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、本年十月末ごろから来年一月ごろまでの間に、五十数万人に上る大量の外国人登録証明書の一斉切りかえが行われ、しかも、この切りかえに際しましては、十四才未満の者を除いた三十数万人については指紋の押捺をさせなければならぬことになつております。しかるに、従来とかく好ましくならざる事態を引き起して参りましたこれらの切りかえ事務を、市町村において計画的に円滑にかつ能率的に処理できるようにするため、登録証明書の有効期間を限定しないことに改め、また、登録証明書の再交付の場合に都道府県知事の承認を要しないことに改め、さらに、外国人が再入国した場合の取扱いについて新たな規定を設け、また、登録証明書の受領義務に関する規定を新設する等、事務の簡素化と現行規定の整備合理化をはかりとするのが、本案提出の趣旨であります。

さて、法務委員会におきましては、本案が出入国管理令と密接なつながりを持つ関係上、種々活発なる質疑が行われましたが、これらの詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、二月二十四日質疑を終了し、討論に入りました。日本共産党より反対意見、自由民主党より賛成意見が述べられ、次いで、日本社会党より、この法運用に当つては慎重にして誤りなきを期すべき趣旨の希望意見を付して賛成の討論がなされたのであります。よつて、本案を採決いたしましたところ、多数をもって政府原案通り可決いたしました次第であります。

外国人登録法の一部を改正する法律

まず、その提案理由について政府の説明すところによりますと、現行法は、昭和二十七年講和発効と同時に施行せられ、その後数次の改正を見ておりますが、いずれも形式的な改正でありましたのに対し、今回は、従来とかく紛争を起しました外国人登録証明書の大量切りかえをこの秋に控え、今後この制度を円滑に運用できるように必要な手当をいたしますとともに、あわせてこの制度の実施に当る地方公共団体、特に第一線の市区町村の負担を軽減するため、事務の簡素化をはかり、また、従来の規定の不備を補う等、現行法の実質面にもある程度の改正を加えようとするもので、その内容の要点を申し上げますと、第一に、現行制度によりますと、登録証明書の交付を受けた外国人は、その有効期間の切れる二年目ごとに切りかえ申請をする定めであり、本年十月末ごろから来年一月ごろまでがその大量切りかえの時期に当り、この間に五十数万人に上る外国人が市区町村役場の窓口に殺到することになります。しかも、このたびの切りかえにおきましては、このうち十四才未満の者を除く三十数万人に指紋を押させることになりまして、市区町村の事務をならして計画的に処理できるように、一般に登録

証明書即日交付できないようなやむを得ない事情があるときは、別に期間を定めて交付できるようにし、指紋の押捺もその交付の際にさせてよいように改め、かくしてこのたびの切りかえが無事行われますと、すでに指紋もとつてありますことゆえ、この次からは、従来二年ごとに行なつた切りかえを、三年ごとにこれをなすように改めるものであります。第二に、事務の簡素化につきましては、外国人が居住地を変更する場合に、事前の届出を要しないものとす、新規登録及び変更登録の申請猶予期間を延長する場合並びに登録証明書を再交付する場合に、都道府県知事の承認を要しないものとし、地方公共団体の廃置分合等の場合は、市区町村長が職権により変更登録を行えば足りるものとするなど、事務的負担の軽減をはかつております。第三に、現行規定の整備につきましては、再入国の許可を受けて出国した外国人が再入国した場合には、出国のとき預かつた登録証明書を返せば足りるものとし、また、この法律によるいろいろの手續をする場合の本人の出頭の義務を明文化し、かつ、代理人がそれらの手續をする場合に、これを妨げた者に対する罰則を設けるなどの改正を加えるものであります。

法務委員会といたしましては、羽仁、中山、高田の各委員から、今回の改正の真のねらい、指紋制度、事実の調査権その他について質疑を行いました。その論点のおもなものを申し上げますと、まず、「外国人の登録に指紋の押捺を強制することは、警察的な犯罪の取締りには役立つかもしれないが、国際感情を悪くし、観光や學術文化交流の妨げ、失うところが多いのではないか」との質疑に

対しましては、政府側より、「指紋制度のない当時は、登録証明書の売買や再交付の申請が盛んに行われたので、やむを得ずとつた措置であるが、密入国の跡を断たない現状に堪がみ、最小限度一指紋だけをとりことにし、極力不快な感情を避け、公正な外国人管理を行ふに努める」との答弁があり、次に、「国際慣習上、外交官や外国政府または国際機関の公務を帯びた者は、登録制度の適用から除外されておるが、実害を生じない限り、これらに準ずる者にも同様の取扱いをすべきではないか」との質疑に對しましては、「除外例をこのほかに認めるのは、人によって差別待遇をすることにもなりますので、国の政策としてきめられれば格別、事務的には困難である」との答弁があり、第三に、「十四才未満の者には指紋を押させない」というのは、何を基準にして年令をきめたか、十四才を少しでも越せば、押捺を強制するのは酷ではないか」との質疑に對しまして、「十四才未満でも密入国をする者が多いので、それらの者からも指紋をとるべしとの意見もあるが、他方、不快な感情を起すことは最小限にとどめるべきであり、まずこの程度の年令で線を引きようとした」との答弁があり、なお、「とかく思想調査や私生活の調査に類することが行われがちな今日、市町村職員に与えられた事実調査権が乱用されるおそれはないか」との質疑に對しましては、「かかる調査権は行政事務上当然認められる権限で、いまだこのために不快な事態が起つた事例もなく、今後も運用に注意をするつもりである」との答弁がありました。かくて、討論に入りましたところ、羽仁委員は、本案に反対の意

を表せられ、その理由として、「もともとこの外国人登録制度は、占領当時の立法の遺物であり、ことに指紋押捺の強制はヨーロッパの国々では行われていないことで、取締りの便宜を先にし、国際感情や基本的人権の尊重を後回しにしておる。今回の改正で手續の簡素化をはかつた点は認めるが、指紋制度の全廃が実現されなかつたのは不満である」と旨を述べられ、次いで採決をいたしましたところ、本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案につきましても、委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

この訴訟費用等臨時措置法と申しますのは、民、刑事の訴訟事件における当事者、証人等の日当、宿泊料の額や執行吏の手数料等を規定している法律でございますが、このたびの改正案は、この中の訴訟事件における当事者、証人、鑑定人等の日当及び宿泊料について、それぞれ増額しようとするものであります。すなわち、これら証人等の日当、宿泊料の額は、その性質上、国家公務員が出張した場合の旅費の額を基準として規定されているのであります。今般政府におきましては、国家公務員の旅費についての支出の適正化をはかり、現時の実情に即するようにするため、別に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。国家公務員の日当及び宿泊料については、その額を約三割以上引き上げるべく措置して参つたのであります。従いまして、この改正案も

外国人登録法の一部を改正する法律

かような旅費基準の改訂に應じまして、訴訟事件については当事者、証人、鑑定人、国選弁護人等の日当及び宿泊料の額を、執行事件については、執行吏の日当及び宿泊料の額を、それぞれ約三割増額せんとするものであります。

当委員会の審議に際しましては、質疑もなく、討論に入りましたところ、別に発言もございませんので、採決いたしました結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

◎北海道開発公庫法 (昭三二、五、一一法九七)

一、提案理由(二月二十八日)

○正力国務大臣 今回提出いたしました北海道開発公庫法案につきまして、その提案の理由及び法律案の要旨について御説明いたします。

御承知の通り、北海道の総合開発は第七回国会において制定を見ました北海道開発法の施行に伴い、昭和二十六年より実施して参りました結果、道路、河川、港湾、電源等、基礎施設の整備につきましては、かなりの進展を見ておりますが、これと並行して振興せらるべき諸産業につきましては、北海道の持つ特殊な立地条件から資金の導入がはなはだおこなれていない状況にあります。従いまして、北海道における産業の振興をはかるためには、産業振興上有望な企業に対し、長期の金融措置と、民間資金の呼び水的役割を果すところの投資とを兼ね行い機関を設置し、基礎施設の整備と相俟って、企業の育成助長に役立たしめることがこの際緊要であると考へるのであります。以上のような理由から、北海道の産業に対する投資、融資及び債務の保証を行う機関として、北海道開発公庫を設置することを提案いたしました次第でございます。

次に本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、本公庫は北海道における産業の振興開発を促進するため、長期の資金を供給することによって、民間の投資と一般の金

融機関が行う金融を補充し、または奨励することを目的といたしてあります。従って本公庫は一般の金融機関と競合するものではありません。またその行い業務は、融資のみならず投資と債務保証を行う点において、他の公庫と異なる特色を持ってあります。

第二に、本公庫の行う融資または債務保証の対象は、一、石炭または可燃性天然ガスの利用度の高い工業、二、農林畜水産物の加工度の高い工業、三、鉱業及び製錬業、四、産業の振興開発にかかると交通運輸業、五、その他産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの、に範囲を限定されてあります。しかし本公庫の事業計画及び資金計画につきましては、四半期ごとに主務大臣の認可を受けさせることにいたしておりますが、投融資等の対象、投融資等の条件等につきましては、本公庫の業務開始の際設定いたします業務方法書により規制したい所存でございます。

第三に、本公庫の資本金は政府の産業投資特別会計からの出資金十億円でございしますが、本公庫は特に資本金の二十倍を限度として北海道開発債券を発行し得ることになっております。またこの債券につきましては、その元本及び利子の支払いについて政府が保証できることになっております。しかして昭和三十一年度は、とりあえず十億円の資本金と、資金運用部特別会計からの借入金三十億円、政府保証に基づく債券発行による民間資金四十億円、合計八十億円を運用資金として本公庫を充足せしめる所存でございます。

第四に、本公庫は理事長一人、理事三人、監事二人を置き、理事長と監事は主務大臣が任命し、理事は理事長が主務大臣の認可を受

けて任命することになっております。また主たる事務所を札幌市に、従たる事務所を東京都に置くことに予定してあります。

第五に、本公庫の予算及び決算に關しましては、他の公庫と同様、公庫の予算及び決算に關する法律が適用されることになっております。従いまして、本公庫の毎事業年度の予算につきましては、国会の御審議を願いますとともに、決算につきましては、会計検査院の検査を受けることになっております。

第六に、本公庫に対する監督は内閣総理大臣及び大蔵大臣が主務大臣としてこれに當ることとし、主務大臣は本公庫の業務に關し、この法律案に定められた認可を行うこととともに、監督上必要な命令を発することができることとされております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします次第であります。

二、衆議院国土総合開発特別委員長報告(四月十二日)

○松田鐵藏君 ただいま議題となりました北海道開発公庫法案につきまして、国土総合開発特別委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法案の内容につきまして、その要旨を御説明いたしますと、第一点は、北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発を促進するため、長期の資金を供給することによって、民間の投資と一般の金融機関が行う金融を補充し、または奨励することを目的としてお

りまして、その業務は、融資だけでなく、投資と債務保証を行うことにおいて、他の公庫と異なる特色を持ってあります。

第二点は、投融資または債務保証の対象は、一、石炭または可燃性天然ガスの利用度の高い工業、二、農林畜水産物の加工度の高い工業、三、鉱業及び製錬業、四、産業の振興開発にかかると交通運輸業、五、その他産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するものに限定し、その条件等については、本公庫の業務開始の際設定する業務方法書によって規制されることになっております。事業計画及び資金計画は四半期ごとに主務大臣の認可を受けることになっております。

第三点は、本公庫の運用資金についてであります。資本金として、政府の産業投資特別会計から出資される金額十億円に、本年度は、政府の資金として資金運用部から三十億円を借り入れるとともに、政府保証に基づく債券発行による民間資金四十億円、合計八十億円をもって運用することになっております。

第四点としては、本公庫に理事長、理事、監事を置き、理事長と監事は主務大臣が任命し、理事は主務大臣の認可を受けて任命するのであります。主たる事務所を札幌市に置くことになっております。

第五点は、本公庫に対する監督は、北海道開発の使命と金融の關係にかんがみ、内閣総理大臣及び大蔵大臣が主務大臣としてこれに當り、公庫の業務に關して法案に定められた認可を行うとともに、監督上必要な命令を発することができるようになっております。

本公庫の予算及び決算につきましては、他の公庫と同様、公庫の予算、決算に関する法律が適用されることになっております。

以上が本法律案の内容の概略であります。

本法案は、二月二十七日日本委員会に付託され、同二十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました後、各委員と政府との間にきりわめて熱心なる質疑応答が重ねられ、その間、三月三十日及び四月二日の両日にわたって、参考人五名よりその意見を聴取する等、あらゆる角度から慎重に審議をいたしましたのでありますが、その詳細については会議録によつて御承知を願います。

かくて、昨四月十一日質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、全会一致をもつて本案は原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、委員渡邊惣藏君より附帯決議が提案されたのであります。が、これまた全会一致をもつて提案の通り附帯決議を付することに決しました。附帯決議は次の通りであります。

附帯決議

政府は次の事項について適當の措置を講ずべきである。

- 一、北海道開発公庫の投融资計画は不明確である。政府は速かに北海道総合開発第二次五ヶ年計画を策定し、開発公庫の対象となるべき投融资計画を明確にすること。
- 二、開発公庫の投融资対象は資本金の規模によることなく、中小企業に対しても開発に必要な事業に対しては投融资すること。
- 三、開発公庫が投資に重点をおき、且つ、低利な資金供給を可能

にするため、次期国会において出資金を増額すること。
四、開発公庫役員の選任に当つては、公庫業務の適正を期するため慎重な配慮をすること。

五、開発公庫の業務運営に当り、有効適切且つ公正妥當な執行を期するため、理事長の諮問機関として、現地に学識経験者その他を以つて構成する運営協議機関を設置すること。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(四月三十日)

○藤野繁雄君 ただいま議題となりました北海道開発公庫法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、北海道総合開発計画の一環として、北海道における産業の振興をはかるために、長期の資金を供給することを目的として設立したものであります。

その内容のおもなる点を申し上げます。第一に、本公庫は、北海道における産業の振興開発を金融面から促進するため、長期の金融及び投資債務保証等をその業務の内容としたものとすものである。第二は、本公庫の行う投資または債務保証の対象であります。一、石炭または可燃性天然ガスの利用度の高い工業、二、農林畜水産物の加工度の高い工業、三、鉱業及び製練業、四、産業の振興開発等にかかる交通運輸業、五、その他の産業で、振興開発のため特に必要

な事業で主務大臣の指定するものに範囲を限定いたそうとするものであります。第三に、本公庫の事業計画及び資金計画につきましても、四半期ごとに主務大臣の認可を受けることになっております。また、投融资の対象及び条件等については、本公庫の業務開始の際に定める業務方法書により規定いたそうとするものであります。第四に、本公庫の資本金は、産業投資特別会計からの出資金十億円であり、本公庫は、資本金の二十倍を限度として、北海道開発債券を発行し得ることになり、この債券については、その元本及び利子の支払いについて政府の保証ができることとしたそうとするものであります。しこうして、昭和三十一年度は、十億円の資本金と資金運用部特別会計からの借入金三十億円、政府保証に基づく債券発行による民間資金四十億円、合計八十億円を運用資金として

第五に、本公庫は、理事長一人、理事三人、監事二人を置き、理事長と監事は主務大臣が任命し、理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命することになっております。また、おもなる事務所は札幌市に、従たる事務所を東京都に置くことを予定しております。第六は、本公庫の予算及び決算に關しましては、公庫の予算及び決算に関する法律が適用されることとなつております。第七に、本公庫に対する監督は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が主務大臣でありまして、主務大臣は、本公庫の業務に關し、この法律案に定められた認可を行うとともに、監督上必要な命令を発することができることとしたそうとするものであります。

本案審議に當り、北海道総合開発第一次五ヶ年計画の実施状況及び第二次五ヶ年計画と本公庫との関連性、本年度の業種別投融资計画、本公庫の業務内容である融資、出資、債務保証等について質疑がなされたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論に入り、岡委員より、「本案の提案理由によれば、北海道の総合開発は、昭和二十六年より実施し、その結果、道路、河川、港湾、電源等、基礎施設の整備についてはかなり進展をみていると述べているが、北海道へ旅行してみると、第一次五ヶ年計画はまだその緒にいたのみである。政府は第二次五ヶ年計画の基礎的資料を本委員会に未提出であるにもかかわらず、北海道の第二次産業を振興するということはさか立ちしていると思ふ。しかし、北海道は特殊立地条件にあるので、その開発を進めるための公庫を設立することは必要であるが、公庫は出資、融資、債務保証等の業務を行うことになっていたので、その運営に當つては、責任者は十分なる配慮をなすべきである」との意見が述べられ、さらに、「付帯決議を付して、本案に賛成する」旨の意見が述べられました。

付帯決議案

政府は次の事項について適當の措置を講ずべきである。
一、本法施行に伴う投融资計画は不明確である。政府はすみやかに北海道総合開発第二次五ヶ年計画を策定し、開発公庫の対象となるべき投融资計画を明確にすること。

- 二、開発公庫の投融资対象は資本金の規模によることなく、中小企業に対しても開発に必要な事業に対しては投融资すること。
- 三、開発公庫が投資に重点をおき、かつ、低利な資金供給を可能にするため、次期国会において出資金を増額すること。
- 四、開発公庫役員の選任に当つては、公庫業務の適正を期するため慎重な配慮をすること。
- 五、開発公庫の業務運営に当り、有効適切かつ公正妥当な執行を期するため、理事長の諮問機関として、現地に学識経験者その他をもつて構成する運営協議機関を設置すること。

次いで土田委員より、「本公庫の運営に当つては、責任ある監督をしてほしい。また、役員を選任に当つては十分なる配慮をすべきである。さらに岡委員の付帯決議案に同感である」旨の賛成意見が述べられ、最後に藤野委員より、「本公庫は、長期の資金を供給すること等により、民間の投資及び一般の金融機関が行う金融を補充し、または奨励することを目的とするものであるから、その任務は重かつ大である。そこで事業計画及び資金計画の作成に当つては遺憾なきを期せられたい、また、事業の遂行に当つては、常に失敗を事前に防止するよう善導せられたい」旨の賛成意見が述べられ、討論を終り、採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定し、また、岡委員提出の付帯決議案を採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎地方財政法等の一部を改正する法律

(昭三二、五、一二法九八)

一、提案理由(三月十三日)

○太田国務大臣 たいだいま提案されました地方財政法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のように、政府は、地方財政の窮乏を打開し、その再建を促進するため、今般地方行政制度についてあとう限りの改革措置を講ずることとしたのでございます。その一環として、多年の懸案事項でありました義務教育職員の恩給に要する経費の半額を国庫が負担する制度を創設することいたしましたことに伴いまして、地方財政法の経費の負担区分に関する規定を整備する必要が生じて参りましたのと、同法中の都道府県が実施する事業につき、受益市町村から負担金を徴収することができる旨の規定に関し、事業の範囲について疑義の生ずるおそれがありますので、これを「土木その他の建設事業」に改め、その範囲を明確にいたす必要がございますので、同法の一部に所要の改正を行うこととしたのであります。また地方財政再建促進特別措置法の成立が予定よりおくれました関係上、同法の成立を見越してすでに職員の整理を実施した赤字団体が退職手当の財源に充てますため起した地方債につきましても、現行法では、財政再建債としての取扱いができないために利子

地方財政法等の一部を改正する法律

補給の対象とならないのでございますが、これらの団体の財政の再建を円滑に促進いたすためには、これらの退職手当債につきましても利子補給を行う必要がございますので、同法の一部に所要の改正を加えることとしたのでございます。

以上が、本法律案を提案する理由及びその内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決せられんことをお願いいたします次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月二十四日)

(地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭三一―法九九)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(五月九日)

(地方交付税法の一部を改正する法律(昭三一―法一〇〇)の委員長報告を一括して掲載)

◎地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律

(昭三一、五、一二法九九)

一、提案理由(二月二十九日)

○太田國務大臣 ただいま提案いたしました地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案の提案の理由及びその内容の概略について、簡単に御説明申し上げます。申し上げるまでもなく、政府は、地方財政の窮状を打開し、その再建を推進するため、今般地方財政制度全般にわたつて、あと限りの改革措置を行なつたのでありますが、その一環として、国または地方公共団体が行う公共事業にかかる国の負担または補助の割合を引き上げることにより、地方負担の軽減をはかることとし、公共事業等にかかる国の負担または補助の割合について特例を規定するとともに、受益者分担金の徴収及び公共事業費の補助負担算定の基礎について特例措置を設けることとしたのであります。ただ、公共事業等にかかる国の負担または補助の割合等は、いずれも慎重な検討の上、定められているものであり、軽々しく変更すべきものではありませんので、今回の措置も一応地方財政が立ち直るまでの臨時的措置として三カ年間に限ることとしたのであります。これが本法律案を提案する理由であります。

次に、本法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

第一は、公共事業にかかる国の負担または補助の割合の特例に関する事項であります。今回の公共事業関係費の補助率等の引き上げは、地方公共団体の財政負担の軽減をはかり、地方財政の再建を促進するという意味において行なつたものであり、地方公共団体が管理の責任を負う河川、砂防、治山、道路、港湾、漁港等の公共施設の整備のための事業に限ることとし、これらのうち、各法律において補助負担割合について規定のあるものについて、特例規定を設けることとしたしました。従つて、道路その他政令で補助負担割合の定めのあるもの等については、本法案に規定を設けておりませんが、これらについては、いずれも、政令等で所要の特例を定めるところとしておきます。

第二は、受益者分担金等についての規定であります。地方公共団体が実施する公共事業によつて利益を受ける者から、その利益を受ける限度において分担金等を徴収することができるといふことは、地方自治法、道路法等に規定されているのでありますが、現在、この制度は、地方公共団体ごとに運用が区々であり、その運用も明確を欠いている面もありますので、その本旨に従つた運用を確保し、収入の充実をはかるよう政令でそのおおよその標準を定めることができるようにいたしますとともに、都市計画税、軽油引取税の創設等、受益者負担制度の拡充の措置と相待ちまして、地方公共団体は努めて受益者分担金等を徴収するよう努力すべきことを規定したのであります。

第三は、事業費の算定の特例に関する事項でございます。現行制

度によれば、補助金等の額は、その事業に要した費用から、地方公共団体が徴収した受益者分担金等の額を控除した額に一定率を乗じて算出することとされているのであります。分担金等を多額に徴収すれば補助金等の額が減少することとなつておりますが、今回これを改めまして、地方公共団体が徴収した受益者分担金等の額は、負担金または補助金の算定の基礎となる事業費から控除しないものとし、受益者分担金の制度の活用をはかり、地方財政の負担の軽減をはかることとしたのであります。

以上が、本法律案の内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されんことをお願いいたします次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月二十四日)

○中井徳次郎君 ただいま議題となりました地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案につき、地方行政委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の改善と再建に資するため、昭和三十一年度以降三カ年間に限る臨時的措置として、国または地方公共団体が行う公共事業につき、その地方負担の軽減をはかることを目的としたものであります。その内容は、第一に、国または地方公共団体が行う公共事業費につき、国の負担または補助の割合を引き上げること、第二に、受益者分担金制度を活用し、収入の充実をはかるため、政令でその標準を定め得るものとしたこと、第三に、事業費の

算定方法に特例を設け、公共事業費にかかる受益者分担金等の額は、公共事業費にかかる分担金または補助金の算定の基礎としないものとする。以上の三点であります。

本法案は、去る二月二十八日本委員会に付託、同二十九日太田自治庁長官より提案理由の説明を聴取し、四月十七日質疑を終了、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

次に、政府の提案にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案及び日本社会党の提案にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

まず、政府案について申し上げます。本案は、地方歳入の大きな支柱となつてゐる地方交付税の総額を増加することにより、他の諸施策と相待ち、赤字発生の要因を含んだ地方財政の現状に一段の改善を加えようとするもので、このため、所得税、法人税及び医税の収入額に対する地方交付税の税率を、現行の百分の二十二から百分の二十五に引き上げることとそのおもな内容とし、その他、交付税額の算定の基礎となる基準財政需要額及び基準財政収入額の算定について、別途予定される地方財政制度の改正に伴い単位費用を改訂する等、所要の改正を行おうとするものであります。この改正の結果、本年度における交付税の総額は、昭和二十九年分の精算額十二億余円を加え、千六百二十八億円となるのであります。

本案は、二月十五日本委員会に付託、同月十七日太田自治庁長官

より提案理由の説明を聴取、自來、昭和三十一年度の地方財政計画及び関係諸法案とともに慎重審議し、四月十八日質疑を終了いたしました。

次に、日本社会党の提出にかかる案について申し上げます。その内容は、交付税の税率を、現行百分の二十二から百分の二十七に引き上げようとするものであります。

本案は、四月十六日本委員会に付託、同月十八日、提案者代表として委員北山愛郎君より提案理由の説明がありました。これは国の予算の増額を伴うものでありますので、内閣の意見を徴しましたところ、本年度国の予算もすでに成立した後のことでもあり、賛成しがたき旨の意見の開陳がありました。

かくて、同日両法案に対する質疑を終了し、これを一括討論に入り、委員永田亮一君は、自由民主党を代表して、政府案に対して賛成、社会党案に対して反対の意思を表明し、委員川村継義君は、日本社会党を代表して、社会党案に対して賛成、政府案に対して反対の意思を表明されました。採決に入り、社会党の案は賛成少数をもって否決され、政府案は原案通り可決すべきものと決しました。

最後に、地方財政法等の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、地方財政の再建に資することを目的としたものであります。その内容は、第一に、今回義務教育費国庫負担法が改正され、義務教育職員之恩給経費の半額を国庫が負担することになるので、これに伴い、地方財政法における経費の負担区分に関する規定

を整備すること、第二に、同じく地方財政法において都道府県が実施する事業で、受益市町村から負担金を徴収することのできる「事業」の範囲を、「土木その他の建設事業」と改めること、第三に、赤字団体が、地方財政再建促進特別措置法の実施前にすでに整理した職員の退職手当に充当する起債を、地方財政再建促進特別措置法に規定する財政再建債として、利子補給を受け得ることにしたこと、以上の三点であります。

本法案は、去る三月九日本委員会に付託、同十三日太田自治庁長官より提案理由の説明を聴取し、四月十八日質疑を終了、討論に入り、委員永田亮一君は自由民主党を代表して本案に賛成、委員川村継義君は日本社会党を代表して反対の意思を表明されました。採決の結果、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(五月九日)

(地方交付税法の一部を改正する法律(昭三二一法一〇〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方交付税法の一部を改正する法律

(昭三一、五、一二法一〇〇)

一、提案理由(二月十七日)

○太田国務大臣 たいだいま提案いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。

御承知の通り、昭和三十一年度地方財政計画の策定につきましては、今後地方財政に赤字の発生を見ないよう、その合理化をはかることを根本方針といたしたのでございますが、その前提となる地方行政制度改正の一環といたしまして、地方交付税の所得税、法人税及び酒税の収入額に対する率を現行の百分の二十二から百分の二十五つまり三〇の増率にありますが、二五%にすることとしたのでございます。これに伴いまして、地方交付税の総額の所得税、法人税及び酒税の収入額に対する率を改正する必要がありますとともに、教育委員会の委員の公選制の廃止等地方行政制度の改正、昭和三十一年度予算における国庫補助負担率の改訂、期末手当〇・二五カ月分の増額等に伴って単位費用について所要の改訂を行う必要があります。そのと、地方債の配分の合理化とも関連し、道府県について投資的経費の財源を確保するため、新たに道府県の態容に於いて投資的経費を割り増しする補正を行うことができるものとする等、地方交付税法に所要の改正を加える必要が生じてきたのでございます。これ

がこの法律案を提出する理由でございます。

次に改正の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。第一は、交付税の総額に関する事項でございます。所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十二を百分の二十五に改めることとしたのであります。この結果明年度における交付税の総額は昭和二十九年年度の精算額十二億余円を加えまして千六百二十八億余円となるのでございます。

第二は、基準財政需要額の算定方法に関する事項であります。

その一は、単位費用の改訂でございます。(1)教育委員会の委員の公選制の廃止等、明年度行われる予定の地方行政制度の改正のこと。(2)軽油引取税、都市計画税の創設、国庫補助負担金の補助負担率の改訂、使用料単価の改訂のことなど特定財源の増減でございます。(3)期末手当〇・二五カ月分の増額等に伴いまして、各経費ともそれぞれ積算の基礎に所要の改訂を加えるほか、給与実態調査の結果をも勘案いたしまして単位費用積算の基礎となった標準県における職員構成の適正化をはかる等所要の算定がえを行なって単位費用を改訂したのでございます。

その二は、道府県分態容補正につきまして新たに投資的経済にかかわる補正を行うこととしたことでございます。御承知の通り現在の態容補正は、市町村の都市化の程度により、行政の質の差を測定している補正でありまして、道府県分については、管内市町村の態容の積み上げ方式によつて行われておりますが、地方債の配分方法の合理化とも関連して財政力の貧弱なる道府県については、公共

事業費等投資的経費の財源を確保する方途を講ずることが必要と考
えられるのでございます。このため、従来の態容補正の方法に加え
て、投資的経費にかかわる行政水準の標準化に必要な行政の質及び
量の差に基いて新たに道府県の態容による補正を行うことができる
ものとしたのでございます。

第三は、基準財政収入額の算定方法に関する事項であります。

その一は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金制度の創設に
伴う改正でございます。普通税の場合と同様に、その収入見込額の
都道府県交付金及び都道府県納付金にありましては百分の八十、市
町村にあつては原則として百分の七十の額を基準財政収入額に算入
するものとし、あわせてその算定方法の基礎を定めることとしたし
たのでございます。

その二は、入場譲与税の譲与方法の改正に伴う改正でございます。ま
して、従来入場譲与税の基準税額の算定は、人口によつていたのであ
りますが、今回単純に人口によることができなくなりましたので、
入場譲与税法第二条の規定によつて算定した額を用いることとした
のでございます。

その他端数計算の方法についての規定を設ける等所要の規定の整
備を行うこととしております。

以上がこの法律案の内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議
の上、すみやかに御可決あらんことを希望するものであります。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月二十四日)

入見込額の百分の七十の額を、それぞれその団体の基準財政収入額
に算入するとともに、入場譲与税の譲与方法の改正に伴い、入場譲
与税にかかる基準税額の算定の基礎を改めること等でありませう。

次に、地方財政法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

前法案と同様の趣旨に基く立法でありまして、その内容の大体
は、地方財政法の一部を改正して、義務教育職員の恩給費に対する
国庫負担制度の創設に伴い、国と地方公共団体の相互の利害関係が
ある事務のうち、国がその経費の全部または一部を負担すべきもの
の中に義務教育職員の恩給を加えるとともに、都道府県がその行
事業について、市町村から負担金を徴収することができる事業の範
囲を土木その他の建設事業に改め、地方財政再建促進特別措置法の
一部を改正して、財政再建団体が財政再建計画の承認の前に退職手
当の財源に充てるために起した地方債は財政再建債とみなすものと
すること等でありませう。

次に、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨
時特例に関する法律案について申し上げます。

本法案は、前述の二法案と同様の趣旨のもとに、地方団体の財政
負担の軽減をはかり、地方財政の再建に資するため、昭和三十一年
度分から昭和三十三年度分まで、公共事業について国の負担または
補助の割合を引き上げ、受益者分担金等を努めて徴収せしめるよう
にし、公共事業費にかかる受益者分担金等の額は、公共事業費にか
かる負担金または補助金の算定の基礎としないものとする等のこと

地方交付税法の一部を改正する法律

(地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例
に関する法律(昭三二―法九九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(五月九日)

○松岡平市君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改
正する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案並びに地方財
政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する
法律案の三法案について、委員会における審査の経過並びに結果を
御報告申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、地方財政の窮状打開とその再建推進のために、政府の
企図する地方行政制度改正の一環として立案されたものでありま
して、その内容の要点は、地方交付税の総額について、所得税、法
人税及び酒税の収入額の百分の二十二を百分の二十五に改めるこ
と、教育委員の公選制の廃止等、行政制度の改正、軽油引取税、都
市計画税の創設、国庫補助金の補助率、単価の改正等、特定財源の
増減、期末手当の増額等に伴い、単位費用に所要の改正を加えるこ
と、道府県について投資的経費にかかる行政水準の標準化に必要な
財源を確保するために、投資的経費の割高となる度合いについて、
新たに道府県の態容にに応じて補正する道を開いたこと、国有資産所
在市町村交付金及び納付金等の創設に伴い、都道府県交付金及び納
付金の収入見込額の百分の八十並びに市町村交付金及び納付金の取

を定めるものであります。

地方行政委員会におきましては、以上の三法案について、それぞ
れ政府側より提案理由の説明を聞いた後、三法案を一括して審査を
重ねました。その詳細については会議録によつてごらんを願います
が、その間、政府側との質疑応答に現われた問題の二、三につい
て、以下、簡単に御報告をいたします。

すなわち、「地方交付税の率が今回百分の二十五に引き上げられ
るが、政府のこれに対する基本的な考えはどうか」との質問に対し
ては、太田国務大臣より、「百分の二十五を絶対不動のものとは考
えないが、三大国税の二五〇という率は相当に重い意味を持つもの
と考える」旨の答弁がありました。「現在、地方債は四千数百億円
に達し、地方財政に対する重圧となつていますが、政府の対策いか
ん」この質問に対しては、一萬田大蔵大臣より、「国家財政と地方財
政を一体的に考え、かつ、従来国にも配慮の十分でなかつた点が
あつたことを心にとどめつつ、今後何らかの財政措置を講じたい」旨
の答弁がありました。「地方財政再建促進特別措置法の規定による
財政再建債の処理を敏速にせよ」という各委員の異口同音の強い要
望に対しては、関係当局より、「御趣旨に沿うよう善処する」旨を
答へられました。

四月三十日討論に入り、森下委員は、「交付税の率の引き上げが
今回の案ではいまだ不十分である等の理由から、地方交付税法の一
部を改正する法律案には反対、財政再建団体の退職金の取り扱いに
も触れている地方財政法等の一部を改正する法律案に対しては、地

方公務員の首切り反対の立場から法案にも反対せざるを得ない、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案には賛成する」旨を述べられ、小林武治委員は、「交付税の率の引き上げを今回までにとどめること、国税と地方税について税源の再配分を考へること、地方財政の規模の拡大を防止すること、地方債の増大並びにその重任に対し適切な措置を講ずること等を政府に要望して、三法案に賛成する」旨を述べられ、伊能委員は、「地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案の趣旨を、臨時特例にとどめず、これを恒久化して、国と地方との間に財源の再配分を考へること、再建債の敏速処理等の要望を付して、三法案に賛成する」旨を述べられました。かくて採決の結果、地方交付税法の一部を改正する法律案は多数をもつて、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案は全会一致をもつて、地方財政法等の一部を改正する法律案は多数をもつて、いずれも衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎海岸法 (昭三二、五、一二法一〇一)

一、提案理由(三月二十八日)

○堀川政府委員 たいま議題となりました海岸法案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、わが国はきわめて長大な海岸線を有しているのですが、海岸が鉱工業、農業、漁業等各種産業の発展及び民生の安定と密接な関係を有するものであります。そのため、国土保全上その防護の必要性はきわめて大なるものがあつて、しかしながら、現状におきましては、海岸の管理責任が明らかでなく、海岸の管理に十分な措置が講じられていないため、連年、高潮、波浪、侵食、地盤の変動等により災害をこうむり、特に最近においては管理の不徹底による大災害が続発しているものであります。これが抜本的対策を急速に確立する必要があるものであります。海岸法案は、右の趣旨によりまして海岸の管理の責任を明らかにするとともに、海岸保全施設の整備、海岸の保全に支障のある行為の制限等について規定し、海岸の防護に万全を期し国土の保全に資するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に海岸法案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、都道府県知事が防護する必要のある区域を海岸保全区域として指定し、その区域について海岸管理者を定め、海岸の責任を明らかにしたことであります。すなわち都道府県知事、市町村

長、港湾管理者の長または漁港管理者の長を海岸管理者として定めることによつて管理の徹底を期し、災害の防除をはかることとしたのであります。

なお、この場合におきまして、海岸管理の事務は国の事務であり、海岸管理者は国の機関として事務を処理いたすこととし、海岸に関する国の責任を明らかにいたしましたのであります。

第二に、海岸行政における各省大臣の所管を明確にし、その責任の明確化と海岸行政の円滑な執行をはかつたこととあります。現在海岸行政は、建設、農林、運輸三省がそれぞれの立場から個別に執行しているのですが、基本的な海岸法制がないため、その所掌事務の範囲が必ずしも明らかでなく、国庫負担となるべき災害復旧工事の採択等に関し相当の不便があつたのであります。この際その所管を明確にすることによつて、海岸行政の統一かつ円滑な執行を確保し、その進展に寄与せんとするものであります。

第三に、国の直轄工事に関する規定を設けたこととあります。現在海岸に関する工事は、地方公共団体が国の補助を受けて施行しているのですが、先般の愛知、三重の大災害の発生に際し、国が県の委託に基づき工事を施行した例に徴し、国土保全上特に重要であり、かつ大規模な工事等については、国がみずから工事を執行することにより海岸保全施設の整備の促進を期することといたしたのであります。

第四に、海岸保全施設の築造基準を定め、海岸管理者以外の者の行う工事につき承認の制度をとり、海岸保全施設の統一をはかつた

ことであります。現在海岸保全施設については、その築造が統一的基準に基いて行われなため、脆弱な箇所があり、これが全般的な災害を誘発する原因となる場合が多いのでありますが、これにより海岸保全施設の統一的整備が確保され、災害防除の効果が一そう上げられることと信ずるものであります。

第五に、海岸の保全に支障のある諸行為を制限し、海岸保全の効果を上げることとしたこととあります。現在海岸に関する行為制限の法的規制がないため、土砂の採取、土地の掘さく等が放任され、これらの行為が海岸の災害を増加させる誘因となっている場合が多いのであります。海岸の保全は、海岸保全施設の整備と相俟つてこれに支障のある行為を規制することによつて、はじめてその目的が達せられるものであり、この見地より今後海岸の災害の防止の効果が上ることを期待するものであります。

第六に、海岸保全施設の新設または改良に要する費用につき国の負担責任を明らかにし、海岸保全施設の整備の促進をはかつたこととあります。従来地方公共団体の行う工事に要する費用につきましても、国は予算措置で補助を行い、その助成措置を講じているのであります。海岸法案におきましては、海岸の管理に関する事務は国の事務とし、国の責任を明らかにしたことにかんがみ、これに要する費用につきましても国の負担責任を明確にし、海岸行政の強力な推進を期したものであります。

以上が海岸法案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する

知事が行うことになっております。ただし、港湾区域及び漁港区域等の海岸に指定する場合には、それらの区域について、それぞれ権限を有する者と協議することにしたしております。

第二章は、海岸保全区域の管理についての規定であります。まず、海岸保全区域の管理は、原則として当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うのでありますが、この規定によらず、市町村長、港湾管理者の長、地方公共団体の長をして管理を行わしめる場合もあります。次に、河川法、道路法等におけると同様、保全施設が大規模あるいは高度の技術、機械力等を必要とする工事については、国がみずから工事を行うことができることになっております。また、保全区域における行為の制限につきましては、土砂の採取、土地の掘さく等、海岸の保全に支障のある行為に対し、海岸管理者の許可を要することとしたしております。また、海岸管理者以外の者の行う工事については、その設計及び実施計画について、あらかじめ海岸管理者の承認を受けなければならないこととなつております。なお、海岸保全施設の築造の基準の条項では、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態等を考慮して、自重、水圧、波力、土圧並びに地震等による振動及び衝撃に対して安全なる構造を要求しております。次に、海岸管理者が海岸保全施設を新設し、または改良を行う場合、これに伴う損失を受けた者に対しましては、損失補償をしなければならない旨を規定し、同様に保全区域内の水面に設定せられている漁業権が制限された場合にも、これによつて生じた損失の補償をするよう規定しております。また、都道府県知事

次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(四月十日)

(首都圏整備法(昭三二一法八三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(四月二十五日)

○赤木正雄君 たいいま議題となりました海岸法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の海岸線の延長は二万五千キロ余りにわたるのでありますが、管理の責任が明らかでなく、これに十分な措置がとられておりませんため、連年高潮、波浪、侵食、地盤の変動等により災害をこうむっている状態であります。本法案は、かかる事態に対処して、海岸の管理の責任を明らかにするとともに、海岸保全施設の整備、海岸の保全に支障のある行為の制限等について規定し、海岸を防護し、国土の保全に資せんとするものであります。

本法案は、五章四十三条から成つておりまして、その第一章は総則であります。すなわち、本章において、まず海岸保全施設、海岸管理者の定義について規定しております。海岸管理者は、海岸保全区域の管理の責任を持つ都道府県知事、市町村長、港湾管理者の長及び漁港管理者である地方公共団体の長といたしております。次に、海岸保全区域の指定についてであります。本法は全国すべての海岸に適用されるものでなく、国土保全上、防護を必要とする海岸保全区域について適用されるのであります。その指定は都道府県

は、関係海岸管理者と協議の上、海岸保全施設に関する整備基本計画を作成し、主務大臣に提出することになっております。

第三章は、費用に関する規定であります。すなわち、海岸保全区域の管理に要する費用については、河川法におけると同しく、原則として海岸管理者の属する地方公共団体の負担といたしております。主務大臣が行う直轄工事に要する費用については、国がその二分の一を負担するとともに、地方公共団体の負担すべき額のうち、一部を受益する他の都道府県に分担させることができることになつております。次に、海岸管理者が行う保全施設の新設または改良に要する費用については、国がその一部を負担することにし、その対象となる工事及び負担割合については、政令をもつて規定することにしたしております。保全施設の工事または維持を行うために要する費用を都道府県が負担する場合には、当該都道府県は、その工事または維持により受益する市町村から分担金を徴収し得る道を講じております。その他兼用工作物に関する費用、原因者負担金、付帯工事に要する費用等を規定しております。

第四章は、雑則であります。本章において主務大臣等を規定しております。すなわち港湾区域等にかかる海岸保全区域は運輸大臣、漁港区域にかかるとは農林大臣といたしております。また、土地改良事業に関するものは原則として農林大臣、その他の農地保全に関するものは農林、建設両大臣の共管とし、以上のほかはすべて建設大臣といたしております。また、その所管が重複するものにつきましては、関係大臣の協議により、その所管を定めることができ

ることとしております。

第五章は、必要な罰則を規定いたしております。

本法案は、三月二十七日、本委員会に付託され、建設、農林、運輸各省の当事者に対し質疑を行なってきたのであります。そのおもなる点は、海岸保全区域の指定の基準、国の直轄工事に要する費用の負担、築造基準の細部規定、関係各省間における事務の調整、漁業補償等に関するものであります。

本法案は、四月二十四日、質疑を終り、討論に入りましたところ、田中委員から、日本社会党を代表して、「本法の実施に当っては、各省が熱意をもって円滑に行うよう要望して賛成する」、次に、石井委員から、自由民主党を代表して、「本案に賛成するものであるが、保全施設の築造基準については、建設、農林、運輸三省の間に統一したものを作成するよう要望する」との発言がありました。討論を終り、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎農業改良資金助成法

(昭三二、五、一二法一〇二)

一、提案理由(二月二十一日)

○庄野政府委員 ただいま上程されました農業改良資金助成法案の提案理由を御説明申し上げます。

申すまでもなく農業改良のための補助金、特に直接農家に交付されるものは、いわゆる奨励的補助金でありまして、新技術の導入に当り、そのための資本投下を要する場合に一定の危険負担を伴いますので、無償の資金を与えることによつて技術導入を円滑ならしめるためにとられていたものでありまして、対象となる技術が相当な普及度を示した場合は、一般営農資金による農家の自主的な施行にゆだねられる建前とされております。

しかしながら現在の補助金の対象となつております事業の中には、ある程度の普及度を示し、補助金の対象とする理由は逐時希薄となりつつある反面、なお、若干の技術上の危険も残り、単純に一般営農資金による農家の自主的な実施にゆだねる段階には距離がありますため、何らかの奨励施策を続ける必要のあるものが相当数存在しております。

従いまして補助金と一般営農融資の中間段階に、農業者が自主的に農業経営の改善をはかるため、能率的な農業技術を導入するに際しまして、都道府県がこれに無利子の資金を貸し付けるといふ新し

農業改良資金助成法

い奨励制度を創設し、従来の補助金制度と並んで農業経営の改善と農業生産力の発展の財政的支柱といたすことが必要であると考へますとともに、あわせて現在補助事業に対して提起されている各種の批判にもこたえんとするものであります。

また、現在組合系統資金に相当余裕金があり、経営改善のための農機具・畜舎等の各種固定施設に対しまして、農家の側にも多大の資金需要があるのであります。リスクその他の理由から、これらの施設に対する系統資金の融通に円滑を欠く場合が少なくないと認められますので、この際農業者が自主的に農業経営の改善をはかるため農業改良上必要であり、かつ普及事業の指導の対象とすることが適当な固定施設を導入するに際しまして、都道府県が系統融資の債務保証を行うという制度を設けることにより農業協同組合の農業者に対する融資を円滑ならしめ、その余裕金の活用をはかることが適切であると考へられる次第であります。

この法律は以上の理由によりまして無利子の技術導入資金の貸付と農業協同組合からの施設資金の借り入れに対する債務保証を行う都道府県に対しまして、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて農業経営の安全と農業生産力の増強に資することを目的といたしております。

次にこの法律の内容を御説明いたします。まずこの法律の対象といたします資金を技術導入資金と施設資金に分けてそれぞれ定義いたしますとともに、都道府県が、農業者またはその組織する団体に對する技術導入資金の貸付またはこれらのものが農業協同組合から

施設資金を政令で定める利率、償還期間、及び据置期間で借り受けることにより当該農業協同組合に対して負担する債務の保証を行います。また、政府は当該都道府県に対し、予算の範囲内において必要な資金の一部を助成することといたしております。

技術導入資金の貸付につきましては、貸付金の一農業者等ごとの限度、利率及び償還期間を定め、また保証人、貸付の申請及び貸付を行う場合を規定いたしますとともに、貸付金の目的外使用等の際における一時償還、災害その他政令で定めるやむを得ない理由による支払いの猶予及び違約金について定めております。

次に施設資金を借り受ける場合の債務保証についてであります。当都道府県は債務保証規程を定めて、農林大臣の承認を受け、当該都道府県は保証額の合計額の限度及び一被保証人の債務保証の限度を規定するとともに債務保証の申請及び債務保証を行う場合を定めております。

また、都道府県がこの事業を行う場合には、当該事業の経理は特別会計を設けて行わなければならないこととし、その歳入歳出について規定するほか、保証債務の弁済金の財源につきましてはこれを基金として特別に管理することを定めております。

以上のほか都道府県が当該事業を行います場合に、その事務の一部を農業協同組合連合会に委託することができることとしたすとともに、国が都道府県に交付する補助金の額及び都道府県が当該事業を廃止いたしました場合の政府への納付金について規定いたしました。

社会党を代表して小川委員より修正案が提出いたしました。その内容は三点ございます。第一点は、固定施設の導入資金に対し国の利子補給措置を明確にしたことであります。第二点は、水稻健苗育成施設及び耕土培養事業に対する国の助成方針を明らかにしたことあります。第三点は、施行期日を変更したことあります。

討論を省略して、この修正案及び修正部分を除く原案について採決を行いましたところ、いずれも多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して社会党田中委員より附帯決議を付したい旨の動議が提出されました。この附帯決議は会議録に譲ります。本附帯決議案もまた、多数をもってこれを可決した次第であります。

以上をもって御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(四月十三日)

○棚橋小虎君 たいま議題になりました農業改良資金助成法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

この法律案の目的とするところは、農業者が農業経営の改善のため自主的に能率的な農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、または取得することを促進するため、農業者等に対する技術導入資金の貸付または農業者等が融資を受ける施設資金にかかる債務の保証を行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することにし

農業改良資金助成法

なお、附則におきまして耕土培養法及び水稻健苗育成施設普及促進法の助成規定に必要な改正を加えることにいたしております。以上がこの法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月三十日)

○吉川久衛君 たいま議題と相なりました。内閣提出、農業改良資金助成法案につきまして、農林水産委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、従来の補助金政策に対して種々の批判が行われている事態に即応いたしまして、従来農家に交付されていた農業改良関係の奨励的補助金のうち、すでにある程度の普及度を示し、かつ、純然たる営農融資では危険性が伴うという中間的段階にある農業技術を導入しようとする場合におきまして、都道府県がこれに対して償還期間三カ年以内の無利子の資金を貸し付けますことと、組合系統資金の余裕金で固定施設の導入を行う際に、その系統融資について債務を保証することの二点を骨子とする事業に対しまして、政府がそれぞれ助成を行わんとするものであります。

本案は、去る二月十七日に本委員会に付託され、同月二十一日政府より提案理由の説明を聴取し、三月二十二、二十七日及び本三十日の委員会において質疑を行い、慎重審議を行なったのであります。が、詳細については会議録により御承知を願うことにいたします。かくて質疑を終局いたしました。この際、自由民主党及び日本

よりとするものであります。

しかして、この法律案が提出されるに至った理由として、大よそ次のように述べられております。すなわち、まず技術導入資金の貸付については、農業改良のための補助金、特に直接農家に交付されるものは、いわゆる奨励的補助であつて、新しい技術を導入するに当つて、そのための資本投下を必要とする場合に危険の負担を伴うことがあるので、無償の資金を供給することによって技術の導入を円滑にするためとられていたもので、その技術が相当普及した場合、農家の一般営農資金による自主的な実行にゆだねられる建前とされておる。しかしながら、技術によつては、ある程度普及して、すでに補助金の対象とする理由は薄らいだが、なお若干の危険が残つておつて、一般営農資金による実施に移してしまふには、まだへだたりがあつて、何らかの奨励措置を続ける必要があるものが相当数に達しておる。従つて補助金と一般営農資金との中間にあつて、農業者が農業技術を導入するに当つて、都道府県がこれに無利子の資金を貸し付けるといふ新しい奨励制度を設け、従来の補助金制度と並んで、農業経営の改善と農業生産力の発展のための財政的支柱とすることが必要であると考え、あわせて現在補助事業に対して提起されている批判にもこたえようとするものであります。

また、施設資金にかかる債務の保証については、現在農業協同組合系統資金に相当な余裕金があり、また一方農家の側には農業経営改善のための各種固定施設に対して多大の資金の需要があるのであるが、リスクその他の理由から、これらの需要に対し、系統資金の

融通に円滑を欠く場合が少なく、かかる際における資金の融通を円滑にするため、都道府県が系統融資の債務保証を行う制度を設けることが適切であると考えられるためであるとされております。

しかして、この法律案の内容についてその概略を申し上げますと、第一は、この法律案によって貸し付けることになる資金でありまして、これは技術導入資金と施設資金の二通りに分けられており、第二は、政府の助成についてでありまして、都道府県が農業者等に對して技術導入資金を貸し付け、農業者等が農業協同組合から、施設資金をその種類ごとに利率、償還期間及び据置期間等について政令で定める一定条件をもつて借り受けることによつて、その農業協同組合に對して負担する債務の保証を行うときは、政府はその都道府県に對して、必要な資金の一部を補助することができることとし、第三は、技術導入資金の貸付についてでありまして、貸付金の一農業者等ごとの限度額は資金の種類ごとに基準額の七割、利率は無利子、償還期間は資金の種類ごとに三年以内で政令で定め、保証人を立て、連帯して債務を負担すること等を初めとして、貸付の申請及び貸付を行う場合、貸付金の目的外使用等の際における一時償還、災害その他政令で定める理由による償還金の支払いの猶予及び違約金等について規定してあります。第四は、施設資金に對する債務保証についてでありまして、都道府県は債務保証規程を定めて、農林大臣の承認を受けなければならないこととし、さらに都道府県の保証債務の合計額及び一被保証人についての債務保証の限度、債務保証の申請及び債務保証を行う場合等を規定してあります。

す。第五は、都道府県が以上の事業を行う場合の経理についてでありまして、それは政令で定めるところによつて特別会計を設けて行わなければならないこととし、その歳入及び歳出について規定するとともに、保証債務の弁償金の財源については、これを基金として管理しなければならないことを定めております。

以上のほか、都道府県のこれら事業にかかる事務の一部の農業協同組合連合会への委託、国が都道府県に交付する補助金の額及び都道府県が事業を廃止した場合の政府への納付金等について規定し、なお付則において、耕土培養法及び水稻健苗育成施設普及促進法の助成規定についてこれを改廃するの改正を加えております。

以上のような政府の原案に對して、衆議院において、農業者等が都道府県の債務の保証を受けて農業協同組合から借り受ける施設資金に對して、都道府県が行う利子補給の財源に關する政府の措置について、新たに規定を設け、四月一日からなる政府の期日を公布の日から改め、さらに、本法律案の付則で削除されている耕土培養法及び水稻健苗育成施設普及促進法における資材購入費に對する国の補助に關する規定を、現行通り復活させる等の修正を加えて本院に送付して参つたのであります。

委員会におきましては、農林当局との間に、従来行われてきたような補助金制度と、本法律案による貸付金制度との得失、特にこれがわが国の後進、かつ零細な農業に及ぼす影響、技術導入資金の貸付対象に予定されている技術及びその内容、これら技術の普及状況、これらの事業は従来おおむね補助事業として行われていたもの

すべきものと決定いたしました。
右、報告いたします。

であるが、これが普及の現況において、融資事業に切りかえることの当否、農業改良普及制度の現況及びこれが本法運用との関係並びにその拡充、債務保証の対象となる施設資金の融資条件及びその当否、融資対象に予定されている農業者の団体の種類及びその適否、都道府県信用農業協同組合連合会に事務を委託する場合、委託の範囲及びその取り扱い方法、並びにこれが当否等、本法律案に直接關係する問題から、わが国零細農業対策及びこれに伴う農業行政機構のあり方等の基本的な問題にわたつて、各般の事項について、きわめて熱心な質疑応答が行われたのであります。なお、これが詳細は会議録に譲ることを御了承いただきたいのでありますが、これらの質疑応答に關する結論が要約されたものが、後に述べることになつております。森委員の提案にかかる付帯決議であると考えられるべきです。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、森委員から、「本法による資金制度にかかわらず、わが国農業の後進性かつ零細性にかんがみ、補助金制度はますます拡充すること、新しい技術の確立と農業改良普及制度の強化に努めること、中央及び地方を通じ、本法運用の行政機構を真に技術改良の推進に役立つように明確にし、かつこれを整備すること、施設資金の融資条件を極力緩和し、かつ資金の取扱い手数料を適正にすること、事務委託機関として系統農業協同組合の活用をはかること」等を内容とする付帯決議の動議が提出され、他に別に発言もなく、続いて採決の結果、全会一致をもち、森委員提出の付帯決議とともに、衆議院送付案の通り可決

◎土地収用法の一部を改正する法律

(昭三二、五、一四法一〇三)

一、提案理由(四月六日)

○堀川政府委員 ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

土地収用法は公共の利益となる事業に必要な土地、権利等の収用または使用についてその要件、手続、損失の補償等を規定して公共の利益の増進と私有財産との調整をはかることを目的としたものであることは御承知の通りであります。近時ダム、道路、河川事業その他の公共の利益となる事業に必要な土地の取得については土地収用法の手続によるものが相当数に上っております。そこでこれ等の土地収用の実績を検討いたしました結果、土地収用法の適用につきまして一層公正かつ迅速な運用をはかることが必要であると考え、この際収用または使用の手続をさらに合理化し、かつ、収用委員会の審理を円滑にするため、所要の規定を整備いたしました。公共の利益の増進と私有財産との調整に万全を期することといたした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に本法律案の要旨について御説明申し上げます。

ものとされている協議について、あつせん委員のあつせんが当事者の合意が成立する見込みのないことを理由として不調に終わった場合には、その協議をしなくてもよいこととし、重複する手続を避けさせるようにいたしました。

第四に、収用委員会の審理において会長の審理指揮権を明確にし、不当に審理が長引くことを防止し得るよういたしました。

第五に、収用委員会の調査事項が複雑になってきたこと等のため、その運営に要する経費が相当の増高を来している実情にありますので、裁決申請の際納付すべき手数料を実情に即するよう相当額引き上げることといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(四月二十六日)

○荻野豊平君 ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近時、ダム、道路、河川事業等、公共の利益となる事業に必要な土地の取得につきましては、土地収用法の手続によるものが相当数に上っております。従って、土地収用法の適用について一そう公正かつ迅速な運用をはかる必要がありますので、この際収用または使用の手続をさらに合理化し、かつ収用委員会の審理を円滑

土地収用法の一部を改正する法律

まず第一に、土地収用法による事業の認定に関する処分につきましては、これまでは事業の性質を問わず、国及び都道府県が事業を行う場合と事業の施行地が二つ以上の都道府県にまたがる場合においては建設大臣が所管しており、そのほかは都道府県知事が所管していたのであります。一、都道府県の区域を越え、または道の区域の全域にわたり利害の影響が及ぶ事業につきましては、事業主体が国、都道府県であるといふことを問わず、または事業施行地が二つの都道府県にまたがるといふことを問わず、国が事業認定に関する判断をするのが妥当であると考えられますので、かかる性質の事業につきましては、その認定の権限を建設大臣の所管に属せしめることといたしましたのであります。

第二に、現行法においては事業認定の申請に当って、その申請書に事業の施行に關係のある行政機関等の意見書の添付を必要としており、また事業認定処分前に申請書の關係部分の写しを都道府県知事を経由して起業地が所在する市町村の長に送付するようになっておりますが、前者につきましては、申請書を提出する前に事業の施行者が意見書を相当な期間内に得ることが出来ない場合には、これを省略することができるようにし、後者につきましては、縦覧に供する場合の手続を迅速にするため、都道府県知事經由による書類の送付を建設大臣から直接市町村長あて送付するように改める等、土地収用法の施行の実績にかんがみ、手続の迅速化をはかることといたしたものであります。

第三に、収用委員会に裁決の申請をする前にしなければならぬにするため、所要の改正をせんとするのが、本法案の要旨であります。

本法案は、去る三月二十一日本委員会に付託されて以来、法務委員会並びに農林水産委員会とそれぞれ連合審査会を開くなど、慎重に審査をいたして参りましたが、その質疑の内容につきまして速記録を御参照願いたいと存じます。

本法案に対しましては、自由民主党瀬戸山三男君、日本社会党三鍋義三君の両君より、収用手続における当事者間の協議の重要性にかんがみ、あつせんがととのわぬ場合においても協議を省略することは妥当でないので、第四十条の改正規定を削除すること、及び、第六十四条の改正規定は、現行法第六十四条第二項中の「その他相当でない」場合として処理することができるので、特に改正の必要なく、これを削除すること等についての修正案が提出されました。よって、修正案及び原案を一括して討論に付しましたところ、日本社会党を代表して中島巖君より、本修正案による電源開発関係事業の認定について、知事の権限を建設大臣に移すことになっていくが、その執行に当っては、知事の権限を圧迫することなく、地方の意見を尊重して地方自治の原則を乱さぬよう政府に勧告する旨の討論があり、修正案及び修正部分を除く原案について賛成の意見が述べられました。

かくて、修正案及び修正部分を除く原案についてそれぞれ採決いたしました結果、本法案は全会一致をもって修正可決すべきものと決定いたしました次第であります。

三、参議院建設委員長報告(五月九日)

○赤木正雄君 ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、昭和二十六年、土地収用法の施行以来の実情にかんがみ、収用または使用の手続を簡素化するとともに、法の適用について迅速かつ公正な運用をはかるものとしてあります。

その内容の第一点は、土地収用法による事業の認定に関する処分についてであります。すなわち従来の建設大臣が認定していた事業のほか、その利害が一つの都府県の区域をこえ、または道の区域の全域にわたる事業および重要港湾、飛行場、国際電信電話施設、電気事業工作物および発電施設等に関する事業の認定は建設大臣の所管に加えたことあります。第二点は、事業認定申請に関する手続の簡素化についてであります。

本法案に対する質疑のおもなるものは、空中に架設した施設物による損失に対する補償問題等についてでありました。

質疑を終り討論に入りましたところ、小澤委員より、自由民主党を代表して、「近時、ダム、道路等の公共事業で土地収用法の適用を受けるものが多くなってきた実情から、その手続を公正かつ迅速に行い得るように改正することは、公益優先の立場から時宜に適したものである」と、また、日本社会党を代表して田中委員から、「本案については、やむを得ず賛成するものである

が、その運用に当たっては十分私権の擁護をはかるよう要望する」との発言がありました。

かくて討論を終り、採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

(昭三二、五、一五法一〇四)

一、提案理由(二月十六日)

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二―法三九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

○松原喜之次君 ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提案されました地方交付税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法の一部を改正する法律案に伴って、交付税及び譲与税配付金特別会計法についても所要の改正を行おうとするものであります。すなわち、第一に、地方交付税の総額の引き上げに伴いまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法においても、毎会計年度、地方交付税相当分として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額を、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十二から百分の二十五に引き上げることとしたしております。第二に、入場譲与税として都道府県に

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

譲与する金額が、現行の入場税収入額の十分の九相当額から、その全額に引き上げられることに伴いまして、この特別会計法においても、毎会計年度、入場税収入額の十分の一相当額を一般会計へ繰り入れるという従来の制度を廃止することとしたしております。

次に、余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、先般調印を了し、別途今国会に提案されました第二次の農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる資金の受け入れと、この会計が行う貸付との間の時間的なズレを調整するため、支払い上現金に不足を生ずるとき場合には、この会計の負担において一時借入金を行うことができることとしたそうとするものであります。なお、この措置は、昭和三十年度的に於ける第一次協定に基いて借り入れた資金についても臨時的措置としてとられたのであります。三十一年度以降の分についても同様の措置を講じようとするものであります。

以上の二法律案につきましては、審議の結果、去る二十七日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月十一日)

○藤野繁雄君 ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における

審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今国会に、地方公共団体の財源を増強するために、地方交付税の率を二割二分から二割五分に引き上げる地方交付税法の一部を改正する法律並びに入場税収入の全額を入場譲与税額とする入場譲与税法の一部を改正する法律が、別途、政府から提出されましたが、本案は、これらの改正に対応して、交付税及び譲与税配付金特別会計法に必要な改正をしようとするものであります。

すなわち、昭和三十一年度以降におきましては、一般会計からこの会計に繰り入れる地方交付税の率を二割五分にし、また、入場税収入の一割相当額を一般会計に繰り入れる制度を廃止することとしております。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り討論に入りましたところ、岡委員より、「地方財政の弾力性のない実態を見ても、もう少し国家財政を切りつめて地方に財源を付与すべきであり、地方交付税の率は、少くとも二割七分とする必要があると考えるので、本案に反対する」との意見が述べられ、土田委員より、「岡委員の反対理由も一応もつともと思われるので、自治庁も十分努力されるよう要望して賛成する」との意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

(昭三二、五、一五法一〇五)

一、提案理由(三月十四日)

○伊能政府委員 本日運輸大臣が参りまして御説明を申し上げる予定でありましたが、目下参議院の本会議、予算委員会等に出席中でございますので、はなはだ恐縮であります。私かわりまして御説明申し上げます。

ただいまから日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。日本国有鉄道が公共企業体として発足いたしました以来六年余を積みしたのであります。この間管理組織の変更その他制度的に幾たびか改正が行われて参つたわけであり、膨大な組織でもありますので、過去にいろいろと国民の御批判も受け、当国会におきましても絶えず御批判と御指導を受けて参つたわけであり、政府といたしましても、日本国有鉄道を国民のためにより能率的に運営せしめ、もつて公共の福祉に資するよう種々検討して参つたわけであり、一昨年内閣に設けられました臨時公共企業体合理化審議会、昨年運輸省に設けられました日本国有鉄道経営調査会の答申を参酌いたし、さらには当国会におきまして行われました決議その他をも十分尊重いたしまして、日本国有鉄道の組織、財産管理等につきましてその改善の方途によりやく結論を見出しましたので、すみやかにこれを実施に移すため

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

にこの法律案を提出いたすことに相なつた次第であります。

次に改正の要点を御説明申し上げます。

改正の第一は、経営委員会を廃止いたしましたして理事会を置くこととしたこととあります。現行法では日本国有鉄道の意思決定機関として経営委員会がございしますが、必ずしも所期の成果を上げておりませんし、総裁との責任の限界が不明確でもありますので、これを廃止いたしましたして、新たに総裁、副総裁及び理事をもつて構成する理事会を設け、総裁がその会長となつて、業務の管理及び運営についての意思決定を行う機関とし、執行機関としての総裁は、理事会の決定に従つて業務を執行するということにいたしましたして、意思決定機関と執行機関との表裏一体化をはかり、あわせて責任の所在の明確化をはかつたわけとあります。この意思決定機関は、すべての事項につきまして決定をするという建前ではあります。理事が軽微と認めまたは総裁に専決させることが適切と認められた場合には、その決定を総裁に委任することを妨げるものではありません。しかしながらこの場合でも包括的委任を行うことは避けなければならないという事項を列記いたしましたして万全を期しておるわけとあります。執行機関といたしましては総裁、副総裁のほか、理事のうちから総裁の任命する常務理事がこれに当ることいたしましたほか、総裁の補佐機関といたしまして技術の改善及び進歩について総裁を補佐する技師長の制度を新たに設けることにいたしましたわけとあります。

改正の第二は、日本国有鉄道に新たに監査委員会を設けることに

いたしたことであります。現行法では、経営委員会が、法文上は明らかになされてはいませんが、監査的機能をも持っていたわけでありませんが、これを廃止いたしましたためと、さらに広く国民的視野に立ちあまして、日本国有鉄道の業務を監査する必要がございますので、合議体の監査委員会を日本国有鉄道の内部組織として置くことといたしました。これは組織上は内部監査の機関であります。その委員は運輸大臣が任命いたしますし、運輸大臣が監督上特に必要と認められたときは、監査委員会に対して監査及びその結果の報告を特命でできるようにいたしまして、内部監査のとかく陥りがちな弊害を防いだわけでありませぬ。

改正の第三は、役員に関する規定についてであります。まずその任命方法であります。現行法では、副総裁は経営委員会の同意を得て総裁が、理事は総裁がそれぞれ任命することになっております。副総裁及び理事は運輸大臣の認可を受けて総裁が任命することにいたしました。監査委員会の委員は、先ほど御説明申し上げますように運輸大臣が任命いたすことになっております。次に役員の内任期中でございますが、現行法では理事の内任期がなかったのであります。監査委員会の委員とともにこれを三年といたしまして、それぞれ再任が得ることとしたわけでありませぬ。このほか役員に対して支給する給与及び退職手当についてであります。現行法では、日本国有鉄道で給与準則を定め、予算で定める給与総額のワケをこえてはならないという制限があるのみであります。給与及び退職手当の基準を定めるときは、運輸大臣の認可を受けなければ

ならないことにいたしました。職員の給与総額とは別に取り扱いにいたしたわけでありませぬ。また役員の内任期として、新たに運輸事業を営む者であつて日本国有鉄道と競争関係にあるものを追加いたしました。

改正の第四は、財産管理に関する規定についてであります。現行法では、財産管理につきましては第四十六条のみでございます。これに準ずる重要な財産につきましては明瞭であります。その他はこれに準ずる重要な財産ということだけで運用上必ずしも明確な規定ではございませんし、また当国会におきましてのいろいろの御批判もございましたので、これを明確にいたしました。運輸省令で重要な財産を定め、これを貸付その他の処分を行おうとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならないことといたしました。このほか、現行法では国有財産法の規定の適用がございませぬので、日本国有鉄道の財産の性格が不明確でとかく紛争を生じておりますので、これを明らかにいたしました。貸付期間中でも事業の用に供するため必要を生じたときは、その契約を解除できることにいたしました。また現行法の会計規程に規定すべき事項を新たに明示いたしました。財産管理規程の規定もこれに包含されることを明らかにし、その規程の基本事項も運輸大臣の認可を受けなければならないことといたしました。財産管理の万全を期したいと存じております。

改正の第五は、いわゆる監督の強化についての規定についてであります。さきに申し上げました通り政府の監督は監査委員会に対してです。次に、改正の要点を申し上げます。第一に、経営委員会を廃止いたしました。新たに国鉄の意思決定機関として理事会を置き、会長、副会長並びに理事をもつてこれを組織することとし、会長には総裁を、副会長には副総裁をもつてこれに充てることといたしました。

第二に、国鉄の業務執行機関として総裁、副総裁及び技師長並びに常務理事若干人を置き、総裁は、国鉄を代表し、理事会の決定に従つて業務を執行するものとしております。

第三に、国鉄の業務を監査する機関として新たに監査委員会を置き、監査の結果業務の改善を必要と認める事項については、運輸大臣に意見を提出し、または理事会に意見を述べることができるとし、運輸大臣は、監督上特に必要と認める事項については、監査委員会監査及びその結果を報告すべきことを命ずることができるとしてあります。

第四に、国鉄の役員は総裁、副総裁、理事及び監査委員会の委員とし、総裁は内閣が、副総裁及び理事は運輸大臣の認可を受けて総裁が、監査委員会の委員は運輸大臣が、それぞれ任命することと定め、技師長及び常務理事は、理事のうちから総裁が任命することとっております。

第五に、国鉄が車両その他の重要財産を貸付等の処分を行おうとするときには運輸大臣の許可を受けなければならないこととし、また、不動産を貸し付けた場合、貸付期間中でも、事業の用に供するため必要を生じたときは、契約を解除することができることといたしております。

ての監査命令、役員の内任、財産処分の許可等によって強化されることになるわけでありませぬが、このほかに運輸大臣の許可事項として、新たに鉄道の電化その他運輸省令で定める重要な工事を追加いたしました。交通政策の立場からの監督の強化をはかることといたした次第でございます。

改正の第六は、役員についての恩給法その他の準用、適用についての規定でございます。改正後の役員は現行法での役員と格と異なる点もございませぬので、恩給法の準用をなくし、国家公務員等退職手当暫定措置法の適用を排除し、また国家公務員共済組合法の準用につきましては短期給付のみに限定いたします等、所要の改正をいたしましたわけでありませぬ。

以上改正のおもな点を申し上げます。提案理由の説明を終りましたと存じますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(四月二十六日)

○松山義雄君 たいだいまより、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、改正案の趣旨を簡単に申し上げますと、日本国有鉄道法は、施行以来、管理組織の変更等について幾度か改正が行われましたが、今回、国鉄を国民のためにより能率的に運営せしめ、もつて公共の福祉に資するよう、組織、財産管理等について、現行法に所要の改正を加えようとするものであります。

第六に、運輸大臣の許可、認可事項として、新たに鉄道の電化その他運輸省令で定める重要工事を追加したこととあります。

さて、本法案は、去る三月十日日本委員会に付託され、十四日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審議いたしました。が、本月二十日質疑を終了、二十四日討論を省略、採決の結果、全会一致をもってこれを可決いたしました。

次いで、日本社会党下平正一君より総裁の諮問機関設置及び国鉄財政に関する附帯決議が提出せられ、これについて採決の結果、異議なく可決、よって本法案は附帯決議を付しまして原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(五月九日)

○左藤義詮君 たいいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、政府が今回この法律案を提出するに至りました経緯の概要を提案理由により申し上げますと、日本国有鉄道は、公共企業体として昭和二十四年発足以来、すでに六年余を経過したのでありますが、この間、管理組織の変更、その他制度的に幾たびか改正を加えて参った次第であります。しかし何分にも組織が膨大な企業でありますので、過去においていろいろ国民の批判もあり、また国会においても絶えず批判と指導を受けて参ったのであります。他方、政府においても日本国有鉄道を国民のためにより能率的に運営し、

公共の福祉に資するよう努力し、種々検討を加えて参ったのであります。最近に至り、臨時公共企業体合理化審議会および日本国有鉄道経営調査会の答申を参酌し、さらに今日まで国会においてなされた決議その他を十分尊重して検討を加えた結果、日本国有鉄道の組織、財産管理等につきその改善の方途に結論を得ましたので、これをすみやかに実施に移すため、この法律案を提出したのであるというのであります。

次に、おもなる改正点について申し上げますと、第一点は、経営委員会を廃止しまして、新たに総裁、副総裁及び五人ないし十人の理事をもつて構成する理事会を設け、日本国有鉄道の業務の管理及び運営についての意思決定機関としたこととあります。第二点は、日本国有鉄道の業務執行機関として、総裁、副総裁並びに若干名の常務理事を置くこととし、総裁は日本国有鉄道を代表して理事会の決定に従って業務を執行することとしたこととあります。このほか技術の改善及び進歩についての補佐機関として技師長制を設けたこととあります。第三点は、日本国有鉄道の業務の監査機関として、三人ないし五人で組織する合議体の監査委員会を設けたこととあります。この監査委員会は、監査の結果を総裁に通知し、また監査の結果、業務の改善を必要と認めたる事項については、運輸大臣に意見を提出し、または理事会に意見を述べることができることとなっております。なお、今後日本国有鉄道が運輸大臣に提出する決算関係の財務諸表には、新たに監査委員会の監査報告書を添付することを要することといたしました。第四点は、日本国有鉄道の役員を総裁、副総裁、理事及び監査委員会の委員とし、その任期は、総

重要な工事を加えたこととあります。

以上が改正のおもなる点についての概要であります。

裁、副総裁は従来通り四年、その他は新たに三年と定められました。その任命については、総裁は内閣が、また副総裁及び理事は運輸大臣の認可を受けて総裁が任命し、監査委員会の委員は運輸大臣が任命することとなっております。なお、技師長及び常務理事は、総裁が理事のうちからこれを任命することとなっております。また、役員に支給する給与及び退職手当につきましては、新たに規定を設けまして、職員に支給する給与総額とは別ワクに取扱いをするということといたしております。この法律改正後、役員は、現行法での役員の性格と異なることとなりますので、恩給法の適用をなくし、国家公務員等退職手当暫定措置法の適用を排除し、また国家公務員共済組合法の適用については、短期給付のみに限定する等、所要の改正を加えてあります。第五点は、会計規程に規定すべき事項を新たに明示いたしました。第六点は、財産管理規程もこれに含まれることとし、その規程の基本事項も運輸大臣の認可を要することとして、財産管理の万全を期するようにしたこととあります。第六点は、日本国有鉄道の営業線の貸付等の処分をしようとするときは法律によることとし、車両その他運輸省令で定める重要財産を貸し付け、その他これを処分しようとするときは、原則として運輸大臣の許可を要することとしたこととあります。また、日本国有鉄道がその所有する不動産を貸し付けた場合、貸付期間中に業務上必要を生じたときは、その貸付契約を解除することができることとし、この場合、借受人は損失補償を求めることができることとしました。第七点は、運輸大臣の監督事項中、許認可事項に鉄道の電化その他運輸省令で定める

重要な工事を加えたこととあります。以上が改正のおもなる点についての概要であります。委員会におきましては、各委員より熱心な質疑が行われましたが、第一は、経営委員会を廃止し、理事会を設けた理由、理事会の構成等についてでありまして、これに対する政府の答弁は、「現行の経営委員会は、限定された意思決定機関であると同時に、監査機能的性格及び諮問機能的性格を帯びているが、五名の委員はいずれも非常勤で、実情は期待する効果をあげがたいという批判もあつたので、今回、意思決定機関として理事会を設け、これと業務執行機関とを表裏一体として運営して行くことにしたのである」とのこととあります。なお、「理事は五人ないし十人とし、部外者からも任命されることを期待している」とのこととありました。第二は、監査委員会の性格、構成につき熱心な質疑が行われましたが、これに対する政府の答弁は、「監査委員会は国鉄の内部機関であつて、意思決定機関及び業務執行機関と並立する別個のものであり、合議体として活動するものである。すなわち、決定された意思が忠実に実施されているかいか、その経営が適正妥当に行われているかいかを検討する機関である。もちろんこれは国鉄の内部機関であるので、外部監査機関としての会計検査院または監督官庁としての運輸省の行方監査とは別である。また、委員の数については、理事会、業務執行機関とのバランスを考へて定めたもので、少数とは思われないし、監査委員会には事務局を設け、現在の監察局をこれに充

てたい考えである」旨答弁がありました。第三に、大臣の権限強化等に関連し、国鉄の自主性、特に財政の自主性の点に關して質疑が行われましたが、この点についての政府の答弁は、「経営合理化の線を進め、漸次一つずつ片づけて行きたい」とのことであり、ことに經理の合理化につきましては、目下鋭意検討中である」旨の答弁でございました。第四には、「日本国有鉄道経営調査会の答申にもあつた諮問機関を設置しなかつたこと」についての質疑がありました。が、政府及び国鉄総裁のこれに対する答弁は、「法律改正事項とはなつていないが、国鉄部内制度としてこれを設ける」とのことでありました。第五に、「今回の改正は、臨時公共企業体合理化審議会及び日本国有鉄道経営調査会の答申を参酌し、将来を見通して、もつと根本的に国鉄経営のあり方について検討し、改正をなすべきではなかつたか」との質疑に対しましては、「日本国有鉄道法關係としては、今次の改正で、組織の問題、財産管理の問題等、根本的な改正を行なつたと考えている」との答弁であり、「運賃關係、労働關係、財産關係等は、いずれも日本国有鉄道法改正の問題としてでなく、別個の法律改正によるべきものと思ひ、その趣旨で目下検討中である」とのことでありました。最後に、「一般交通政策の確立、国鉄の受け持つべき分野、機構改革、人事の刷新、国鉄經營の現状等」につき若干の質疑がありました。が、政府の答弁では、「国鉄の經營については、近く決定される交通審議会の答申その他都市交通審議会の答申にも徴し、国鉄がみずから解決すべき事項については、その六九年計画にもつとり、国鉄の受け持つ分野につき、

あるとの要望がありました。
 以上で討論を終り、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました。
 以上、御報告申し上げます。

電化、ディーゼル化等經營の近代化を進め、サービスの向上を図りたい」とのことであり、特に国鉄総裁よりは、「人事の刷新について必ずしも既往の学歴のみによらず、再教育をなし、有能の士を起用し、職員をして国鉄經營の合理化とその再建の意欲を阻害しないよう、十分努力を払っている」とのことでありました。

以上で質疑を終り、討論に入りましたところ、片岡委員より、「本法律案に賛成する」との意見の開陳があり、さらに要望として、「国鉄の經營は困難な現状であり、将来についても樂觀は許さないものがあると思う。この困難な状態は、終戦後における經濟上の混乱によるところ大であるが、同時に変転する經濟情勢に即応して、適宜な法制上の態勢がとられていなかつたこと、国鉄の人事管理の不均衡、ことに学閥の偏重と幹部の經營に対する熱意の不足等によるものが大であると思われる。また、国鉄は今日すでに自動車、航空機等との競争状態にあり、独占企業ではないので、政府はすみやかに一般交通政策を立て、国鉄のなすべき分野を確立し、百年の計を樹立すべきであつて、これらの点については、日本国有鉄道經營調査会からも政府並びに国鉄に対し注意を喚起しているところである。以上の点にかんがみ、日本国有鉄道については、關係法規はもとより、機構問題、財政予算問題等について、全面的、抜本的改正をなすべきであるが、今次の改正案は、日本国有鉄道經營調査会の答弁を尊重していることは認めるが、現行法にとられすぎ、不十分なものであると認められる。よつて政府は、国鉄の自主的經營の責任を負うに十分な機構上の態勢の確立に格段の努力をなすべきで

◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

(昭三二、五、一八法一〇六)

一、提案理由(三月二十八日)

○村上国務大臣 たいま議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。この法律案は、従来定期に大量の払い出しの請求をする郵便振替貯金の加入者から、簡易な払い出しの取扱いをするよう、きわめて熱心な要望がありましたので、これら利用者の要望にこたえますとともに、郵便振替貯金の利用の増進をはかるため、その改正をいたそうとするものであります。

改正のおもな事項について申し上げますと、第一は、振替貯金の加入者が自分の口座から他人に送金する場合、従来の取扱いによりまして、三票式の払い出し書を受取人ごとに作成することになっておりますが、一時に多数の人々に送金をする加入者の手数の軽減と、あわせて原簿を処理しております地方機関の事務の簡易化をはかるため、新たに一票式の支払い通知書による取扱いを設けようとするものであります。

第二は、支払い通知書は無案内式のものでありますので、その金額を三万円以下と定めようとするものであります。

第三は、払い出し金の払い渡し後における加入者との資金決済を敏速に行う必要がまいりますので、払い渡しの期間を加入者が指定し

た日から一カ月と定めようとするものであります。

第四は、料金を現行の通常振替の料金及び取扱い経費の面を勘案いたしまして、一件当り十五円の料金に払い出し金額の千分の二に相当する金額を加え、簡易、低廉化をはかるようとするものであります。

第五は、支払い通知書は、小切手などと同様に、振替貯金に払い込みまたは郵便貯金に預入することができることとしたしまして、受取人の利便をはかりますとともに、郵便貯金の増強に資することにしたそうとするものであります。

以上まことに簡単であります。この法律案の提案理由及び、その内容の概略を説明申し上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

二、衆議院通信委員長報告(五月二日)

○森本靖君 たいま議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審議の経過並びに結果の概略を御報告申し上げます。

この法律案は内閣提出にかかるとして、その目的は、郵便振替貯金に新たに簡易払いの制度を設け、定期に大量の払い出しを請求する加入者並びに受取人の利便と、事業利用の増進とをばかろうとするものであります。内容におきましては、払い出し書類作成の簡易化、料金の低廉化とともに、支払い通知書をもって振替貯金、郵便貯金へ預入できること、支払い通知書に金額制限を設

けること等の方法を定めまして、加入者の負担並びに手数の軽減、取扱機関の事務効率の向上及び事故防止に役立たしめようとするものであります。

委員会におきましては、去る三月十六日本案の付託を受け、同二十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました上、本案の支払い通知書一枚の金額が三万円以下と定められている点について政府に対し質疑を行い、四月二十四日質疑を打ち切り、同二十八日討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院通信委員長報告(五月十一日)

○島津忠彦君 たいま議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、従来振替貯金の加入者で、定期に大量の払い出しの請求をする者から、簡易な払い出しの取扱いをするよう、きわめて熱心な要望がありましたので、これら利用者の要望にこたえるとともに、原簿所管庁の事務の簡易化及び振替貯金の利用の増進をはかろうとするものであります。改正のおもなる事項について申し上げますと、第一は、振替貯金の加入者が自己の口座から他人に送金する場合、従来の取扱いによりまして、三票式の払い出し書を受取人ごとに作成することになっておりますが、一時に多数の送金

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

をする加入者について、新たに一票式の支払い通知書による簡易払いの取扱いを設けようとするものであります。第二は、支払い通知書は無案内式のものでありますので、その金額を三万円以下と定め、また払い出し金の払い渡し後における加入者との資金決済を敏速に行う必要から、払い渡しの期間を、加入者の指定した日から一カ月と定めようとするものであります。第三は、料金を、現行の通常振替の料金及び取扱い経費の面を勘案して、一件当り十五円に、払い出し金額の千分の二に相当する金額を加えた料金とし、また支払い通知書は、小切手などと同様に振替貯金に払い込み、または郵便貯金に預入し得ることとするものであります。

当委員会におきましては、数回にわたり委員会を開き、慎重審議をしたのであります。質疑のおもなるものは、「本簡易払いは、定期に多数の払い出しを請求する加入者に対し認可して利用せしむるものであるが、その認可基準の内容いかん、また最高制限額を三万円に押えてあるが、これで利用者の要望を満し得るかいなか」その他現在の取扱いの実情について質疑応答があったのであります。これが詳細につきましては会議録により御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

◎消防団員等公務災害補償責任共済基金

法 (昭三一、五、二一法一〇七)

一、提案理由(三月二十四日)

○大蔵国務大臣 今回提案いたしました消防団員等公務災害補償責任共済基金法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。

非常勤消防団員及び一般の応援協力者に対する損害補償につきましては、従来から、市町村の責任において行われてきたところであり、必ずしも十分ではなく、また実際の支給額も、政府の所期する基準を相当下回っている実情にありますので、政府といたしましては、これが改善策を講じ、徹底した補償制度の確立とその完全な実施をはかるべく、鋭意検討いたしました結果、今回成案を得ました。ここに提案をいたした次第であります。

以下、この法律案のおもなる内容につきまして、御説明を申し上げます。

第一に、この法律案では、非常勤消防団員と消防に応援して消防作業に従事した一般者にかかる損害補償に関する市町村の支払い責任の共済制度として、消防団員等公務災害補償責任共済基金を設立することいたしました。

第二に、市町村は、この基金と共済契約を締結して一定の掛金を基金に支払い、国庫もまた基金に対して補助金を交付する道を開きました。

第三に、基金は、契約を結んで掛金を支払った市町村に対して、その請求に基づき、政令で定める一定の金額を支払うことといたしました。

第四に、基金は、公法上の法人として、定款をもって、目的、業務その他所要の事項を定め、民主的な方法で選ばれた理事長以下の役員を置くことといたしました。

第五に、市町村が行う補償の内容を向上させ、不均衡を是正して、基金設立の効果を一層上げるとともに損害補償の確な実施をはかるため、消防組織法及び消防法の一部を改正して、市町村が定める条例に一定の基準を与えることといたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月六日)

○大矢省三君 ただいま議題となりました消防団員等公務災害補償責任共済基金法案につき、地方行政委員会の審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、従来から市町村の責任となっている非常勤消防団員及び

附帯決議

政府は左の事項の実現に努力すべきである。

一、本制度の運営については、中央集権的弊害に流れざるよう努めること。

一、共済基金に対する国の補助金については、基金の運用を充分ならしめるよう速かに予算措置を講ずること。

一、水防団員等に関しても本法と同様の措置を速かに講ずること。

右決議する。

これまた全会一致をもって可決されました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(四月二十三日)

(新市町村建設促進法(昭三一、法一六四)の委員長報告と一括して掲載)

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託、同二十四日大蔵国務大臣より提案理由の説明を聞き、特に小委員会を設けて検討する等、慎重審議いたしました。特に問題となつたのは、本年度共済基金に対する国の補助金について予算措置がとられていないことであります。この点につき、大蔵当局は、本年度において四千万円程度を補正予算またはその他の方法により補助する措置を講ずる旨の言明があつたのであります。

四月三日質疑を終了、翌四日討論を省略して採決に付し、全会一致をもって本案は可決すべきものと決したのであります。

なお、この際、本案に対し、次のごとき附帯決議をなすべき旨の動議が、自由民主党及び日本社会党の両党を代表して唐澤委員より提出されました。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法

◎公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律 (昭三二、五、二二法一〇八)

一、提案理由(三月七日)

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

公共企業体等労働関係法は、公共企業体等の職員の労働関係を規律するために昭和二十三年に制定されました法律であります。周知のごとく占領下早急の間に立法されたものであり、その内容は、いわゆる翻訳立法の最たるものでありまして、その後若干の改正はありましたが、なおわが国の実情に適しない点が多く、また、技術的な不備欠陥が随所に見られまして、このため公共企業体等の労働関係に無用の摩擦、紛争を招いているからいすらありまして、従来とも本法改正を要望する声が少くなかったのであります。

政府におきまして、右のごとき事態に対処いたしますため、各方面の意見をも参酌して、本法改正の要否等につき、慎重検討を進めて参つたのであります。特に問題の重要性にかんがみ、本年一月十四日、労使公益の各側を代表する臨時の委員を委嘱いたし、本法改正の要否等に対する意見を求めましたところ、右委員の構成する臨時公労法審議会は、発足以来約一カ月間に会議を重ねること九回、慎重審議をいたしました結果、去る二月八日本法の改正に関

し、かなり具体的な意見を答申するに至つたのであります。政府におきましては、自來この答申を慎重検討いたして参つたのであります。労使公益各側を代表する委員によって構成されました審議会の民主的な審議の結果は、できる限り尊重すべきであることは申すまでもないところであります。労使公益各側の意見の一致をみました点

はほとんどこれを入れて、その意見に沿って改正法案を立案することにしたのであります。そもそも公共企業体等労働関係法に関連する問題の根本的解決には、一面において三公社五現業のあり方そのものの検討が必要であり、他面労働法体系全般との関連において考えられなければならぬ点のあることは、もちろんであります。政府としては、これらの問題については常時真剣な検討を重ねておるのであります。しかし、今日これらの基本的問題を直ちに解決するわけには参らぬことは申すまでもありません。さればといつて、また今日公労法の不備をそのまま放置することも適当ではありませんので、従つて、今回の改正案は、現行公労法の基本的建前は一応これを維持することとし、その前提で現行法上わが国の実情に適しない諸点を改め、関係当事者間における無用な紛争の原因をできる限り除去し、健全な労使慣行の確立を促進するとともに、委員会の機構を整備し、その簡素効率化をはかるうといいたすものであります。以下本法案の大綱について御説明を申し上げます。

今回の改正案の主要点の第一は、団体交渉の手續を改めた点であります。現行公労法におきましては、団体交渉は、労働組合が行ふ備することともに、政府として仲裁裁定をできる限り尊重する精神を明らかにし、あわせて給与準則、給与総額の制度にも若干の改正を行い、もつて仲裁裁定を真に公正妥当にして權威あるものたらしめることにより、裁定実施に関する紛争をできるだけ避け、円滑合理的な労働問題処理の慣行を確立せんとするものであります。

のではなく、米國からの直輸入制度である単位制度を採用して、団体交渉は、この単位を代表する交渉委員によって行ふこととされておりますが、これはいわゆる直訳の制度の最たるものであることにも、きわめて複雑かつ難解で、とうていわが国の実情に適せず、現在ほとんど有名無実化しつつかあるのみでなく、またかえつて関係者間の紛争の種となる場合さえあるからいがありますので、改正案におきましては、この単位制度を廃止し、わが国の労使関係における一般的慣行に従い、労働組合が団体交渉の当事者となり、その指名する交渉委員が団体交渉を行うことといたしてあります。なお、これにあわせて、従来本法の適用外でありました公社の臨時的職員につきましても、純粹の口雇労働者以外の者は、これを本法上の職員の中にも含めることといたし、もつて労働関係の統一的处理をはかることにいたしておるのであります。

次に、改正案の第二点は、仲裁制度を整備し、仲裁裁定に関する問題の処理を合理的かつ円滑ならしめる措置を講じている点であります。現行法におきましては、公共企業体等と職員との間の紛争は、最終的には仲裁裁定によつて定まることとなつておりますが、当該裁定が公共企業体等の予算上資金上不可能な資金の支出を内容とするものである場合は、国会の承認を待つて初めてその効力を発生することとなつております。この建前は、現行法制上当然のことではあります。この制度の運用面におきまして、従来種々紛争のありましたが、周知の通りであります。改正案はこの点につきまして、後述のごとく仲裁に関する機構、手續を合理的なものに整

備することと、政府として仲裁裁定をできる限り尊重する精神を明らかにし、あわせて給与準則、給与総額の制度にも若干の改正を行い、もつて仲裁裁定を真に公正妥当にして權威あるものたらしめることにより、裁定実施に関する紛争をできるだけ避け、円滑合理的な労働問題処理の慣行を確立せんとするものであります。

改正案の第三点は、委員会の機構を整備し、その簡素効率化をはかつた点であります。現行法におきましては、公共企業体等の労働関係を取り扱う委員会としましては、公共企業体等仲裁委員会及び中央、地方の公共企業体等調停委員会の合計十一の委員会が並立しておりますが、今回の改正案におきましては、これらの各委員会を統合して、一つの公共企業体等労働委員会を設けることとし、この委員会の下に各種の機関を統合して、簡素にしてしかも能率的な機構を整え、公共企業体等の労働関係の実情に即して、機動的に強力な活動をなす態勢を整えるように措置いたしておるのであります。

この公共企業体等労働委員会は、公益委員五人及び労使委員各三人ずつ計十一人の委員をもつて組織されることとなつておりますが、特に公益委員の任命につきましては、その任務の重要性及び特殊性にかんがみ、労使委員の意見をも聞いた上で、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することといたし、もつて公益委員の人选を真に公正かつ權威あるものたらしめんといたしておるのであります。

以上の三点が、今回の改正案の主要点であります。その他の点につきましても、答申に盛られた意見をできる限り尊重いたしました。所要の事務的、技術的改正をいたし、公共企業体等の職員の労働

働関係の処理の円滑化をはかつておるのであります。

以上、本法案の提案理由を御説明申し上げますが、本法案が成立、施行されますならば、公共企業体等における健全にして合理的な労働慣行の確立と、公共企業体等の正常な運営の確保に資するところ少くないものと確信いたしている次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

二、参議院社会労働委員長報告(四月十六日)

○重盛壽治君 ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案につきまして、法案の要旨及び委員会における審議の経過等に関し御報告を申し上げます。

公共企業体等労働関係法は、申し上げるまでもなく、いわゆる三公社及び五現業の職員の労働条件等に関する紛争の調整をはかるために、その労使関係等を規制した法律であります。今回の改正法案は、この法律が占領下に作られたものであるがため、わが国の実情に沿わない点があるというので、次に申し上げる諸点につき必要な改正をして、その不備、欠陥を是正いたさうといたしておるのであります。

改正点の第一は、公社職員の範囲に關してであります。すなわち、現行の法律におきましては、公社職員とは、公社に「常時勤務する者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外のもの」と規定されておつたのであります。が、今回の改正では「任命することにしてあります。」

改正の第四点は、仲裁裁定の実施に關するものであります。公労法第三十五条は、仲裁裁定は最終的決定として当事者双方ともこれに服従しなければならない旨定められております。が、今回の改正は、これに「政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。」旨をつけ加え、政府の裁定に対するあり方を規定することにしてあります。ただし、従来から問題のあつた予算上資金上不可能な支出を内容とする事項について裁定があつた場合の法的関係は現行法と変わりありません。なお、仲裁裁定の実施に關連して、各公社法等における給与準則、給与総額の規定を改正いたしております。

以上、改正のおもなる点について申し上げたのであります。が、去る三月七日、本法案が付託になりましたから、社会労働委員会は慎重に審議を重ねて参りましたので、次に、法案の審査に當つて行われたおもな質疑についてその要旨を申し上げます。

まず、政府が今回法案を提出するに至つた理由等に関するものであります。すなわち、「公労法は占領下早急の間に立法されたもので、わが国の実情に沿わず、公共企業体等の労使関係、特に仲裁の出たあとの措置について無用の紛争を招いていると政府は言つてお

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律

員及び日雇い入れられる者以外のもの」で、公社に雇用される者はすべて公労法上の職員として取り扱われ、この法律の規制を受けることとしたしております。ただし、各公社法上の身分の取扱いは現行と同様で変わりませんから、各公社法と公労法とは、そのいうところの職員の範囲が一致しない面が生ずる結果になっております。

第二点は、団体交渉を行うための手続を改め、いわゆる交渉単位制を廃止したことあります。公共企業体等における労使間の団体交渉の手続は、民間で一般に行われておる慣行と異なり、交渉は原則として公共企業体等とその組合等との協議により定められた単位を代表する交渉委員によつてなされておつたのであります。しかしながら、交渉委員制と交渉単位制の関係は、法律上必ずしも明確でなく、かつ交渉単位に關する規定はわが国の実情に沿わない制度であつたので、これを廃止し、団体交渉は公共企業体等と労働組合とが当事者となり、その代表である交渉委員を通じて行うことにいたしてあるのであります。

第三点は、公共企業体等労働委員会を設け、下部機構を整備する等、従来の委員会制度を全面的に改めたことあります。すなわち、現在の制度は公共企業体等仲裁委員会、中央、地方の調停委員会の十一の委員会があるのであります。が、今回はこれを併合して公共企業体等労働委員会を設け、その下部機構として、地方における調停事務を分掌する地方調停委員会及び事務局、事務局支局等を置くこととするともに、仲裁の開始等に関する規定を整備いたしておるが、紛争の原因は、政府が仲裁裁定を無視する態度に出たことに基因するのではないかと、また、今回の改正は、今後公労法を根本的に改正する含みのあるものであるかどろいか」という質疑がありました。これに対し政府は、「過去の裁定二十件については、実績としてまずまず尊重してきたし、また、現在の公共企業体をそのままにする限り、この程度の改正でよいと思つてゐる」旨答弁がございました。次は、「三公社五現業と同種の事業であつて、しかもその公益性においては民間事業の方がはるかに重要と思われるものがあるのに、三公社及び民間と同種の現業公務員は公労法その他の法律の適用を受けて、争議権その他団体行動権が奪われているのは不当であるので、この際、民間事業におけると同様に取り扱うべきではないか」という質疑がありました。政府はこれに対し、「これらの部門の職員は、使用者が政府及びその関係機関であり、公法人であるから争議権その他を認めることは妥当でない」旨の答弁がございました。次は、「今回の改正では、日々雇い入れられる者を除いて二ヶ月以内の期間を定めて雇用される公社の臨時職員は、公労法の適用を受けて争議を行えなくなつた。しかるに、公社法上では同法の職員としての身分取扱いを受けず、何の保障もされないこととしたから、結局争議権を取り上げるだけの結果になり、労働行政を行う者の立場から見ると、まことに不手ぎわではないか」という質疑がありました。これに対し政府は、「労働の実態が同じものは、身分関係でも同一に取り扱うことは趣旨として賛成であるが、臨時公労法審議会でも公社側の異論のあつた点であり、また、臨時職員も他の職

員と労働運動が一緒にできる点では利点もある」旨の答弁がありました。次は、予算上資金上不可能な支出を内容とする協定の取扱いに関する公労法第十六条と第三十五条の問題であります。すなわち、「労使間の紛争が最終段階にきて仲裁手続にかかり、それについて委員会の裁定が出て、裁定の実施が予算上追加支出を要する場合は、この十六条の規定にひつかり、常にこれが原因となって新しい紛争を引き起すことになってきた従来の経緯から考えて、この際これを改正し、かような場合には、政府が必要な予算を付して国会に提出するよりな手続に改めることが妥当であり、これによって、国会の予算の審議権を侵害することはないか」という質疑がありました。政府はこれに対して、「政府及び関係者に良識があれば、現行規定下でも事態の円滑な処理は可能であるから、要は運用の問題ではないかと思う」との答弁がありました。次は、五現業職員の政治活動の問題であります。すなわち、「同じ公労法の適用を受ける職員でありながら、公社職員は政治活動ができ、五現業職員はこれできないのは何ゆえか」という質疑がありました。が、これに対しては政府は、「身分が一般職の国家公務員である以上、政治活動を認めることはできない」旨答弁がありました。

次は、本法案で新しく設けることになりましたところの公共企業体等労働委員会の公益委員に関する問題であります。まず、任命手続についてありますが、「今回の改正案で、公益委員は労使委員の意見を聞いて国会の同意を得、内閣総理大臣が任命することになつてゐるのは、労使の意見を反映する」という点で、仲裁委員は労使

を代表する選考委員の選定した者について総理大臣が任命するといふ現行規定よりはるかに弱く、常勤委員制の運用と相俟つて委員会を官僚化するのではないか」という質疑がありました。また、「これは臨時公労法審議会の答申を受け入れたものであり、また、国会の同意が任命の要件になつてゐるから、さらに労使の同意を要するといふことは当を得ないし、実際問題として、労使の反対を押し切つて委員を任命しても紛争の解決に役立たないから、運用上善処する」旨答弁がありました。また、「公益代表のうち二人以内を常勤にする」ことができるといふことになつてゐるが、これは、日ごろから公共企業体の実情に明るい者を作つて、企業本位の裁定を出させようとする意図から出たものでないか」との質疑がありました。これに対し政府は、「公共企業体の実態を初め一般国家公務員の給与、経済全体の状況等、日ごろからよく調査して、迅速妥当な結論を出すためには常勤者が必要である」との答弁がありました。さらに公益委員に關し、「公益委員と労使委員のそれぞれの定員の不均衡の問題について、あるいは各労使代表を公益委員と同数にすべきでないか、あるいは消費者大衆の利益等も考慮して、公益委員は労使合せた数と同数の六人にすべきでないか」と、それぞれ質疑が行われたのであります。

以上、質疑のおもな点について、その大略を申し上げたのであります。このほかにも種々活発な意見の交換が行われたのであります。かくて四月十三日、質疑は終局いたしました。社会党の平林委

員ほか五名の委員から修正案が提出されたのであります。この修正案について申し上げますと、第一点は、公共企業体等の職員でない者でも、公労法の規定に基く労働組合の組合員またはその役員になることができるように改めること、第二点は、公共企業体等労働委員会の委員は、公、労、使各五人の委員をもつて構成するように改めること、第三点は、公益委員の任命は、国会及び公共企業体等労働委員会の労使委員の同意したものについて総理大臣が行うように改めること、第四点は、改正案にある公益委員の政党所属に関する要件の規定を削ること、第五点は、公益委員はすべて非常勤とすること、第六点は、いわゆる予算上資金上不可能な資金の支出を内容とする協定がなされたときは、政府は、協定実施のため必要な予算上資金上の措置案を付して国会の承認を求めるように改めること、以上であります。

平林委員は、この修正案について提案理由の説明を行い、「公共企業体等労働関係法は、かつて国鉄労働組合の抑圧を意図して、その目的のために占領軍が作ったものであり、また、法の運用が時の政府の都合のよいように運用されてきたため、従来無用の紛争を招いてきた経緯から考えて、他日、本法の根本的な改正ないし同法の廃止を再検討すべきであるが、ただ当面の問題として、臨時公労法審議会の答申を尊重して、職員でない者も組合員になり得るようにするとともに、仲裁裁定の公正な判断を期し、また、その実現をより一そう容易ならしめるため、政府原案を修正する必要がある」旨述べたのであります。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律

かくて、修正案に対する質疑を終り、両案について討論に移つたのであります。まず、自由民主党の高野委員から、「政府提出の原案は、公共企業体等とその職員の意思の疎通をはかり、かつ、労働委員会の機構の整備、運用の迅速化をはかつたもので賛成であるが、修正案は、その点弊害があつて賛成できないので反対する」旨の意見が述べられ、緑風会の田村委員からは、「労働裁判所等を作つて、民間の労使紛争を平和的に解決すべきことの必要性を強調されることともに、修正案の趣旨は、法の運用をもつても実現可能なことであるから、政府原案を修正するほどの必要はなく、政府原案に賛成、修正案に反対である」との意見を述べたのであります。次に、社会党の久保委員からは、「修正案に賛成、政府原案に反対」の意見を述べられましたが、その要旨は、修正案に対する提案理由と同趣旨でありますので、これを省略いたします。

以上をもつて討論を終り、採決に入りましたが、まず、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案に対する修正案について諮つたところ、賛成者少数のため否決され、次いで、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案は、多数をもつて原案通り可決されたのであります。

以上、御報告を終わります。

三、衆議院社会労働委員長報告（五月十五日）

○佐々木秀世君 ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査

の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

公共企業体等労働関係法は、公共企業体等の職員の労働関係を規律するため昭和二十三年に制定された法律でありまして、その後昭和二十七年に改正が行われたのでありますが、なおわが国の実情に適しない点及び技術的な不備欠陥が労働関係の円滑な処理を妨げる状況にありますので、現行法の基本的建前はこれを維持することとしつつ、所要の改正を加えて、健全なる労働関係の確立を促進しよるとするのが、政府の本改正法案提出の理由であります。

次に、本法案のおもなる点を申し上げますれば、第一は、交渉単位制を廃止し、わが国労働関係の一般的慣行に従って、労働組合が団体交渉の当事者となり、その指名する交渉委員が団体交渉を行うことに改めたことであります。

第二は、政府として仲裁裁定をできる限り尊重する精神を明らかにし、あわせて給与準則、給与総額の制度に若干の改正を加え、裁定実施に関する紛議をできるだけ避け、円滑合理的な労働問題処理の慣行を確立いたそうとすることです。

第三は、従来の公共企業体等仲裁委員会並びに中央及び地方公共企業体等調停委員会等十一の委員会を統合して、公益委員五人及び労使委員各三人計十一人の委員をもって組織する公共企業体等労働委員会を設置することとして、委員会の簡素効率化をはかり、機動的に強力な活動を行う態勢を整える措置をとったことでもあります。以上のほか、臨時公務法審議会の答申に盛り込まれた意見をできる限り尊重して、所要の事務的、技術的改正を行なっております。

◎閉鎖機関令の一部を改正する法律

(昭三一、五、二二法一〇九)

一、提案理由(二月二十四日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三一法六一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月十二日)

○松原喜之次君 たいだいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。まず、閉鎖機関令の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、閉鎖機関の在外債務のうち、外地従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきまして弁済の道を開くことに、特に朝鮮銀行及び台湾銀行につきまして、これらの銀行が発券業務を営んでいたという特殊性にかんがみまして、その残存資産のうちから納付金を政府に納付せしめる等、閉鎖機関の特殊清算を促進するために必要な措置を講ずることとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。まず第一に、閉鎖機関は、その在外店舗にかかる債務のうち、外地従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につきましては、本邦

閉鎖機関令の一部を改正する法律

す。

本案は、四月十六日本委員会に付託せられ、同十九日倉石労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、連日熱心なる審議が行われ、十二日には、審査の慎重を期するため、参考人として臨時公務法審議会議長藤林敬三君を招致して意見を徴したのでありますが、昨十四日の委員会において質疑を打ち切り、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して森本靖君より反対の旨が述べられ、自由民主党を代表して大坪保雄君より賛成の旨が述べられたのであります。

次いで、採決に入りましたところ、多数をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

内に住所を有する個人及び法人、その他の閉鎖機関並びに在外会社に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払いを行うことができることとしたしております。第二に、閉鎖機関である朝鮮銀行及び台湾銀行につきましては、特殊清算の目的である債務を弁済し、在外債務が在外資産を超過する場合には、その超過額に対する引当財産を留保し、しかる後なお残存することとなる資産のうちから、朝鮮銀行法及び台湾銀行法に規定されている納付金制度に準じて算出した金額を国に納付せしめ、その後において、新会社の設立等、残余財産の処分を認めることとしております。

次に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整備に関する政令の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、在外会社の在外債務のうち、外地従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきまして弁済の道を開くことに、閉鎖機関令の規定に準じて在外負債超過額に対する引当財産の留保及びその管理に関する規定を設ける等、在外会社の整理を促進するために必要な措置を講ずることとしております。

次に、この法律案の概要について申し上げます。まず第一に、在外会社は、その在外店舗にかかる債務のうち、外地従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につきましては、本邦内に住所を有する個人及び法人、その他の在外会社並びに閉鎖機関に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払いを行うことができることとしております。第二に、特殊整理人は、返還財産があつたとき等、特に必要あるときには、大蔵大臣の承認を得て

当該返還在外財産の管理、処分等をなし得ることとしたしております。第三に、在外会社は、その在外店舗にかかる負債の総額が資産の総額をこえる場合には、その超過額に相当する国内資産を留保した後でなければ残余財産の処分をすることができないこととしております。第四に、在外会社の負債の弁済及び残余財産の処分に当って、供託による履行のほか、信託によっても債務を免れることができることとしております。

この両法律案につきましては、数回にわたり慎重審議が行われたのでありますが、質疑応答のうち、おもなものについて申し上げますと、次の通りであります。

まず、閉鎖機関の従業員に対する債務、なかんずく解雇手当の支給に関して質疑が行われましたが、これに対しては、政府側より、閉鎖機関として指定された日以前に重役会の決定があったものには当然解雇手当が支給されるはずであるという答弁がございました。

次に、朝鮮銀行や台湾銀行のような閉鎖機関が国内資産を処分したり第二会社を作ったりした場合に、財産請求権問題についての日韓交渉に支障を来たすことがないか、あるいは、また、日韓会談の再開が始まろうとしている時期にこういふ処理をすることは時期として適当であるかどうかという質疑が行われましたが、政府側より、閉鎖機関の特殊清算は、終戦時の資産及び負債の数字を基礎として、国内法及び国際法上合理的な理念に立脚して行なっているもので、別段支障を来たすようなことはないと考えているとの答弁がございました。

その他、朝鮮銀行や台湾銀行のごとき旧発券銀行に対する特別納付金の問題とか、第二会社の設立についての政府の所見、また、朝鮮殖産銀行の社債の弁済等についても熱心な質疑応答がかわされましたが、その詳細は速記録に譲ることといたします。

かくて、両法律案につきましては、去る十日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次いで、春日委員より次の附帯決議案が提出せられ、採決の結果、全会一致をもってこれを付すべきものと決しました。

附帯決議は次の通りでございます。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

閉鎖機関の従業員の解雇手当の支給に関し、旧役員より指定日以前の重役会決定事項につき、書面による申出があつたときは、終戦時における混乱事情、他の閉鎖機関の場合との権衡等を考慮の上、政府において善処すること。

右、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月十六日)

○岡崎眞一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、閉鎖機関令の一部を改正する法律案について申し上げます。本案の内容は、第一に、閉鎖機関の在外店舗にかかる債務のうち、外地従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする社

債その他の債務について、現在残存している国内資産の限度内で支払いし得ることとしたそうとするものであります。第二に、閉鎖機関である朝鮮銀行及び台湾銀行の残存財産の処理に関して規定いたそうとするものであります。すなわち、これら両行は、特殊清算の目的である債務を弁済し、在外債務が在外資産を超過する場合には、その超過額を引当留保した後の残存資産のうちから、朝鮮銀行法及び台湾銀行法に規定されている納付金制度に準じて算出した金額を国に納付させることとし、その後、新会社の設立等、残余財産の処分をなし得ることとしたそうとするものであります。

本案審議の詳細は会議録によつて御承知を願ひとう存じます。

質疑を終了、討論に入り、藤野委員より、「政府は、本法の実施に当り、預金者その他の関係者の特殊事情を考慮して、適宜の措置を講ずること。右決議する。」との付帯決議案を付して賛成意見が述べられ、続いて前田委員より、「朝鮮銀行が残存資産をもつて不動産銀行を設立するに際し、その場合既存の金融機関と競合するおそれなしとしない。また、不動産が諸法規で十分な担保力を有し得ない現状と、中小企業者は不動産をあまり持っていないという実情を勘案して、不動産銀行の設立に当っては慎重に考慮、善処せらるべきである」旨の要望を付して賛成意見が述べられ、続いて岡委員より、「朝鮮銀行、台湾銀行が発券業務を営んでいたということにより、清算中の現在においても、なお多額な納付金を取ることに疑義がある。また、今回の措置によつて朝鮮銀行の株主が三十四倍の還元を受けるのに対し、預金者は非常に冷遇されておるので、

閉鎖機関令の一部を改正する法律

もっと預金者についても保護を講ずべきである。さらに、将来韓国よりの返還請求があつた場合、政府がその支払いに当らなければならぬことは、国民の税金によつて支払うということの意味するから、政府への納付金を納めた後の残余財産をもつて不動産銀行などを設立することは反対である」旨の反対意見が述べられました。

討論を終り、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。また、藤野委員提出の付帯決議案を採決いたしましたところ、多数をもって可決いたしました。

次に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容は、第一に、在外公社はその在外店舗にかかる債務のうち、外地従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につきましては、本邦内に住所を有する個人及び法人その他の在外会社並びに閉鎖機関に対し、現在残存している国内資産の限度内で支払いを行い得るようとしたそうとするものであります。第二は、特殊清算人は、特に必要がある場合には、大蔵大臣の承認を得て、在外財産の管理、処分等をなし得ることとしたそうとするものであります。第三は、在外会社は、その在外店舗にかかる負債の総額が資産の総額をこえる場合、その超過額を負債として処理してこれを改めて、超過額に相当する本邦内にある資産を留保した後でなければ残余財産の処分をなし得ないこととし、当該引当財産の管理について所要の規定をいたそうとするものであります。また、在

外資産負債が不明な場合には、国内負債を弁済後、国内資産に残余があるときは日本銀行に預託することになっておるのを改め、さきの引当財産の管理に準じて管理せしめようとするものであります。第四は、在外会社の整理財産に属する負債弁済及び残余財産の分配について、供託による履行のほか、信託によつても債務を免れることができることとしたをうとするものであります。

本案審議の詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。質疑を終り、討論に入り、岡委員より、「国外の債務を自分勝手に定めて処理しようというのであつて、将来、中国、韓国の請求があつた場合、政府が支払わなければならないので、慎重な態度が望ましい」旨の反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。右、御報告いたします。

◎罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律 (昭三二、五、二一法一一〇)(衆)

一、提案理由(五月二日)

○高橋禎一君 ただいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。御承知のように、昭和二十一年罹災都市借地借家臨時処理法が制定され、戦災地における借地借家人保護の措置がとられることになり、翌二十二年火災、風水害等の災害にもその適用を見ることがになり、自来、宮崎県延岡市の風水害を初め、福井市の震災、最近新潟市の火災等に至るまで、本法の適用を發動すること十九回に及んでおるのであります。ところで、同法によりますれば、火災、風水害のあることに、その都度、その地区及び災害を法律をもつて一々指定する建前になっておりますため、過去の事例におきまして、たとえば新潟市の場合について見ましても、災害が国会閉会中であつたため、時間的に手おくれになり、本法の目的達成の措置として不十分であつたような事例もあるものであります。当委員会におきましては、これらの経験にかんがみ、この際地区及び災害の指定を政令に委任しようとするものであります。すなわち、災害発生地の借地借家関係の処理は、罹災住民の応急救助と同様に、きわめて急速を要する問題でありますので、罹災都市借地借家臨時処理法の災害及び地区の指定は、現実に災害の調査に当る政府が、すみやかに政令

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律

をもつて定めることが同法の趣旨に合致し、借地借家関係の迅速適切な調整をはかるために最も適当な方法であると考えるのであります。

法案の内容は、お手元に配付してありますように、ある部分について法律とあるのを政令と改めるだけで、きわめて簡単でありますから、省略いたします。

なお、委員会におきましては、委員より、政府は地区及び災害の指定について適正を期さねばならぬこと、及び最近の大火災の頻発にかんがみ、その原因の除去並びに防火対策について万全を期すべきであるとの発言がありましたことを特に申し上げます、他は会議録に譲ります。

本法案は、五月二日全会一致をもつて委員会の成案を得た次第であります。何とぞ諸君の御賛成あらんことを希望いたします。

二、参議院法務委員長報告(五月十六日)

○高田なほ子君 ただいま上程されました罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。御承知のように、この罹災都市借地借家臨時処理法は、戦災にかつた都市の急速な復興をはかるために、あるいは罹災建物の旧借り主に優先的に借地権を取得させ、あるいは逆に、罹災地の借地権で今後存続させる意思がないと認められるものを消滅させる道を開く等、当該都市について借地借家に関する臨時措置を規定したもので

ありますが、その後の改正によりまして、戦災の場合だけでなく、別に法律で指定した火災、震災、風水害その他の災害の場合にも本法の規定を適用いたすことにより、宮崎県延岡市の風水害を初め、先般発生しました新潟市や能代市等の火災に至るまで、それぞれ法律を制定し、本法の規定を適用せしめること十九回に及んでいるのでございます。

これは、本法においては、火災、風水害等の災害が発生いたしますと、その都度その地区及び災害を、法律をもって一々指定する建前になっているからであります。災害地においては、復興事業の遂行に当り、必ず借地借家の権利関係が問題となり、しかもこの権利関係の処理は、特に急速を要するのが実情でありまして、かつて災害の発生が国会閉会中であつたため、時間的な手おくれから、この権利関係がいたずらに紛糾して、復興促進に支障をきたした事例も過去において少しとしないのでございます。

そこでこの改正案では、かような経験と、最近とみに本法の適用を考慮すべき火災等の災害が頻発する状況にかんがみ、事態即応の必要上、本法を適用するための地区及び災害の指定は、法律をもつて行わず、政令に委任するよう、その第二十五条の二及び第二十七条の規定を改めんとするものでございます。すなわち、提案者によれば、この地区及び災害の指定は、現実に災害の調査に当る政府が、すみやかに政令をもって定めることが、借地借家の権利関係の迅速、適切な調整をはかる本法の趣旨にも、より合致するものであるといつております。

以上が本改正案の概要でございます。

当委員会におきましては、本改正案に関連しまして、提案者側及び政府当局に対し、災害防止の問題に関して、小林、羽仁、赤松、高田の各委員より適切な質疑が行われたのでございますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

そして質疑を終え、討論に入りましたところ、小林委員から、「この改正案の通り本法の適用を政令にゆだねるといふことは、立法措置としてむしろおくれ過ぎたくらい当然のことであるが、今後行政府としては、本法の適用が国民の財産権を律することの大なることにかんがみ、かりにもその適用に際して適切、公平を欠くことのないよう要望して賛成する」旨の発言がなされたのであります。かくて討論を終結し、採決に入りましたところ、本改正案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

なお、かねて本委員会では、本法を適用すべき災害のうち、特に大火災の頻発する最近の実情にかんがみ、政府はその原因の探究とその災害防止施設に十分に誠意を示し、抜本的施策を講ずべきであることを考えておりましたので、本法の改正に際し、この趣旨を明らかにするため、小林委員から次の決議案を付する動議を提出いたしましたところ、満場異議なく原案通り委員会の決議とすることと決定いたしました。

次にこれを朗読いたします。

類発する大火災の原因究明とその対策樹立に関する決議
最近、罹災都市借地借家臨時処理法の適用を要する大火災の類

発する状況にかんがみ、都市計画の発展と相待つて、その原因の捜査究明に科学的施設を十分操作することによつて、同一または類似の原因による災害のたび重なる発生を防止し、また、その被害を最小限度にいとめることができると思われ、政府は、災害防止のためのこの施設の完備に、他の抜本的諸施策の実施とあわせて努力すべきである。

右決議する。

以上、あわせて御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律

三七二

◎旧日本占領地域に本店を有する会社の 本邦内にある財産の整理に関する政令 の一部を改正する法律

(昭三二、五、二二法二二)

一、提案理由(二月二十四日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三一―法六一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月十二日)

(閉鎖機関令の一部を改正する法律(昭三一―法一〇九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(五月十六日)

(閉鎖機関令の一部を改正する法律(昭三一―法一〇九)の委員長報告と一括して掲載)

◎農地開発機械公団法の一部を改正する

法律 (昭三一、五、二二法二二)

一、提案理由(二月二十一日)

○小倉政府委員 ただいま上程されました農地開発機械公団法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昨年八月に公布されました農地開発機械公団法に基きまして、同年十月、農地の造成及び改良の事業の効率化に資することを目的とする農地開発機械公団が発足いたしました。本公団は、目下その業務に鋭意専念し、その目的の達成を期しておる次第であります。業務に、わが国の酪農の合理的かつすみやかな発展をはかるためには、外国産の優良な乳牛を輸入して、これを国内の適地に導入することが肝要であると考えられます。この点にかんがみまして、政府は従来から優良乳牛の輸入を行なってきたのでありますが、今回さらにより多くのジャージー種の乳牛の導入をはかるため、国際復興開発銀行から融資を受けて、農地開発機械公団が乳牛を輸入することにした。これを機械開墾地区を含む集約酪農地域に導入し、もって農業経営の合理化と農業生産力の発展に資せんとするものであります。さしあたり八十八万二千ドル相当額の融資を受け、三カ年計画をもって五千頭のジャージー種の乳牛をオーストラリア等から輸入し、これを都道府県を通じて、北海道の根釧地区周辺地域、

農地開発機械公団法の一部を改正する法律

青森県の上北地区周辺地域その他の集約酪農地域の農家に導入いたす予定であります。

なお、右のほか、農地開発機械公団の保有する機械等のより一層効果的な運用をはかるために、本来の業務に支障のない範囲内において、当該機械等を道路工事等の農地の造成または改良の事業以外の事業の用にも供することができるようにし、もって本公団の健全なる運営に資せしめたいと存するものであります。

以上が本法案を提出いたしましたゆえんであります。以下簡単に法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、農地開発機械公団の業務の範囲を拡張しまして、公団は、乳牛を輸入し、これを集約酪農地域にかかる地方公共団体に売り渡すことができることとしたし、またこれに伴いまして本法の目的を改めたのであります。

第二に、農地開発機械公団は、その保有する機械等を、本来の業務の遂行に支障のない限り、農地の造成または改良の事業以外の用にも供することができることとしたのであります。

以上が本法案の内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(五月十日)

○村松久議員 ただいま議題となりました、内閣提出、農地開発機械公団法の一部を改正する法律案につき、農林水産委員会における審議の経過並びに結果の概要につきまして御報告申し上げます。

三七三

農地開発機械公団は、昨年八月制定を見ました農地開発機械公団法に基きまして、農地の造成及び改良の事業の効率化に資するため、世界銀行等から資金の融通を受け、高能率の機械等を保有し、これを国、地方公共団体、その他これらの事業を行う者に貸し付けること、またはこれらの事業者の委託を受けてみずから事業を行うこと等の目的を持って設立されたのであります。この目的を達成するために、公団は今日まで青森県上北地区、北海道根釧地区及び篠津地区において行い機械開墾または土地改良のための機械の導入及び機械開墾地区に導入する乳牛の輸入に必要な世銀借款の交流に当って参つたのであります。政府はさらにこの機会において本改正法案を提出して、公団業務の範囲を拡張し、公団をして乳牛の輸入の業務を行わしめ、機械開墾地区、開拓地その他の集約酪農地区に対し、地方公共団体を通じて、これらの乳牛を導入することができることとし、また、公団の保有する機械等を、本来の業務の円滑なる運営に支障のない限りにおいて、他の事業に使用することができることとし、もって公団業務の健全な運営をはかろうというのであります。

本案は、去る二月二十日に委員会に付託せられ、翌二十一日提案理由の説明が行われているのであります。委員会がその審議に入りましたのは四月十九日以降でありまして、数回にわたつて、公団運営の実態、ジャージー種乳牛の導入業務の利害得失、問題点等に関し、微に入り細にわたつて検討が行われ、その間、公団側より理事長成田努君、理事土屋四郎君、和田栄太郎君等を招致して参考意見

見を聴取いたしましたのであります。

昨九日、ようやくにして全部の質疑が終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつてこれに附帯決議を付して政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

附帯決議は、公団の運営についての刷新、乳牛導入価格の低減、農家に対する貸付条件の緩和等を内容とするものであります。政府を代表し、大石政務次官より、附帯決議の各項目について、その実現に全力をあげて努力することの答弁があつたのであります。以上をもつて御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(五月十六日)

○戸叶武君 ただいま議題となりました農地開発機械公団法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

農地開発機械公団は、国際復興開発銀行等から資金の融通を受けて、高能率の機械を買い入れ、これを使用して、機械力によって農地の造成及び改良事業を効率的に実施するため昨年十月発足し、目下その目的に向つて業務が進められているのであります。ところが、政府はかねて酪農の発展をはかるため、従来外国産の優良な乳牛を輸入してきていたのであります。今回ジャージー種乳牛の導入を拡大する計画をもつて、農地開発機械公団が国際復興開発銀行から、さしあたり八十八万二千ドル相当額の融資を受け、三力年をもつてジャージー種乳牛五千頭をオーストラリア等から輸入いた

し、これを都道府県を通じて機械開墾地区、その他集約酪農地域に導入することを予定し、さらに公団がその保有する機械等を一そら効果的に運用するため、公団本来の業務に支障を生じない限り、これら機械等を道路工事等、公団本来の事業以外の事業に使用することができるとし、公団の健全な運営に資することにしようと思ひ図されているのであります。以上の趣旨に従つて、現行法に必要な改正を加えようとするのが本法律案が提案された理由であり、かつその内容をなすものであります。

委員会におきましては、まず政府当局から、本法律案の提案理由及びその前提条件並びに法律案の内容等について説明を聞き、続いて質疑に入り、農林省当局との間に諸般の事項にわたつて質疑応答が行われたのであります。その際、問題になりましたおもな事項を拾つてみますと、農地開発機械公団の運営並びにその事業の現況、今回本法律案によつて計画せられた乳牛導入の意義、事業計画及び実施方法並びにこれらの当否、これら乳牛導入事業における業務上の責任の所在並びに政府の保証、導入資金の国際復興開発銀行からの借り入れ条件及び農家の償還条件並びにその当否、公団の保有する機械の利用の効率化等でありまして、これが内容の詳細は会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。

◎物品管理法 (昭三二、五、二二法一一三)

一、提案理由(三月十三日)

○政府委員(山手満男君) ただいま議題となりました物品管理法案は、二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

最初に物品管理法案について御説明を申し上げます。

国における物品の經理は、物品會計規則により規制されているのでありますが、この規則は明治二十二年に制定されたものでありまして、すでに多年を経過し、その内容も、近年とみに膨大かつ複雑になった国の行政事務に対応する物品經理の基本法規として、必ずしも適當であるとは申しがたい状況にございます。一方、毎年度の會計検査院の決算検査報告におきましても、物品の過大なまたは不適當な調達や、不適當な管理、保管の事例が相当見られるのでありまして、金錢の經理、国有財産の管理と並んで物品經理の制度をさらに整備する必要に迫られたのでございます。

このような情勢にかんがみまして、物品の供用は、各省各庁において作成する需給計画及び供用計画に基づき、または、物品の分類の目的に従い行われるべきこと等物品の管理の方法及び基準を定めるとともに、国の物品管理機關を整備し、その責任を明確にするこ

とにより、物品の適正かつ効率的な供用をはかるために、今回、ここに、物品管理法案を提出いたしました次第でございます。後においても、その物品について予算の目的が追求され得ることとなり、物品の合目的的使用が確保されることとなる次第でございます。ただし、所要の場合には、物品の分類を変更することを認める等物品の供用の効率化、円滑化をはかることもあわせて配慮をいたしております。

第四に、物品の管理機關といたしましては、各省各庁の長が所管物品の管理の責に任ずることはもちろんでございますけれども、その下に、物品の管理事務を行う物品管理官、物品の出納保管事務を行う物品出納官及び物品の供用事務を行う物品供用官を設けることといたしました。また、物品を管理する職員が、故意または重大な過失により、法令に違反をして物品を亡失損傷する等に損害を与えたときは、會計検査院の検定に基いて、及び物品を使用する職員は、故意または重大な過失により、物品を亡失または損傷した場合には、それぞれその損害を弁償しなければならないこととし、その責任を明確にいたしております。

第五に、その他物品の出納保管、処分、検査及び報告等物品の管理の基準及び方法を規定いたしております。次に関税法等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

物品管理法

この法律案は、税関手続の簡素化及び関税行政の適正化に資するため、関税法及び関税率法の一部を改正する法律の一部を改正し、以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

以下、この法律案の内容につきまして、その概略を御説明を申し上げます。

第一に、この法律の適用を受ける物品は、国が所有する動産のうち、現品、日本銀行に寄託される有価証券及び国有財産法の適用を受ける動産を除いたもの並びに国が使用するために保管する動産でございます。

第二に、各省各庁の長は、予算及び事務または事業を勘案して、毎會計年度、重要な物品の需給計画を作成するほか、物品管理官においても、供用計画を立てて、物品の調達及び供用は、この計画に基いてなされるべきものとし、もつて、物品の過大なまたは不適當な調達を防止し、計画的かつ効率的な調達及び供用をはかることといたしております。

第三に、物品を供用の目的に応じ分類することとした点でございます。物品會計規則のもとにおきましても各省大臣が定める取扱規程において、分類が設けられておりましたが、その大部分は、供用の目的及び予算の目的とは無関係に、単に名称または性質による分類にすぎなかつたため、物品の調達については嚴重な予算の規則を受けるにかわからず、物品としてはその規制が必ずしも十分でないような事態を生じ、物品の合目的な供用のための方法となつていないというらみがあつたのであります。よつて、この法律案におきましては、物品の分類は、原則として、予算の目的に反しないように設けるものとし、物品の使用はこの分類の目的に従つて行われるべきものといたしました。これによつて、予算が執行されて物品になつた

第一に、関税法につきましては、外国貿易船等が簡易手続により入出港することができるときは、福島県小名浜港及び熊本県水俣港を開港に、福岡県板付空港を税関空港にそれぞれ指定するほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

まず、外国貿易船等の入出港手続につきましては、従来外国貿易船または外国貿易船が開港または税関空港に入港し、その船用品または機用品以外の貨物の積みおろしをしないで出港する場合に限り、簡易な入出港手続によることを認められておりましたのを、船用品または機用品のほか乗組員の携帯品及び郵便物のみを積みおろしする場合にも簡易手続を適用することとして、税関手続の簡素化をはかることといたしております。

次に、従来不開港でございました福島県の小名浜港及び熊本県の水俣港につきまして、これらの港における貿易実績及びその将来性にかんがみまして、これを関税法上の開港に指定するとともに、福岡県の板付空港につきましては、日本航空株式会社の福岡―那覇線の開設に伴い、これを税関空港に指定することといたしております。

そのほか外国貨物で刑事訴訟法の規定により売却等の行われたものは、関税法の適用上輸入を許可された貨物とみなして手続の簡素化をはかるほか、収容貨物を廃棄処分できる場合を拡張し、また、収容貨物の換価代金を所有者に交付する場合におけるその貨物についての質権者及び留置権者の保護に関する手続を明確にする等所要の規定の整備を行うことといたしております。

第二に、関税率法の一部を改正する法律に関する改正点を申し上げます。

従来、学校等の給食用の乾燥脱脂ミルクにつきましては関税を免除しているのですが、免除を受けたミルクが実際に給食用に供されるまでには、輸入者以外の者の手を経る関係上、他に転用されるおそれが少なくない実情にかんがみまして、その用途外使用を制限するとともに、違反者に対する罰則を整備することといたしておるのでございます。

次に、国有財産法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

国有財産の管理及び処分につきましては、原則として国有財産法に基きまして運営されているのでありますが、今般同法に若干の改正を加え、合同庁舎等の管理に関する特例を設けるとともに、別途御審議を願っております物品管理法案と関連して国有財産の範囲を調整するほか、行政財産について各省各庁相互の間における使用の調整をはかります等のため、この法律案を提出いたしました次第であります。次にその概要を申し上げます。

まず第一に、合同庁舎等の管理に関する特例を設けようとする点とであります。現行国有財産法においては、合同庁舎等二以上の各省各庁の長において共同して使用する行政財産につきましては、これを所管する者が明確に定められていないのでありますが、これらの財産の管理の適正を期するため、統一的に管理を行う必要がある行政財産のうち、大蔵大臣が指定するものにつきましては、これを

使用する各省各庁の長のうち大蔵大臣が指定する者の所管に属させることといたしたのであります。

第二に、国有財産の範囲を拡張いたしました。これに航空機を加えたこととあります。これは、今般物品管理法案におきまして、従来国有財産として取り扱われて参りました事業所、学校、研究所等の施設の用に供する機械及び重要な器具は物品として取り扱うことにいたします等、国有財産として管理するものと物品として管理するものとの範囲を調整いたす必要を生じましたことに伴いまして、従来物品として取り扱われて参りました航空機につきましては、航空機が近時国においてその用に供することが顕著となりましたこと等にかんがみ、これを国有財産として規定することが適当と考えたからであります。

第三に、行政財産について各省各庁の組織相互の間における使用の調整についてであります。行政財産の管理の斉一を期するため、各省各庁の長がその所管に属する行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとした場合は、国有財産を総轄する大蔵大臣に協議を要することとしたのであります。

以上物品管理法案ほか二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院大蔵委員長報告(四月十一日)

(関税法等の一部を改正する法律(昭三二一法八八)の委員長報告と

一括して掲載)

三、衆議院大蔵委員長報告(五月十七日)

○松原喜之次君 たいだいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、物品管理法案について申し上げます。この法律案は、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理をはかるため、国の所有または保管にかかる物品の取得、保管、供用及び処分に関する基本的事項を規定しようとするものであります。その内容は概略次の通りであります。

第一に、この法律の適用を受ける物品は、国が所有する動産のうち、現金、日本銀行に寄託される有価証券及び国有財産法の適用を受ける動産を除いたもの並びに国が使用するために保管する動産であります。

第二は、物品は、その供用の目的に従い、かつ予算の目的に反しないように分類を設けるものといたしますが、予算の目的に従って分類することが物品の適正かつ効率的な供用上不適当と認められるものについては、必要な範囲内で、予算の目的を越えることも差しつかえないことといたしております。

第三に、各省各庁の長を物品の管理機関にいたしまして所管物品を管理させ、なお、その委任を受けて物品の管理事務を行う物品管理官、物品の出納、保管を行う物品出納官、物品の供用事務を行う物品供用官を設けることといたしております。また、大蔵大臣は、

物品管理の総括機関として、各省各庁の長に対し、必要な報告を求め、実地監査を行い、また閣議の決定を経て必要な管理上の措置を定めることができることといたしております。

第四に、物品の計画的な調達と供用をはかるため、重要な物品については、各省各庁の単位で、予算及び事務または事業を考慮して毎会計年度の需給見積りを立てるほか、各物品管理官単位で、各省各庁の承認を経て、毎会計年度の物品の供用計画を定めることといたしますとともに、物品の出納、保管、処分、検査及び報告等、物品の管理の基準及び方法を規定いたしております。

第五に、物品管理職員は、法令に従うほか、善良なる管理者の注意をもつて物品の管理をしなければならぬこととし、故意または重大な過失により、これに違反して国に損害を与えたときは、会計検査院の検査に基いて、その損害を弁償しなければならないこととし、また、物品使用職員が、故意または重大な過失により、物品を亡失または損傷した場合には、その損害を弁償しなければならないことといたしております。

なお、本案は、さきに参議院において修正議決されたのであります。今その修正の内容を簡易に御説明申し上げます。

政府原案におきましては、供用の定義を「国の事務又は事業の目的に従い、用途に応じて、物品を国において使用させ、又は処分することをいう。」と規定しておるのであります。すなわち、使用させることと処分することとの両者を供用という法律觀念にまとめられているのであります。処分することまでも供用に含ませることは適

切でありませんので、供用を使用させる意味に限定し、従って、供用を供用と処分とに分離し、この場合の処分については、その意義を明確にするとともに供用計画を運用計画と改めるほか、条文の配列及び字句について所要の修正を加えることとしたのであります。

本案につきましては、審議の結果、本十七日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって参議院送付案の通り可決いたしました。

次に、国の債権の管理等に関する法律案について申し上げます。まず、提案の理由並びに概要について御説明いたします。従来、国の債権につきましては、会計法その他個々の法令に部分的な管理規定があつただけで、一般的な管理法がなく、管理機構もまた整備されていなかったため、関係職員の間で連絡不十分、怠慢等による徴収不足や徴収遅延を来す等、国に損害を与えた事例が多かつたのであります。また、他方においては、管理費用に満たない少額の債権あるいは債務者の所在不明の債権等につきましても一律に処理することとなつていたため、事務の能率性をそなうことが少なくなつたのであります。本法律案は、このような情勢にかんがみまして、債権の管理に関する制度を確立しようとするものであります。以下、この法律案の内容について、概略御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、いわゆる金銭債権を対象としたしておりますが、罰金等にかかる債権、租税債権、国が保有する資金の運用により生ずる債権等につきましては、原則としてこの法律を適用し

ないこととしたしてあります。

第二に、国の債権の統一的な管理組織を確立するため、各省各庁における債権の管理事務を担当する機関として債権管理官の制度を設けるとともに、債権管理官が行うべき債権の保全及び取り立て等に関する事務の処理につき一般的な管理基準を定めて、その適確な処理をはかることとしたしてあります。

第三に、取り立て費用に満たない少額の債権や、債務者の所在が不明で徴収見込みのないような債権につきましては、内部的に徴収停止として整理を行うことができることとするほか、一般に債務者の資力その他の状況を考慮して、五年または十年以内の期間において債権の履行期限を延長することができる道を開き、また、一定の場合には減免等の措置をも講ずることとしたしてあります。債権の管理事務の効率的な運営をはかることとしたしてあります。

第四に、債権の発生の原因となる契約の内容につきまして、その基本的事項を定め、発生後における債権の徴収を確保するとともに、特に貸付金債権につきましては、あわせて貸付の目的を保全するため必要な諸条件を定め、もつて貸付事業の遂行の適正化をはかることとしたしてあります。

本案につきましては、審議の結果、本十七日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって原案の通り可決いたしました。右、御報告いたします。

◎国の債権の管理等に関する法律

(昭三二、五、二二法一一四)

一、提案理由(三月二十七日)

○政府委員(山手満男君) たいだいま議題となりました国の債権の管理等に関する法律案につきまして、提案の理由並びに概要を御説明申し上げます。

従来、国の債権につきましては、会計法その他個々の法令に部分的な管理規定があつただけで、その一般的な管理法がなく、管理機構もまた整備されていなかったものであります。しかし、その管理に関する事務の処理につきましては、一方では、官庁内部の連絡が不十分であつたことや担当職員の間で連絡が適切を欠いたこと等のため、債権の徴収不足や徴収手続の遅延を来す等、国に損害を与えた事例を見ますとともに、他方では、管理費用に満たない額の債権、債務者の所在が不明の債権等につきましても一律に処理することとなつていたため、事務の能率を損うことも少なくなつたのであります。

本法律案は、このような情勢にかんがみまして、国の債権の管理の適正を期するため、その管理の機構及び管理の準則を整備いたしますとともに、履行期限の延長、減免等を行うことができる一般的な基準を設け、あわせて国の債権の発生の原因となる契約に関し、その内容とすべき基本的事項を定めようとするものであります。次に、この法律案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

国の債権の管理等に関する法律

げます。

第一に、この法律は、金銭の給付を目的とする国の権利、いわゆる金銭債権を対象としておりますが、罰金等にかかる債権、租税債権、国が保有する資金の運用により生ずる債権等につきましては、その性質上、原則として、この法律を適用しないこととしたしてあります。

第二に、国の債権の統一的な管理組織を確立するため、各省各庁における債権の管理事務を担当する機関として債権管理官の制度を設けるとともに、債権管理官が行うべき債権の保全及び取立等に関する事務の処理につき一般的な管理基準を定めて、その適確な処理を図ることとしたしてあります。

第三に、取立費用に満たない少額の債権や債務者の所在が不明で徴収見込みのないような債権につきましては、内部的に徴収停止として整理を行うことができることとするほか、一般に、債務者の資力その他の状況を考慮して、五年又は十年以内の期間において債権の履行期限を延長することができる道を開き、また、一定の場合には減免等の措置を講ずることとしたしてあります。債権の管理事務の効率的な運営をはかることとしたしてあります。

第四に、債権の発生の原因となる契約の内容につきまして、その基本的事項を定め、発生後における債権の徴収を確保するとともに、特に貸付金債権につきましては、あわせて、貸付の目的を保全するため必要な諸条件を定め、もつて、貸付事業の遂行の適正化をはかることとしたしてあります。

以上、国の債権の管理等に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようをお願いを申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(五月十七日)

(物品管理法(昭三二一法一一三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月二十日)

岡崎眞一君 ただいま議題となりました国の債権の管理等に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

現在、国の債権の管理については会計法等に部分的な規定があるだけで、法規的にも機構的にも不備であり、そのために国が損害をこうむった事例も少なくなく、また小額債権なども一律に処理されておりますために、事務能率をも阻害している現状であります。このような実情にかんがみまして、本案は、国の債権の適正かつ円滑な管理をはかるために、統一的な規定を設けようとするものであります。

以下、内容の主要な点を申し上げますと、第一は、本法の対象となる債権の範囲は、いわゆる金銭債権のうち租税債権、国の預金債権、罰金等にかかる債権などを除いたものとしております。第二は、国の債権の統一的な管理機構として、各省各庁に債権管理官を置くこととし、適確な処理ができるように一般的な管理準則を定め

ております。第三は、国の債権のうち、債務者が所在不明で徴収見込みの立たない債権や、取り立て費用にも満たない零細債権などについては、徴収停止として内部的に整理ができることとするほか、債務者が無資力であるとき、または債務の全部を一時に履行することが困難であつて履行延期をすることが徴収上有利であるとき、もしくは災害、盗難の事故があつたときなど、特別な場合には五年または十年以内の債権の履行延期の特約ができることとし、さらには一定の場合には減免などの措置ができることとしております。第四は、債権の徴収を確保するために、その発生原因である契約の内容を定める場合に取りさめなければならない条件について規定しております。

委員会の審議におきましては、従来債権の管理がルーズであつた理由と、本法の効果、契約内容に従わなかつた場合及び債務不履行の場合の処理、履行延期の特約をする場合の基準、債権管理官の専任化の問題などについて質疑があり、その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じますが、特に今後の運用については、「まず担当職員に本法の趣旨を徹底し、具体的な方法を指導し、時日を要すると思ふが、厳正な施行に万全を期して行きたい」旨の答弁がございました。

質疑を終り、討論に入りましたところ、岡委員より、「従来の事例からみても、本法の完全な実施は困難なことと思ふが、万全の努力をする旨の言明があつたので、質疑の過程における答弁の要旨が十分生かされるより期待する。また契約者が、すべて善意であると

は思えないので、心がまえを改めて実行されたい。本案の提出はおそきに過ぎたが、少しでも国損をなくすよう、今後の真剣な努力を強く要望して賛成する」との意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告いたします。

- 一、工業界大蔵(昭三二一法一一三)の委員長報告(五月十七日)
- 二、衆議院大蔵委員長報告(五月十七日)
- 三、参議院大蔵委員長報告(四月二十日)

◎中小企業法興資金起立法

国の債権の管理等に関する法律

◎中小企業振興資金助成法

(昭三一、五、二二法一一五)

一、提案理由(三月十五日)

(工業用水法(昭三一―法一四六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(三月三十日)

(工業用水法(昭三一―法一四六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(四月二十三日)

○三輪貞治君 たいま議題となりました中小企業振興資金助成法案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業振興対策の一環といたしまして、現在実施しております中小企業に対する補助制度を根幹として法制化しようとするものでありまして、その内容を簡単に申し上げますと、協同組合の共同施設及び中小企業者の経営合理化のための設備を設置するに必要な資金の貸付を行うために、都道府県ごとに特別会計を設けさせ、国は、都道府県がこの特別会計に資金を繰り入れるとき、これと同額以内の補助金を交付し、両者を合わせて財源として協同組合及び中小企業者に無利子で貸付を行うことといたしております、昭和三十年年度までの間に、国からすでに支出されました補助金

の回収分は、この新設される特別会計に繰り入れさせ、再び貸付資金として回転運用されることになっております。そうしてこの特別会計が存続する限り、国は都道府県ごとに適当と認める金額に達するまで補助金を交付することとなっております。このほか特別会計についての基礎的規定、協同組合または中小企業者に対する貸付の限度、条件、貸付に関する都道府県の事業計画についての規定等を設けております。なお、衆議院において、本法案の施行期日につきまして所要の修正が施されております。

当委員会の審議に際しましては、国の補助金の都道府県への割当方法、設備近代化のための貸付対象となるべき業種の問題、あるいはこの特別会計より借り入れる際に、借り主の自己資金調達の問題、無利子貸付と中小企業金融公庫並びに商工組合中央金庫による融資との調整の問題については、参考人といまして中小企業金融公庫総裁の出席を求め意見を聴取する等、審議の慎重を期したのであります。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、河野委員から、「本法案による貸付を行う場合には、借り主が所要資金のうち一部については自己調弁することを条件とすべきであり、貸付金の回収には配慮をなすよう」に要望して賛成の意見を表明されました。西川委員から、「本法案による貸付方法は、都道府県がその窓口となっている関係上、地方事情にとらわれて趣旨がゆがめられることが懸念されるから、運用に当たっては格段の注意を払うよう」要望を付して賛成

意見が述べられました。次いで海野委員から、「中小企業助成のため、国の補助金を大幅に増額するよう」強く要望して賛成の旨意見が述べられました。

かくて討論を終り、採決に入りましたところ、本法律案は、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

◎百貨店法 (昭三一、五、二三法一一六)

一、提案理由(三月三日)

○石橋國務大臣 このたび提出いたしました百貨店法案について、その提案の理由と法案の概要との御説明申し上げます。

最近わが国の経済は一般的に正常化して参りましたが、商業界における競争は内外にわたって激甚をきわめ、往往にして国家全体の利益に反する状況にありますことは、はなはだ遺憾な次第であります。その中において外国貿易に関する分は、前々国会において成立を見ました輸出入取引法の改正によりこれを規制する道がある程度開けましたが、国内における商業、ことに小売業における販売競争についても、この際何とか規制を行ふ必要が痛感いたされる次第であります。ことに小売業界において大きな位置を占めております百貨店業の間には、店舗の新設、拡張、営業時間の延長等によりまして、無制限に事業活動の拡大を行う傾向があるばかりか、その販売面においても、また積極的な販売方法の採用による競争がとみに激甚を加えていることが認められるのであります。このような百貨店業者の競争は、さらに小売業全般の過当競争を誘発いたすとともに、中小規模の商業者の事業活動を圧迫し、わが国商業全般の正常な発達をはばむことにもなるおそれがあります。

このような状況において、中小商業の健全な発達を期するためには、中小商業者の組織化とそのサービスの改善等経営の健全化とを

の事業活動を拡大することとなりまして、中小商業者に影響を与える場合が多いからであります。

第四に、これらの許可の申請に対する許可の基準をいたしましては、百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に影響を及ぼし、中小商業者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、許可をしないものとしております。申すまでもなく、これらの許可申請にかかる事項は、すべて地方的なものでございまして、従つて地方によつてそれぞれ事情を異にいたします。そこで許可の基準をいたしましては、このような一般的な規定の仕方が適當であると考へた次第であります。

第五に、通商産業大臣は、許可または不許可の処分をしようとするときは、学識経験者で組織される百貨店審議会の意見を聞かなければならないものとし、さらに百貨店審議会がその意見を定めようとするときは、少くとも許可申請にかかる店舗の所在地の商工会議所の意見を聞かなければならないものとしたし、通商産業大臣が最も公正にしてかつ実情に即した処分を行ひ得るようにした次第であります。

第六に、百貨店業者は、毎日、政令で定める閉店時刻以後及び毎月、政令で定める日数は、その店舗において顧客に対し営業をしてはならないものとしております。これは、百貨店業者の営業時間ないし日数の増加は、実質的には、店舗の拡張と同様であつて、中小商業者に特に大きな影響を与えるからであります。しかしながら、地方の事情その他特別な事由ある場合においては、百貨店業者は政

促進し、中小商業者自身の実力を涵養することが最も必要であることは申すまでもありませんが、しかし百貨店業者のあまりに急激なる進出は、中小商業者の健全なる発達をはかる余地をさえ失わしめる懸念がきわめて多いのであります。これはわが国の労働人口等の実情から考へましても捨てておけないところだと考へます。従つて、一方におきましては、百貨店業の一般消費者に与える便益は十分これを尊重いたしますと同時に、百貨店業の事業活動の無制限の拡大を規制し、これによつて中小規模商業者にまた適當なる事業活動の機会を確保することが目下の緊急事であると信じます。本法案は以上の理由によりまして、百貨店業の事業活動に対し所要の調整を加ふる目的をもつて作成いたしましたものであります。

本法案の概容について御説明申し上げますと、第一に、本法案の適用を受けます百貨店業の定義をいたしましては、まず物品販売業であることとあります。その中には、物品の加工修理業をも含むことにいたしております。そこで、物品販売業を営むための店舗のうち、同一の店舗で床面積の合計が六大都市におきましては三千平方メートル以上、そのほかの都市におきましては、千五百平方メートル以上のもの一つ以上を含むものを百貨店業としております。

第二に、百貨店業を新規に開業する場合には、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとしております。

第三に、既設の百貨店業者がさらに店舗を新設し、またはその床面積を増加しようとする場合には通商産業大臣の許可を受けなければならないものとしております。これらはいずれも百貨店業者がその即した運営を考へております。

第七に、通商産業大臣は、百貨店業者の出張販売、顧客の送迎その他の営業に関する行為について特に必要があると認めるときは、その百貨店業者に対し、必要な勧告をすることができるとし、また通商産業大臣は、勧告をしたときは、その内容を公表しなければならぬものとしております。これは、百貨店業者のこれらの営業行為が実質的に百貨店業者の事業活動を拡大し、その結果、中小商業の維持育成を困難に陥れ、商業の健全な発達を阻害するおそれがあるからであります。勧告した場合に、特にその内容を公表する義務を通商産業大臣に負わせましたのは、この公表によつて実効の確保をはかつた次第であります。

以上のほか合併、許可の取り消し、報告の徴収、聴聞、異議の申し立て、罰則に関し、所要の規定を設け、また経過措置をいたしましては、この法律の施行の際、現に百貨店業を営んでいる者は、許可を受けたものとみなすものとし、さらにこの法律の施行の際、現に百貨店業の店舗とする目的で、新築、増築、または改築の工事を施行している建築物を使用して百貨店業を営もうとする者が、この法律の施行の日から三週間以内に許可の申請をしたときは、中小商業の事業活動に及ぼす影響とその工事の施行の程度とをあわせ考慮して許可するかどうかを決定するものとした次第であります。

この法律案の内容は、おおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、御可決せられるようお願い申し上げます。

第でありませす。

二、衆議院商工委員長報告(四月二十四日)

○神田博君 たいいま議題となりました百貨店法案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近、わが国の経済は一般的に正常化して参りましたが、小売業における販売競争はますます激化の方向をたどり、ことに、広大な店舗と巨大な資本を擁する百貨店業者の競争は、小売業全般の過当競争を誘発するとともに、中小商業者の事業活動を圧迫して、わが国商業全般の正常な発達をはばむことにもなりかねない状況であります。従つて、百貨店業者の事業活動の拡大を無制限に放置するときは、中小商業者は事業活動の機会を確保することがますます困難となるおそれがありますので、百貨店業の新規開業、百貨店業者の店舗の新設及び拡張等に関し規制を設け、その事業活動に所要の調整を加える必要があるというのが、本法案の要旨であります。

本法案は、二月十四日に本委員会に付託され、三月三日政府委員より提案理由の説明を聴取いたし、四月十三日、十六日と慎重審議が行われ、同日質疑を終了いたしましたのであります。

翌十七日、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる本法案に対する修正案が提出され、小笠公韶君よりその趣旨弁明が行われました後、討論に入り、自由民主党を代表して首藤新八君、日本社会党を代表して田中武夫君より、修正案並びに修正部分を除く原案についてそれぞれ賛成の意見を表明されました。

て、その内容について御説明申し上げますと、第一点は、百貨店業の定義としては、物品販売業であつて、物品加工修理業を含むものであります。これを営むための店舗のうち、同一の店舗で床面積の合計が、六大都市におきましては三千平方メートル以上、その他の都市におきましては、千五百平方メートル以上のもの一つ以上を含むものを百貨店業としておるのであります。

第二点は、百貨店業の開業、店舗の新増設に許可制をとつております。すなわち百貨店業者が、支店、出張所等の店舗を新設し、またはその床面積を増加しようとする場合には、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとしております。

通商産業大臣は、許可、不許可の処分をしようとするときは、学識経験者をもつて組織される百貨店審議会の意見を聞かなければならないものとし、さらにこの場合、百貨店審議会がその意見を定めようとするときは、所在地の商工会議所の意見を聞かなければならないものとしております。なお、これらの許可の申請があつた場合に、許可の基準としては、その百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に影響を及ぼし、中小商業者の利益を著しく害するおそれがあることを認めるときは、許可をしないものとしております。

第三点は、営業時間等について制限を設けております。すなわち百貨店業者は、毎日、政令で定める閉店時刻以後及び毎月、政令で定める日数は、その店舗において顧客に対し営業をしてはならないものとしております。

第四点は、営業行為の行き過ぎについて必要な勧告ができるよう

次いで、採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はそれぞれ全会一致をもって可決され、よつて本案は修正案の通り修正議決された次第であります。

また、民主自由党及び日本社会党を代表して、松尾トシ子君より本法案に対する附帯決議案が発議され、採決の結果、これまた全会一致をもって可決されたのであります。

以上の審議内容の詳細並びに修正案及び附帯決議案の内容については、会議録によつて御承知をお願いいたします。

なお、永井勝次郎君外十二名提出の百貨店法案につきましては、内閣提出の百貨店法案と並行して慎重審議を行なつて参つたのであります。前記の通り、四月十七日、内閣提出、百貨店法案に対する両党共同修正案がなりました結果、本法案は提案者全員より撤回したい旨申し出がありましたので、本委員会はこれを許可することにした次第であります。

以上、御報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(五月十六日)

○三輪貞治君 たいいま議題となりました百貨店法案並びに下請代金支払遅延等防止法案の二法案につきまして、商工委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、百貨店法案について申し上げます。本法律案は、百貨店業の事業活動を調整することによつて、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業全般の正常な発達をはかりとするものであります。にしております。通商産業大臣は、百貨店業者の出張販売、顧客の送迎、その他の営業に関する行為が中小商業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合、特に必要があると認めるときは、その百貨店業者に対し、その行為をしないように勧告することができるものとし、勧告をしたときは、その内容を公表しなければならないものとしております。

その他、合併、許可の取り消し、百貨店審議会、報告の徴収、罰則等に関し所要の規定を設けております。また、経過措置として、本法施行の際、現に百貨店業を営んでいる者は許可を受けたものとみなすものとし、さらに、通商産業大臣は、本法施行の際、現に百貨店業の店舗とする目的で新増築または改築工事を施行している建築物を使用して百貨店業を営もうとする者が許可の申請をなしたときは、中小商業の事業活動に及ぼす影響と工事の施行程度を考慮して、許可するかどうかを決定するものとしております。

以上が本法案の概要であります。衆議院において一部の修正が施されたのであります。その修正点を申し上げますと、第一点は、百貨店審議会は、その意見を定めるときは、商工会議所の意見を聞かなければならないとありましたのを、商工会議所だけに限定せず、利害関係者またはその団体及び参考人の意見を聞かなければならないとつけ加え、その範囲を拡げたこと、第二点は、罰則規定中、体刑を除き、罰金刑だけとしたことの二点であります。

本委員会における審議に際しましては、百貨店、小売商、消費者の代表者及び学識経験者等、関係者を参考人として出席を求め、そ

の意見を徴し、さらに、目下新増築工事中の百貨店を視察する等、審議の慎重を期したのであります。

委員会の審議の過程におきましては、中小商業者に対する保護の面から言つて、百貨店業の事業活動を調整することによつて、果して全般の中小商業者の救済となるかどうか、また、それに関連して中小商業に振興対策、購買会及び消費組合の問題、あるいは目下新増築工事中の百貨店に対する処置、許可の具体的基準の問題、百貨店審議会の構成等が論議の中心となりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、阿具根委員から、次の付帯決議を付して賛意が表明されました。その付帯決議を申し上げます。

政府は、本法の実施に当り、衆議院における付帯決議を尊重すると共に、特に左の点について留意すること。

一、百貨店業者が顧客誘引のため、みずから、もしくは他と提携してターミナル施設を設けないよう本法の運用に万全を期すること。

二、購買会及び消費組合等が、所属会員外に物品を販売する等、百貨店類似行為をしないよう適切な措置を講ずること。

というのであります。

次いで、白川、河野両委員からも、「本法案及び付帯決議案について賛成する」旨の意見が述べられました。

討論を終り、採決いたしましたところ、本法律案は、全会一致を

もつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、阿具根委員から提案されました付帯決議案も、これまた、全会一致をもつて、原案通り、本委員会の決議とすることに決定いたしました次第であります。

次に、下請代金支払遅延等防止法案について申し上げます。

本法律案は、下請代金の支払い遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護しようとするものでありまして、その内容を御説明申し上げますと、第一点は、親事業者が、下請事業者に対し、製造委託または修理委託をした場合の取引を対象とし、親事業者とは、資本金一千万円をこえる法人、下請事業者とは、個人または資本金等が一千万円以下の法人といたしております。第二点は、親事業者の順守事項を明らかにしたことでありまして、すなわち、下請事業者の給付の不当な受領拒否、下請代金の不当な支払い遅延、下請代金の不当な値引き、下請品の不当な返品等の四点をあげまして、これらの行為はしてはならないことといたしております。第三点は、公正取引委員会は、これら順守事項を守らない親事業者に対し、その行為をすみやかに改めるよう勧告を行い、親事業者がその勧告に従わなかったときは、これに対する措置として、その旨を公表することができることといたしております。第四点は、親事業者に、下請代金の額を記載した書面を下請事業者に交付する義務及び下請取引に関する帳簿書類の作成、保存の義務を課しております。第五点は、本法の施行に必要な限度において、公正取引委員会、

中小企業庁長官及び主務大臣の報告徴収及び立入検査の権限を定め、下請取引の特殊性にかんがみ、政府が所要の監督を行い得るようにならしておる点であります。

以上が本法案の概要であります。本委員会におきましては、慎重に審議を行い、特に、本法運用上、公正取引委員会の調査能力並びに通産省当局との協力体制、親事業者の支払い能力に関する法的解釈とその運用方針、親事業者の破産等の場合における下請債権の保護等の問題が論議の中心となりましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、西川委員から、本法案に賛意が表明されました。

次いで、採決いたしました結果、本法律案は全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、二法案について御報告を申し上げます。

◎国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律 (昭三一、五、二四法一一七)

一、提案理由(三月二十九日)

○黒金泰美君 ただいま議題となりました、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

国家公務員の給与は、基本給のほかに寒冷地に勤務する者には寒冷地手当を、また、北海道に勤務するものにはさらに石炭手当を支給していることは御承知の通りであります。しかるに、石炭手当の支給額が北海道全道一律であり、また、寒冷地手当の支給区分にも必ずしも適当でない点があります等のために、寒冷度の激しい東北その他の地方に勤務するものの給与が比較的に恵まれぬ状況にあるのであります。ことに近年は公社、現業関係官署におきましては、薪炭手当等の名をもって寒冷地手当の増額をいたしております実情に顧みて、その均衡をはかるためにこれらの地方に在勤する公務員に対して新たに薪炭手当を設けることとしたのが本案の目的であります。

すなわち、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、群馬、富山、石川、福井、岐阜のうちで人事院の勧告に基いて内閣

総理大臣が定める区域に在勤する国家公務員に対して、一冬に世帯主四千五百円、独身者千五百円の薪炭手当を寒冷地手当とあわせて支給しようとするものでありまして、公社、現業官署の例にならった次第であります。

本案の施行による経費は、内閣総理大臣が寒冷地の五級地として指定されている区域をかりに定めるものとしたりますれば、国家公務員に対しては約一億六百万円を要するのであります。さらに公社職員に対しては約一億一千二百万円、地方公務員に対しては約一億六千二百万円を要するのであります。これら三者の合計額は計三億八千万円となります。

もつとも、このうちから昭和三十年に公社、現業官署の職員に支給した額一億七千万円を控除すれば純増加額は約二億九百万円であります。

なお、本案は来年度内において政令の定めるときから施行することとし、予算措置のついた上で実施することとしたしております。

何とぞ、御審議の上、積雪寒冷のために悩み、給与の点においてさえ恵まれていない寒冷度のはなはだしい地域に在勤する公務員諸君の心情を御賢察賜わり、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十日)

○山本兼吉君 ただいま議題となりました、黒金泰美君外一名提出、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法

律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国家公務員は、基本給のほかに、寒冷地に勤務する者には寒冷地手当が、また、北海道に勤務する者にはさらに石炭手当が支給されておるのであります。が、石炭手当の支給額が北海道全道一律であり、寒冷地手当の支給区分にも適当でない点があるなどのために、寒冷度の激しい東北その他の地方に勤務する者の給与が比較的に恵まれぬ状況に置かれておるのであります。ことに、近年は、公社、現業関係官署において、薪炭手当等の名称をもちまして寒冷地手当の増額をいたしておりますので、それとの均衡をはかるため、これらの寒冷地方に在勤する公務員に対して新たに薪炭手当を設けようとするのが、本案提出の理由であります。

その内容を申し上げますと、東北六県、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野及び岐阜の各県のうちで、人事院の勧告に基いて内閣総理大臣が定める区域に在勤する国家公務員に対して、一冬に、世帯主には四千五百円、その他の職員には千五百円の薪炭手当を、寒冷地手当と合せて支給しようとするものでありまして、本年度内において政令で定める日から施行することとしたしておりますのであります。

本法案は、三月十七日内閣委員会に付託となり、三月二十九日黒金泰美君より提案理由の説明を聴取し、四月六日自由民主党大平正芳君、日本社会党石橋政嗣君より両派共同修正案が提出され、これについて石橋委員より説明があったのであります。修正案の要旨

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

は、薪炭手当の支給地域を、北海道以外の地域で内閣総理大臣が定めるものとしたこと、支給金額を世帯主五千円以内、その他の者千七百円以内としたことの二点であります。

続いて、質疑、討論ともに省略、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決せられたのであります。よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を徴しましたところ、田中内閣官房副長官より、公務員制度調査会の答申により、目下寒冷地手当、石炭手当の統合簡素化を検討中であり、新たに薪炭手当制度を設けることは好ましくない旨、また、支給地域の確定等につき、技術的にも予算的にも実施困難である旨、答弁があったのであります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(五月十八日)

○野本品吉君 ただいま議題となりました国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案ほか一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案について申し上げます。本法律案について、発議者とその提案の理由として述べるところを申し上げますと、内閣総理大臣その他の国務大臣は、わが国の政府において最高の重責にあり、その政治的活動

が、わが国の商業、工業、金融業等の私企業には申すに及ばず、私企業以外の事業にも有形、無形の影響を及ぼすことは言を待たない。もしこれらの人々が、これらの事業に関与したておつた場合には、その公正なる職務を遂行する上に、世上の疑惑を招くおそれが多分に予想される。いわんや官紀がややもすれば乱れんとしておる今日においては、国務大臣のごとき要職にある人は、いやしくも世上の疑惑を招くがごとき私企業等の関係を一切断ち切つて、その行動の公正を期することはもちろん、その本務に専念することの妨げとなることは、一切これを排除すべきであるというのであります。

なお、この際御参考までに申し述べておきますが、本法律案と同一内容の法律案が、昨年、第二十二回国会におきまして参議院議員八木幸吉君ほか三名より提出せられ、この法律案は内閣委員会及び当院の本院におきまして、いずれも全会一致をもって可決せられ、次いで衆議院に送付せられましたところ、衆議院におきましては審議未了に終わったのであります。

内閣委員会は前後三回この法律案を審議いたしました。その審議において、この法律案の適用を受けるものが国務大臣に限局せられておつて、内閣官房長官、政務次官に及ばない理由、この法律案に罰則規定の設けられていない点、この法律案と官吏服務紀律との関係の点、この法律案が実施された場合、国務大臣の私企業への関与が制限される結果減収を来たす場合もあるから、国務大臣の給与につき適当な措置を講ずることの是非の点、私企業の範囲の点等につきまして、発議者との間に質疑応答が重ねられました。その詳細

は委員会会議録に譲りたいと存じます。

一昨日の委員会におきまして、質疑及び討論終局の動議が提出せられ、この動議が全会一致をもって可決せられましたので、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、衆議院議員黒金泰美君ほか一名より提出せられたものでありまして、去る四月十日、衆議院におきまして、修正議決せられて本院に送付されたものであります。

まず、この法律案の発議者が、その提案の理由として説明するところによりますと、現在、国家公務員は、基本給のほかに、寒冷地に勤務する者には寒冷地手当が、また北海道に勤務する者にはさらに石炭手当が支給されておるのであります。石炭手当の支給額が北海道全道一律であり、また、寒冷地手当の支給区分にも適当でない点があるなどのために、寒冷度の激しい東北その他の地方に勤務する者の給与が比較的恵まれぬ状況に置かれており、ことに近年は、公社、現業関係官署において、薪炭手当の名称をもちまして、寒冷地手当の増額等をいたしておりますので、それとの均衡をはかるため、これらの寒冷地方に在勤する公務員に対して、新たに薪炭手当を設けるがために、この法律案を提出するに至つた次第であるというのであります。

次に、本法律案の内容を申し上げますと、北海道以外の地域で、

ろ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。

内閣総理大臣が人事院の勧告に基いて定める区域に在勤する国家公務員に対して、一冬に世帯主には五千円以内、その他の者には千七百円以内の薪炭手当を支給することとし、また、この法律案は、本年度内において政令で定める日から施行することといたしております。

内閣委員会におきましては、三回にわたり委員会を開き、本法律案の審議に当りましたが、発議者黒金泰美君及び関係政府委員との質疑応答のおもなる点は、本法律案に対する政府及び人事院の所見、本法律案実施に伴う予算の点、薪炭手当と寒冷地手当との関係、薪炭手当、寒冷地手当、石炭手当等諸手当の簡素化の点、本法律案が成立した場合、薪炭手当の支給時期の見通しの点、石炭手当及び薪炭手当の免税の問題、薪炭手当に関する公社職員の既得権との関係等諸点でありまして、その詳細は委員会会議録に譲ることといたします。

昨日の委員会におきまして、本法律案につき、質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、島村委員より、「公務員の給与体系を簡素化すべきものであるとの点については、発議者及び政府ともこれを認めているところであり、また、この法律案は、小額とはいえ、予算措置を伴っていないことは遺憾であるので、薪炭手当の問題については、政府及び発議者は、今後、地方公務員との関係をも考慮するとともに、この制度が早急に筋の通つたものとせられるよう希望を付して本法律案に賛成する旨の発言がありました。

かくて討論を終り、直ちに本法律案につき採決いたしましたこと

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

◎売春防止法（昭三一、五、二四法一一八）

一、提案理由（五月九日）

○松原政府委員 ただいま議題となりました売春防止法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

終戦後の世相の混乱と道義の頹廃並びに性道德の低下によって、売春を行う女子の数が著しく増加いたしましたばかりではなく、そのすこぶる露骨となつて参りましたことは、すでに御承知の通りと存じますが、さらに、最も遺憾にたえないことは、日本国憲法が侵すべからざる基本的人権の存在を確認し、個人の自由と尊厳とを明らかにし、その奴隸的拘束を除去すべきことを宣言しているにもかかわらず、売春に関連してこれに反する事態のますます増加の傾向にあることでもあります。このような状況を黙過することは、善良の風俗の維持、保健衛生、女子の基本的人権の確保等の観点から、とうてい許されないところであつて、すみやかにこれが対策を樹立してその実効を期さなければならぬものと考えるのであります。しかして、これが対策といしましては、国民一般の民主主義的自覚、道徳觀念の高揚、衛生思想の普及向上を要請されることはもとよりであります。これと同時に、売春を助長する行為等を処罰する諸規定を整備強化するとともに、社会政策的見地から、その性格、行状または環境に照らして売春を行うおそれのある女子に対

し、保護更生の措置を講ずべき総合的文化立法制定の必要が痛感される次第であります。従来これに対する立法措置といしましては、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律による婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令、刑法、児童福祉法、労働基準法、職業安定法、風俗営業取締法、性病予防法等があり、さらに地方公共団体が各地の状況に応じそれぞれ制定した取締条例があつて、それらの運用によつてこれに対処して参つたのであります。これらの法令は、その制定の時期、立法目的等を異にしているため、これを総合的、統一的に運用することには事実上少からぬ困難があつて、十分その実をあげていくとは申せない状態であり。そのため、かねてから総合的立法措置の必要が叫ばれていたのであります。ついにその実現を見ず、昨昭和三十年第二十二回国会においては、売春等処罰法案が重ねて衆議院において提出されましたが、同年七月十九日の同法務委員会において否決され、その際、いわゆる売春等に関する諸問題につきすみやかに抜本的総合施策を樹立しこれを実施する必要がある、政府としては、内閣に強力なる審議機関を設け、その議を経て行政措置、立法的措置、予算的措置等総合対策を策定し、国会の審議を要するものについては次の通常国会に提出すべきである、との決議がなされたのであります。

他方、政府としましては、昭和二十八年十二月当時の内閣の閣議決定により設けられました売春問題対策協議会から、昨年九月二

日、内閣にいわゆる売春問題対策について答申がなされ、さらに、上述いたしました衆議院法務委員会の決議もありましたので、緊急に法律案を立案する必要があるため、十月二十八日閣議決定をもつて内閣に売春問題連絡協議会を設け、前記答申内容を検討する一方、法律案作成の準備を進め、次いで、売春に関する諸問題がきわめて重要であり、かつ複雑な問題であることにかんがみ、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じ売春対策に関する重要事項を調査審議するための恒久的機関として、新たな構想のもとに売春対策審議会を設けることとし、今国会に総理府設置法の一部を改正する法律案を提出し、その成立後、同法律に基く審議会の発足と同時に、立法措置を含めて総合対策を諮問いたしましたところ、去る四月九日答申第一号として売春等の防止及び処分に関する立法措置について適切な答申を得ましたので、これに基いて関係各機関相協力して慎重に立案に当り、ここにこの法律案を提出する運びに至つたのであります。

次に、この法律案の骨子ともいふべきものにつき御説明申し上げます。第一、この法律案におきましては、法律の目的を明らかにし、売春の反社会性を明確にするとともに、これが防止の対策として、売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講じ、他方単なる売春行為を自らこれを刑罰の対象とせず、主として、売春の周旋、困惑等による売春、売春をさせる契約、場所の提供、対償の收受、前貸し、いわゆる管理売春、資金提供など、売春を助長する各種の行為を刑罰をもつて取り締ることとし、第

二、保護更生措置としましては、既存の公共の福祉に関する施設の活用、現行法令の適切な運用をはかるほかに、新たに都道府県に、性格、行状または環境に照らして売春を行うおそれのある女子及びその家庭につき必要な調査指導を行い、あるいは相談に応ずるための婦人相談所を設置することとし、このような女子を発見し、その相談に応じ、必要な指導を行う婦人相談員を、都道府県には置くこととし、市には置くことができることとし、なお、都道府県は、右の要保護女子のうち必要と認める者につき収容保護を行うための婦人保護施設を設置することができることとし、第三、婦人相談所、婦人相談員あるいは婦人保護施設の設置その他都道府県または市の支弁する所要費用については、国が一定額を負担または補助することとし、第四、この法律の適用に当りましては、国民の権利を不当に侵害しないように留意すべきことを明らかにし、第五、最後に、いわゆる売春婦あるいは売春業者の保護更生または転業のため、一定の猶予期間を設け、保護更生に関する規定を刑事処分に関する規定より先に施行するものとし、また、売春に関する地方条例との関係を明確にいたしました。

以上立法の趣旨及び本法案の要点につき御説明申し上げます。もとより、法律のみをもつて直ちによく売春防止の目的を達成し得るものとは考えておりませんが、関係行政措置の推進と国民の協力のもとにこの法律の適切な運用を行うならば、必ずや見るべき効果をあげ得ることと確信いたします。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望する次第でございます。

二、衆議院法務委員長報告(五月十五日)

○高橋頑一君 ただいま議題となりました売春防止法案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、政府の提案理由の要旨を申し上げます。終戦後の世相の混乱と道義の頹廢並びに性道徳の低下によって売春を行う女子の数が著しく増加したばかりでなく、それがさぶる露骨となって参りましたことは御承知の通りであります。さらに、最も遺憾にたえないことは、売春に関連して、善良の風俗の維持、保健衛生、女子の基本的人權の確保等の観点から、とうてい許されない事態のますます増加するの傾向にあることでありまして、すみやかにこれに対する諸般の対策が必要であると考えられるのであります。しかるに、従来のいわゆる勅令第九号、刑法、児童福祉法、労働基準法、職業安定法、風俗営業取締法、性病予防法、各自治体の条例等、既存の取締法をもっていたしましては、その運用上少からぬ困難があり、十分これに対処することができない状況にあるのであります。しかし、いわゆる売春対策といたしましては、国民一般の民主主義的自覚、道徳觀念の高揚、衛生思想の普及向上等が要請されることはもとよりであります。これと同時に、売春を助長する行為等を処罰する諸規定を整備強化するとともに、社会政策的見地から、売春を行なおそれある女子に対し保護更生の措置を講ずべき総合的文化立法制定の必要が痛感されるのであります。このような要請にこたえるため、売春問題対策審議会の答申をしんしゃくして、ここに本法

案を提出するに至つたものであります。

次に、法案の内容を簡単に申し上げます。第一に、本案は売春の反社会性を明らかにし、売春を行なおそれある女子に対する保護更生の措置を講ずることとしたしておるのであります。すなわち、既存の諸施設の活用、現行法令の適切な運用をはかるほか、新たに都道府県に婦人相談所を設置することとし、婦人相談員を都道府県に必ず置き、市にはこれを置くことができることとして、売春を行なおそれある女子につき指導を行い、相談に応ずるようになすとともに、なお都道府県には收容保護の施設を設けることができることとするのであります。しかして、これらに要する費用については、国が一定額を負担または補助することといたしてあります。

第二に、本法案においては、売春行為それ自体はこれを処罰の対象とせず、主として売春の周旋、困惑等による売春、売春をさせる契約、場所の提供、対償の收受、前貸し、いわゆる管理売春、資金提供など、売春を助長する各種の行為を刑罰をもって取り締ることとしようとするものであります。

第三に、いわゆる売春婦あるいは売春業者の保護更生または転業のため、若干の猶予期間を置き、保護更生の規定を刑罰規定より先に施行するものとしてあります。

なお、附則において地方条例との関係を明確にしてあります。さて、本問題については、過去数回の国会において論議し尽されたのであります。委員会における質疑のおもなものの一、二を申し上げますと、第一は、いわゆる単純売春を処罰しない理由等につい

てであります。これに対し、政府より、性秩序の維持は各人の自覚による道徳の確立に待つべきものであって、刑罰法規をもって規律すべきかいなかについては法理論上疑問の余地があり、世界の立法例について見てもその類例はきわめてまれであるのみならず、法運用の実際問題といたしましては、売春自体の捜査は困難であり、立証が困難であります。また、婦人は被害者でもあるというふうな考え方もあり、たとい違法であるとしても、責任の面において処罰するに忍びない点があるので、現段階においては単純売春を処罰せず、今後調査研究したいとの答弁がありました。

第二は、本案の諸規定と地方条例との関係についての質疑に対し、政府より、売春をし、またはその相手方となる行為、その他売春に関する行為は、すべてこの法律によって規律しようとする国の意思が明らかになつたのであるから、国のこの意思に反することとなる、いわゆる売春条例の現行規定は、本法案の施行後当然無効となるし、今後新たにこの種条例を設けることもできないこととなるのでありますとの答弁がありました。

第三は、本案には、保安処分の規定がないのが欠点であるとの質疑に対し、政府より、この問題は売春対策審議会において検討中であるので、引き続き今後検討するつもりであるとの答弁がありました。

なお、收容保護につき、政府から、三十一年度においては、四千万円の予算をもって、主要府県に婦人相談所及び婦人相談員を置いてその業務に当らせ、三十二年度においては、收容施設を必要とす

る都道府県に漏れなく設置し得るよう、予算措置を講じたいとの説明がありました。

本案は、本月八日委員会に付託され、活発なる論議の後、十二日質疑を終え、討論採決の結果、全会一致をもって政府原案の通り可決されたものであります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(五月二十一日)

○高田なほ子君 ただいま上程されました売春防止法案につきまして、委員会における審議の経過及び結果について御報告を申し上げます。

終戦後の世相の混乱は、生活の困窮と相俟つて道義の頹廢並びに性道徳の低下を來たし、人身売買の頻発とともに売春を行う女子の数が著しく増加しましたことは、すでに御承知の通りであります。最も遺憾にたえないことは、日本国憲法は、基本的人權の尊重を確認し、かつ個人の自由と平等とを明らかにして、その奴隸的拘束を除くべきことを宣言したにもかかわらず、売春に関連してこれに反する事態がますます増加の傾向をたどりつつあることとあります。このような状況を黙過することは、善良の風俗の維持、保健衛生、特に女子の基本的人權の確保等の観点から、とうてい許されないところであります。すみやかにこれが対策を樹立してその実効を期さなければならぬものと考えるのであります。しかしてこれが対策といたしましては、国民一般の生活の向上とともに、民主主義的

自覚、道徳観念の高揚、衛生思想の普及向上が要請されることはもとよりであります。これと同時に、売春を助長する一切の行為等を処罰する諸規定を整備強化するとともに、社会政策的見地から、その性格、行状または環境に照らして、売春を行い、また行おうおそれのある女子に対し、保護更生の措置を講ずべき総合的文化立法制定の必要が痛感される次第であります。従来このこれに対する立法措置といはしましては、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律、この法律による、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令、刑法、児童福祉法、労働基準法、職業安定法、風俗営業取締法、性病予防法等があり、さらに地方公共団体が、各地の状況に応じそれぞれ制定した売春取締条例があつて、それらの運用によつてこれに対処して参つたのであります。けれども、これらの法令は、その制定の時期、立法目的等を異にしておりますために、これを総合的、統一的に運用することには實際上少からぬ困難があつて、十分その実をあげてゐることは申されない状態であり、そのため、かねてから総合的立法措置が叫ばれていたのであります。政府は、世論にかんがみ、昭和二十三年第二回国会に売春等処罰法案を提出いたしました。これは成立を見ないままにその後空白の状態が続きました。この間多くの婦人たちが、売春禁止の目標を掲げて、血の出るような長く激しい運動を続けて参りましたことは、皆様も御承知の通りであります。昭和二十八年、第十五国会に日本社会党伊藤修議員ほか四名の議員提案が試みられ、自後、第十九回、第二十回、第二十一回、第

す。

次に、この法律案の内容の要点を申し上げますと、第一は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ」、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」という倫理規定を設けるとともに、売春を助長する行為を処罰することを定めたものでございます。特に法の適用に当つては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意すべきことが明記されておりますが、広範な文化政策を内容としたものでございます。すなわちこれが防止の対策として、売春を行つておそれのある女子に対する保護更生の措置を講じ、主として売春の周旋、困惑等による売春、売春をさせる契約、場所の提供、対償の收受、前貸、資金提供など、売春を助長する各種の行為を刑罰をもつて取り締ることとしたのであります。第二に、保護更生に関する措置として、地方公共団体に婦人相談所、婦人相談員を置いて、保護を要する女子に対する相談、調査、判定、指導等を行うこととし、また必要に応じて、要保護女子を収容保護する施設を設置することが出来るものとして、これらの費用の一定額は国が負担または補助するものとしてあります。第三に、売春婦の保護更生、売春業者の転廃業のため一定の猶予期間を設け、保護更生に関する規定を刑事処分に関する規定より先に施行するものとしたし、また、売春に関する地方条例との関係を明確にしたことでもあります。当委員会におきましては、関係当局に対し、適切かつ熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることにいたしました。

二十二回の各国会と、引き続いて議員による提案がなされたのであります。遺憾ながら、これは不幸にしていずれも審議未了または否決の運命をたどつたのであります。しかしこの長い努力は、ついに昨昭和三十年、第二十二国会に提出された売春等処罰法案が衆議院法務委員会において否決された際に、「売春等に関する諸問題につき、すみやかに抜本的総合施策を樹立し、これを実施する必要がある、政府としては、内閣に強力なる審議機関を設け、その議を経て、行政措置、立法的措置、予算的措置等、総合対策を策定し、国会の審議を要するものについては、次の通常国会に提出すべきである。」との決議を見、政府の積極的行動の要請が強くなされたのであります。他方、政府といはしましては、すでに昭和二十八年十二月、閣議決定によつて売春問題対策協議会を設け、諸般の研究が続けられました。さらに衆議院法務委員会の決議もありましたので、世論にこたえるために、緊急に法律案を立案する必要を認め、その作成の準備を進めるとともに、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応ずるために、総理府に売春対策審議会を設け、これにより去る四月九日、売春等の防止及び処分に関する立法措置について適切な答申を得ることができました。これに基いて、関係各機関協力して慎重に立案に当り、今回この法律案を提出する運びに至つたものでございます。

本院においては、去る五月九日提案され、自民党横山フク議員、社会党高田なほ子議員、緑風会宮城タマヨ議員、第十七控室市川房枝議員が、各党をそれぞれ代表されて質問に立たれたわけであります。

そのうち重要な二、三点を要約したいと思います。

藤原委員、赤松委員、宮城委員、市川委員、西岡委員、高田委員、一松委員、羽仁委員の方々から、売春行為自体を処罰しないことはどういふ理由に基くものか」との質問に對しまして、「本法案は、売春婦に対する罰則適用が本旨ではなく、冷徹な検査は、立証の困難性もあり、かつ人権を侵害するおそれが多分にある、しかし第五条でおおむねその越旨は達成し得る」と答弁をされております。また、「第十一条第一、二項の、場所の提供、第十三条の、資金、土地、建物の提供の規定中、「情を知つて」とあるのは、業者に對して抜け穴を作つたものではないか」との質問に對しましては、「完全な善意のものを保護すること以外に、業者に對して抜け道を与えるという意図はいささかも持つておらない」旨の答弁がなされました。「本法附則、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行することになっておりますが、売春対策審議会の答申を受けて本法を立法している以上は、同審議会で定めた期日に施行すべきではないか、またその変更した理由はどうか、この質問に對して、「保護更生施設の整備、警察職員の充実、検察庁の事務的事情等から勘案して変更されたものである」旨の答弁がございました。「現在の法律や条例でも、これを活用するならば十分に売春取締りに効果をあげられるはずであるのに、政府の態度が煮え切らないために、女性の人権がじゅうりんされたままこれを黙認している場合が少くない。また、警察と業者とのなれ合いで、取締りの手をとことさら抜いておられるものさえ目につくのであるが、この

法案が通過後も、この態度が改まらなければ、せっかくの本法の制定の意義が、はなはだ弱いものになってしまうがどうか」との質問に對しましては、「世論の支持と監視のもとに、本法の適用に十分な留意をすることにも、また、隠れた悪質なじゅうりんを行うものに対しては、刑法百七十四条以下の罰則規定を適用して、びしびし取締るのだ」という旨の答弁がありました。「また警察のあり方についても、今後十分に戒慎の上取締り等に従いたい」旨の答弁がございました。それから「施行期日を再延長する意思はないか。業者の転廃業に際して国家補償を行う意思があるかどうか」との質問に對しましては、「いずれもその意思はない」旨の牧野法務大臣以下法務当局及び厚生当局からの答弁がありました。

かくて質疑を終了して討論に入りましたところ、赤松委員から社会党を代表して、「この法律にはまだ不備な点が多くあるのでありますが、今後その不備の点を十分完備し、もって理想に近づくよう努力したい」との趣旨の賛成意見が述べられ、また、一松委員から自由民主党を代表して、「単純売春問題に対する施策や本法案に織り込まれておる保護更生の問題については、政府当局において本法案の目的を達成するように十分な方策を立てられんことを特に要求するとともに、業者に対しては、合法的に彼らの将来に向って更生ができるように、これを指導誘掖する施策を十分に研究の上実施されたい」との趣旨の賛成意見が述べられ、次に、宮城委員から緑風会を代表して、「政府当局においては、ことに人の尊厳とともに性道德に対する純潔の觀念は、女性のみならず、両性に平等であつ

て初めて善良の風俗が維持されるものであり、また、これには国民生活を安定させることが必要で、政府はこの点についても特に力を入れる施策を樹立するよう要請するとともに、さらにこの法律の不完全な点を改め、理想に向つて前進してもらいたい」との趣旨の賛成意見が述べられ、次のような附帯決議が提出されました。右、附帯決議案をこの際朗読いたします。

附帯決議

本法案が人の尊厳、性道德の純化、社会の善良の風俗の保持のための画期的な立法であることと、当委員会の審議において、なお不完全な諸点が認められた経緯にかんがみ、政府は、さらに一段の努力をもつて、一、本法案第五条の罪を犯した女子に対する保安処分の規定を設けること。二、売春行為を処罰対象とするかになかについては、さらに検討を続けること。三、要保護女子に對する保護更生の各般の施設について徹底的充実をはかること。四、生活保障に關する諸立法の適切な運用によつて転落主因の防止につとめること。五、本法実施に當り、地方公共団体への国庫負担等の予算措置に遺憾なきを期することとし、もつて本法案の目的の達成に遺憾なきを期せられたい。

右決議する。

という案が上程せられました。

かくて討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。次に、付帯決議案について採決に入りましたところ、これまた全

会一致をもつて、委員会の決議とすることに決定いたしました。右、御報告申し上げます。

○議案の経過
 一、賣春防止法の附帯決議案の採決
 三月二十一日、議院では、本法案の附帯決議案を採決することになり、議員各員は、この決議案に賛成の意見を述べた。議員各員は、本法案の目的を達成するように十分な方策を立てられんことを特に要求するとともに、業者に対しては、合法的に彼らの将来に向って更生ができるように、これを指導誘掖する施策を十分に研究の上実施されたい」との趣旨の賛成意見が述べられ、次に、宮城委員から緑風会を代表して、「政府当局においては、ことに人の尊厳とともに性道德に対する純潔の觀念は、女性のみならず、両性に平等であつて初めて善良の風俗が維持されるものであり、また、これには国民生活を安定させることが必要で、政府はこの点についても特に力を入れる施策を樹立するよう要請するとともに、さらにこの法律の不完全な点を改め、理想に向つて前進してもらいたい」との趣旨の賛成意見が述べられ、次のような附帯決議が提出されました。右、附帯決議案をこの際朗読いたします。

○附帯決議案の採決

◎町村職員恩給組合法の一部を改正する

法律 (昭三二、五、三一法一九)

一、提案理由(二月二十一日)

○国務大臣(太田正孝君) ただいま議題に供されました町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに内容の概略を申し上げます。

町村職員恩給組合法は、昭和十八年来、各都道府県ごとに、地方自治法上の一部事務組合として町村職員恩給組合が組織され、町村職員恩給組合法及び退職一時金に関する事務を共同処理して参つたのでございますが、昭和二十七年には、町村職員恩給組合法が制定され、恩給組合の法的並びに財政的基礎が確立されました。かくして恩給組合の制度は、市町村職員の福祉に寄与しているのですが、さらにその運営の合理化をはかるため、組合の財務に関する制度を整備するとともに、職員の福祉を増進するため、組合は一定の福祉事業を行うことができることとする等の必要を認めまして、本法律案を提出した次第でございます。

次に、本法律案の内容につきまして、その概略を申し上げます。第一は、恩給組合の経営の実態を明らかにし、会計の適正を期するために、組合の財務につきまして地方自治法の財務制度につき特別を設け、企業会計と同様の原則による会計経理の制度を採用することとしております。

第二は、恩給組合は、健全な保険数理を基礎といたしまして、将来の給付に充てるため相当額の責任準備金を積み立てなければならぬのでございますが、これが運用の一方として、職員の福祉を増進するため、一定の福祉事業を行うことができることとし、福祉事業を行うに当っては、市町村職員共済組合と共同して行う等職員の福祉を増進する事業が総合的に行われるように努めなければならぬこととしてございます。

第三は、恩給組合におきましては、従来監査委員の設置は任意とされているのでありますが、組合の財務に関する制度の整備と相待ちまして、組合の事業運営の適正を期するため、監査委員を必置とすることとしてござります。

第四は、恩給組合に属する町村の区域の全部または一部が市の区域となった場合における退職年金及び退職一時金に関する事務の引継につきましては、昭和二十八年十二月の町村合併促進法の一部を改正する法律の施行の日前にかかわるものは、従来規定が明確を欠いておりましたので、所要の規定を整備することとしたのでございます。

以上本法律案を提出いたしました理由並びに本法律案の内容の概略を申し述べたのでありますが、何とぞよろしく御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、地方公務員法等の一部を改正する法律案につきまして提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方公務員法は、民主的かつ能率的な地方公務員制度を確立し、

もって地方自治の本旨の実現に資することを目的として昭和二十五年に制定されたのでございますが、最近における地方公務員制度運用の実績にかんがみますと、その適正かつ合理的な運用をはかりましたため、当面解決を要する若干の点が認められますので、これらの点について地方公務員法の改正を行うことといたしたく、本法律案を提出いたしました次第でございます。

次に、本法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

改正の第一点は、市町村の公平委員会を廃止いたしました。その事務は都道府県の人事委員会に処理せしめることとするものでございます。公平委員会の制度は、昭和二十六年から実施されたのでございますが、同委員会において処理される事件は、きわめて少く、現にこれらの事務処理を都道府県の人事委員会に委託している市町村も少くないのでございまして、この際むしろ一般の市町村の公平事務は、組織においても、能力においても充実している都道府県人事委員会が処理することとする方が、事件処理についても適正円滑を期することができ、また市町村の行政機構を實際に即して簡素化するゆえんと考えられるのでございます。

改正の第二点は、地方公共団体において、条例で職員の停年制を設けることができる道を開くこととしてござります。地方公務員法の施行前におきましては、地方公共団体にありましては、停年制を設けていた例が多かったのでございますが、現行の地方公務員法のもとでは、停年制を設けることは解釈上疑義があり、その結果各地方公共団体におきましては合理的な職員の新陳代謝が滞滞する

町村職員恩給組合法の一部を改正する法律

傾向があり人事管理の合理的運営をはかるために、かねてからその道を開くことが強く要望せられて参つたのでございます。また、地方制度調査会の答申におきましても二次にわたりその旨が述べられておりますので、職員の職の特殊性と退職年金制度との関連を考慮して各地方公共団体が自主的に適宜この制度を採用できるようにいたすことが必要であると考えられるのでございます。

改正の第三点は、地方公共団体においては、昭和二十九年以来実施されております臨時待命制度を引き続き当分の間実施することができるものとするのでございます。各地方公共団体におきましては、その行財政の運営を合理化いたしますために、自主的に行政機構または人員配置の合理化を行いつつあるのでございまして、その際定数の改廃、予算の減少等により廃職または過員となつた職員については、当該地方公共団体の実情に応じ、一定の期間臨時待命を命ずることができるとすることが、職員の側から申しましたも、その利益を保障することとなり、また人員配置の合理化を円滑に実施できるゆえんであらうと考えられるのでございます。

その他、現在国家公務員について行われております任用候補者名簿提示方法の簡素化及び採用試験の受験料の徴収に関し必要な規定を設けるとともに、従業規定に整備を欠いておりました退職年金、退職一時金及び退職手当の支給に関する異議の審査手続を整備することとしたのでございます。

以上が本改正案の提出の理由及び内容の概要でございますが、何とぞこれまたよろしく御審議の上すみやかに御可決あらんことをお

願ひ申し上げる次第でございます。

二、参議院地方行政委員長報告(二月二十七日)

○松岡平市君 ただいま議題となりました町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、町村職員恩給組合の運営の合理化をはかるため、次の諸点に改正を加えようとするものであります。

すなわち改正要点の第一は、組合の財務について地方自治法の財務制度につき特例を設け、企業会計と同様の原則による会計經理の制度を採用するものとする事、第二は、恩給組合は健全な保険数理を基礎として将来の給付に充てるため、相当額の責任準備金を積み立てなければならないのであるが、これが運用の一方方法として、職員福祉を増進するため一定の福祉事業を行うことができるものとする事、第三は、従来監査委員の設置は任意となつておるが、組合の財務に関する制度の整備と相俟つて組合の事業運営の適正を期するため、監査委員を必ず置かなければならないものとする事、第四は、恩給組合に属する町村の区域の全部または一部が、市の区域となつた場合における退職年金及び退職一時金に関する事務の引き継ぎについては、昭和二十八年十二月の町村合併促進法の改正前にかかるものは、従来規定が明確を欠いていたので、規定を整備することでありませう。

地方行政委員会におきましては、二月二十一日、太田自治庁長官

果の御報告を申し上げます。

町村職員恩給組合法は、昭和二十七年制定以来、市町村職員の福祉に寄与して参つたのでありますが、今般、その運営の合理化と財務の整備をはかるため、大要次のごとく改正を行わんとするものであります。

その一は、恩給組合の財務に関して、企業会計と同様な原則による会計經理の制度を採用すること、その二は、恩給組合の責任準備金の運用の一方方法として職員のための福祉事業を行い得るものとし、その場合に、市町村職員共済組合と共同して行う福祉事業と総合的に行われるよう努むべきこと、その三は、恩給組合には監査委員を必ず置かなければならないこと、その四は、町村合併促進法の改正以前における町村職員恩給組合に属する町村の区域の全部または一部が市の区域となつた場合の退職年金及び退職一時金に関する事務の引き継ぎ規定を明確化すること、その他必要な規定の整備を行うものであります。

本案は、去る二月二十七日日本委員会に付託、同二十九日太田自治庁長官より提案理由の説明を聴取し、四月四日には参考人を招致してその意見を徴し、五月二十二日質疑を終了、同二十五日討論を行い、渡海委員は自由民主党を代表して賛成、中井委員は日本社会党を代表して、附帯決議をつけることを条件として賛成の意見を述べられたのであります。採決の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては、北山委員より次のごとく附帯決議を付す

町村職員恩給組合法の一部を改正する法律

より提案理由の説明を聞いたのち、数回にわたり政府委員との間に質疑応答を重ねましたが、その詳細については速記録によつて御承知を願ひたいのであります。二月二十四日、討論に入りましたところ、格別の発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。

次に、ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。改正の要点は、奄美群島復興信用保証協会は、発足以来業務の適切な運営に努めて参りましたが、先般名瀬市の大火もあり、資金需要が著しく増大している実情にかんがみて、この際復興事業に必要な金融の円滑化を図るために、国は同協会に対して二千五百万円を出資するものとし、これに伴ひ協会の資本金を増額せんとするものであります。

地方行政委員会におきましては、二月二十一日、太田自治庁長官より提案理由の説明を聞き、二月二十四日、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院地方行政委員長報告(五月二十五日)

○大矢省三君 ただいま議題となりました町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会の審査の経過並びに結

ることの動議があり、これを全会一致をもつて可決いたしました。

右に対して、太田自治庁長官より、その趣旨を尊重して遺憾なきを期する旨の発言がありました。

附帯決議

町村職員恩給組合の事業運営に当つては組合本来の目的と地方財政の現状に鑑み、特に左の諸点につき、所要の処置を要望する。

一、第四条の三に掲げる組合の事業中、施設の経営及び財産の取得、管理、貸付等は必要の限度に止め、資産を不当に固定しないよう留意すること。

二、将来に於ける退職金制度の改正、貨幣価値その他経済事情の変動等を考慮し、積立金制度に検討を加え、速かに町村の負担金を大幅軽減するよう適当な行政指導を行うこと。

右決議す。

右、御報告を申し上げます。

◎下請代金支払遅延等防止法

(昭三二、六、一法二二〇)

一、提案理由(三月二十日)

○横田政府委員 たいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

下請代金の支払い遅延など親事業者の下請事業者に対する取引上の思わしからざる行為につきましては、政府関係機関において、独占禁止法等の措置によりこれが防止に努力してきたのでありますが、経済情勢が比較的好転した今日におきまして、遺憾ながらこの問題は改善されたとは必ずしも言い得ないのであります。

下請代金の支払い遅延など、親事業者の不正な行為は、わが国の経済において重要な役割をなっている中小下請事業者の事業経営を圧迫することになり、ひいてはわが国経済の健全な発達を阻害するためには、下請代金の支払い遅延などの防止について、さらに積極的な措置を講ずる必要があると考えられるのであります。

ここにおいて政府関係機関は、これまで本問題を処理してきた経験を基礎にして、これが対策を鋭意研究して参りました結果、本問題を解決するためには、独占禁止法のほかに、それと相並んで別個の法制を整えることが必要であるとの結論に達し、ここに本法案を

提出いたしました次第であります。

次に本案の概要について御説明いたします。

第一の点は、下請代金の支払いを中心にして四つの点について、親事業者の守らなければならない事項を明らかにいたしましたことでございます。

第二の点は、公正取引委員会は、これを順守しない親事業者に対してはその行為を改めるために積極的な努力をなすように勧告を行い、親事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとし、下請代金の支払い遅延などの機敏かつ円滑な解決をはかる方法を講じたことでございます。

第三の点は、親事業者に下請代金の書面による明示及び下請取引に関する必要な帳簿書類の作成、保存の義務を課しまして、下請取引の公正化に資せしめるとともに、政府の指導監督に便ならしめようとしたことでございます。

第四の点は、本法の施行に必要な限度において公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣の報告徴収及び立ち入り検査の権限を定め、下請取引の特殊性にかんがみ、政府が積極的にその監督を行いう得ることとしたことでございます。

以上の四点が本法案の要点でございます。何とぞ慎重御審議の上、賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告(四月二十六日)

○笹本一雄君 たいま議題となりました下請代金支払遅延等防止

法案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の概要を申し上げます。親事業者の下請事業者に対する下請代金支払い遅延などの不正行為は、従来、独占禁止法等の措置によって、これが防止に努力して参つたのであります。が、経済情勢が好転して参りました今日においても、遺憾ながら、改善されたとは必ずしも言い得ないのであります。わが国経済において重要な役割をなっている中小下請事業者の事業経営を圧迫し、ひいては、わが国経済の健全な発達を阻害している現状であります。従って、下請事業者の利益を保護するためには、下請代金支払い遅延などの防止に關して、独占禁止法と相並んで、別個の法制を整え、親事業者の順守事項及び帳簿書類の整備義務、公正取引委員会の勧告及び公表、及び、主務官庁の報告徴集、立ち入り検査など、必要な規定を設けて、積極的な改善措置を講ずる必要があるのであります。

本法案は、さきに本会議に上程され、石橋国務大臣より趣旨説明が行われ、すでに御承知のことと存しますので、内容の詳細は説明を省略いたします。

本法案は、三月十六日日本委員会に付託され、二十日政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。越えて四月二十日以降三日間にわたり慎重な審議を行いました。また、審議の完壁を期するため、親事業者、下請事業者及び労働者代表を招致いたしました。参考意見を聴取し、質疑を行なったのであります。

下請代金支払遅延等防止法

四月二十五日質疑を終了し、討論に付しましたところ、自由民主党を代表して小平久雄君、日本社会党を代表して田中武夫君より、それぞれ賛成の意見が表明されたのであります。引き続き採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決されたのであります。

なお、自由民主党並びに日本社会党を代表いたしました、小平久雄君より本法案に対する附帯決議案が發議され、これまた全会一致をもって可決されたのであります。附帯決議案は會議録に付加することとしたしまして、その朗読は省略いたします。

三、参議院商工委員長報告(五月十六日)

(百貨店法(昭和三一法二一六)の委員長報告と一括して掲載)

本法案は、さきに本会議に上程され、石橋国務大臣より趣旨説明が行われ、すでに御承知のことと存しますので、内容の詳細は説明を省略いたします。

◎倉庫業法 (昭三二、六、一法一二二)

一、提案理由(三月二十七日)

○吉野国務大臣 倉庫業法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

倉庫業は、申すまでもなく各種重要物資の大量保管をその任務といたしているものでありまして、この機能を完全に発揮し得るやいなやは、ひとり商取引に重大な関係があるばかりでなく、国民生活とも密接な利害関係を持っていることは、御承知の通りであります。また倉庫業は、倉庫証券を発行することにより、商品の売買並びに商品担保金融上、重要な機能を営むものであることをあわせ考慮いたしますときは、その経営の適否、設備の良否等は、国民経済の発展に重大な関係を有するものといえるのであります。従いまして倉庫業は、他の産業に比べますと、著しく公益的性格を有していると申してもよいと存じます。しかるに現在我が国における倉庫業に關する法規といたしましては、倉庫証券の発行の取締りを主たる目的とする倉庫業法があるのみでありまして、倉庫業の一般的監督規制を目的とする法規が完備しておりませんから、戦後経済の特殊事情等により、劣悪なる業者が輩出したし、保管設備や経営方法につき遺憾な点が少くないのでありまして、重要物資の保管上、また営業上種々なる弊害が認められるのであります。その結果、倉庫業並

びに倉庫証券の信用を薄弱ならしめ、倉庫業の機能を完全に發揮せしめる上におきまして、大きな支障があるのであります。従いましてここに倉庫業の一般的監督規制の法規を整備することにより、保管設備の不完全であるとか、資力信用の薄弱な倉庫業者の経営を取り締るとともに、その事業経営につきまして適当なる監督を行い、もって倉庫業の設備経営の改善をはかり、その健全なる発達を助長することが必要とされるのであります。

次にこの法案の概要を申し上げますと、第一に倉庫業を經營する場合には、運輸大臣の許可を要することとしたこととあります。この許可をなすに当りましては、申請者が保管する物品の種類に応じて一定の構造設備を有する倉庫を備えているかどうか、欠格事由がないかどうかを審査することとしたし、これによって倉庫業の信用を維持し、寄託者その他の利益を保護しようとする次第であります。

第二に、倉庫保管物件が国民経済上重要物資であることにかんがみ、倉庫の構造設備を一定の基準に適合するように維持すべき義務を課すほか、料金、約款その他倉庫業の經營に關する事項について、所要の規制を設け、適当なる監督を行うことにより、事業經營の改善をはかるようにいたしましたこととあります。

第三に、倉庫証券が経済の合理的発達に寄与することの大きな事実を照らし、現行通りその發行については運輸大臣の許可を要することとしたとともに、商慣習にのっとり発券受寄物を火災保険に付することを強制することによりまして、倉庫証券の公信力を維持に發揮せしめる上におきまして多大な支障を来たしているのであります。よって、かかる実情にかんがみまして、倉庫業の健全なる発達をはかるがため、現行法を廃し、新たに本法案を制定いたしました。一般的監督規制の整備をしようとするものであります。

次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、倉庫業を經營する場合には、従来は届出制でありましたが、これを一定の基準に基く許可制に改めまして、倉庫業の信用を維持するとともに、寄託者の利益を保護しようとするものであります。

次に、第二点は、倉庫の構造及び設備等を一定の基準に適合するよう維持すべき義務を課するほか、料金、約款等について所要の規定を設けまして、事業經營の改善をはかりとするものであります。

第三点は、倉庫証券の發行であります。これは現行法通り許可制といたしまして、また発券受寄物を強制的に火災保険に付することとしたしまして、倉庫証券の公信力の維持及びその円滑なる流通を確保いたそうとするものであります。

第四点は、倉庫業の特殊性にかんがみまして、集荷に關する協定等について独禁法の適用を除外し、また、営業を許可制に改めまして關係上、行政処分及び罰則等の規定を整備しようとするものであります。

最後に、既存業者に対する経過措置といたしまして、現行法により営業を行なっている倉庫業者は、本法案施行の日から二カ年の猶予期間内に新法による営業許可を受けることを要するものとしたそ

し、その円滑な流通を確保することといたしましたこととあります。

第四に、倉庫業が一般産業と異り、不況時における経営がきわめて困難である点にかんがみ、これが対策として、集荷に關する協定等につき独禁法の適用を除外したことであります。

第五に、倉庫業を許可営業といたし、またその経営面について諸般の規制を設けましたところから、その実施の状況を監督し、取り締る必要がありますので、このために必要な改善命令、行政処分、罰則等の規定を設けたこととあります。

最後に、既存業者に対する経過措置であります。旧法の規定により営業開始の届出をしている倉庫業者は、二年の猶予期間内に新法による営業許可を受けることを要するものとしたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由とその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告(五月二日)

○山本友一君 ただいま議題となりました倉庫業法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明をいたしますと、現行法は倉庫証券の發行の取締りをおもな目的とするものでありまして、倉庫業の一般的監督規制の面が完備しておりませんために、保管設備及び経営方法等について遺憾な点が少なく、倉庫業の機能を完全

うとするのであります。

本法案は、去る三月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日政府より提案理由の説明を聴取し、四月十日、二十四日及び二十五日の三回にわたり質疑が行われましたが、その内容は会議録に譲るところにいたします。

かくて、同二十七日、自由民主党關谷勝利君より、許可基準の整備及び経過期間の延長方について修正動議が提出され、続いて、討論を省略し、修正案について採決の結果、全会一致をもって可決、引き続き修正部分を除く原案について採決の結果、これまた全会一致をもって可決、続いて、日本社会党井岡大治君より、中小倉庫業者の保護育成、倉庫業に対する固定資産税の軽減、営業倉庫と農業倉庫との分野の確立等について附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決され、本法案は附帯決議を付して修正議決すべきものと決した次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告（五月十八日）

○左藤義詮君 たいだいま議題となりました倉庫業法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法案は、倉庫業の届出制と倉庫証券発行の許可制とを骨子とする昭和十年公布の現行倉庫業法を全面的に改正し、これを廃止しようとするものであります、そのおもなる内容は次の通りであります。

ます。

すなわち、第一は、倉庫業を許可制とし、許可基準としては、いわゆる欠格条項のほか、倉庫の位置、構造等が省令で定める基準に適合しないとき、その他倉庫業の適確な遂行に支障がある場合を除き、許可を義務づけていることであり、第二は、倉庫の構造、設備が基準に適合するよう維持義務を課し、基準に適合していない場合においては運輸大臣は改善命令をなし得ることとし、また位置、構造、設備等の変更を認可制としていることでもあります。第三は、料金及び寄託約款を事前届出制とするとともに、特定の場合における運輸大臣の命令権を規定していることでもあります。第四は、集荷協定等について独禁法の適用を排除していることでもあります。第五は、倉庫証券の発行を許可制とし、許可基準として経歴能力及び資力信用を要することを定めております。第六は、倉庫証券発行の許可を受けた倉庫業者に対しては、原則として受寄物を火災保険に付することを義務づけ、また営業の譲渡、合併及び相続を認可制としておることでもあります。なお、附則におきまして、現行法による届出倉庫業者は、三年間は新法による倉庫業者と見なす等の経過規定を設けるとともに、政令で定める特殊な保管方法による倉庫業につきましては、当分の間営業許可制の規定、独禁法の除外規定等を適用しない特例を設けております。

委員会におきましては、各委員より熱心な質疑が行われたのであります、その詳細は会議録により御承知願うこととし、そのおもなるものにつきまして申し上げます、第一は、「現行法においては証券の発行を義務づけている商法の規定との関係、非発券倉庫業者及び中小倉庫業者に対する今後の指導方針等について質疑が行われました。

質疑を終り、討論採決の結果、本法案は全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

は届出制である倉庫業を許可制に改めることにより、既存業者はいかなる影響を受けるか」という趣旨の質疑でありまして、これに対し政府委員は、「許可基準中欠格条項に該当する場合には、救済の道がないが、倉庫の構造、設備について、現在不備のものも防火構造に改めることにより、おおむね適法となり、その改造も大した経費を要しない見込みである。従つて、現在の倉庫業者で失格するものはほとんどない見込みである」旨を答弁をいたしました。第二に、倉庫業の許可制について、「倉庫の需給状況を考慮しない場合、将来倉庫が過剰になり、業者が共倒れになるおそれはないか」との質疑に対し、政府委員は、「倉庫業の安定化のためには、事業の許可について需給状況を考慮する必要があるが、現在そのような措置を講ずることは、統制色彩が濃いうらみがあるので、本法案においては、一応その救済方法として、独禁法の適用除外規定を設けて不況カルテルの結成を認め、自主的に過当な競争を防止して事業の安定を確保し得るようにした」との旨の答弁をいたしました。第三は、倉庫保管料に関する質疑でありまして、政府委員は、「倉庫保管料については本法案においても届出制としているが、一方それが不当競争を引き起し、あるいは不当な利潤をもたらすものである場合には、是正を命じ得る規定を設け、また料金割戻しの禁止を明定している。また料金の是正を命ずるには、総合原価計算方式により検討したものに基いて行うこととする」旨の答弁をいたしました。その他、本法案提出に至るまでの経緯、倉庫における火災、盗難等による損害発生の場合における責任の帰属、寄託者の請求により倉庫

◎漁港法の一部を改正する法律

(昭三二、六、一法二二二)

一、提案理由(三月六日)

○政府委員(大石武一君) たいま上程せられました漁港法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

漁港法は、御承知の通り、水産業の基盤である漁港に関する基本法といたしまして、昭和二十五年に制定、公布を見ましたのでありますが、それ以来本法に基づき、漁港の指定は二千六百五港の多きに達し、漁港整備計画は第十二回及び第二十二回の両国会に御承認を得、これに従い漁港修築事業の施行を推進いたしておりますとともに、漁港管理者の指定等により、漁港の維持管理の適正化をはかります等、本法の運用によりまして、着々と漁港整備の実を上げ、わが国水産業の発展に大いに寄与しているものであります。

しかしながら、五ヶ年間にわたる本法施行の経過にかんがみまして、本法に規定する手続中、簡素化して差しつかえないものは、これを整理いたしますとともに、漁港整備の進捗に伴い、二、三の規定を設けて本法の充実はかり、また漁港の実情に即して、多少現行制度を改正する措置を講じますことが、今後の漁港行政の一そう円滑なる運営を期するゆえんと存じまして、この際漁港法の一部を改正することとし、本法律案を提案いたしました次第であります。以下、この法律案の内容について、概略御説明申し上げます。

第三に、現行制度の改正に関する規定といたしましては、その一は、漁港管理者が漁港の管理につき種々の公法上の規制を行う権能が与えられていることにかんがみ、漁港管理者となることができるものは地方公共団体のみといたしました。これによって漁港管理権の性格を一そう明確にし、今後の漁港管理の適正を期します上にも望ましいものと存じます。その二は、漁港管理会であります。漁港運営の実態にかんがみまして、その利用範囲が全国的にわたって重要である第三種漁港については、従来通り義務設置とし、その他の漁港については、これを任意設置といたしますことが適当と考えられ、そのように改正しようとするものであります。その三は、漁港の機能施設のうちに野積場を加え、これを漁港管理の対象としようとするものであります。このほか、これらの改正に際しまして所要の関係条文の整理を行なっております。

二、参議院農林水産委員長報告(三月十二日)

○戸叶武君 たいま議題となりました漁港法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

漁港法は、御承知の通り水産業の基盤である漁港に関する基本法として、去る昭和二十五年に制定せられたのでありますが、それ以

ず第一に、手続の簡素化に関する改正規定であります。その一は漁港の指定の内容の軽微な変更については、漁港審議会の議を要しないものとし、その二は、漁港修築計画の軽微な変更については、農林大臣に対する事前許可制度を届出制とし、その三は、漁港管理者が定めることとなっている漁港管理計画及び漁港管理規程は、これを統合して漁港管理規程とし、その四は、従来の第一種漁港に加えて新たに第二種漁港においても、その区域内の公有水面の埋め立ての免許については、農林大臣の認可を要しないものとした。これらは、いずれもその手続を簡素にいたすことにより、事務の一そうの円滑化を期したものであります。なお、これらとあわせて、従来明文を欠いておりました漁港整備計画の変更の手続は、その制定の手続に準ずべきものといたしました。

第二に、新設の規定といたしましては、その一は、昭和二十七年以降実施しております国の直轄漁港修築事業のうち、完成をみるものもありませんので、これによって生じた土地または工作物に関する規定を設けることとし、これらは農林大臣において管理、処分を行うことができるものとし、これらの国有施設を漁港管理者がみずからの施設とあわせて一体的に維持管理を行うことにより、漁港の運営に遺憾なからしめようとするものであります。その二は、漁港管理者において漁港台帳を調整せしめることとし、これによって漁港の現況を常時明確に把握し、適正な漁港管理の基礎といたしたい所存であります。

来、本法に基づき漁港の指定されたもの二千六百五港に達し、漁港整備計画は、第十回及び第二十二回両国会の承認を得、これに従って漁港修築事業の推進、漁港の維持管理の適正化をはかり、本法の運用によって着々と漁港整備の実をあげ、わが国水産業の発展に寄与しているものであります。しかしながら、本法施行後の経過にかんがみ、本法に規定する手続を簡素、かつ整備して、関係事務の円滑化を期するとともに、漁港整備の進捗に応じて本法の充実はかり、また漁港の実情に即して現行制度に若干の改正を加え、今後における漁港行政の運営を一そう円滑ならしめようとするのが本法律案が提案せられた理由とされております。

しかししてこの法律案の内容は、大要次のようであります。すなわちまず第一は、手続の簡素化に関する改正であります。そのおもな点は、漁港指定の内容の軽微な変更については漁港審議会の議を要しないこととすること、漁港修築計画の軽微な変更については、農林大臣の事前許可制度を事後届出制とすること、漁港管理者は、漁港管理計画と漁港管理規程とを定めることになっているのを、この両者を統合して、漁港管理規程だけとすること、第二種漁港においても第一種漁港と同様、その区域内の公有水面の埋め立ての免許について農林大臣の認可を要しないこととすること、さらにこれらとあわせて、従来明文を欠いておりました漁港整備計画変更の手続を、その制定の手続に準ずべきものと、明確にする等でありま

す。第二は、新たに規定を設けようとするものであります。その一

は、昭和二十七年以降実施しております国の直轄漁港修築事業のうち、だんだん完成をみるものもありますので、これによって生じた土地または工作物に関する規定を設けることとし、これらは農林大臣において管理または処分を行い、そのうち漁港施設については、漁港管理者にその管理を委託し、これらの国有施設を漁港管理者がみずからの施設とあわせて一体的に維持管理することができることとし、その二は、漁港管理者に漁港台帳を調製せしめて、漁港管理の適正化に資することができるようにしたのであります。

第三は、現行制度の改正に関するものでありまして、現行法では漁港管理者となることができるものは、地方公共団体または水産業協同組合となっておりますが、これを地方公共団体のみとするのと、漁港管理会については、その利用範囲が全国的にわたって重要である第三種漁港については、従来通り義務設置とし、その他の漁港にあつては、任意設置とすること、漁港の機能施設に野積場を加え、これを漁港管理の対象とすること等がその内容であります。なお、その他関係条文を整理いたしてあります。

委員会におきましては、まず政府当局から法案の内容について逐条的に詳細な説明を聞き、続いて質疑に入り、漁港修築計画の軽微な変更は農林大臣の許可を受ける必要をなくして、届出のみでよいことになっているが、この場合軽微な変更の内容について、その基準いかん、漁港管理者として指定するものの中から、水産業協同組合を除外することになっているが、その理由いかん、また管理上支障はないか、地方財政の現況において、地方公共団体が漁港を管理

するに必要な費用について差しつかえはないか等の問題について、質疑応答を重ね、慎重審議が行われましたが、その内容の詳細は、委員会の会議録に譲ることにいたしたいと存じます。かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

三、衆議院農林水産委員長報告(五月二十二日)

○吉川久衛君 ただいま議題となりました、内閣提出、参議院送付、漁港法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

本法案は、漁港法の制定以来五カ年間にわたる施行の経過にかんがみまして、数点の改正を行わんとするものであります。すなわち、その第一点は、漁港の管理に関する改正でありまして、漁港管理権の公的性格を一そう明確にするため、漁港管理者となることができるもののうちから水産業協同組合を除外し、今後は地方公共団体に限定することとし、また、漁港管理会は、利用範囲が全国的にわたって重要である第三種漁港についてのみ従来通り義務的に設置することとし、さらに、野積場を漁港の機能施設に加えて、漁港管理の対象にしようとするものであります。その第二点は、手続規定の簡素化でありまして、漁港指定の内容につき軽微な変更は漁港審議会の議を要しないようにすること、及び、漁港修築計画について

も、その軽微な変更については、農林大臣に対する事前許可制度を届出制とすること、従来の第一種漁港と同様に、第二種漁港についても、その区域内の公有水面の埋め立ての免許については農林大臣の認可を要しないようにすること等であります。第三点は、国の直轄漁港修築事業によって新たに生じた土地または工作物については、管理及び処分は農林大臣が行い、そのうちの漁港施設については、漁港管理者に管理を委託することができるように新たな規定を設けること等であります。

本案は三月十二日付託になり、四月三日政府より提案理由の説明を聴取し、五月十七日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎家畜取引法 (昭三一、六、一法一二三)

一、提案理由(三月六日)

○政府委員(大石武一君) たいま上程せられました家畜取引法案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後わが国における畜産は急速に発展し、現在、馬以外の家畜につきましても、飼養頭数が戦前の最高水準をはるかに上回っております。これは、日本農業の発展のために喜ぶべきことと存ずるのでありますが、これらの家畜の流通という点に立ち入って考察いたしますと、なお、そこに畜産振興の隘路とも称すべき重大な制度上の欠陥が見られるのであります。すなわち、わが国の家畜の流通形態は、家畜の商品としての特殊性にもよるのでありますが、農産物に比較いたしましたも、流通段階が複雑であるだけでなく、市場についての規制が不十分で、その取引の方法が著しくおくれっておりますために、家畜市場においてさえ、必ずしも常に適正な価格の形成と公正な取引を期待できるとはいえない実情にあるのであります。このよ様な事態を放置するとすれば、近年大量に増加した家畜の円滑な流通を著しく阻害し、その結果、国が推進に努めております有畜農業経営にはなほだしい支障を来たすとともに、ひいては国民の食生活の改善にも悪影響を及ぼすことをおそれるものであります。御承知のように、家畜市場の法的規制は、明治四十三年の制定にかかわる家畜市場法がございましたが、これが終戦後昭和二十三年

に廃止されました以来、相当数の道府県で条例を制定いたしました。それぞれ家畜市場の規制を行い、流通秩序の維持に努めてはおりますが、何と申しましたも各府県の個々の対策では、家畜の流通対策上遺憾な点が少くないのであります。よって、ここに、家畜市場を中心として家畜の流通を円滑ならしめるため、この法律案を提出する次第であります。以下簡単にその内容を御説明申し上げます。

第一に、すべての家畜市場につきましてこれを開設しようとするときは、都道府県知事の登録を要するものとし、これに伴い登録の基準等につき必要な規定を設けたのであります。

第二に、家畜市場についての規制であります。登録された家畜市場における家畜取引を、公正かつ安全に行わしめるため、家畜市場の施設、取引の方法、代金決済の方法等について所要の規制を加えることとしたのであります。

第三に、家畜の生産地帯において、子牛、子馬等が取引される産地家畜市場につきましては、現在その数を家畜の生産頭数に比して多過ぎるため、互いに弱小となつて十分市場としての機能を果し得ないうらみがありますので、関係者の自主的な協議が調つた場合には、都道府県知事が地域を指定し、市場の再編整備を行う一定期間は、その地域内において類似市場の開設を制限して、健全な産地家畜市場の発達を期せんとするものであります。

取引の公正化をはかつた次第であります。以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次であります。

二、参議院農林水産委員長報告(三月十四日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三一―法三四)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院農林水産委員長報告(五月二十四日)

○吉川久衛君 たいま議題となりました、内閣提出、参議院送付、家畜取引法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

戦後、家畜の飼養頭数は、馬を除き著しく増大し、畜産は農家経営の一環として進展して参りましたが、その流通形態は著しく後進的であり、昭和二十三年に家畜市場法が廃止されて以来、わずかに各都道府県の地方条例によつて律せられてはいるありさまであります。家畜は、元来、全国的に広く流動するものであり、地域的な条例のみで規制し得ないことは明らかであります。現在、弱小な家畜市場が乱立し、その取引においても、いわゆるそでの下取引あるいは庭先取引等が行われ、家畜の生産者である農業者は、このような不当な取引慣行のもとに売買を余儀なくされ、わが国畜産業の進歩を阻害する原因となつており、家畜の流通対策の確立が久しく要望

されて参つたのであります。政府は、この事態に即応し、このたび本案を提出したのであります。次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、家畜市場の開設は都道府県知事の登録制とし、これに伴い登録の基準等の必要な規定を設けること、第二に、家畜市場における取引の公正かつ安全をはかるため、取引の開始前及び終了後に法定事項を公表させること、市場の開催日に獣医師を置くこと、市場の施設について基準を設けること、取引の方法は、原則としてせり売りまたは入札とすること、代金の決済は市場開設者を経由せしめること等、市場についての規制事項を設けること、第三に、家畜の生産地で子牛、子馬等の取引される産地家畜市場は、乱立の傾向に陥り、弱小化しているため、都道府県知事が必要であると認める地区について、利害関係人の意見等により協議がとつたときには、都道府県知事が再編整備地域として指定し、この地域においては、一定期間、類似市場の開設を制限し、産地家畜市場の育成をはからうとすること、第四に、臨時市場の開設については、都道府県知事への届出制をするほか、市場外における家畜取引については、家畜取引業者は法令事項を記載した書類を相手方の農業者等に交付させること等を義務づけようとするものであります。

なお、参議院において、家畜商の欠格条項について修正がなされ、本法律案は、三月十四日に付託になり、四月三日、政府より、提

案理由及び参議院における修正部分について、あわせて説明を聴取し、五月二十二日の委員会において質疑を行なったのでありますが、その詳細については会議録に譲ることといたします。

同日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決を行なったところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、神田委員より、自民、社会両党の共同提案による、家畜取引に内在する因襲を打破し、その改善をはかるため四項目にわたる附帯決議案が提出されましたが、これも全会一致をもって可決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭三一、六、二法二二四)(参)

一、提案理由(五月二十八日)

○石原幹市郎君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに案の内容を御説明いたします。

現行法の規定によれば、毎年六月十五日及び十二月十五日に在職する議長、副議長及び議員の秘書は、期末手当及び勤勉手当を受けることになっておりますが、一般の法律改正によりまして、六月一日から六月十四日までの間、または十二月一日から十四日までの間に衆議院が解散されたときは、その解散の日に在職する衆議院の議長、副議長及び議員の秘書は、六月十五日または十二月十五日にそれぞれ在職したものとみなして、右の手当を受けることになったのであります。これは申すまでもなく、これらの手当の支給期日の直前に秘書がその身分を失う場合は、きわめて短期間の差で手当を受けることができず、所定の期日に在職する者との間に不均衡を生ずることを避けるための措置であります。

参議院議員の半数の任期は、来たる六月三日をもって満了するわけでありますが、この場合にも、右に申述べましたような衆議院解散の場合と同様の事態を生ずるのであります。議院運営委員会

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

は、かかる事情を勘案し、さきの法律改正と同様の趣旨に基き、この際現行法第十一条の四の規定に、議員の任期が満限に達した場合を加えるため、全会一致をもって本法律案を提出することを決定したのであります。

なお、本法施行に伴う手当の財源は、本年度予算に計上されておりますので、新たな予算措置は必要としないのであります。

以上が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由並びに案の内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院議院運営委員長報告(五月二十九日)

○長谷川四郎君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、今回任期の終了する参議院議員の秘書にも期末手当を支給することができるようにしようとするものでありまして、参議院の提出にかかるものであります。

委員会は、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

(註)参議院においては委員会の審査は省略された。

◎建設業法の一部を改正する法律

(昭三二、六、二法二二五)

一、提案理由(四月十八日)

○馬場国務大臣 ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要旨について御説明申し上げます。

建設業法は、建設工事の適正な施行を確保するとともに、建設業の健全な発達に資することを目的といたしておりますが、特に建設工事の請負契約に関する紛争につきましては、同法に規定する建設業審議会が解決のあっせんをすることとなっております。しかしながら、建設業審議会のあっせんの方法のみをもってしては紛争処理におのずから限度があり、従いまして紛争の未解決または遷延等の事態を生じ、このため当事者が相当の損害をこうむり、あるいは工事が遅延して公共の福祉に支障を及ぼすような事例が少くないのであります。

かかる事態に対処する措置といたしまして、建設工事の紛争を適正かつ迅速に処理するため、新たに紛争処理機関を設置し、建設工事の請負契約に関する紛争につき、あっせん、調停または仲裁を行わせることといたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。次に本法案の要旨

負担の軽減をはかったのであります。

第四に、都道府県審査会の設置に伴い、従来都道府県建設業審査会の行なっておりました事務の重要な部分が審査会に移管されますので、この際、都道府県建設業審議会は任意機関とし、あわせて地方行政の簡素化に資することといたしました。

その他、以上の諸点に関連して関係各条文の整備を行なったのであります。

以上、建設業法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(四月二十四日)

○大島秀一君 ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、本案の提案の理由並びに要旨について申し上げます。現行建設業法は、建設工事の適正な施行を確保するとともに、建設業の健全な発達に資することを目的といたし、特に建設工事の請負契約に関する紛争につきましては、同法に規定する建設業審議会が解決のあっせんをすることとなっております。今日までの経過にかんがみ、さらに建設工事の紛争を適正かつ迅速に処理するため、新たに建設省及び都道府県に建設工事紛争処理機関を設置し、建設工事の請負契約に関する紛争につき、あっせん、調停または仲

建設業法の一部を改正する法律

につきます。御説明申し上げます。

まず第一に、現行の建設業審議会によるあっせんは、審議会の性格等から見まして、頻発する紛争を迅速にかつ効果的に処理するには適当でないと考えられますので、この際、新たに専門の紛争処理機関として、建設省及び都道府県に建設工事紛争審査会を設け、建設工事の請負契約に関する紛争に就いては、あっせん、調停及び仲裁を行わせることにいたしましたのであります。

第二に、紛争処理の手続といたしましては、あっせん、調停、仲裁の三種の制度を設けることといたしました。あっせん、調停につきましては、当事者の申請によりこれを行うほか、重要な公共工作物等での紛争の結果公益に重大な支障を来たすような場合は、審査会の職権によつて行うことができることといたしました。

次に仲裁につきましては、民事訴訟法の適用により当事者間において確定判決と同一の効力を有することとなっておりますので、その手続に慎重を期した次第でありまして、まず仲裁の開始、仲裁委員の選定等は、当事者の合意にかかわらずしめ、仲裁委員のうちには弁護士資格を有する者を加えることとし、また都道府県審査会の行った仲裁判断に対し不服のある者は、異議申し立てを行なつて中央審査会による仲裁をさらに受ける道を開くことといたしました。

第三に、紛争処理の手続に要する費用につきましては、原則として当事者各自の負担とし、当事者の申し立てにかかる費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させることとし、また申請手数料を徴収することといたしました。国、地方公共団体の財政

裁を行わせることとしようとするものであります。

本案は四月十七日本委員会に付託されたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、四月二十日、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(五月二十五日)

○石井桂君 ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

建設業法は、建設工事の適正な施行の確保と建設業の健全な発達に資することを目的として、昭和二十四年に制定されたものであります。建設工事の請負契約に関する紛争は、昭和二十五年から三十年までの六年間に合計一千三百八十二件の多数があり、これらの処理につきましては、同法第二十四条の規定により、建設業審議会が解決のあっせんに当たってきたのであります。審査会のあっせんの方法のみでは紛争処理におのずから限度があり、未解決またはせん延等の事態を生じてきておりますので、これに対処する措置として、新たに紛争処理機関を設置し、紛争を適正かつ迅速に処理しようとするのが本改正案の趣旨であります。

その内容を申し上げますと、改正の第一は、建設工事の請負契約に関する紛争の処理に就いて新たに一章を設け規定したことであり

ます。その内容を簡単に説明いたしますと、まず、建設工事紛争審議会を設け、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を持つ機関とし、中央審査会を建設省に、都道府県審査会を都道府県に置くことにしたものであります。審査会の委員は十五名以内とし、建設大臣または都道府県知事により任命せられ、その任期は二年であります。また審査会には、紛争処理に参与させるために、別に任期一年の特別委員を置くことができることになっております。あつせんまたは調停は、当事者の双方または一方から、それらの申請が行われたとき、または公共性のある施設または工作物にかかる紛争で、審査会が職権によって必要と認めるときに開始されることになっております。次に、仲裁は当事者双方から申請が行われたとき、または当事者の合意によって、その一方から仲裁の申請が行われたときに開始されることになっております。仲裁については、民事訴訟法の適用により確定判決と同一の効力を有することになっております。仲裁委員は三名とし、委員または特別委員のうちから当事者の合意によって選定せられるのであります。少くとも一人は弁護士となる資格のある者としております。また、都道府県審査会の行なった仲裁判断に対し、不服のある者は異議申立を行なつて、中央審査会による仲裁を受けることができることとしております。なお、紛争処理の手續に要する費用は、原則として当事者各自の負担と定めております。

改正の第二点は、都道府県審査会の設置に伴い、従来都道府県の建設業審議会の行なつてきた事務の重要部分が審査会に移管されま

すので、都道府県建設業審議会は、都道府県の条例により設置される任意機関とするともに、審議会の規定について所要の改正を行なつたものでございます。

本法案は、四月二十四日、本委員会に付託せられ、自ら慎重審議を重ねたのでありますが、質疑のおもなる点は、紛争処理の手續、手数料及び建設業審議会の運営等に関するものであります。なかんずく、「紛争を未然に防止するため、まず請負契約約款の完全履行をはかるべきではないか」との質問に対しましては、建設大臣から、「そのようにする方針である」との答弁がございました。

かくて質疑を終り、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

◎労働保険審査官及び労働保険審査会法

(昭三二、六、四法一二六)

一、提案理由(二月二十一日)

○倉石国務大臣 労働保険審査官及び労働保険審査会法案の提案の理由について御説明申し上げます。

御承知のごとく、労働省所管の保険といたしましては、労働者災害補償保険法及び失業保険法に基づく保険制度があり、また昨年第十二回国会において成立をみましたけい肺及び外傷性脊髄障害に関する特別保護法による給付も労災保険とあわせて運用されているのであります。

しかしてこれらの保険制度における保険給付等の決定に異議ある場合の審査機構としましては、労災保険と失業保険とにおきましてそれぞれ別個の審査機関が設けられているのであります。すなわち労災保険におきましては、第一審である保険審査官及び第二審である労働者災害補償保険審査会がともに都道府県労働基準局ごとに設置されており、失業保険におきましては第一審として失業保険審査官が、第二審として失業保険審査会が労働省に設置されているのであります。

これら審査会制度の今日までの運用の実情を見ますと、労災保険におきましては、中央の審査機関がないために審査の統一ある運用に欠ける点がありましたので、この際労働者災害補償保険審査会を

失業保険審査会と統合いたしまして、労働省に労働保険審査会を設け、審査の統一ある運用を確保するとともに同審査会を常置の機関として審査の迅速化をはかりと存するのであります。

他方労働者災害補償保険審査会も失業保険審査会とともに現行制度のもとにおきましては、労使及び公益の委員によるいわゆる三者構成となつておりますが、審査会は、本来、行政官庁の行う事故の業務上外の決定、障害等級の決定及び失業の認定等について審査を行うものであり、準司法的ないし判定的機能を有するものでありますので、裁判制度或は労働委員会における不当労働行為の救済制度におけるがごとく、公益的立場にある学識経験者のみによって構成される機関が審査し、裁決することが妥当であると存するのであります。

よつて、この際労働保険審査会の組織につきましては、社会保険審査会の例にならい、内閣総理大臣が両議員の同意を得て任命する特別職の委員をもつて構成することとしたのであります。しかし審査に当りましては労使の主張を十分聴取するため労使代表の参与を認め、その意見を十分尊重するように別に措置することとした次第であります。

以上のほか、従来の審査の実情から見ても、審査について管轄、手續等をさらに合理化する必要がありますので、審査手續につきましても改善をはかることとした次第であります。これが今回本法案を提出いたしました理由でございます。これによつて審査の統一をはかるとともに、その適正化を期したいと考へておる次第であります。

次に法案の内容について概略御説明申し上げます。

まず本法案における審査制度の概要についてであります。第一審である審査官の段階につきましては、現行制度をほぼそのまま取り入れることとし、現行の労働者災害補償保険審査官及び失業保険審査官を総称して労働保険審査官と称することいたしました。

ただ従来の各都道府県労働基準局ごとの労使三者構成の審査会を廃止いたしますので、審査官が審査を行うに当り、労使の代表が当該事案につき意見を述べることと保障する制度を採用いたしましたのであります。失業保険審査官につきましても審査の慎重を期するため同じく右の制度を設けることといたしております。なお、労働基準法上の災害補償に関する労使間の争いの審査及び仲裁につきましても、業務上外の決定、障害等級の決定等実質的に労災保険給付についての審査と全く同一内容の事案を取り扱うものであり、かつ、これと一体不可分でありますので、労災保険に関する異議の審査についての機構を整備いたしましたのに伴い、この際労災保険の場合と同じく労働者災害補償保険審査官をして取り扱わしめることとしたし、右に申し述べました労使の代表が意見を述べる制度は、この場合にも活用することとした次第でございます。

第二審につきましては、労働省に労働保険審査会が置かれることは前に申し上げたところでありますが、労働保険審査官がした保険給付に関する不服に対する審査の決定にさらに不服のある者が、この労働保険審査会に再審査の請求をすることになるのであります。その組織につきましては、さきに申し上げましたごとく、内閣総理大

臣の同意を得て任命する委員三名をもって構成されるのであります。各保険ごとに労使の代表者が再審査に当って、その意見を述べあるいは意見書を提出することができることとしたことは前に述べた通りであります。

以上のごとく、審査官の審査、審査会の再審査を経まして、なお不服のある者が裁判所に出訴することができることについては現行制度と同様であることは申し上げるまでもありません。

次に法案の定めている審査手続についてであります。審査しない再審査請求の対象となる事項につきましては、現行制度そのまま採用してあるのであります。労災保険関係については、当該負傷、疾病、死亡等の事故の業務上外の決定、障害補償費を支給するに付いて特にその障害等級の決定、平均賃金額の決定、保険の給付制限事由の有無の決定等々が、失業保険については、被保険者資格の得喪の確認、失業の認定、保険金の給付制限事由の有無の決定等々が現行制度におけると全く同様に審査事項になることは申し上げるまでもないところであります。審査しない再審査の請求の受理から始まり、本案の決定、その通知に至るまでの審査の諸手続につきましては、労働者及び事業主の権利救済の万全を期するため、現在政令で定められてある事項を法律に規定するとともにその整備充実をはかることといたしましたわけであります。

なお、本法案の作成に当りましては、社会保障制度審議会を初めとして、労働者災害補償審議会、中央職業安定審議会、けい肺審議会及び中央労働基準審議会に諮問いたしましたのであります。その答

申につきましては、これを尊重し、必要な事項は本法案に取り入れることとしたのであります。

以上提案理由を御説明申し上げたのでありますが、何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次第であります。

二、衆議院社会労働委員長報告(三月十三日)

○佐々木秀世君 たいま議題となりました労働保険審査官及び労働保険審査会法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

労働者災害補償保険及び失業保険等、いわゆる労働保険制度における審査機関の従来における運用の実績にかんがみ、審査の統一ある運用をはかることにも、その迅速適正化を期そうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

次に、そのおもなる点について申し上げます。第一は、第一審の審査官の段階については、現行制度をほぼそのまま取り入れ、審査官が審査を行うに当り、労使の代表が当該事案につき意見を述べる機会を保障する制度を採用いたしましたことであります。

第二は、第二審として労働省に労働保険審査会を置き、審査官の決定に不服ある場合、再審査を行うこととしたのであります。その機構については、従来の三者構成を改め、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命する委員三名をもってこれに充てることとしたのであります。この場合も、各保険ごとに労使の代表者が意見を述べ、あ

るいは意見書を提出できることを保障いたしましたのであります。

第三は、審査または再審査の手続について、労働者及び事業主の権利救済の万全を期し、現在政令で定められてある事項を法律に規定するとともに、その整備充実をはかることといたしましたことであります。

本案は、二月十五日本委員会に付託せられ、同二十一日倉石労働大臣より提案理由の説明を聴取、慎重審議の後、三月七日質疑を終了し、本十三日の委員会において討論に入りましたところ、自由民主党を代表して大坪保雄君より原案に賛成する旨の意見が述べられ、日本社会党を代表して岡本隆一君及び小会派クラブを代表して中原健次君より、それぞれ原案に反対する旨の意見が述べられたのであります。

次いで採決に入りましたところ、多数をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(五月二十八日)

○重盛壽治君 たいま議題となりました労働保険審査官及び労働保険審査会法案の社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

現在労働省所管の保険は、労働者災害補償保険法及び失業保険法に基く制度があり、さらに、けい肺及び外傷性脊髄障害に関する特別保護法に基く給付も、労災保険とあわせ運用されておりますが、こ